

# 横浜市水と緑の基本計画

～ かけがえのない環境を未来へ～



横 浜 市

## はじめに



横浜は、開港を契機に日本近代化の原点の地として発展してきました。市街地の広がりにもない緑や水辺の環境は減少してきましたが、人口 360 万人を有する大都市でありながら、市民生活の身近なところに、樹林地や農地、水辺など、横浜らしい魅力ある水と緑の環境が散在していることが特徴となっています。

水と緑の環境は市民生活に潤いや楽しみを広げ、生物の生息環境となる一方、雨水をゆっくり流すことによる浸水被害の軽減やヒートアイランド現象の緩和など、市民生活になくてはならない共有の財産であるといえます。

このかけがえのない環境を未来に継承するためには、水と緑が一体となった、これまで以上の総合的な取組が求められています。

今回策定した「横浜市水と緑の基本計画」は、約 20 年間の市政の指針である横浜市基本構想（長期ビジョン）と連動し、目標年次を平成 37 年（2025 年）とする、横浜の水と緑の環境を保全し創造するための総合的な計画です。

緑の七大拠点をはじめとする拠点となる緑の保全と創造、河川流域単位で展開する快適な水環境づくりや自然な水循環の回復、拠点のネットワーク化を図る水と緑の回廊形成、水と緑の環境を市民とともに楽しみながらつくり育てる取組などを推進してまいります。

横浜らしい魅力ある水と緑の環境は、横浜が活力に満ち、暮らしやすく、就業しやすい魅力ある都市として際立つためにも主要な要素となります。

また、少子高齢化、人口減少社会の到来など大きな転換期に直面しているなかで、市民が水と緑などの自然にふれあい、楽しみながら、さらに保全活動に関わることは、地域の中で市民相互のつながりができ、子育てや防犯・防災など相互により影響を与えながら広がり、ひいては地域や都市の活力につながるのではないかと考えています。

この計画の実現に向けては、市民・事業者・行政の連携・協働が何よりも重要です。特に、樹林地や農地の所有者の御協力や、水と緑の環境をまもり、つくり、育てる多くの市民の力が必要となっています。

市民・事業者の皆様とともに様々な取組を推進してまいりたいと思いますので、今後ともなお一層の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

最後に、貴重な御意見をお寄せいただいた市民の皆様、心より感謝申し上げます。

平成 18 年 12 月

横浜市長 中田 宏



# 目次

序章 横浜市水と緑の基本計画について	2
1 計画策定の目的	2
2 計画の位置付け	3
(1) 計画の位置付け	3
(2) 横浜市基本構想(長期ビジョン)との関係	4
(3) 目標年次	5
第1章 横浜の水と緑の特徴と課題	6
1 横浜らしい魅力ある水・緑環境	6
(1) 横浜の水・緑環境の特徴	6
(2) 街の発展と水・緑環境	8
(3) 横浜らしい魅力ある水・緑環境	10
2 水と緑の多面的な機能	13
3 横浜の水と緑の課題	17
(1) 水・緑環境を取り巻く社会状況	17
(2) 横浜の水と緑の現状と課題	18
(3) 市民の水・緑環境に対する意識とニーズ	24
(4) 現状施策の点検と今後の方向性	26
第2章 計画策定の視点	28
1 市民とともにまもり、創造する横浜らしい水・緑環境	28
2 水と緑が一体となった取組の推進	28
3 流域単位の計画展開	29
4 流域単位の推進計画を展開する効果	30
(1) 市民の楽しみを広げる	30
(2) 身近な自然の体感度が向上	31
(3) きれいで豊かな流れの再生	32
(4) 雨水がゆっくり流れる	33
(5) ヒートアイランド現象の緩和	35
(6) 生物多様性の確保	37
第3章 計画の目標	38
1 基本理念	38
2 将来像	38
3 横浜の水・緑環境の姿を示す指標	40
(1) 基本指標	40
(2) 流域指標	41
(3) 各指標に関する継続的な検討	42

第4章 水・緑環境の保全と創造の推進計画	44
1 基本方針	44
(1) 拠点となる緑、特徴ある緑をまもり・つくる	44
(2) 流域ごとの水・緑環境をつくり・高める	45
(3) 水と緑の環境を市民とともにつくり・楽しむ	45
2 拠点となる緑、特徴ある緑をまもり・つくる	47
(1) 緑の七大拠点の緑をまもります	47
(2) 河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点をまもります	55
(3) 市街地をのぞむ七つの丘の緑をまもります	59
(4) 海をのぞむ丘の緑をまもり、海と人とのふれあい拠点をつくります	61
(5) 都心部の水・緑づくりをすすめます	63
(6) 農のあるまちづくりをすすめます	65
(7) 市街地の緑の拠点をつくります	69
3 流域ごとの水・緑環境をつくり・高める	70
(1) 市内を流れる河川流域	70
(2) 水環境の管理	71
(3) 流域ごとの推進計画の内容	72
(4) 流域ごとの推進計画	77
4 水と緑の環境を市民とともにつくり・楽しむ	142
(1) 楽しさのある水・緑づくり	142
(2) 協働の場づくり・人づくり	150
第5章 推進施策	156
1 施策の実施にあたって	156
2 推進施策	157
(1) 樹林地の保全・活用	158
(2) 農地の保全・活用	166
(3) 公園の整備・管理運営・経営	170
(4) 緑化の推進	178
(5) 水循環の再生	184
(6) 水辺の保全・創造・管理	200
(7) 身近な生物生息環境の創出	204
(8) 環境活動の推進	206
3 横浜みどりアップ計画	208
第6章 計画の点検と見直し	212
資料編	213



鶴見川中流域





三保・新治地区



海の公園から円海山周辺方面

## 1 計画策定の目的

本市では、これまで「横浜市水環境計画」に基づいた水環境目標を達成する施策の推進、また、「水環境マスタープラン」に基づいた水量の回復や水質の向上、生物生息環境の回復、水辺の環境整備、さらに、「横浜市緑の基本計画」に基づいた樹林地・農地の保全、公園の整備、緑化の推進などに取り組んできました。

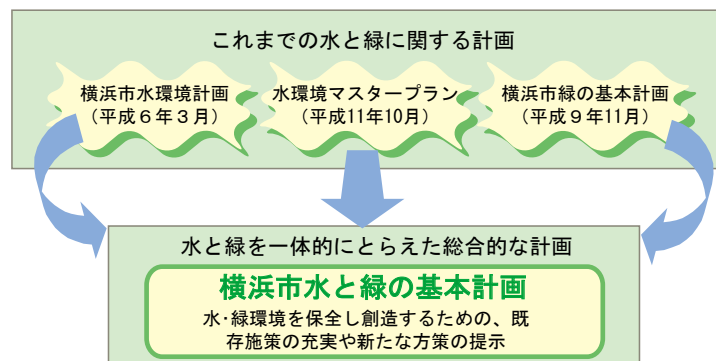
しかし、都市化の進展に伴い緑やきれいで豊かな水の流れが減少するとともに、生物生息環境の変化、ヒートアイランド現象の顕在化、一部の水域における更なる水質改善の必要性、流域の保水・遊水機能の低下による浸水被害など、様々な課題が発生しています。一方、市民の環境への関心も高まっています。

横浜らしい魅力ある水と緑をまもり、つくり、育てるためには、水と緑を一体的にとらえた総合的な計画が必要となっています。

そこで、「横浜市水環境計画<sup>※1</sup>」、「水環境マスタープラン<sup>※2</sup>」、「横浜市緑の基本計画<sup>※3</sup>」を統合した「横浜市水と緑の基本計画」を策定し、市民・事業者・行政の連携・協働により取り組みます。

なお、本計画では河川、水路などの「水」と、樹林地、農地、公園などの「緑」を一体的に扱っていくことから、これらを「水・緑環境」と呼びます。

■図 今後の水・緑環境に関する計画



※1 横浜市水環境計画 (平成6年3月)

横浜市が目指す水環境目標とそれを達成する方策を、発生源対策、生物生息環境の保全など六つの視点から提示している。

※2 水環境マスタープラン (平成11年10月)

横浜にふさわしい水環境を生み出すための総合的な整備方針。河川流域毎に、水質向上や水量回復に向けた整備方針を提示している。

※3 横浜市緑の基本計画 (平成9年11月)

都市緑地法第4条に規定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」。緑のオープンスペース確保 (樹林地、農地、公園、緑化)、緑の総量維持のための施策を提示している。







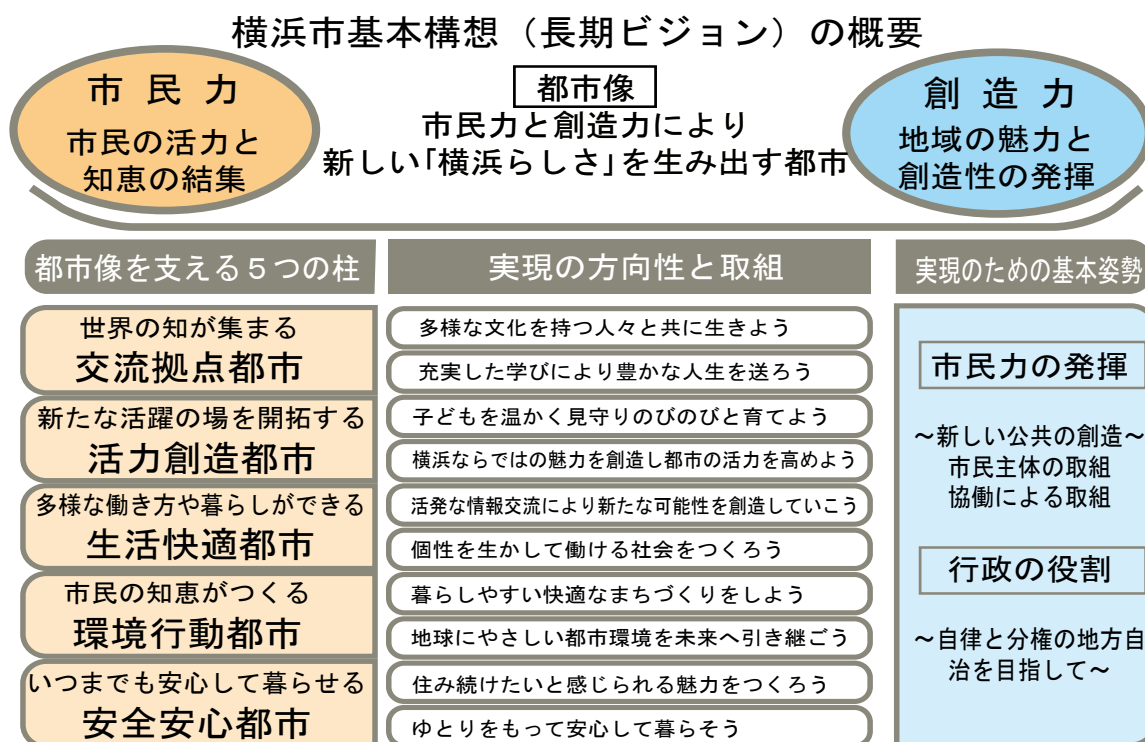
## (2) 横浜市基本構想(長期ビジョン)との関係

少子高齢社会の進行や人口減少社会の到来とともに、社会経済のグローバル化が市民生活の隅々まで広がるなど、社会の大きな転換期を迎えている現在において、これからの横浜が目指すべき姿を描くため、昭和48年に策定された「横浜市基本構想」を見直し、平成37年(2025年)を目標年次とする新たな「横浜市基本構想(長期ビジョン)」を策定しました(平成18年6月策定)。

「横浜市基本構想(長期ビジョン)」では、横浜が目指す都市像を「市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市」とし、都市像を支える5つの柱として、「世界の知が集まる交流拠点都市」、「新たな活躍の場を開拓する活力創造都市」、「多様な働き方や暮らしができる生活快適都市」、「市民の知恵がつくる環境行動都市」、「いつまでも安心して暮らせる安全安心都市」を打ち出しています。

本計画では、この「横浜市基本構想(長期ビジョン)」で示された都市像を実現する「横浜市中期計画」の基本施策を本計画の推進施策に連動させるなど、水・緑環境の施策を展開する方向を明確に示していきます。

■図 横浜市基本構想(長期ビジョン)の概要



### (3) 目標年次

---

本計画の目標年次は、「横浜市基本構想(長期ビジョン)」の目標年次である平成37年(2025年)とし、長期的な視点から水・緑環境の保全と創造に取り組みます。

また、概ね5年ごとに点検を実施し、必要に応じて計画を見直すこととします。

# 第1章

# 横浜の水と緑の特徴と課題

## 1 横浜らしい魅力ある水・緑環境

### (1) 横浜の水・緑環境の特徴

本市は360万市民を擁する大都市でありながら、市民生活の身近な場所に樹林地や農地、公園、せせらぎなど、変化に富んだ豊かな水・緑環境を有しています。

#### ① 広域的な水・緑環境の特徴

本市の地形は、東部を下末吉台地、中央部を多摩・三浦丘陵が縦断し、西部を相模原台地により形成されています。

また、多摩・三浦丘陵の丘の緑や、源流や下流が他都市にわたる、鶴見川や境川、柏尾川などによって、広域的にも連続した水・緑環境を有しています。

#### ② 市内の水・緑環境の特徴

市内には、東京湾に鶴見川、帷子川、入江川・滝の川、大岡川、宮川・侍従川が注ぎ、また、相模湾に境川とその支流柏尾川が注いでいます。

この中で鶴見川流域と境川流域、柏尾川流域を除く、5つの流域(帷子川流域、入江川・滝の川流域、大岡川流域、宮川・侍従川流域)や直接海にそそぐ小流域の集まりは横浜市内で完結した流域となっています。

河川の源流域には、こどもの国周辺地区、三保・新治地区、川井・矢指・上瀬谷地区、大池・今井・名瀬地区、舞岡・野庭地区、円海山周辺地区、小柴・富岡地区など「緑の七大拠点」があり、鶴見川や境川の中流域には「河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点」があります。これらの樹林地、農地の緑は、市域面積の約25%に相当する市街化調整区域を中心に、市街化区域に入り込むように散在しているのが特徴となっています。

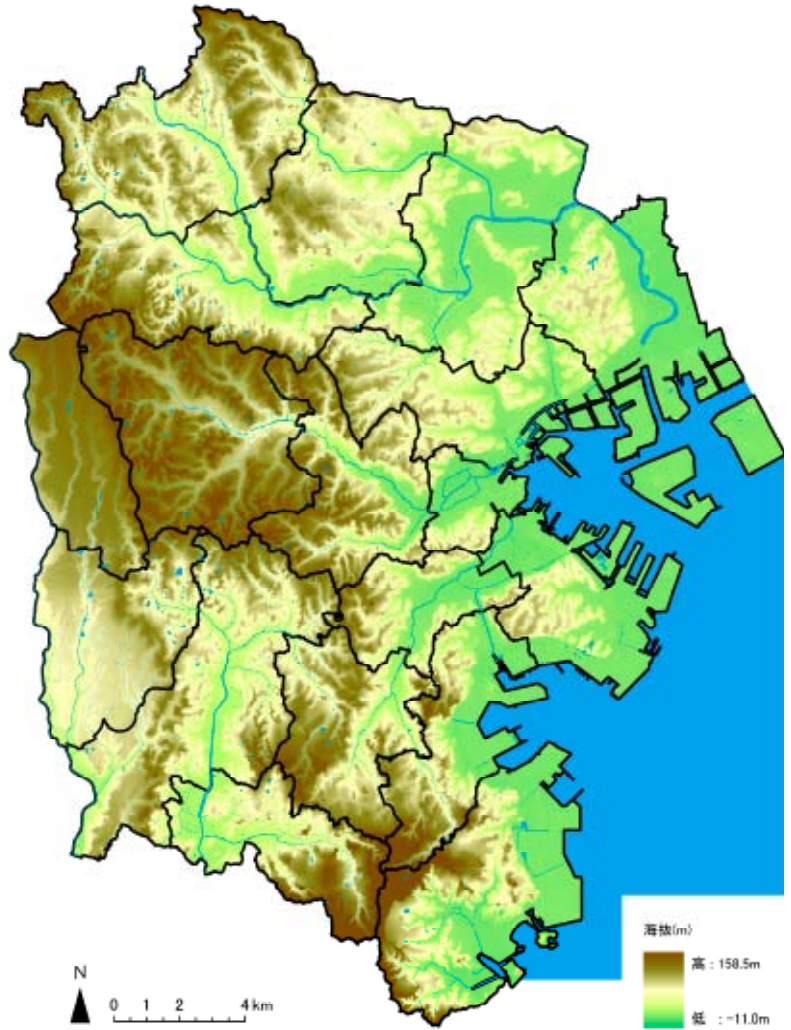
また、郊外部と都心・都心周辺部との間には「市街地をのぞむ七つの丘」、臨海部には「海をのぞむ丘」があり、市街地の貴重な緑となっています。

■図 横浜周辺の地形



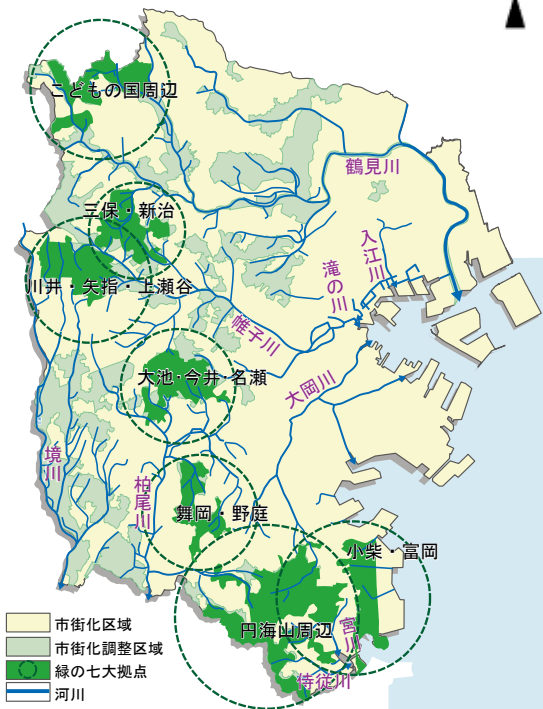


■図 横浜の地形



慶應義塾大学 石川研究室提供

■図 主な河川と緑



## (2) 街の発展と水・緑環境

### ① 江戸・明治・大正・昭和時代の埋立と水辺

横浜駅西側や関内・関外など横浜の都心部にあたる地域は、江戸時代に新田・塩田開発により埋め立てられた地域です。

海岸線沿いに、開港以降の港づくり、戦後の工業団地建設のための埋め立てなどが行われました。現在でも、埋立地との境には運河・河川が残され、都心部にも水辺が多く残っています。

入江川第三小派川



運河パーク周辺



### ② 開港とともに発展し、育まれた港町文化、街並みと公園

横浜は、安政6年(1859年)の横浜港開港とともに発展した都市です。国際貿易や外国人の居留などにより、異国情緒ある港町文化を育み、現在も、関内や山手等で港町横浜の趣きが漂う街並み、景観が維持されています。

わが国最初の洋式庭園である山手公園や、外国人居留地であった港の見える丘公園、関東大震災復興で生まれた山下公園など、歴史と共に生まれ、また全国的に著名な公園が多くあり、全国から多くの人々が訪れています。

日本大通り



ベーリック・ホール



港の見える丘公園



山下公園



### ③ 計画開発住宅地の緑と開発提供公園

大規模な住宅開発が進められた郊外部の丘陵地では、緑が計画的に配置されています。また、本市の公園総数の約7割は開発時に提供されたものです。

計画的に配置された緑道（都筑区）



開発時に提供された公園（緑区）



### ④ 360万人都市の中で守られてきた「樹林地・谷戸」と「農」

高度経済成長期に人口は急激に増加し、開発需要の強い状態が続いてきましたが、計画的な都市づくり、緑の保全策により、市の郊外部には樹林地や谷戸が残され、また、農業振興施策や農業者の努力により、都市農業の営みの中で農地が残されています。

下和泉の農地



水取沢市民の森



### ⑤ 水と緑がある都心臨海部

みなとみらい21地区や横浜駅周辺などでは新たな街づくりが進み、水と緑の景観が創出され、新たな「横浜らしさ」が生まれつつあります。

みなとみらい21地区



ポートサイド地区



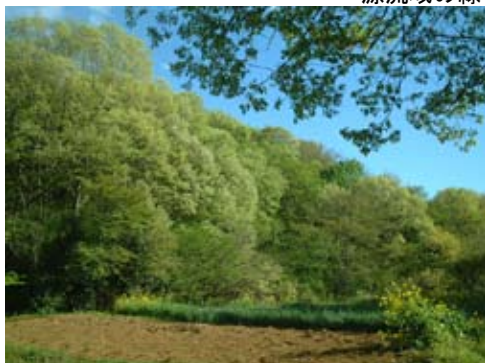


### (3) 横浜らしい魅力ある水・緑環境

「緑の七大拠点」を中心に、郊外部にはまとまった樹林地・農地があり、これらを源流とする幾筋もの河川が市街地を縫うように流れ、海までつながっています。

河川を軸として、森、丘、海へと連なる流域の中で、魅力ある水・緑環境が市民生活の身近な場所に散在していることが、横浜の水と緑の特徴となっています。

源流域の緑



谷戸と里山



市街地に残る斜面緑地



うるおいのある河川



河川沿いに広がる田園風景



彩りのある公園



# 横浜の水と緑の特徴と課題

みなとと緑



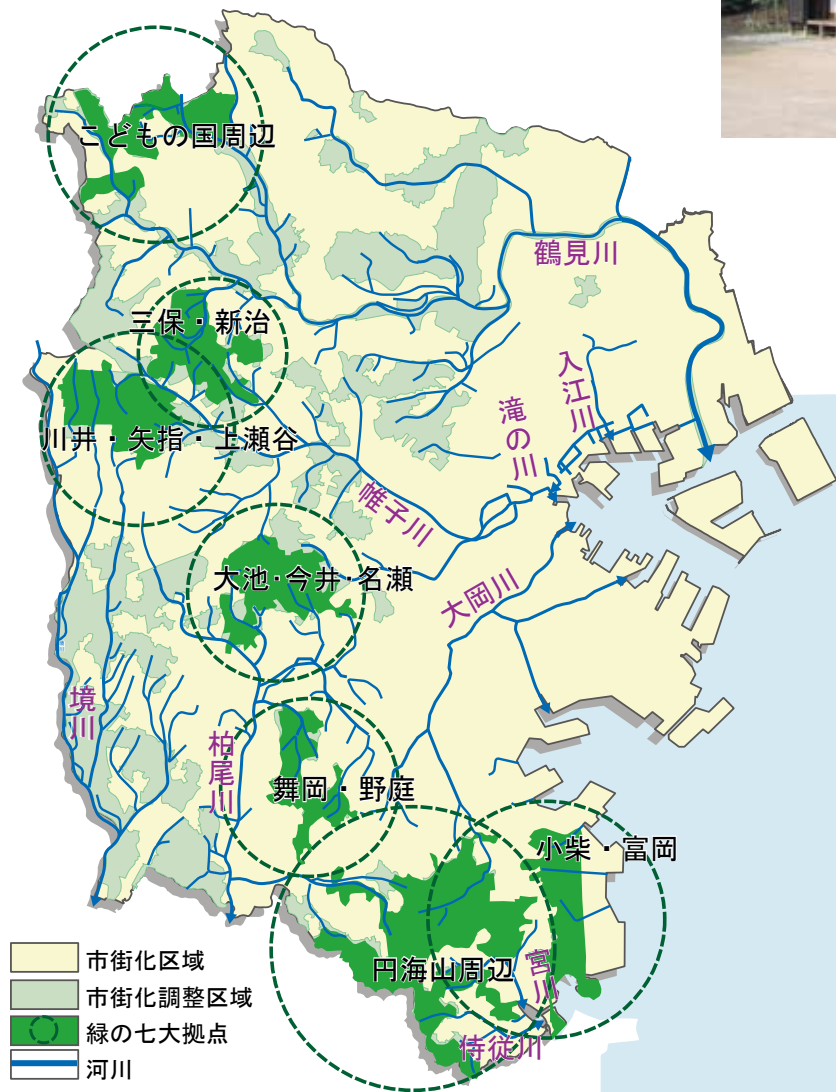
街並みの美観を高める並木



歴史・文化を育む水と緑



■ 図 主な河川と緑



## 横浜公園・日本大通り・山下公園

野球のメッカである「横浜公園」から、大木のイチョウ並木が茂る「日本大通り」を抜けると、我国屈指の臨海公園である「山下公園」にたどり着きます。

関内地区の緑の軸線を形成するとともに、明治から今日まで、多くの市民や観光客の憩いの場所となっています。

また、この3つの歴史的資産は、国の登録記念物としての価値が認められており、既に国の名勝に指定されている山手公園とあわせて、大変名誉なことです。

### 【横浜公園（<sup>ひが</sup>彼我公園）】

横浜公園の開園は明治9年。横浜では山手公園に次ぎ2番目に古い公園で、横浜市発展の歴史とともに歩んできました。設計はイギリス人R. Hブランドンによるもので、開園当時は「<sup>ひが</sup>彼我公園」と呼ばれていました。「彼」とは外国人、「我」とは日本人のことであり、横浜初の共用の公園でクリケット場もありました。

明治42年には、横浜市の管理となり、震災前まで日本庭園や桜の名所として親しまれていました。大正12年の震災時には避難地となり、約4万人もの多くの市民が助かりました。

震災後の昭和4年には、野球場、野外音楽堂、子供の遊び場としてよみがえり、昭和9年には、日米対抗野球が行われ、ベーブ・ルースやルー・ゲーリックがプレーしています。

戦後は米軍に接收されましたが、昭和27年には接收解除となり、「平和球場」と命名され、高校、大学、ノンプロ野球の熱戦が繰り広げられました。

昭和53年には、『子ども達が身近にプロ野球を観戦できるように』との思いを込め、「横浜スタジアム」が完成しました。この球場は、松坂投手をはじめ多くの高校球児が育ち、松井選手が場外ホームランを打つなど、現在、アマチュアからプロまで利用されています。

### 【日本大通り】

横浜公園から海岸通りにかけての沿道には、横浜地方裁判所、神奈川県庁など歴史的建造物が建ち並び、幅員36m、全長430mの「日本大通り」が緑の軸線を形成しています。

慶応2年の「豚屋火事」の大火により関内地区の大部分が消失したことから、横浜公園と同じR. Hブランドンにより、「防火帯を兼ねた街路」として設計され、明治12年に完成しました。

大震災の復興整備で車道幅員が大幅に広げられ、イチョウが植栽され、現在では樹齢80数年の約50本のイチョウが夏には木陰をつくるとともに、秋には黄色く色づき、歩行者に潤いを与えています。歩道は、7.5mから13.5mに拡幅され、明治の創建時のイメージが復活し、オープンカフェやフラワーショップなどでも利用されています。

### 【山下公園】

山下公園通りは明治から大正にかけ「海岸通り」と呼ばれ、海に面した散歩道として多くの人に親しまれてきました。震災により海岸通りの前が瓦礫捨て場となり、震災復興事業で4年をかけ、昭和5年に、我国初の臨海公園として誕生しました。

昭和10年には、復興記念大博覧会が開催されるなど、多くの市民や観光客で賑わっていましたが、戦後、連合軍に接收されました。

昭和29年から接收が解除されはじめ、荒廃した園地を復旧し、昭和63年の横浜博覧会にあわせ、東側部分に「世界の広場」を整備。平成10年には、臨港鉄道線を撤去するのに伴って再整備を行い、公園の西側は創建時の姿をほぼ再現しました。

これにより、山下公園通りと山下公園そして海が一体となり、さらに、みなとみらい線の開通により、現在は年間約750万人の市民や観光客で賑わっています。

横浜公園の噴水



日本大通り



日本大通りを見まもる  
ブランドン像（横浜公園）



山下公園通り



山下公園と海





## 2 水と緑の多面的な機能

水と緑は、自然環境を形成する主要な要素であり、様々な機能があります。本計画では、これらの水と緑の様々な機能を活用した水・緑環境づくりを進めます。

### 〔環境保全機能〕

樹林地や農地、河川などは生物生息環境となっています。さらに、水や緑が、まとまりやつながりを持つことにより、生物多様性が確保されることが期待できます。

また、樹林地や水面などは水分の蒸発により、空気を冷やす機能があります。市街地に緑を増やすことで、風の道となる連続的な水・緑環境が形成され、あわせて排熱抑制を進めることで、ヒートアイランド現象を緩和する効果があります。

### 〔生産基盤機能〕

農地は、市民に新鮮で安全な農産物を供給する貴重な生産資源です。都市化に伴い減少が続けていますが、コマツナやカリフラワーなどでは全国有数の生産量をほこる都市農業が営まれています。また、農地は生産の場としてだけでなく、農体験や教育の場、防災等、多面的な機能の発揮が期待されます。

また、里山では、以前は薪や竹の子の生産など、生活を支える存在でしたが、近代的な生活の中でその価値を失いつつありました。しかし最近では、農林業の場以外の景観、環境教育、レクリエーションや生物生息環境として、その重要性が見直されています。

### 〔防災機能〕

公園は、震災時などにおいて安全な避難地、被災後の救援・救護の拠点となる貴重なオープンスペースです。また、河川や緑化された道路は、避難路や火災の延焼を防止する機能があります。

平成7年の阪神・淡路大震災や、平成16年の新潟県中越地震においても公園や街路樹の防災機能の重要性が実証されています。

### 〔保水・遊水機能〕

樹林地や農地などの緑は、雨を大地にしみ込ませ、蓄えるなど、市街地などで浸透区域を増やし、雨水の流出量を抑制して浸水被害を軽減する大きな役割を担っています。

### [スポーツ機能]

公園等での屋外スポーツの魅力は、緑で囲まれた快適な空間で様々なスポーツを楽しむことです。競技スポーツから、健康づくりの散策まで、様々な場面でスポーツを楽しむ、運動を楽しむことができる場となります。さらに、スポーツは健康増進や健康的な市民生活へとつながります。

### [レクリエーション機能]

余暇時間の増加や少子高齢化等により市民のライフスタイルが変化し、多様化している中で、それぞれの地域のニーズを踏まえて、レクリエーションの場を充実していくことが求められています。水と緑はその魅力を活かし、自然とのふれあいや、休息、地域の憩いと潤いの場を提供し、市民の心に安らぎと活力を与える機能があります。

### [景観形成機能]

水と緑には街に潤いや安らぎをもたらす景観を形成する機能があります。河川沿いの「斜面緑地」、田園や谷戸の「農の景観」、街路樹など街並みの美観を高める「道の景観」など、樹林地、農地や歴史的資産などの地域資源を活かすことにより、市街地における魅力的な景観が創出されます。

### [環境教育機能]

樹林地や農地、水辺などは、市民が身近に水・緑環境とのふれあいを体験できる場であるとともに、次世代を担う子どもたちの自然体験の場と機会を提供する機能があります。

また、自然とのふれあいを楽しみながら、その大切さに気づき、水・緑環境をまもり、育てる行動につながる、環境教育や環境活動を進める場が身近にあることが重要です。

### [コミュニティ機能]

公園や水辺のオープンスペースは、地域での様々な活動の場として利用されます。子供の遊びや散策などの日常の利用を通じて、また、まつりやバザー、防災訓練等の利用により、地域内での交流が生まれます。また、愛護会活動により地域で支えられる公園等は美しく維持されています。

公園等の利用や愛護会活動を通じて、住民同士の交流が盛んになることや、地域を見る目、気にする目が多くなることにより、地域の安全などの課題の解決につながる効果も期待できます。

## 鎮守の森・里山の森

横浜の森には、いくつかのタイプがあります。その中の代表的な森が、「鎮守の森」と「里山の森」です。

「鎮守の森」とは、神社の森（社林<sup>やしりりん</sup>）だけではなく、広く地霊をまつた森のことです。そのため、この森には横浜の本来の植生である、ふるさとの木を認めることができます。横浜におけるふるさとの木の主木は、スダジイ、シラカシ、アカガシなどの常緑広葉樹です。ふるさとの木によるふるさとの森、これが「鎮守の森」本来の姿です。しかし、このタイプの森は、都市化の進展等により減少しています。また、スギやイヌマキなどの常緑針葉樹が混交した森も見られています。

一方、「里山の森」とは、昭和30年代まで、薪炭林として農家により維持管理されてきた森のことです。この森を構成する樹種は、コナラ、クヌギ、エゴノキ、オオシマザクラなどの落葉広葉樹です。そして、材や枝を炭や薪として利用するために、10年前後で伐採更新され、これを5、6回繰り返すことができたといわれています。こうして人手を加えながら作られてきた雑木林、これが横浜では「里山の森」です。「里山の森」は、芽吹きや花、新緑、深緑、紅葉など、四季折々違った姿を見せてくれます。また森の中には多様な野草や樹木、昆虫や鳥などが生息しています。現在では、市民の森に指定され、市民が自然とふれあえる場として利用されているものもあります。本市ではこのタイプの森を多く見かけることができますが、維持するために必要な、下草刈り、枝打ち、間伐などの作業をどのように現代に復活させるのが、大きな課題になっています。

伊勢山皇大神宮の樹林地（社林<sup>やしりりん</sup>）



泉区内の樹林地（雑木林）





## 公園緑地の震災時の機能

### 【震災時における公園緑地とは】

平成7年1月17日に発生した「阪神・淡路大震災」は、震度7を記録する直下型の地震によって多くの被害をもたらしました。この震災時には、公園緑地は延焼防止帯としての機能や避難・救援活動などの様々な役割を果たし、公園緑地の防災機能が改めて再認識されました。

また平成16年10月23日に発生した「新潟県中越地震」でも、公園緑地は地域の避難場所や防災活動拠点として活用されるとともに、自衛隊等による被災市町村への物資の配送等の支援活動拠点となるなど、復旧・復興の拠点としての機能を発揮しました。

このようなことから震災時における公園緑地には、以下の機能が求められます。

- ①避難（一時避難、広域避難）
- ②災害の防止と軽減及び避難スペースの安全性の向上
- ③情報の収集と伝達
- ④消防・救援、医療・救護活動の支援
- ⑤避難及び一時避難生活の支援
- ⑥防疫・清掃活動の支援
- ⑦復旧活動の支援
- ⑧各種輸送のための支援

公園が延焼防止帯として機能



### 【横浜市の取組】

横浜市では、「横浜市防災計画（震災対策編）」において、公園緑地を「安全な避難場所や避難路のほか、仮設住宅用地、救援活動の拠点、火災の延焼阻止空間等」として位置づけており、計画的な整備を推進しています。

今後は、災害時に避難場所となる公園の整備や既存公園の再整備・改良における災害予防の取組を進めます。また、復旧・復興の拠点となる公園と一時避難場所や地域の防災活動拠点となる公園とのネットワーク化を図り、それぞれの公園緑地の役割分担を明確にしながら、防災機能の強化を図っていきます。

防災公園のイメージ



駐車場を拠点として活用



写真・イメージ図提供：国土交通省公園緑地課

### 3 横浜の水と緑の課題

#### (1) 水・緑環境を取り巻く社会状況

##### ① 総合的な水・緑環境づくりの必要性

本市では、高度経済成長期の公害や、樹林地、農地など緑の減少などに対し、まだ法制度が整う前の段階から、本市独自の施策を展開してきました。全市域で下水道が概ね普及したことや有害化学物質等の事業場への適切な規制指導から、環境への負荷は大幅に減少し、公園や市民の森などの整備も着実に進むなど、一定の効果을上げてきました。

しかしながら、都市化によるヒートアイランド現象の顕在化や、生物生息環境の減少、大雨時に浸水被害が起きやすくなるなど、水と緑に関する施策を個別に進めるだけでは対応しきれない課題もでてきています。

より高い水準の横浜の水・緑環境を、市民・事業者・行政が連携・協働して創造し、次世代に引き継ぐためには、水、緑、大気などを個別の環境要素としてではなく、総合的、一体的に捉えることで、これまで個別に進めてきた水と緑を一体的に捉えた総合的な水・緑環境づくりが必要となります。

##### ② 水と緑の持つ多面的な機能に着目した法制度の整備

近年、生物多様性の保全や生態系の維持、生活環境の向上といった観点から、水と緑を、国民生活を支える社会資本として位置づけ、保全、創出する社会的認識が高まっています。これに伴い、自然環境や水辺空間の保全、景観形成など水と緑の多面的な機能に着目した法制度の整備が進められています。

本市においては、市街地に接しているまとまりのある農地も、多面的機能をもつ貴重な社会資本としてとらえ、これら社会的背景や法制度の整備の進展を踏まえた水・緑環境の整備が求められています。

#### ※社会資本整備の動向

都市再生プロジェクト（平成13年）、新・生物多様性国家戦略（平成14年）、社会資本整備重点計画（平成15年）、首都圏の自然環境インフラのグランドデザイン（平成16年）、ヒートアイランド対策大綱（平成16年） など

#### ※法制度の整備動向

市民農園整備促進法（平成2年）、生物多様性条約（平成4年）、河川法改正（平成9年）、食料・農業・農村基本法改正（平成15年）、特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律（平成16年）、景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（景観緑三法）（平成16年）、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成17年）、農業経営基盤強化促進法改正（平成17年）

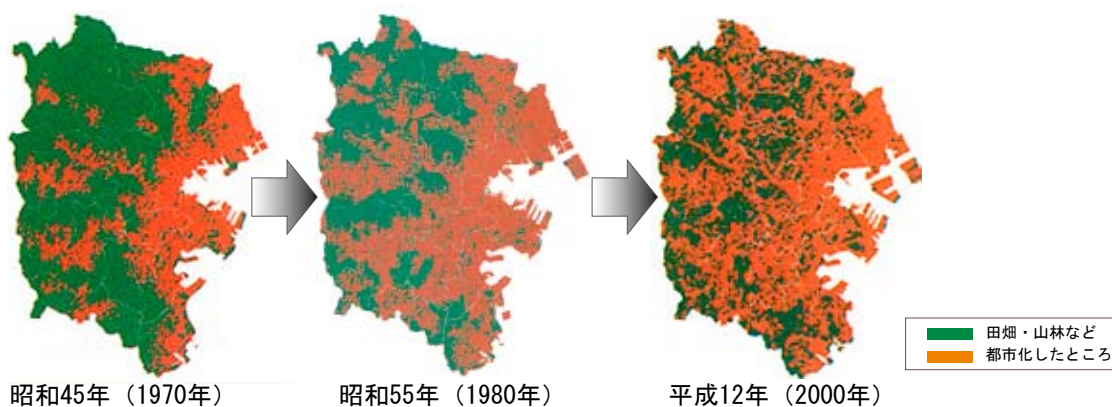
## (2) 横浜の水と緑の現状と課題

### ① 緑の減少

都市化に伴い、市内の緑は減少を続けています。昭和50年には市域面積の45.4%であった緑被率<sup>\*</sup>は、平成16年には31.0%まで減少しました。

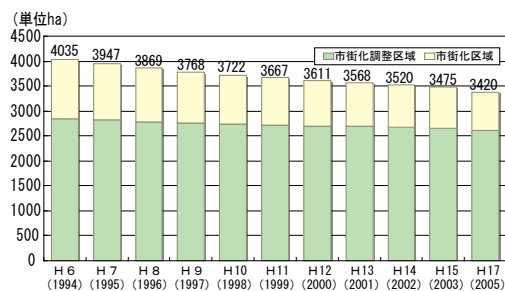
近年、大規模開発は少なくなり、斜面地を利用した地下室マンションの建設について制限が加えられたことにより、緑の減少スピードは鈍化していますが、依然として市街化区域の樹林地、農地を中心に減少が続いています。これは、土地所有者の高齢化や相続の対応等による住宅等への転用が主な要因と考えられます。

■図 横浜の緑の移りかわり

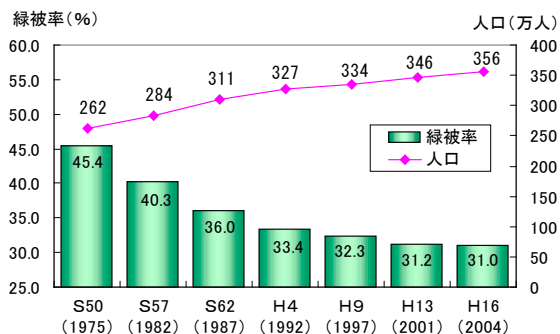


■図 農地面積の推移

固定資産税概要調査より

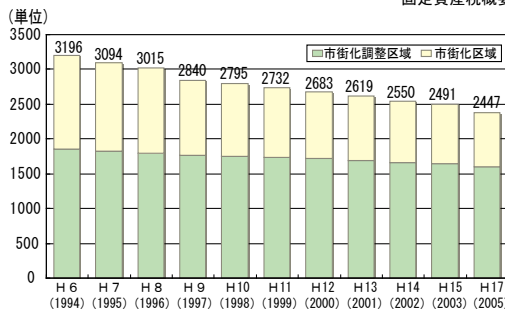


■図 横浜市の人口と緑被率の推移



■図 樹林地面積の推移

固定資産税概要調査より



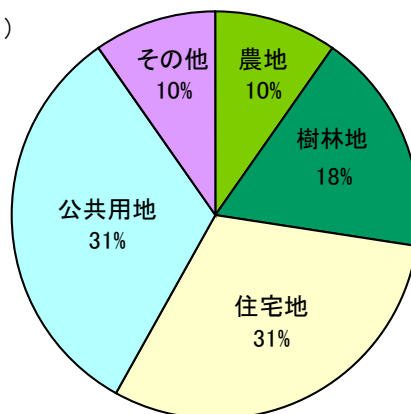
### ※緑被率

航空写真によって上空から緑の割合をとらえる方法。市内の緑被（樹林地や農地、草地に覆われた）面積を抽出し、市域面積に占める割合を示したものの。



また、市街化区域における緑被の分布をみると、公共用地および住宅地に、約6割の緑被が分布しています。樹林地、農地が減り続ける状況で、公共用地の緑化とともに、住宅地においても、市民との協働により緑を増やすことが重要となります。

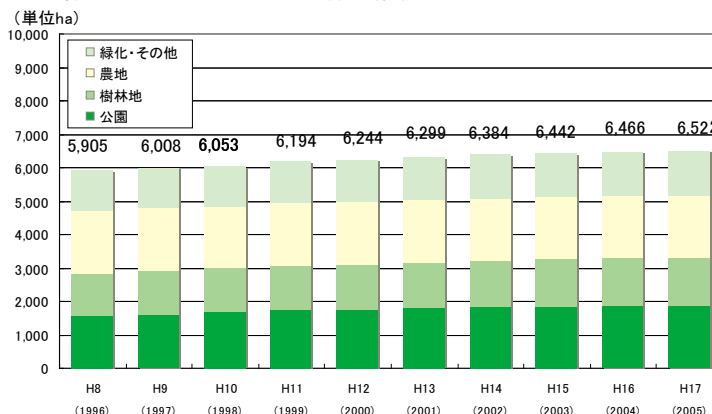
■図 市街化区域内における緑被の分布  
平成16年(2004年)



注意：住宅地には商業、業務用地等を含む

これまでの「横浜市緑の基本計画」において市域面積の20%確保を目指してきた「緑のオープンスペース」\*は、平成17年度末で市域面積の15.0%の確保状況となっています。

■図 緑のオープンスペース確保の推移



※緑のオープンスペース

主に行政が主体となって確保することを目標としている樹林地、農地、公園、緑化などによるオープンスペース

■図 緑のオープンスペース確保の推移(内訳)

	H8(1996)	H9(1997)	H10(1998)	H11(1999)	H12(2000)	H13(2001)	H14(2002)	H15(2003)	H16(2004)	H17(2005)
公園 (ha)	1,576	1,624	1,668	1,751	1,776	1,796	1,830	1,858	1,876	1,890
樹林地 (ha)	1,267	1,288	1,298	1,323	1,333	1,346	1,376	1,402	1,411	1,423
農地 (ha)	1,858	1,870	1,871	1,868	1,870	1,864	1,860	1,861	1,856	1,836
緑化・その他 (ha)	1,205	1,227	1,216	1,251	1,265	1,292	1,317	1,321	1,322	1,372
合計 (ha)	5,905	6,008	6,053	6,194	6,244	6,299	6,384	6,442	6,466	6,522
市域面積に対する割合 (%)	13.6	13.9	14.0	14.3	14.4	14.5	14.7	14.8	14.9	15.0

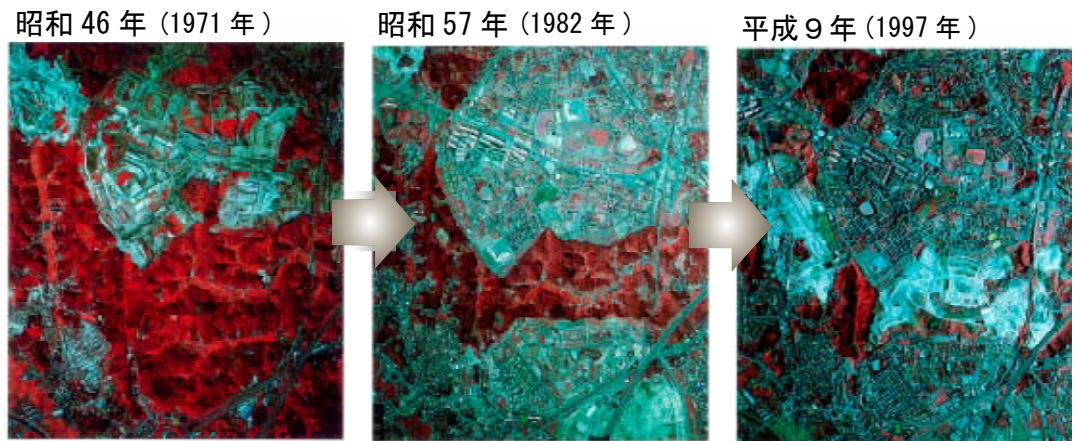
## ② 生物生息環境の変化とヒートアイランド現象の顕在化

緑の減少に伴い、まとまりのある樹林地や農地、斜面緑地が分断され、孤立化が進行しています。陸域の生物生息の場となるまとまりのある樹林地などの孤立化は、その生息に影響を及ぼしています。

河川では、雨水を涵養する樹林地や農地が減少することにより、平常時の水量が減少するとともに、護岸整備により治水上の安全性が向上する一方で、水辺の自然が失われてきており、水域の生物生息環境にも影響を及ぼしています。

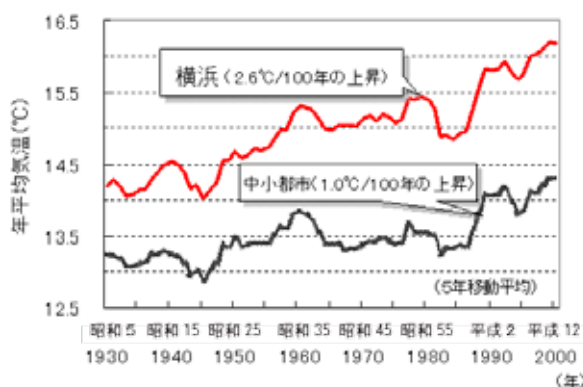
市街地内の水路では、機能を優先してきたことからコンクリートで固められ、水辺に近づける親水性や生物生息環境などが減少し、自然的環境に乏しい水路が多くなっていますが、近年自然的環境に配慮した河川などの整備も進んできています。

■図 宅地開発による大規模な緑の減少と孤立化（青葉区）



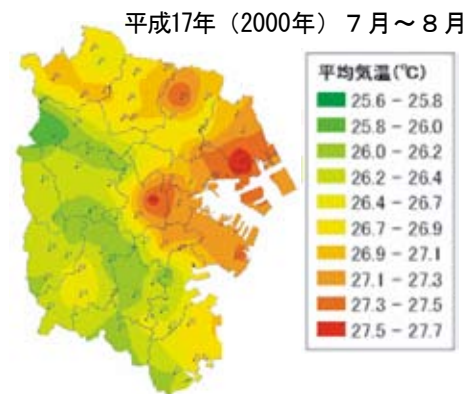
緑や水辺の減少、地表面がコンクリートやアスファルトに覆われることなどにより、地表面から大気中への水分の蒸発が減少し、加えて自動車や空調の使用に伴う人工排熱の増加により、ヒートアイランド現象が顕在化しています。

■図 横浜市と中小都市の年平均気温の経年変化



出典：横浜市ヒートアイランド対策取組方針

■図 夏の平均気温

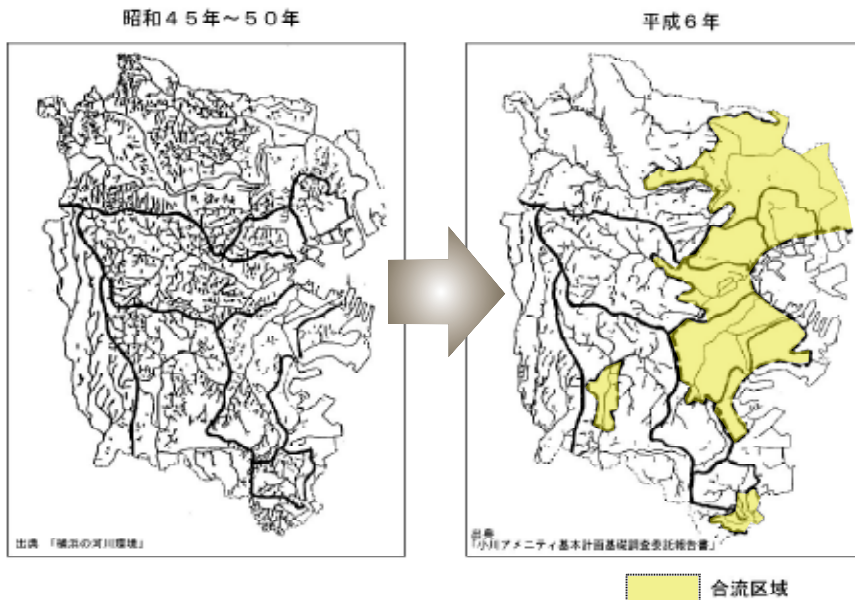


出典：横浜市ヒートアイランド対策取組方針

③ 水環境の変化

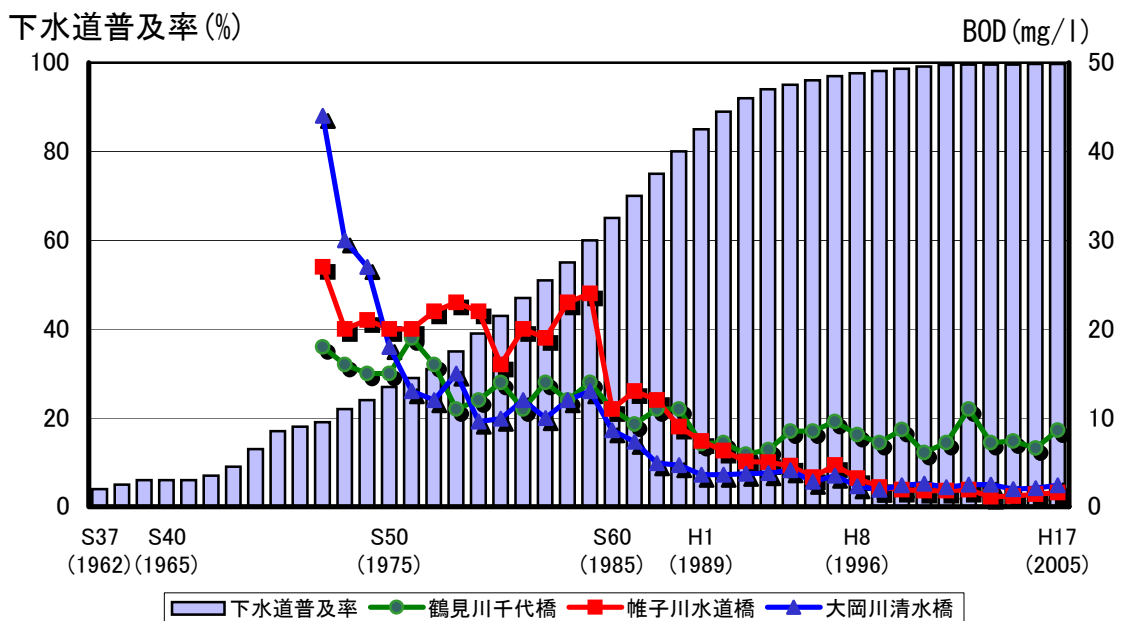
下水道整備などに伴い、水路の暗渠化や埋立によって、身近な水面が減少しました。特に、早い時期から合流式で下水道を整備している地域では、その減少が著しい状況です。

■図 水路の減少



昭和40年代からの積極的な下水道の整備により、下水道普及率が99.7%（平成17年度末）となるなど生活排水対策が進んだこと、また事業場の排水規制が進められたことにより、河川の水質改善は確実に進んできています。一方、これまでの「横浜市水環境計画」において水域区分ごとに設定した目標の達成状況を見ると、一部の河川や海域で達成率の低い状況が続いています。

■図 下水道普及率と主な河川における水質の推移





■表 水質目標の達成状況（河川・海域）

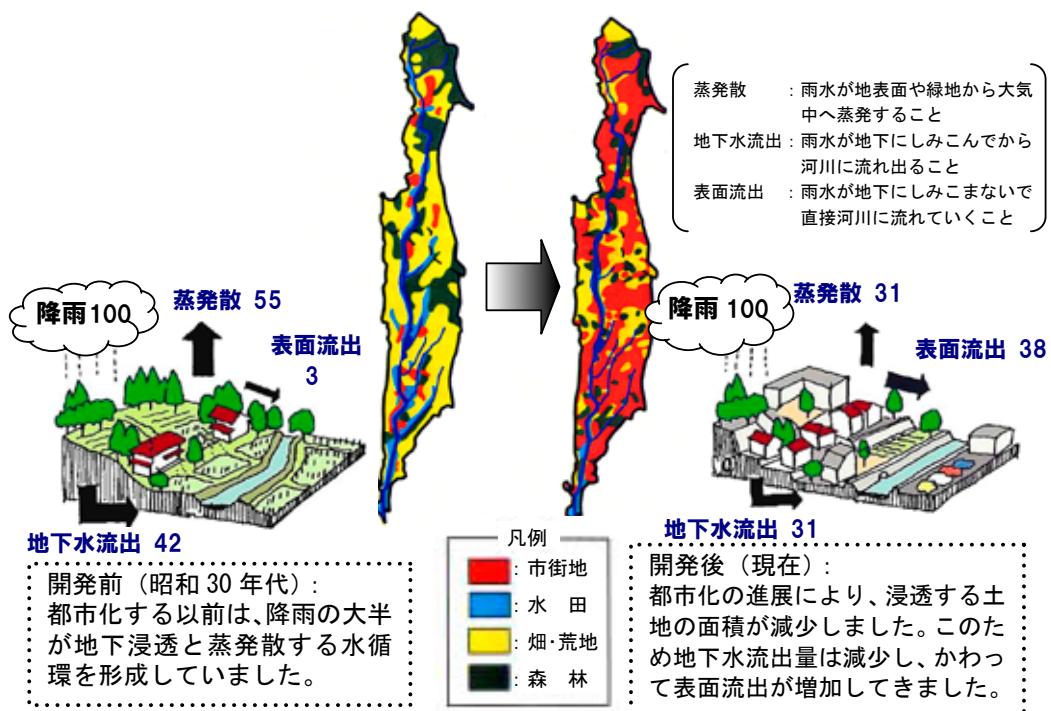
河川域の目標達成状況（達成率）			
	H5(1993)	H10(1998)	H15(2003)
全水域の一律達成目標			
健康項目（除、ホウ素）	全地点で達成	全地点で達成	全地点で達成
水域ごとの達成目標			
BOD	31%	59%	68%
海域の目標達成状況（達成率）			
全水域の一律達成目標			
健康項目	全地点で達成	全地点で達成	全地点で達成
水域ごとの達成目標			
COD	13%	0%	0%
窒素	13%	25%	13%
りん	13%	25%	13%

※ %は達成地点/観測地点



建物の屋根やアスファルト舗装など雨水が地下に浸透しにくい面積が増え、従来ゆっくりと河川に流出していた雨水が短時間で流出するようになりました。このため、平常時の河川流量は減少し、雨天時の河川への表面流出量が増大し、浸水被害が起きやすくなっています。

■図 土地利用と雨水流出量の変化（和泉川流域）



## 下水道できれいになった水だから ボクたち住めるんだ!

### 水再生センターで子供たちと「アユ放流式」



環境創造局中部水再生センターでは、下水道の役割を通して水環境を守ることの大切さを市民にPRするために、平成4年から毎年6月の環境月間にあわせて、地元小学生を招いてセンター内のせせらぎにアユを放流しています。

アユの小さいながら俊敏に泳ぐ様を見て、小学生たちは口々に「アユって素早いね!元気に育ってね!」とエールを送っています。

右の写真はその時の様子です。下水道キャラクターの“かばのだいちゃん”も放流式に参加して式を大いに盛り上げています。

中部水再生センターのアユ放流式



### 【水処理について】

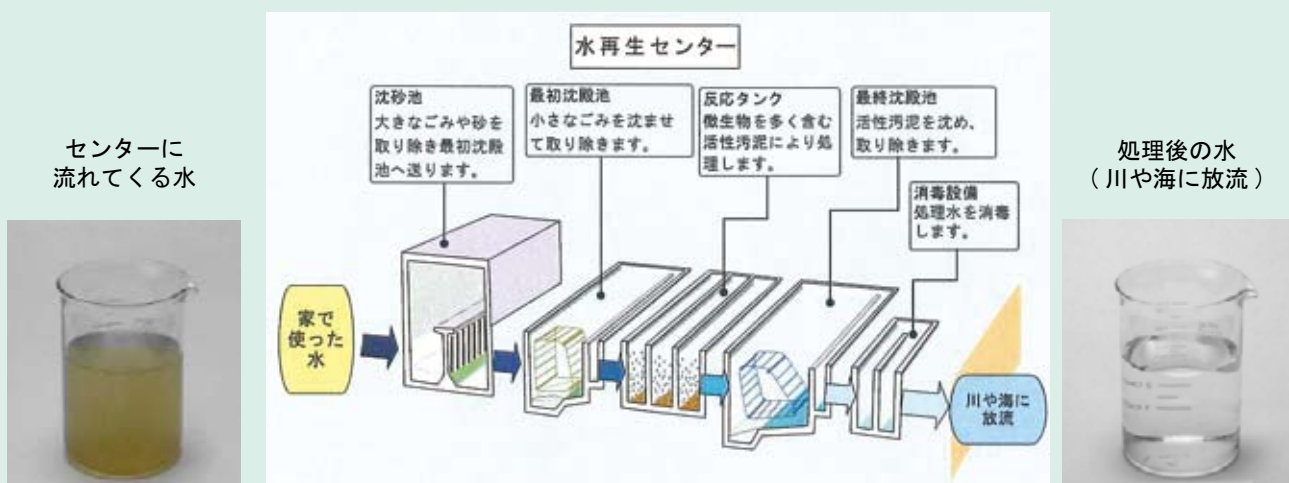
河川などの自然界では、水中に浮遊、あるいは石などに付着した微生物が水中の酸素を利用して汚れ(有機物等)を分解(自然界の浄化作用)しています。

皆さんが普段の生活から流す下水を処理するためには、空気を吹き込みかくはんするなど、自然浄化作用と同じような状況を作ることによって、様々な微生物が下水中の汚れ(有機物等)を栄養源として利用して繁殖することで除去され、この微生物が固まりとなって沈む(泥となる)ことで下水が浄化されます。

これら微生物は、食物連鎖を通じて繁殖しますが、酸素がない状態でもがんばって生きるものもいます。

川から注ぐ海の水もきれいになるよう、水再生センターは横浜の水環境のために24時間働いています。

### 下水処理の仕組み



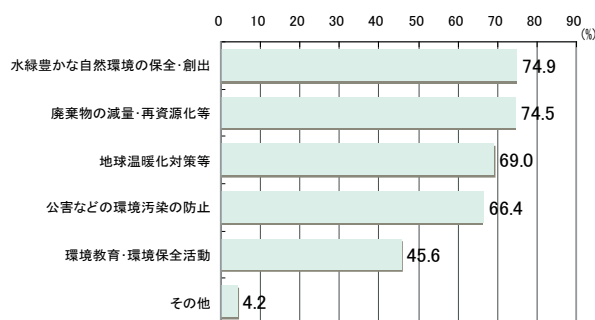
### (3) 市民の水・緑環境に対する意識とニーズ

#### ① 水・緑環境に対する高い関心

「横浜市環境管理計画に関する意識・実態調査」(平成17年2月)の結果から、「水・緑豊かな自然環境の保全・創出」が最も関心の高い問題としてあげられています。

■ 図 関心のある環境問題について [複数回答]

(横浜市環境管理計画に関する意識・実態について〈平成17年〉より)



#### ② 身近な水・緑環境への要望

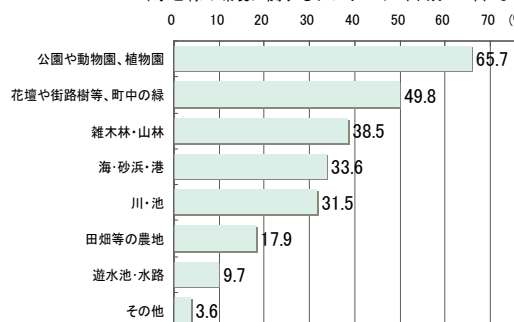
「水と緑の環境に関するアンケート」(平成17年8~9月)では、市民が住んでいる場所の近くにある水や緑の環境の中で「快適」と感じる空間として、「公園や動物園、植物園」や「花壇や街路樹等、町中の緑」などがあげられています。

また、身近な場所にあったらよいと思う水と緑の空間については、「緑豊かで芝生が広がる広場や森林公園」や「花や緑であふれた散歩道がある水辺」、「噴水やせせらぎなど水辺がある公園」などがあげられています。

一方、5割を超える人が「オフィス街」、「駅前など人が集まる場所」での緑について、量・質共に不十分であると感じています。

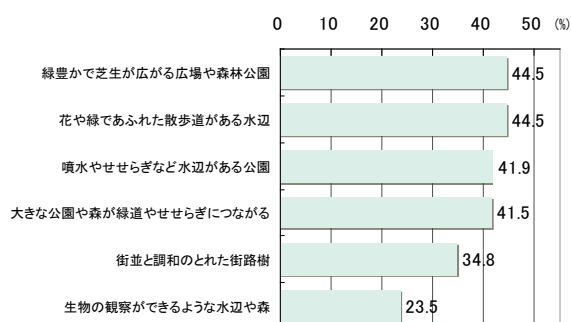
■ 図 お住まいの近くにある水や緑の環境の中で、「快適」「心地よい」と感じる空間はどこですか [三つまで回答]

(水と緑の環境に関するアンケート〈平成17年〉より)



■ 図 身近な場所にどのような水と緑の空間があったらよいと思いますか [複数回答]

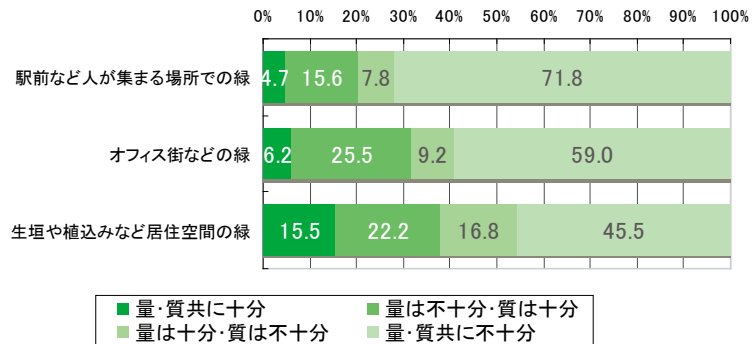
(水と緑の環境に関するアンケート〈平成17年〉より)(上位6位を抜粋)





■図 身近な緑の印象について [それぞれ一つずつ選択]

(水と緑の環境に関するアンケート〈平成17年〉より)(街や居住空間での緑の印象について抜粋)

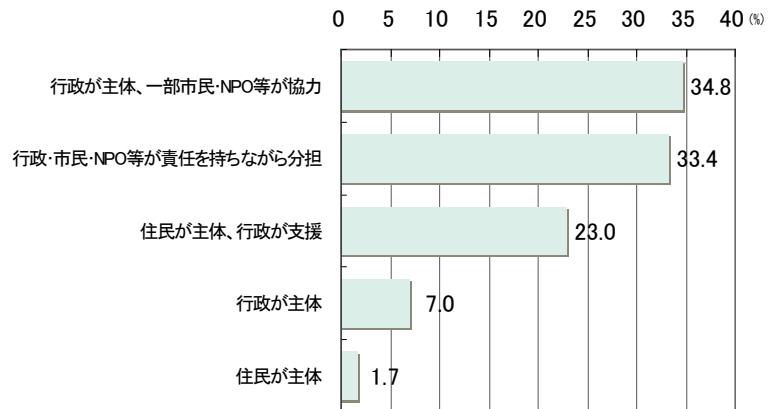


③ 水・緑環境と市民の関わり

水・緑環境づくりに対しては、市民・行政が協力・分担すると良いと思う市民が多く、その活動に際しては人的支援や情報提供等が必要であるとの意見が上位にあげられています。

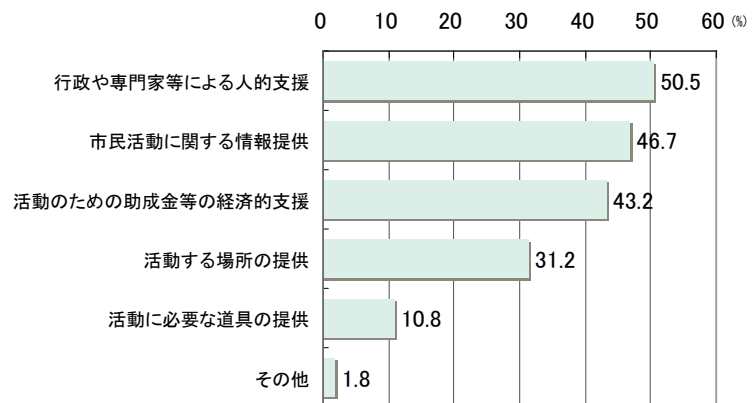
■図 水と緑の環境づくり(維持管理なども含む)をどのように行えば良いと思いますか [一つ回答]

(水と緑の環境に関するアンケート〈平成17年〉より)



■図 今後、市民が水と緑の環境づくりに関わっていくためには、どのような支援が必要だと思いますか [一つ回答]

(水と緑の環境に関するアンケート〈平成17年〉より)



## (4) 現状施策の点検と今後の方向性

### ① 樹林地施策

市街化区域の樹林地は、維持費・相続税等の負担等が主な要因となり減少しており、特に斜面緑地が失われています。また、市街化調整区域の樹林地は、都市計画法による開発許可が不要な施設などの立地により減少している傾向があります。

そのため、税・管理費などの維持費対策、相続の対策など、樹林地の所有者が持続的に保有できるしくみをつくり、土地利用規制とあわせた緑地保全施策の展開を図る必要があります。

### ② 農地施策

販売農家の従事者の約半数は60歳以上と高齢化が進んでおり、また、現行の土地税制により、市街化区域の宅地化農地、市街化調整区域で農業専用地区などの地域指定が無い農地の減少量が大きく、一方で、特区農園など市民農園制度が拡充され、農体験に対する市民ニーズもさらに高まっています。

そのため、農業振興策の拡充や農業の担い手づくりなどによる、市民生活に身近な農環境を保全するとともに、市民利用型農園の設置を促進するなど、宅地化農地や地域指定のない農地への対応が必要となっています。

### ③ 公園施策

公園整備量は少しずつ増えていますが、用地買収にかかる財源確保が難しくなっており、地域によって整備の格差が生じています。

そのため、身近な公園の地域格差やスポーツ需要に対応した公園の計画的な確保の推進を、立体都市公園や借地公園などの新たな制度を活用し、用地買収費を抑えた整備手法により推進する必要があります。また、他の公共用地、福祉施設、既存施設との複合利用による整備も必要です。

### ④ 緑化施策

都心部、既成市街地は緑が少なく、街の潤いが不足しています。

そのため、緑豊かなまちづくりに向けた市民の緑化運動を、市民・事業者との協働により展開することや、都市緑地法の活用により建築物を建てる際の緑化を進める仕組みづくりなど、市街地の緑化を推進する制度を拡充します。

### ⑤ 水循環施策

都市化の進展による雨水浸透面積の減少により健全な水循環が喪失し、一部の河川や海域における水環境目標も富栄養化などにより低い達成状況となっています。

そのため、きれいで豊かな流れを回復するために、雨水をゆっくり流す流域対策の推進や、自然な水循環を回復して環境容量の拡大を図ること等により、鮎が遡上しホタルの舞う環境づくりを進めます。また、窒素・リンの除去や、雨天時の越流水対策により海域の水質の向上を図ります。

### ⑥ 水辺環境施策

これまでの河川整備は治水・利水が優先だったため、都市化によって身近な水辺が減少してきました。

そのため、暮らしに身近な水辺環境を創出する河川整備や、水路、河川を活用した生物に配慮した水・緑環境の整備と管理を目指します。また、景観にも配慮した河川環境整備と市民協働による美しい水辺の保全を図ります。

### ⑦ 生物生息環境施策

野生生物の生息環境が減少・分断されており、再生に向けた環境づくりは進んでいない状況です。

そのため、生きものにやさしい水・緑環境を創出し、生物の多様性の保全と再生に向けた環境づくりを進めるとともに、質的な向上を目指す、具体的な方法を整理した指針づくりが必要です。

### ⑧ 環境活動施策

市民の水・緑環境づくりに対する高い関心を受け、市民協働を拡大するために、活動を進めるための人的支援や情報提供等が必要となっています。

そのため、環境活動や環境教育、環境学習の支援、情報提供と共有、活動の拠点づくり、さらに、地域や流域全体での環境活動の連携など支援の推進を図ります。

また、持続可能な社会の実現に向けた人づくり、関心から行動・協働への施策を推進します。



## 第2章 計画策定の視点

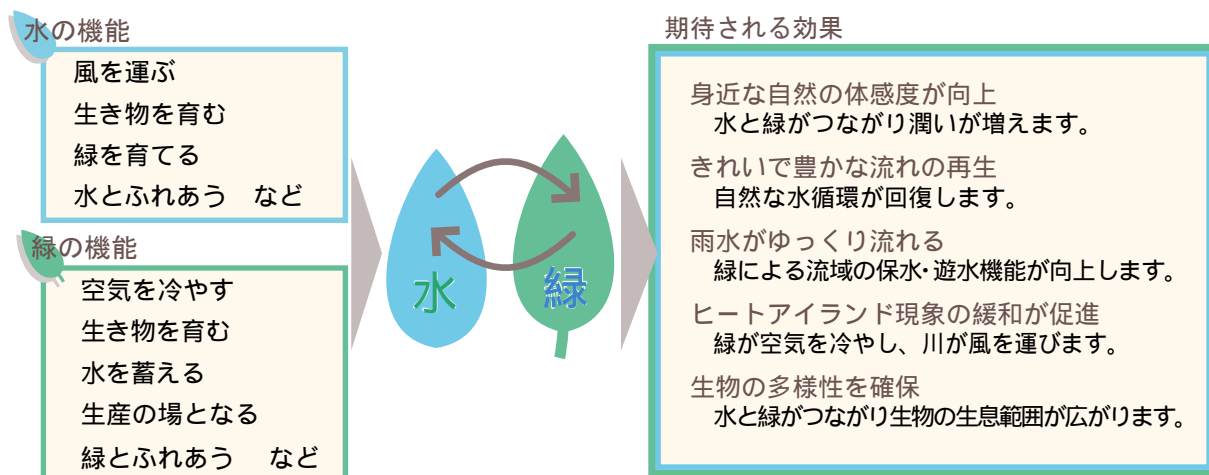
### 1 市民とともにまもり、創造する横浜らしい水・緑環境

「横浜市基本構想(長期ビジョン)」では、「市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市」を都市像としています。横浜らしい水と緑を市民とともにまもり、つくることで、横浜ならではの魅力を創造し、暮らしやすい快適なまちづくりを進めます。

また、これまでの市民協働の実績を踏まえて、市民・事業者・行政が連携・協働し、かけがえのない水と緑の環境をまもり、つくり、育てていきます。

### 2 水と緑が一体となった取組の推進

本計画においては、水と緑が一体となった取組を推進することで、身近な自然の体感度の向上やヒートアイランド現象の緩和等、相乗効果を高めていくとともに、都市化に伴う環境変化や緑と水路等の減少という課題解決に取り組んでいきます。

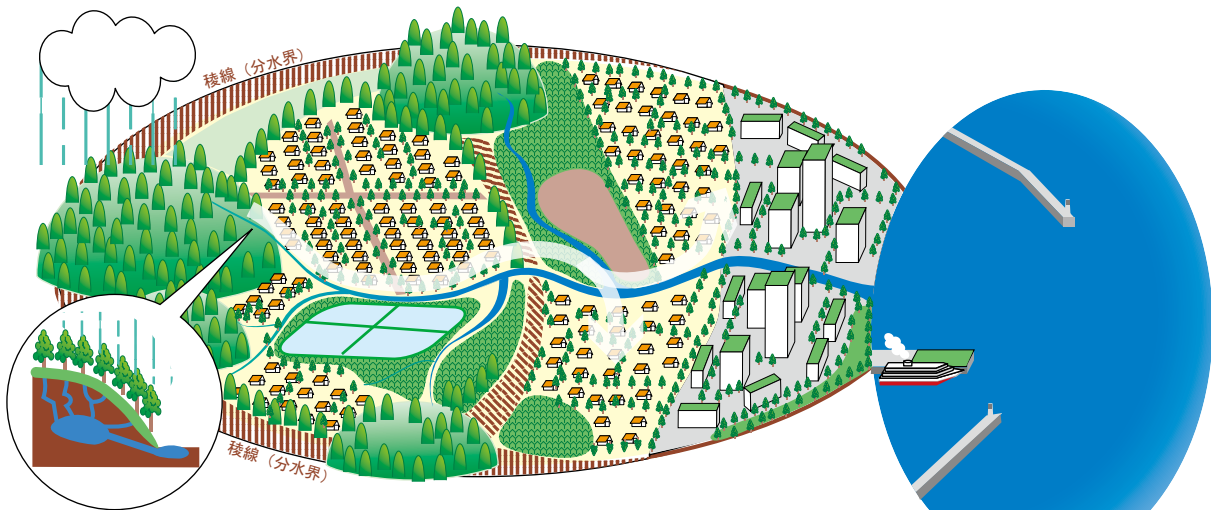


### 3 流域単位の計画展開

「流域」とは、河川が流れ、その周囲の稜線（分水界）に囲まれた地域であり、水循環や風の流れなど、水と緑を一体にとらえることができる範囲であるとともに、横浜における、まちづくりや市民生活、横浜らしい水と緑をまとめる一つの地域単位です。

流域単位の推進計画を展開し、水と緑に関する施策に総合的に取り組みます。

■図 流域の概念図



## 4 流域単位の推進計画を展開する効果

水と緑を一体的に捉え、流域単位の推進計画を展開することで次のような効果が期待できます。

### (1) 市民の楽しみを広げる

流域には身近な公園や広域公園、親水拠点が散在しています。これらを河川や川辺の道、街路樹などをつなげることで、市民の散策などの利用が向上し、楽しみが広がります。



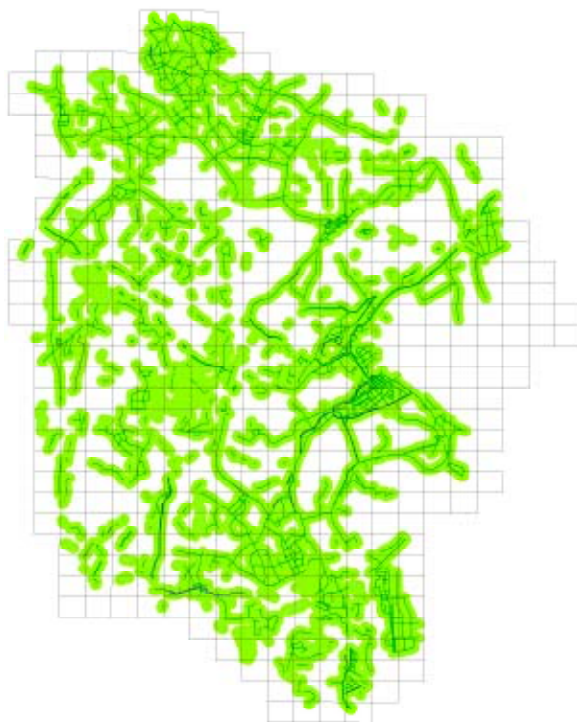


## (2) 身近な自然の体感度が向上

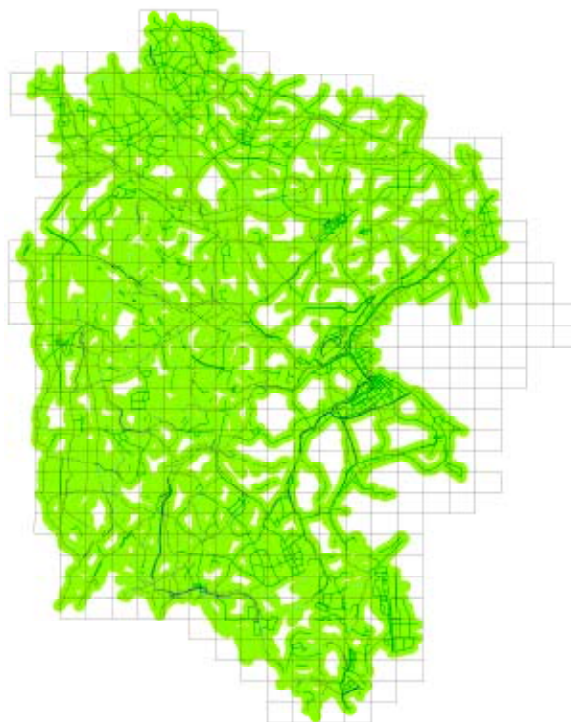
公園や河川などをつなげることは、市民の暮らしの身近な場所に水と緑を増やすことにつながります。これにより、散策などの日常の利用、自然とのふれあいの体験といった機会が増え、身近な水と緑に対する体感度<sup>\*</sup>が向上するとともに、市民生活における潤いと憩いの向上が期待できます。

### ■図 身近な水と緑の体感度アップイメージ

【現況における水と緑の軸】



【水と緑をつなげることによる体感度アップ】



●：身近（250m 以内）に水と緑があるエリア

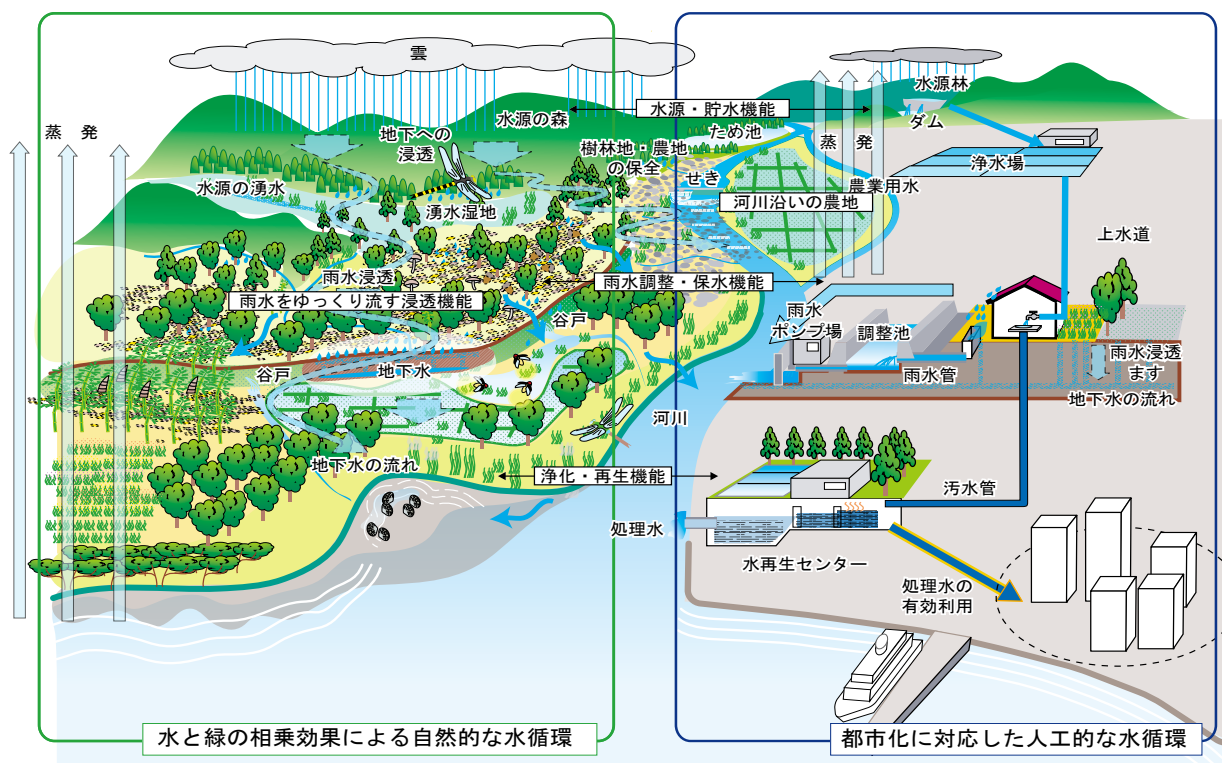
※身近な水と緑の体感度

日常生活の中で、ゆっくりと歩いていける身近な範囲の快適な水・緑空間の割合

### (3) きれいで豊かな流れの再生

樹林地や農地の保水・遊水機能は、雨が地下にしみ込み、川から海に流れ込む水循環の中で、河川における平常時の水量の確保や水質の浄化、生物生息環境の維持などに重要な役割を担っています。流域において、源流の樹林地や中流の農地などを保全することは、きれいで豊かな流れの再生につながります。

■図 流域における自然的な水循環と人工的な水循環

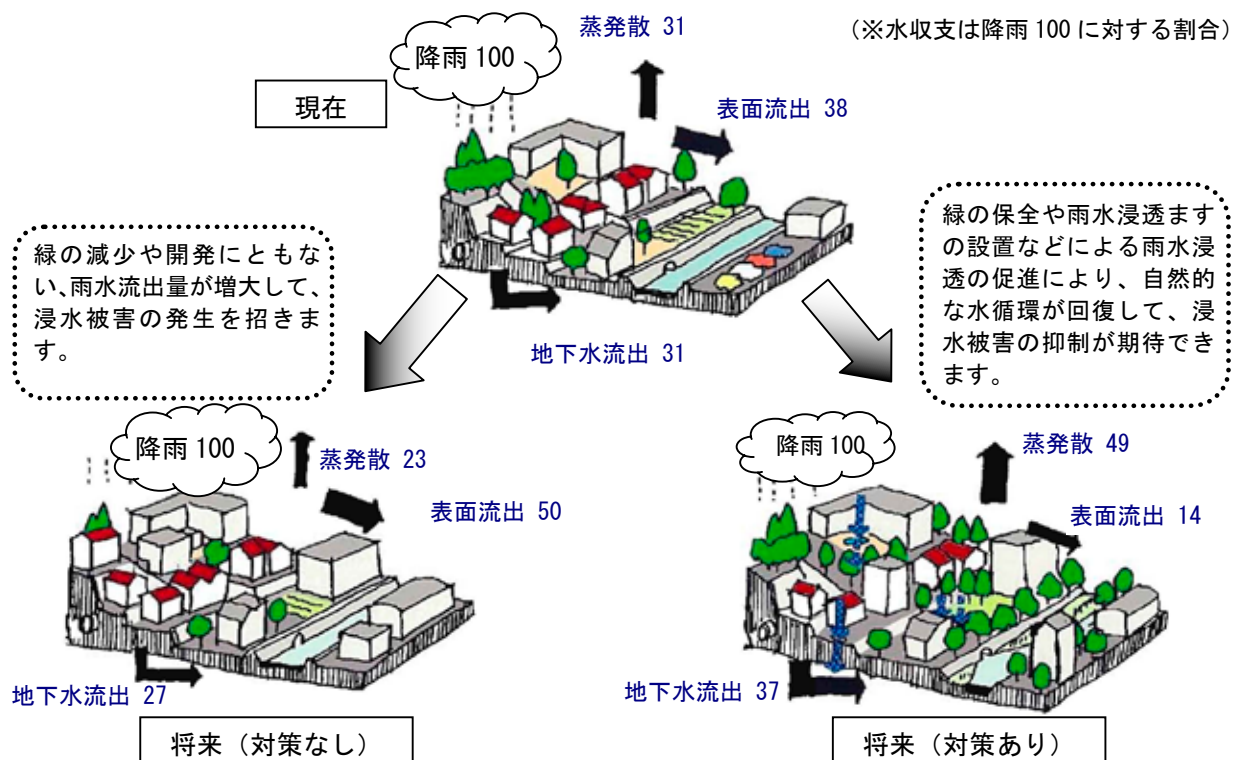


#### (4) 雨水がゆっくり流れる

樹林地や農地の保水・遊水機能は、平常時の河川水量の確保のみならず、大雨時に河川に流出する水量を抑制する役割も担っています。

流域内の樹林地等の保全や雨水が浸透する面積を増やすことは、大雨時に「雨水をゆっくり流す」効果が期待でき、近年、雨水排水施設の整備だけでは対応が困難となっている浸水被害に対し、水と緑が一体となった対策を図ることができます。

■図 水循環の変化（水収支シミュレーション：和泉川の例）

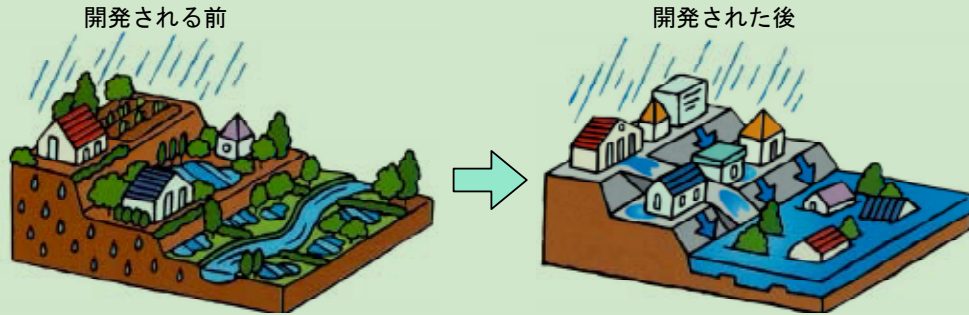




## 水と緑の連携による新たな浸水対策への取組

もともとは樹林地や農地であった場所が、宅地開発などによって都市化が進み、降った雨が地面に浸透するなど流域の保水・遊水機能が著しく低下し、河川に流れ込む量が増えたことにより、特に大雨の際には各地で深刻な浸水被害が発生しやすくなっています。

環境創造局では、台風や集中豪雨などによる浸水被害を防止するため、都心部やこれまでに浸水被害が生じた地域で重点的に河川や下水道を整備していくほか、樹林地や農地の保全なども進め、水と緑が連携した「雨水をゆっくり流す流域対策」を進めております。



### 【水と緑の連携で雨水をゆっくり流す流域対策】

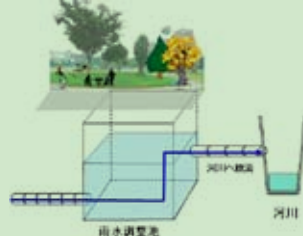
(河川や下水道など根幹的な施設の機能を補完するとともに、緑の保全等を促進)

- ①樹林地(源流の森等)、農地の保全を推進します。
- ②公園・学校・道路・農地等を活用した雨水の貯留浸透を進めます。
- ③河川護岸、河川管理通路、旧河川敷、水路に植樹をします。
- ④宅地開発に伴ってつくられた既存雨水調整池などを掘下げたり、かさ上げなどの改良により、雨水の貯留量を増やします。

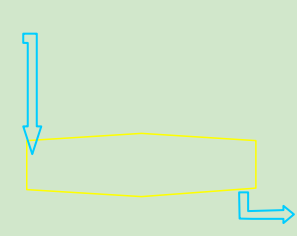
樹林地の保全(源流の森)



公園や学校での雨水貯留



道路高架下貯留槽イメージ

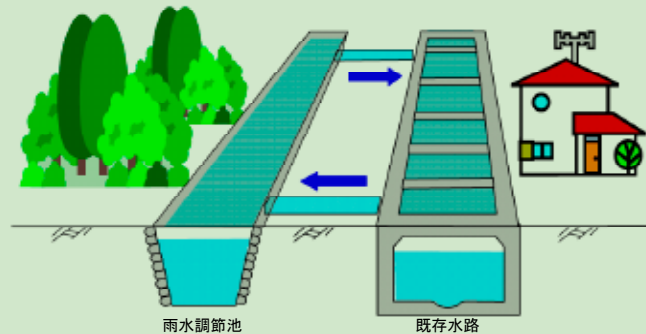


### 【地域特性を踏まえた新たな整備手法】

(既存水路を最大限に活用して、排水能力の不足をバイパス管や雨水調整池等で補完)

公園等を利用した雨水調節池

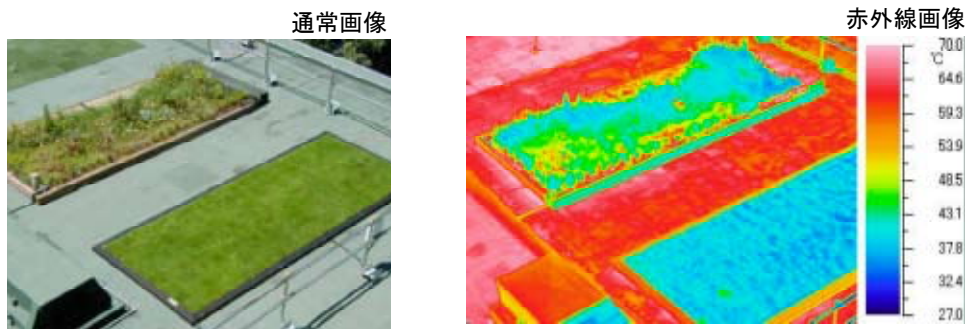
オーバーフロー(緊急時)



(5) ヒートアイランド現象の緩和

まとまりのある樹林地の保全や雨水浸透面積を拡大することで空気を冷やす機能が期待できます。まとまりのある樹林地を河川や水路などによりつなげることで、郊外部から都市部に涼しい風を引き込む「風の道」が形成され、ヒートアイランド現象の緩和が期待できます。

■図 市庁舎屋上で緑化を試行した例



■図 想定される風の通り道と夏の平均気温分布



【凡例】  
H17. 7~8の平均気温

26.0-26.25℃
26.25-26.5℃
26.5-26.75℃
26.75-27.0℃
27.0-27.25℃
27.25-27.5℃
27.5-27.75℃
27.75-28.0℃

|||||▶ 想定される風の通り道

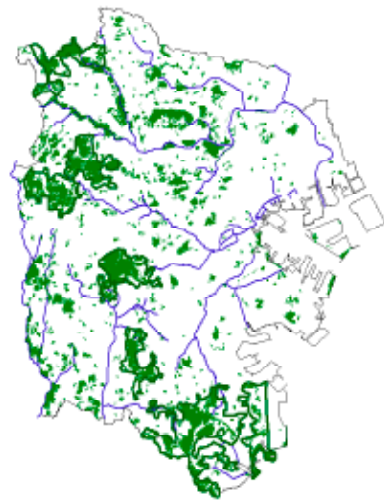
■図 市域の雨水浸透面積率



【凡例】  
浸透面積率 (%)

80-100
50-80
40-50
35-40
30-35
20-30
0-20

■図 緑の核



【凡例】

- : 緑の核  
(まとまりのある樹林地, 農地等)
- : 緑の七大拠点
- 〰 : 河川

## 風が川沿いに流れています

河川の護岸が緑のじゅうたんでいっぱいになった事例を紹介します。

この写真は、神奈川区菅田町を流れる砂田川です。

もともとは左下の写真のように川の幅を広げるため、コンクリートブロックで造られた河川でしたが、地域の方々が「ハイビヤクシン」という植物を護岸のてっぺんに植えたところ、数年後には右下の写真のようにだんだんと成長してブロックを埋め尽くすまでになっています。

緑の護岸は、日光の照り返しを防ぐなど目に優しいばかりでなく、ヒートアイランド対策にも効果がありそうです。

通常の護岸（砂田川の下流）



緑化した護岸（左の写真とは別の場所）



## 打って・打って・打ちまくれ 夏！

～ 神奈川水再生センターの取組～

環境創造局では、エネルギー対策、ヒートアイランド対策、及び夏場の快適な駅前歩行者空間の確保に向けて、水再生センターの下水道再生水を利用した市民の皆様との協働による「打ち水」に取り組んでいます。

神奈川区の六角橋商店街では、毎週月曜日に地域の方たちで清掃・打ち水活動を行っていました。平成18年8月、神奈川水再生センターの再生水を使って、六角橋商店街の皆様との協働による「打ち水」を行いました。

打ち水を始めると、商店街の方からは「夏らしくて良いですね」「再生水って元は下水なんですか？」というような声が聞かれ、なかなか好評でした。

地域の皆様による積極的な活動状況



打ち水で快適な夏、クール効果！



再生水による打ち水



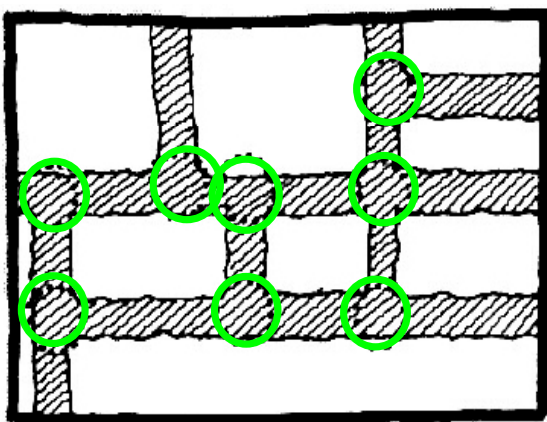


## (6) 生物多様性の確保

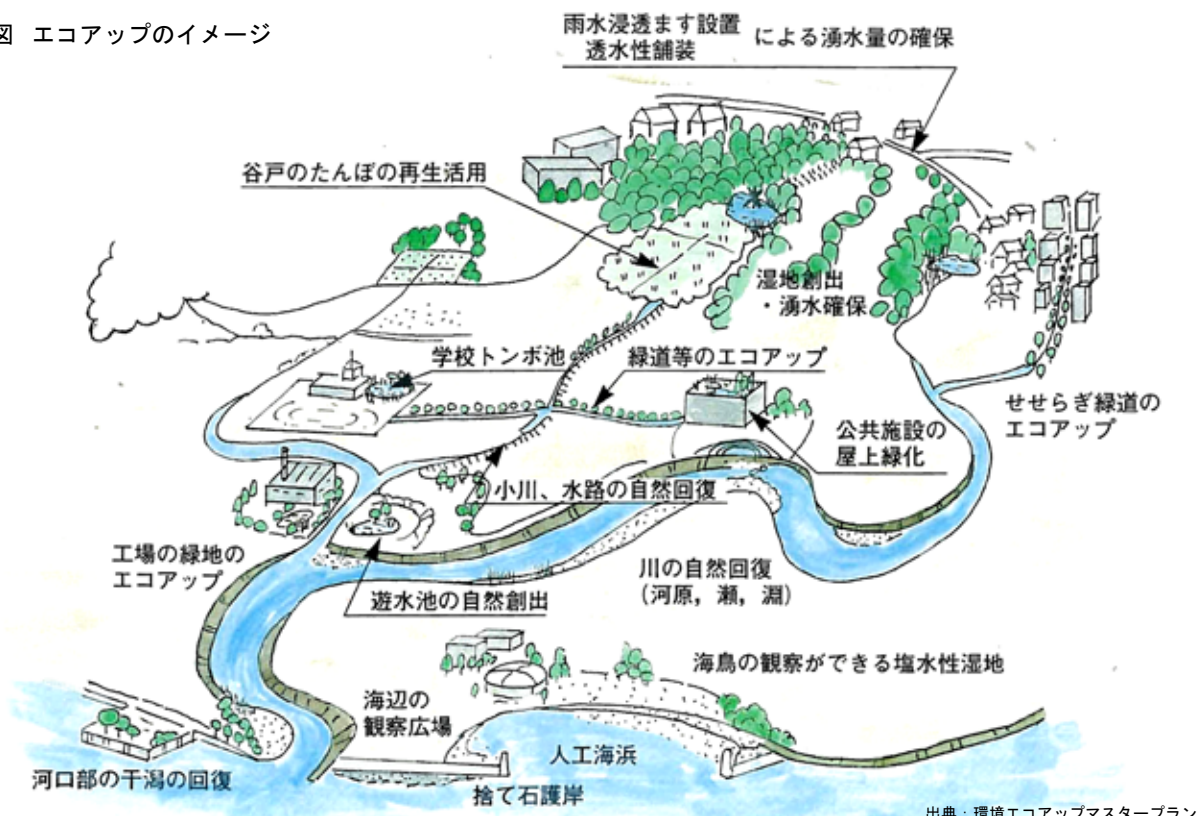
生物の生息環境となっている樹林地などのまとまりや、河川や水路などの連続性を確保し、さらに、これらをつなげることにより、生物生息環境が向上し、生物多様性の確保が期待できます。

さらに、つながりの中で交差・結節する場所において、水から緑へ連続する自然的環境を確保することで、より多様な生物の生息が図られます。

■ 図 水や緑が交差・結節する場所



■ 図 エコアップのイメージ



出典：環境エコアップマスタープラン



## 第3章 計画の目標

### 1 基本理念

横浜の良好な環境を維持し未来に伝えるため、水と緑の果たしている役割を十分に踏まえ、水・緑環境に対する市民の意識・期待を反映した、計画の基本理念や将来像を次のように描き、市民・事業者・行政の連携・協働により実現していきます。

～かけがえのない環境を未来へ～

### 横浜らしい水・緑環境の実現

市民・事業者・行政の連携・協働により実現します。

### 2 将来像

本計画が目指す「水と緑の将来像」(目標年次:平成37年(2025年))を次の6つの姿であらわし、水と緑の回廊が形成された状況をイメージ図として描いています。





#### 緑が市街地に引き込まれています

- ・ 緑の七大拠点や、河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点など、まとまりのある緑がまもられています。
- ・ 市街地に身近な公園など緑の拠点が増えています。
- ・ 森と丘と海をつなぐ川を軸に、斜面緑地や河川緑化、結節点の拠点整備などにより、ネットワークが形成されています。



#### 自然な水循環が回復しています

- ・ 水源の緑、谷戸が保全されています。
- ・ 流域の保水・遊水機能が回復しています。
- ・ 河川などの水量・水質が回復しています。



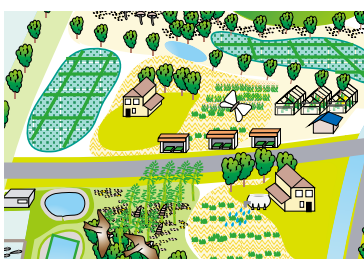
#### 風が都市に引き込まれています

- ・ 河川沿いに涼やかな風が流れています。
- ・ ヒートアイランド現象が緩和されています。



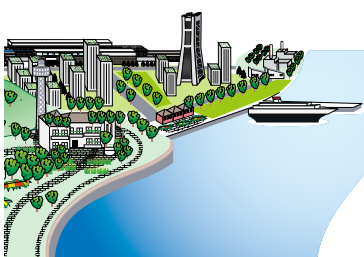
#### 多様な生物が生息できる環境が形成されています

- ・ 生物生息環境の保全・回復が図られ、エコロジカルネットワークが形成されています。



#### 地域の中で農のある暮らしが息づいています

- ・ 農地が保全されています。
- ・ 地産地消が進んでいます。
- ・ 農体験の場が充実しています。



#### 都心部に水と緑が増え魅力が高まっています

- ・ 建物の周囲や屋上、壁面などが緑で覆われています。
- ・ 開港以来の歴史や文化を育んできた水と緑があります。

### 3 横浜の水・緑環境の姿を示す指標

本計画で掲げる「将来像」を踏まえ、水と緑が有する機能を発揮させるとともに、市民とともにまもり、つくり、育てる「横浜らしい水・緑環境の実現」を推進するための新たな指標を、次のように設定します。

#### (1) 基本指標

緑被率(樹林地・農地・草地)に、水面や緑に囲まれたグラウンドなどの面積率を加えた、水・緑環境の総量を示す指標として『水緑率』を設定します。

本計画に基づく様々な施策を市民・事業者・行政の協働で取り組むことにより、現在の『水緑率』(市域面積の約35%)をさらに向上させます。また、河川流域ごとに源・上流域、中流域、下流域で『水緑率』を含めた現状分析を行った上で、地域の特性にあわせた施策を展開できるように計画を推進します。

■図 水緑率の内訳

●緑被率		現況(平成16年)		長期目標 (平成37年)
樹林地	民有山林(市民の森、社寺林等を含む) 公有山林(公園、市有緑地等の緑) 公共施設の緑 住宅地の緑(住棟間の緑、連続した街路樹) 工場・事業所の緑化	約 18%	約31%	水緑率約35% (緑被率約31%)  水緑率35%をさらに向上  (緑被率31%をさらに向上)
	農地	約 7%		
	草地	約 6%		
●グラウンド等の緑に囲まれた空間の面積率		約 3%		
都市公園の広場・グラウンド等				
都市公園に準ずるもの(港湾緑地等)の広場等				
樹林地、農地の広場等				
学校の校庭・グラウンド 雨水調整池・遊水地等の広場				
●水面の面積率		約 1%		
河川等の水面				
都市公園内の水面				
都市公園に準ずるもの(港湾緑地等)の水面 ため池・雨水調整池・遊水地の水面				
水緑率(合計)		約35%		35%をさらに向上

水緑率は、航空写真を用い、樹林地、農地、草地、宅地内の緑(屋上緑化を含む)、公園、学校の校庭、街路樹や、河川、水路などの面積が市域面積に占める割合を算定します。

※これまで、緑の総量をあらわす指標として「緑被率」や「緑のオープンスペース」を使用してきましたが、本計画では、これらを含めた指標として『水緑率』に統一します。

### < 目標達成に向けた施策・事業展開の考え方 >

水緑率をさらに向上させるために、本計画で掲げる施策を確実に実行していきます。

施策の推進にあたっては、公園や河川環境の整備、公共施設緑化、法律による緑地指定など、行政の主体的な取組による水・緑環境の確保（行政主体型の施策）を着実に推進します。

また、「市民の森」や「農業専用地区」など、土地所有者の協力を得て、樹林地や農地を持ち続けていただくための施策（協働型の施策）を推進します。

さらに、新たな土地利用規制とあわせて緑地保全施策の展開により樹林地の減少を緩和するとともに、建物を建てる際に一定率の緑化を義務化する新たな地区指定制度の導入、市民・事業者の自主的な緑化の取組を推進するための支援・誘導策、市民運動の展開など、民間主体による緑の確保（民間主体型の施策）を進めていきます。

## (2) 流域指標

流域単位の推進計画において、水・緑環境の現況を把握するため、水と緑の物理的な量の状況（量）、質的な充実度（質）、市民生活との関わりの度合い（魅力）を表す指標を設定します。

■表 流域指標

分類	評価の視点	内容
量	水緑率	緑被率（樹林地・農地・草地）に、水面や緑に囲まれたグラウンドなどの面積率を加えた、水・緑環境の総量である「水緑率」を、現況を把握する指標として、流域単位で表します。
	水循環	樹林地や市街地など、土地の状況を踏まえた雨水浸透量や河川を流れる水量・流速から、自然な水循環の状況を表します。
質	水と緑の質	まとまりのある緑地を質の高い緑として捉え、各流域における担保された緑地の割合を表します。 河川等の水質目標に対する観測値や水域の分類ごとに設定されている水生生物目標種の生息などから、河川や水辺の水質状況を表します。
	生物多様性	陸域生物相や植物相等の各種調査結果から、動植物の生物多様性や生態系の健全度合いを表します。
魅力	身近な水と緑	水や緑の拠点等をつなぐ河川や街路樹などのネットワークの状況や、市民に身近な農体験の場、市民が利用できる緑地・公園など、身近に感じる水と緑の状況を表します。

※ 流域単位の推進計画では、上記の指標のほか、流域における水・緑環境の「景観」の現況についても表します。



### (3) 各指標に関する継続的な検討

効果的・効率的に計画を推進していくためには、水・緑環境の状況を的確に把握する必要があります。そのため、各指標の測定や評価の方法について、継続的に研究又は検討していくとともに、新たに確立された評価手法なども積極的に取り入れていきます。

水と緑の「景観」の状況については定量的な把握や評価の方法など、継続的に検討するとともに、斜面緑地、壁面緑化、河川護岸の緑化など、立体的な水と緑の視覚的な効果を表す指標（緑視率等）の設定も今後検討していきます。

### 3 横浜の水・緑環境の姿を示す指標

本計画で掲げる「将来像」を踏まえ、水と緑が有する機能を発揮させるとともに、市民とともにまもり、つくり、育てる「横浜らしい水・緑環境の実現」を推進するための新たな指標を、次のように設定します。

#### (1) 基本指標

緑被率(樹林地・農地・草地)に、水面や緑に囲まれたグラウンドなどの面積率を加えた、水・緑環境の総量を示す指標として『水緑率』を設定します。

本計画に基づく様々な施策を市民・事業者・行政の協働で取り組むことにより、現在の『水緑率』(市域面積の約35%)をさらに向上させます。また、河川流域ごとに源・上流域、中流域、下流域で『水緑率』を含めた現状分析を行った上で、地域の特性にあわせた施策を展開できるように計画を推進します。

■図 水緑率の内訳

●緑被率		現況(平成16年)		長期目標 (平成37年)
●緑被率	樹林地 民有山林(市民の森、社寺林等を含む) 公有山林(公園、市有緑地等の緑) 公共施設の緑 住宅地の緑(住棟間の緑、連続した街路樹) 工場・事業所の緑化	約 18%	約31%	水緑率約35% (緑被率約31%)  水緑率35%をさらに向上  (緑被率31%をさらに向上)
	農地 耕作地 休耕地(土の状態)	約 7%		
	草地 広場の草地(公園の草地広場等を含む) 不耕作地、空き地、遊休地の草地 事業予定地、造成地等	約 6%		
●グラウンド等の緑に囲まれた空間の面積率		約 3%		
都市公園の広場・グラウンド等				
都市公園に準ずるもの(港湾緑地等)の広場等				
樹林地、農地の広場等				
学校の校庭・グラウンド				
雨水調整池・遊水地等の広場		約 1%		
●水面の面積率				
河川等の水面				
都市公園内の水面				
都市公園に準ずるもの(港湾緑地等)の水面				
ため池・雨水調整池・遊水地の水面		約35%		35%をさらに向上
水緑率(合計)				

水緑率は、航空写真を用い、樹林地、農地、草地、宅地内の緑(屋上緑化を含む)、公園、学校の校庭、街路樹や、河川、水路などの面積が市域面積に占める割合を算定します。

※これまで、緑の総量をあらわす指標として「緑被率」や「緑のオープンスペース」を使用してきましたが、本計画では、これらを含めた指標として『水緑率』に統一します。

### < 目標達成に向けた施策・事業展開の考え方 >

水緑率をさらに向上させるために、本計画で掲げる施策を確実に実行していきます。

施策の推進にあたっては、公園や河川環境の整備、公共施設緑化、法律による緑地指定など、行政の主体的な取組による水・緑環境の確保（行政主体型の施策）を着実に推進します。

また、「市民の森」や「農業専用地区」など、土地所有者の協力を得て、樹林地や農地を持ち続けていただくための施策（協働型の施策）を推進します。

さらに、新たな土地利用規制とあわせて緑地保全施策の展開により樹林地の減少を緩和するとともに、建物を建てる際に一定率の緑化を義務化する新たな地区指定制度の導入、市民・事業者の自主的な緑化の取組を推進するための支援・誘導策、市民運動の展開など、民間主体による緑の確保（民間主体型の施策）を進めていきます。

## (2) 流域指標

流域単位の推進計画において、水・緑環境の現況を把握するため、水と緑の物理的な量の状況（量）、質的な充実度（質）、市民生活との関わりの度合い（魅力）を表す指標を設定します。

■表 流域指標

分類	評価の視点	内容
量	水緑率	緑被率（樹林地・農地・草地）に、水面や緑に囲まれたグラウンドなどの面積率を加えた、水・緑環境の総量である「水緑率」を、現況を把握する指標として、流域単位で表します。
	水循環	樹林地や市街地など、土地の状況を踏まえた雨水浸透量や河川を流れる水量・流速から、自然な水循環の状況を表します。
質	水と緑の質	まとまりのある緑地を質の高い緑として捉え、各流域における担保された緑地の割合を表します。 河川等の水質目標に対する観測値や水域の分類ごとに設定されている水生生物目標種の生息などから、河川や水辺の水質状況を表します。
	生物多様性	陸域生物相や植物相等の各種調査結果から、動植物の生物多様性や生態系の健全度合いを表します。
魅力	身近な水と緑	水や緑の拠点等をつなぐ河川や街路樹などのネットワークの状況や、市民に身近な農体験の場、市民が利用できる緑地・公園など、身近に感じる水と緑の状況を表します。

※ 流域単位の推進計画では、上記の指標のほか、流域における水・緑環境の「景観」の現況についても表します。

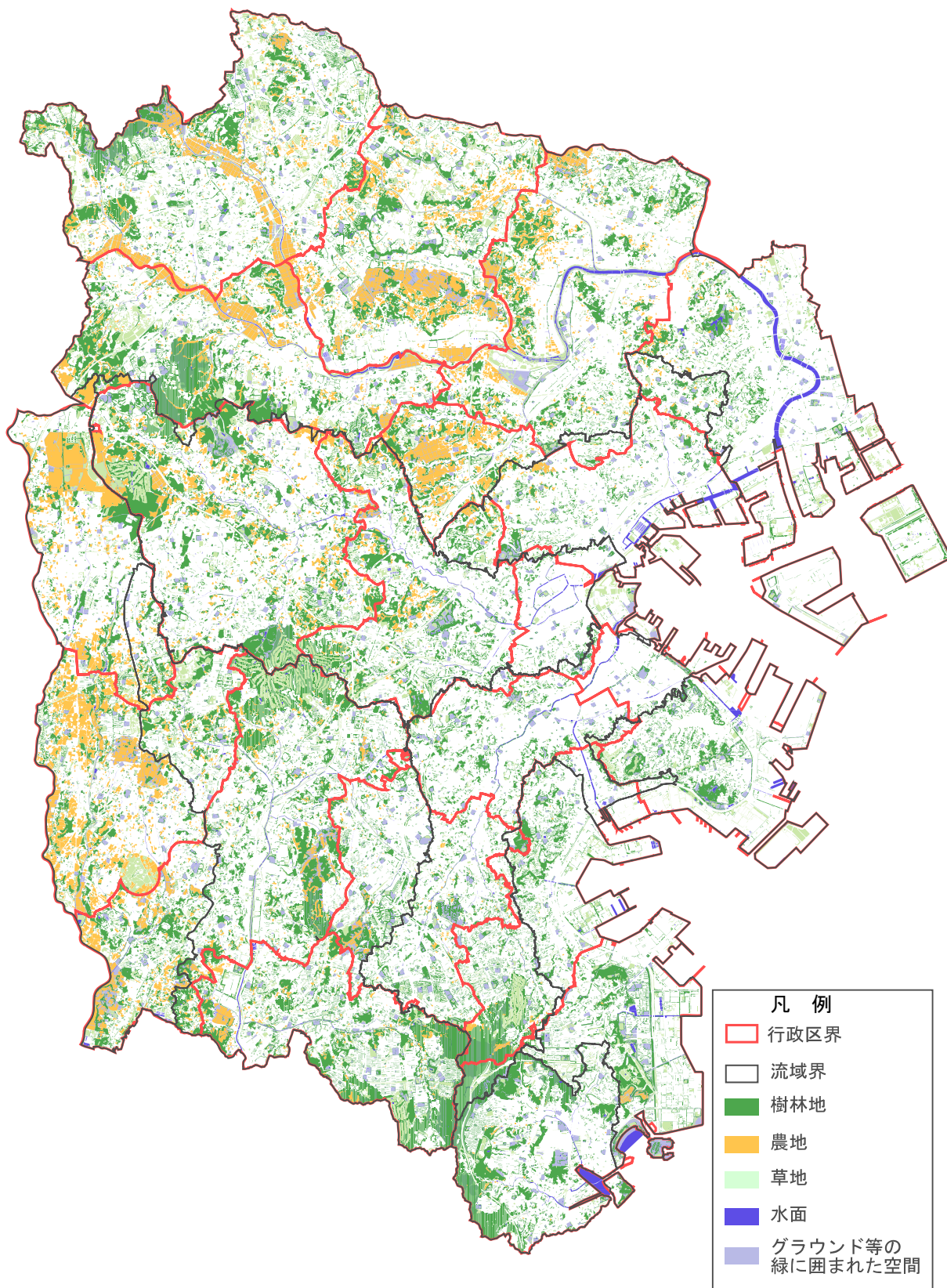
### (3) 各指標に関する継続的な検討

効果的・効率的に計画を推進していくためには、水・緑環境の状況を的確に把握する必要があります。そのため、各指標の測定や評価の方法について、継続的に研究又は検討していくとともに、新たに確立された評価手法なども積極的に取り入れていきます。

水と緑の「景観」の状況については定量的な把握や評価の方法など、継続的に検討するとともに、斜面緑地、壁面緑化、河川護岸の緑化など、立体的な水と緑の視覚的な効果を表す指標（緑視率等）の設定も今後検討していきます。



■図 水・緑環境の分布図



※平成16年(2004年)の水緑率で算定した水・緑環境の分布を表示

## 第4章 水・緑環境の保全と創造の推進計画

### 1 基本方針

横浜の水・緑環境は、「緑の七大拠点」や市街化調整区域の樹林地・農地がまとまった緑を形成し、これを源流とする幾筋もの河川は市街地をのぞむ丘などを縫うように流れ、海までつながり、その流域の中では、森、丘、海と連続した良好な景観を有しています。

360万市民を擁する大都市でありながら、生活の身近な場所に魅力的な樹林地や農地、せせらぎなど変化に富んだ自然があることが、横浜の水・緑環境の特徴であり、市民生活や生物にとってなくてはならない重要な「市民共有の財産」となっています。

かけがえのない水と緑をまもり、豊かな水・緑環境を創造し、都市化に伴う諸課題に対応するため、水と緑が一体となった取組を進めます。

そのため、拠点となる緑の保全・創造とともに、横浜の地形や市内を流れる河川の特徴を踏まえた流域ごとの推進計画をあわせ、「安らぎ」「憩い」「潤い」のある生活環境の創造のために、きれいで豊かな水量の回復をめざす河川を軸とした、水と緑の回廊形成を柱とする推進計画を進めます。また、流域計画の中では、「安全・安心」につながる自然な水循環の回復を進めます。

これらの推進計画を支える計画として、魅力的な水・緑環境を充実させ、生活に楽しみを広げながら、市民とともに水・緑環境をつくり育てる取組を進めます。

#### (1) 拠点となる緑、特徴ある緑をまもり・つくる

豊かな水・緑環境をまもり・ふやすために「緑の七大拠点」や「河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点」などの郊外部の大規模な緑や、「市街地をのぞむ七つの丘」や「海をのぞむ丘」など市街地に残る貴重な拠点となる緑、特徴のある緑をまもり・つくる取組を進めます。また、公園などの整備を進め「市街地の緑の拠点」をつくとともに、多面的な機能を有する農地の保全と活用をすすめます。

さらに、横浜の特徴である「みなと」の魅力を活かした都心部、臨海部の水・緑づくりも進めます。

## (2) 流域ごとの水・緑環境をつくり・高める

市内を流れる河川の流域において、安心して遊び、くつろげる市民生活に身近な公園の整備や、河川・海辺などの環境整備、街路、公共施設などの緑化、さらには、個々の住宅や建築物などの民有地緑化を多様な手法で進めることにより、水と緑の回廊を形成し、市民が身近に水や緑を体感できる度合いを高めます。

また、流域ごとの計画の中では、下水道や排水対策による河川の水質改善や海域への流入負荷の削減にも取り組むとともに、水源となる樹林地・農地の保全や公園の整備、雨水の地下浸透施設の設置などにより雨水の地下浸透能力を高めることで、まさに豊かな水の流れを呼び戻す、自然な水循環を回復させます。

水と緑の回廊形成を進めることにより、多様な生物が生息できるエコロジカルネットワークの形成や、都市部のヒートアイランド現象の緩和も図ります。

## (3) 水と緑の環境を市民とともにづくり・楽しむ

横浜らしい魅力ある水・緑づくりは、多くの市民・事業者が楽しみながら関わり、それらの方々の協力によって実現していく必要があります。魅力ある水・緑環境を楽しむことを通じて、市民・事業者との連携・協働がさらに広がるような支援の充実を図ります。

### ① 楽しさのある水・緑づくり

地域の資源である、歴史や自然環境を活かした、個性豊かな魅力ある水・緑環境の中では、生活の楽しみを広げることができます。そのため、生活に身近なところで、気軽に魅力ある水・緑環境を楽しめる場を充実させます。

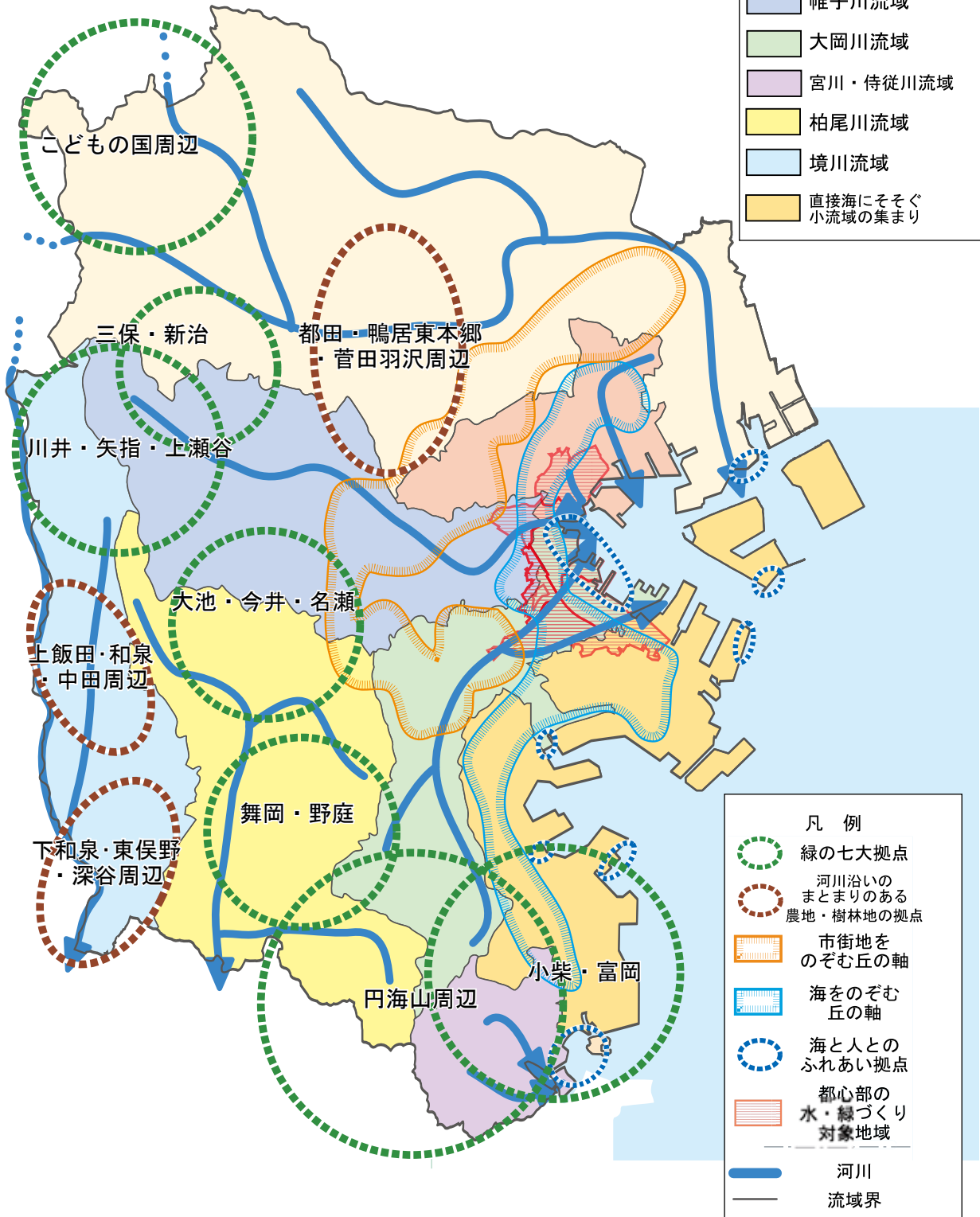
また、農体験や市民農園など農を楽しむことや、地域のニーズに合わせ、様々なスポーツや文化活動、休養などができる施設を備えた公園の整備、水・緑環境の特徴を活かした名所づくりなど、楽しさのある水・緑づくりを進めます。

### ② 協働の場づくり・人づくり

次世代へ豊かな水・緑環境を引き継いでいくためには、市民一人ひとりが学び、楽しみながら行動する必要があります。地域の水と緑を計画的にまもり育てる活動が活発に行われるよう、活動の場の提供や、人材の育成、活動する主体間の情報の交流などの総合的な支援を進め、環境行動の環を広げます。



■図 推進計画図



- 市内の流域（8流域）  
凡例
- 鶴見川流域
  - 入江川・滝の川流域
  - 帷子川流域
  - 大岡川流域
  - 宮川・侍従川流域
  - 柏尾川流域
  - 境川流域
  - 直接海にそそぐ小流域の集まり

- 凡例
- 緑の七大拠点
  - 河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点
  - 市街地をのぞむ丘の軸
  - 海をのぞむ丘の軸
  - 海と人とのふれあい拠点
  - 都心部の水・緑づくり対象地域
  - 河川
  - 流域界



## 2 拠点となる緑、特徴ある緑をまもり・つくる

### (1) 緑の七大拠点の緑をまもります

#### < 基本方針 >

- ① 緑の七大拠点を未来に確実に継承するため、土地所有者の理解と協力を得て、市民の森や特別緑地保全地区などの指定や公園整備、農地の活用により優先的に保全します。また、相続などに柔軟に対応するため、既存の市民の森について、相続税の評価減等、土地所有者の負担軽減を図ることのできる、特別緑地保全地区などを重複指定します。さらに、土地利用規制と併せた拠点となる緑地の保全を進めます。
- ② 「よこはま未来の森」として、三保・新治、川井・矢指・上瀬谷地区は「北の森」に、円海山周辺、小柴・富岡地区は「南の森」に位置づけ、緑地保全や農業振興、公園整備により保全・活用します。また、こどもの国周辺、三保・新治、円海山周辺地区の一部では、首都圏レベルの貴重な緑地空間として「首都圏近郊緑地保全法」に基づく近郊緑地特別保全地区の指定拡大を推進します。
- ③ 確保・整備された水・緑環境は、多様な生物の生息空間となるように保全します。また、自然観察や農体験による環境学習や樹林地の保全活動などを行う人材育成の場としても活用します。
- ④ 大規模な公園、市民農園など、家族で楽しめるレクリエーション空間の整備を進めます。

■図 緑の七大拠点



※開発に伴う協定緑地は、「緑の環境をつくり育てる条例」第8条に基づき樹林地等の保全・管理等を定めた協定を締結した開発区域を示しています。

※返還施設跡地：「米軍施設返還跡地利用指針」の対象施設

こどもの国周辺地区 (約 800ha)

こどもの国や寺家ふるさと村を中心とする地区では、良好な自然環境や、田園景観を保全・活用します。

保全・活用方針	主な水と緑の拠点 (平成17年度末)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な樹林地を源流の森として保全します。</li> <li>・寺家ふるさと村の樹林地や農地を市民と里山のふれあいの場として活用します。</li> <li>・周辺樹林地を特別緑地保全地区や市民の森などに指定し、保全します。</li> </ul>	<p>&lt;樹林地&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寺家ふるさとの森 (12.0ha)</li> <li>・寺家特別緑地保全地区 (12.3ha)</li> <li>・住吉源流の森 (8.6ha)</li> <li>・(仮称) 恩田市民の森 (計画)</li> </ul> <p>&lt;農地&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寺家ふるさと村農業専用地区 (85.0ha)</li> <li>・農用地区域 (81.0ha)</li> <li>・田奈恵みの里</li> </ul> <p>&lt;公園等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの国 (55.2ha)</li> <li>・鴨志田公園 (3.7ha)</li> <li>・(仮称) 谷本公園 (4.8ha : 計画)</li> <li>・寺家町小川アメニティ (2.3km)</li> </ul>

■図 こどもの国周辺地区



※開発に伴う協定緑地は、「緑の環境をつくり育てる条例」第8条に基づき樹林地等の保全・管理等を定めた協定を締結した開発区域を示しています。  
 ※返還施設跡地：「米軍施設返還跡地利用指針」の対象施設

三保・新治地区(約800ha)

旭区、緑区に広がる緑の拠点を保全し、自然観察、農体験、キャンプなどが楽しめる場として活用します。

保全・活用方針	主な水と緑の拠点(平成17年度末)
<ul style="list-style-type: none"> <li>国内最大級の動物園や自然系植物公園で構成される横浜動物の森公園の整備を進め、動植物保護の拠点とします。</li> <li>新治地区では、デイキャンプやバーベキューができる施設を設置するなど、自然体験の拠点として活用します。</li> <li>農体験の場として多様な市民農園を設置するなど市民と農がふれあえる「恵みの里」を展開します。</li> <li>市民の森や特別緑地保全地区の指定により樹林地を保全します。</li> </ul>	<p>&lt;樹林地&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三保市民の森(40.5ha)</li> <li>新治市民の森(66.2ha) ※一部を新治里山公園として整備予定</li> <li>堂谷源流の森(1.9ha)</li> <li>三保特別緑地保全地区(36.7ha)</li> </ul> <p>&lt;農地&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新治恵みの里</li> </ul> <p>&lt;公園等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>横浜動物の森公園(103.0ha)</li> <li>(仮称)新治里山公園(15.3ha:計画)</li> <li>県立四季の森公園(45.3ha)</li> </ul>

■図 三保・新治地区



※開発に伴う協定緑地は、「緑の環境をつくり育てる条例」第8条に基づき樹林地等の保全・管理等を定めた協定を締結した開発区域を示しています。  
 ※返還施設跡地：「米軍施設返還跡地利用指針」の対象施設

川井・矢指・上瀬谷地区 (約 700ha)

旭区・瀬谷区に広がる緑の拠点を保全し、農体験や防災拠点などの場として活用します。

保全・活用方針	主な水と緑の拠点 (平成17年度末)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別緑地保全地区などの指定により、帷子川沿いの斜面緑地を保全します。</li> <li>・上川井、上瀬谷農業専用地区を活性化するとともに、下川井の農用地区域を中心として「恵みの里」を展開します。</li> <li>・返還後の上瀬谷通信施設跡地は、首都圏全体を見据えた防災と環境再生の一大拠点と位置づけ、平常時には広く首都圏の人々が訪れ、農と緑を楽しみ、災害時には首都圏の広域防災活動拠点となる空間を目指します。</li> </ul>	<p>&lt;樹林地&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・矢指市民の森 (5.1ha)</li> <li>・追分市民の森 (29.8ha)</li> <li>・瀬谷市民の森 (18.7ha)</li> <li>・川井特別緑地保全地区 (5.3ha)</li> </ul> <p>&lt;農地&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上川井農業専用地区 (35.3ha)</li> <li>・上瀬谷農業専用地区 (92.0ha)</li> <li>・農用地区域 (129.4ha)</li> </ul> <p>&lt;公園等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴルフ場 (64.0ha)</li> <li>・矢指町小川アメニティ (1.3km)</li> </ul>

■図 川井・矢指・上瀬谷地区



※開発に伴う協定緑地は、「緑の環境をつくり育てる条例」第8条に基づき樹林地等の保全・管理等を定めた協定を締結した開発区域を示しています。  
 ※返還施設跡地：「米軍施設返還跡地利用指針」の対象施設

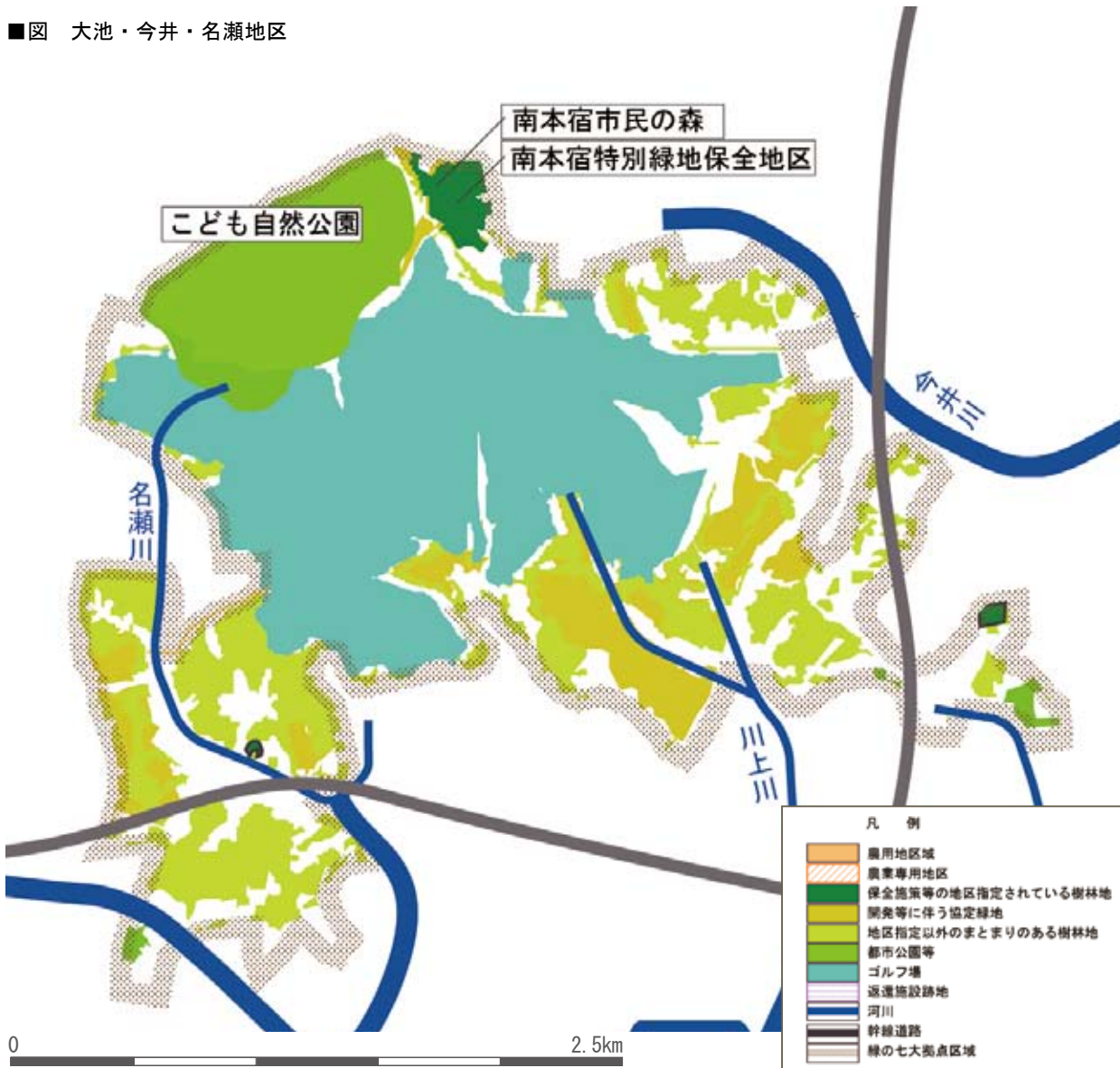


大池・今井・名瀬地区 (約 600ha)

保土ヶ谷区、旭区、戸塚区に広がる緑の拠点を保全し、レクリエーションの場として拡充を図ります。

保全・活用方針	主な水と緑の拠点 (平成17年度末)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こども自然公園は、花見やバーベキューなど、家族で楽しめるアウトドアレクリエーションの場として活用します。</li> <li>・ 市民の森の指定や公園整備により緑を保全します。</li> </ul>	<p>&lt;樹林地&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南本宿市民の森 (6.4ha)</li> <li>・ 南本宿特別緑地保全地区 (5.2ha)</li> </ul> <p>&lt;公園等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こども自然公園 (46.0ha)</li> <li>・ ゴルフ場 (222.0ha)</li> </ul>

■図 大池・今井・名瀬地区



※開発に伴う協定緑地は、「緑の環境をつくり育てる条例」第8条に基づき樹林地等の保全・管理等を定めた協定を締結した開発区域を示しています。  
 ※返還施設跡地：「米軍施設返還跡地利用指針」の対象施設

舞岡・野庭地区 (約 400ha)

港南区、戸塚区、栄区に広がる緑の拠点を保全し、農業振興と農体験を中心とした土と緑に親しむ場として活用します。

保全・活用方針	主な水と緑の拠点 (平成17年度末)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・舞岡ふるさと村や舞岡公園は、農体験の拠点として活用します。</li> <li>・舞岡ふるさと村、野庭農業専用地区や周辺の樹林地を保全します。</li> </ul>	<p>&lt;樹林地&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・舞岡ふるさとの森 (17.9ha)</li> </ul> <p>&lt;農地&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・舞岡ふるさと村 (90.9ha)</li> <li>・野庭農業専用地区 (43.4ha)</li> <li>・農用地区域 (33.8ha)</li> </ul> <p>&lt;公園等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・舞岡公園 (28.5ha)</li> <li>・小菅ヶ谷北公園 (12.7ha)</li> <li>・舞岡町小川アメニティ (1.7km)</li> </ul>

■図 舞岡・野庭地区



※開発に伴う協定緑地は、「緑の環境をつくり育てる条例」第8条に基づき樹林地等の保全・管理等を定めた協定を締結した開発区域を示しています。  
 ※返還施設跡地：「米軍施設返還跡地利用指針」の対象施設

円海山周辺地区(約 1,800ha)

円海山を中心とする地区は、ハイキング、自然観察、農体験などが楽しめる場として活用します。

保全・活用方針	主な水と緑の拠点 (平成17年度末)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・円海山近郊緑地特別保全地区の指定拡大を推進します。</li> <li>・自然観察の森や市民の森、金沢自然公園ののほな館を環境学習の拠点とします。</li> <li>・ハイキングコースや自然観察路などの整備を進めます。</li> <li>・氷取沢農業専用地区を活用して、市民と農のふれあいを進めます。</li> <li>・荒井沢地区では、樹林地の保全とともに農地を活用した「恵みの里」を展開します。</li> </ul>	<p>&lt;樹林地&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・円海山近郊緑地特別保全地区 (100.0ha)</li> <li>・市民の森 (釜利谷9.7ha、峯12.4ha、氷取沢62.7ha、瀬上47.7ha、上郷4.6ha、荒井沢9.6ha、関ヶ谷2.2ha)</li> <li>・特別緑地保全地区 (朝比奈地区19.0ha、釜利谷地区12.0ha、上郷・尾月地区4.2ha、上郷・中野地区0.7ha、公田・荒井沢地区7.0ha)</li> <li>・自然観察の森 (45.3ha)</li> </ul> <p>&lt;農地&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氷取沢農業専用地区 (20.9ha)</li> </ul> <p>&lt;公園等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金沢自然公園 (57.8ha)</li> <li>・本郷ふじやま公園 (2.3ha)</li> <li>・能見堂緑地 (22.0ha)</li> </ul>

■図 円海山周辺地区



※開発に伴う協定緑地は、「緑の環境をつくり育てる条例」第8条に基づき樹林地等の保全・管理等を定めた協定を締結した開発区域を示しています。  
 ※返還施設跡地：「米軍施設返還跡地利用指針」の対象施設

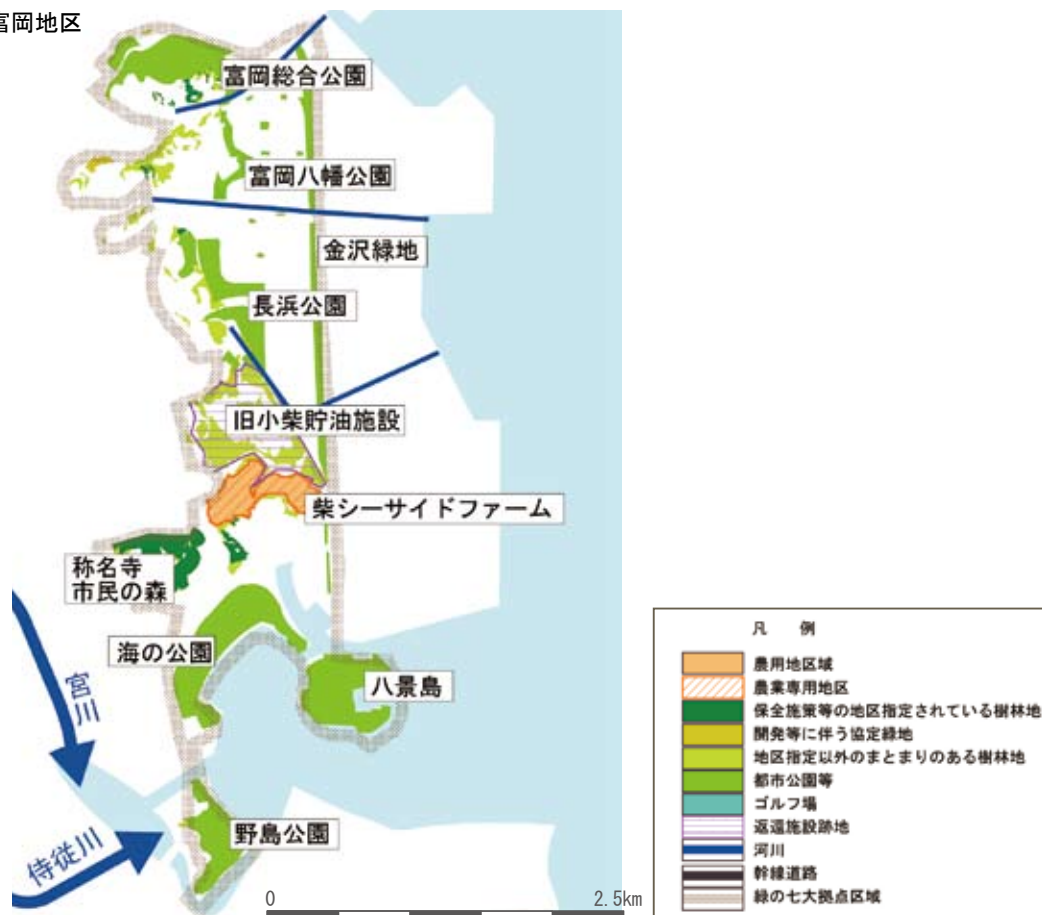


小柴・富岡地区 (約 600ha)

旧海岸線沿いの緑や史跡など歴史的資産を保全し、農とのふれあいの場や海のレクリエーション拠点として活用します。

保全・活用方針	主な水と緑の拠点 (平成17年度末)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・海の公園、野島公園、八景島、平潟湾を連続した海洋性レクリエーションの拠点として整備します。</li> <li>・称名寺などの歴史的な資産と一体となった社寺林を特別緑地保全地区などに指定します。</li> <li>・柴農業専用地区を市民が農とふれあう場として整備します。</li> <li>・富岡総合公園、富岡八幡公園、長浜公園に連担する樹林地を保全します。</li> <li>・返還された旧小柴貯油施設跡地は、身近に自然が体験できる豊かな緑の空間、広域の住民が交流する空間の形成を目指します。</li> </ul>	<p>&lt;樹林地&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・称名寺市民の森 (10.2ha)</li> <li>・柴・長浜特別緑地保全地区 (1.3ha)</li> </ul> <p>&lt;農地&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柴農業専用地区 (17.4ha)</li> <li>・柴シーサイドファーム (2.5ha)</li> </ul> <p>&lt;公園等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富岡総合公園 (21.9ha)</li> <li>・長浜公園 (15.4ha)</li> <li>・海の公園 (47.0ha)</li> <li>・野島公園 (17.7ha)</li> <li>・長浜野口記念公園 (1.1ha)</li> <li>・金沢緑地 (15.3ha)</li> <li>・港湾緑地 (6.3ha)</li> <li>・八景島 (24.0ha)</li> <li>・称名寺</li> </ul>

■図 小柴・富岡地区



※開発に伴う協定緑地は、「緑の環境をつくり育てる条例」第8条に基づき樹林地等の保全・管理等を定めた協定を締結した開発区域を示しています。  
 ※返還施設跡地：「米軍施設返還跡地利用指針」の対象施設



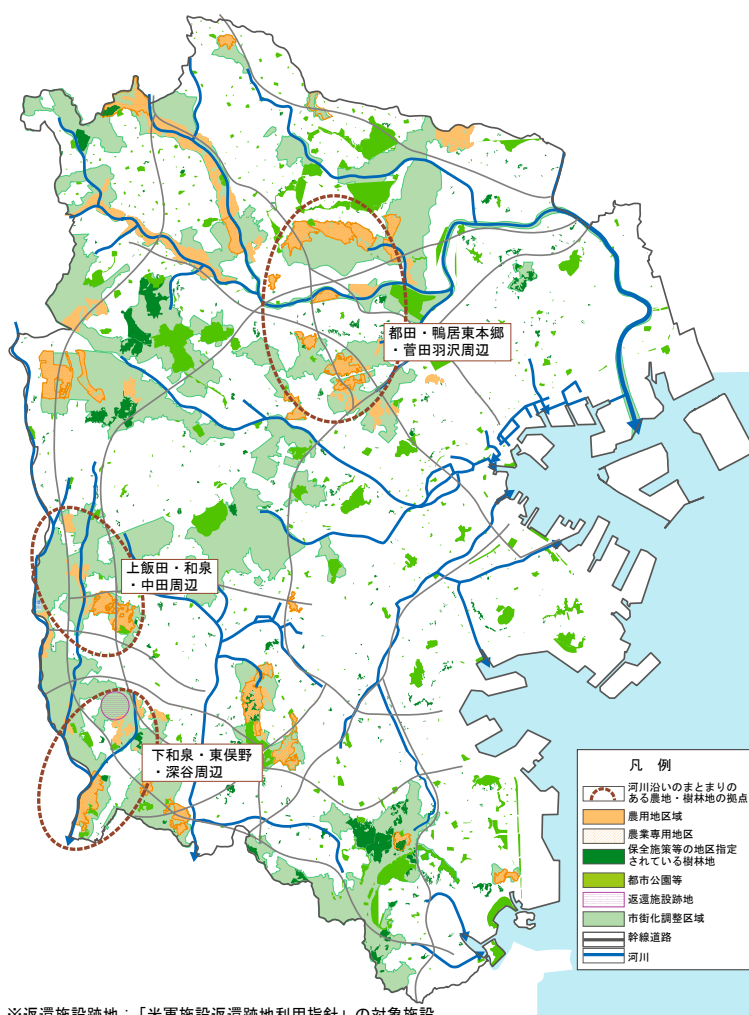
## (2) 河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点をまもります

鶴見川や境川の中流域の三つの拠点を、斜面緑地、農の景観など横浜らしい水・緑環境を有する地区として樹林地・農地の保全施策によりまもります。

### < 基本方針 >

- ① 農地については、農業専用地区の指定などにより、まとまりある優良農地を保全します。
- ② 樹林地については、市民の森、特別緑地保全地区などの指定とともに、開発行為等に対しては、土地利用規制と併せた拠点となる緑地の保全を進めます。  
また雨水の浸透効果が期待できる、まとまりある樹林地については源流の森の指定を推進します。
- ③ 河川沿いに広がる樹林地や農地の広がりや、公園などの水と緑の拠点を、河川の軸や幹線道路の街路樹などの緑の軸で結ぶことで、水と緑の回廊を形成します。

■ 図 河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点位置図



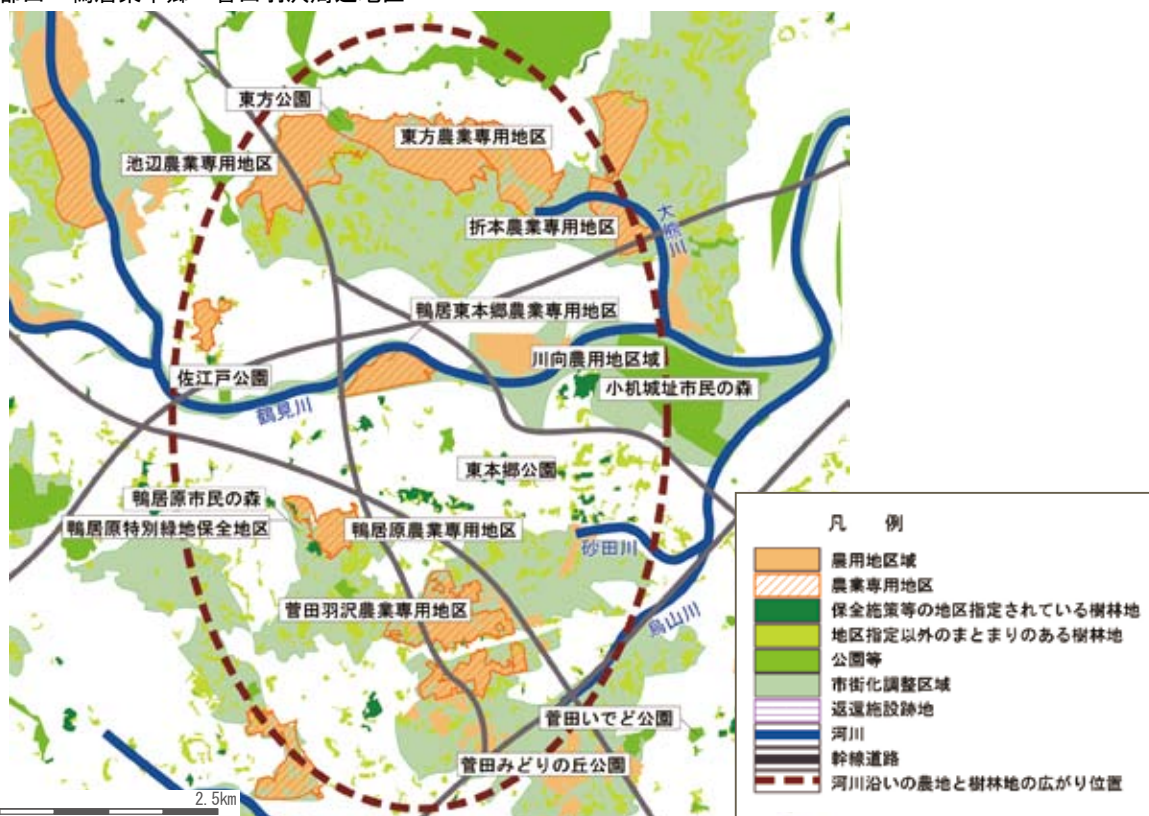
※返還施設跡地：「米軍施設返還跡地利用指針」の対象施設

都田・鴨居東本郷・菅田羽沢周辺地区

鶴見川中流域のまとまりのある農地・樹林地の広がる地区で、地区内の樹林地、農地を保全・活用するとともに、河川の軸や南北に縦断する幹線道路の街路樹の軸により、それらの資源を結ぶことで、水と緑の回廊を形成します。

保全・活用方針	主な水と緑の拠点（平成17年度末）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区の北部、南部に位置する市街化調整区域の樹林地を緑地保全施策や公園整備などにより保全活用し、地区の緑の拠点を増やします。</li> <li>・地区の北部、南部、中心に位置する農業専用地区における生産振興を図り、地元農産物を販売する直売ネットワークの拡充を図るとともに、農体験の場の設置をすすめます。</li> <li>・地区を縦断する都市計画道路の整備にあたっては、街路樹を整備することで、緑の拠点をつなぐ軸とします。</li> <li>・工場が立地する地区や住宅地では、民有地緑化や既存の公園の再整備を促進し、緑の街づくりを面的に広げます。</li> <li>・鶴見川河川敷について、市民活動と連携した緑化や清掃活動、イベント等を推進します。</li> </ul>	<p>&lt;樹林地&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鴨居原市民の森（2.0ha）</li> <li>・鴨居原特別緑地保全地区（3.4ha）</li> <li>・小机城址市民の森（4.6ha）</li> </ul> <p>&lt;農地&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・池辺農業専用地区（60.0ha）</li> <li>・東方農業専用地区（60.0ha）</li> <li>・折本農業専用地区（43.0ha）</li> <li>・鴨居東本郷農業専用地区（19.2ha）</li> <li>・鴨居原農業専用地区（17.1ha）</li> <li>・菅田羽沢農業専用地区（60.2ha）</li> <li>・農用地区域（川向22.0ha）</li> </ul> <p>&lt;公園等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東方公園（3.8ha）、佐江戸公園（1.2ha）、東本郷公園（2.2ha）、菅田みどりの丘公園（1.2ha）、菅田いでど公園（1.8ha）</li> <li>・池辺町小川アメニティ（1.1km）</li> <li>・浄念寺川せせらぎ緑道（0.4km）</li> <li>・池辺町せせらぎ緑道（0.6km）</li> </ul>

■図 都田・鴨居東本郷・菅田羽沢周辺地区



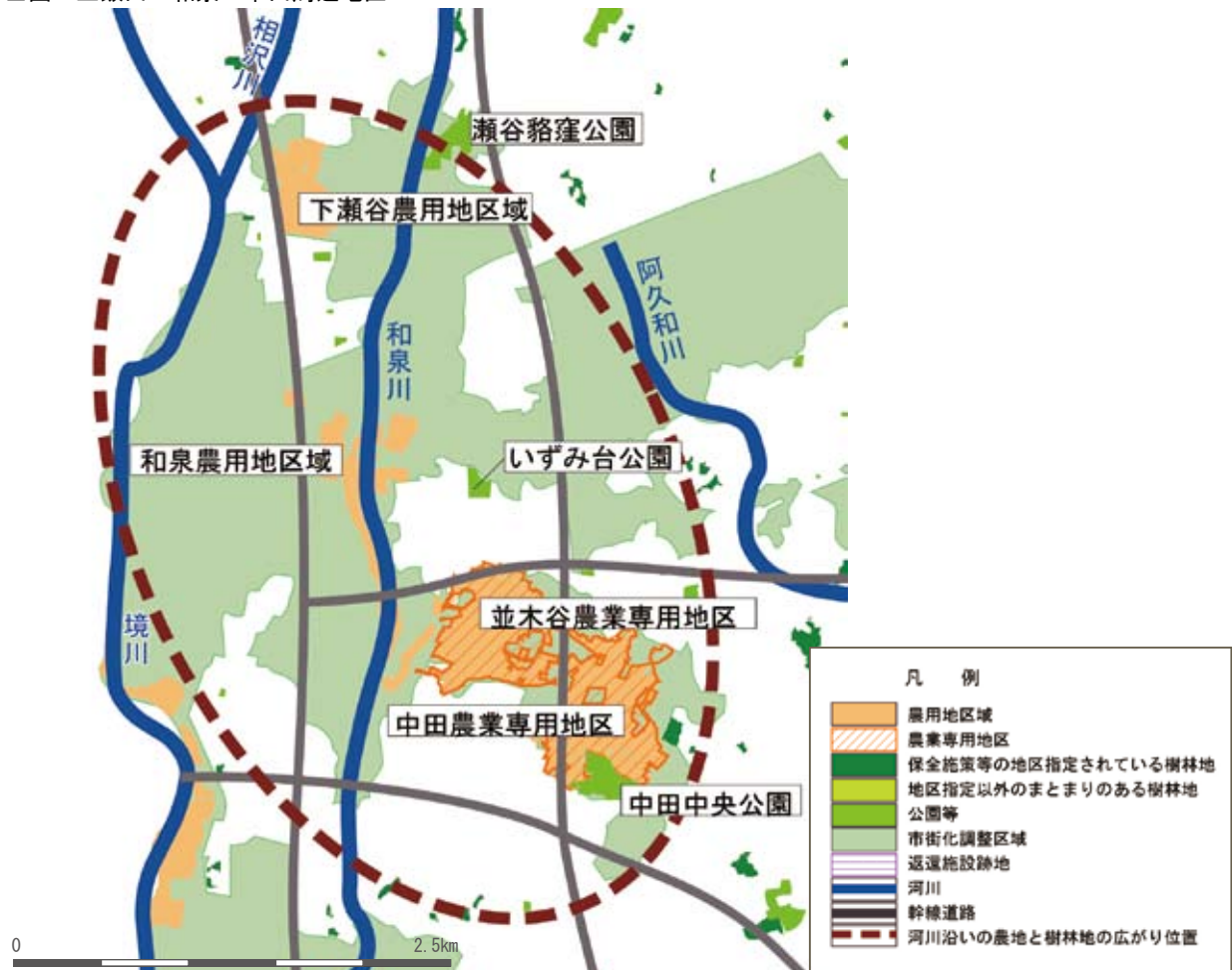
※返還施設跡地：「米軍施設返還跡地利用指針」の対象施設

上飯田・和泉・中田周辺地区

境川・和泉川中流域の農地や樹林地が広がる地区で、地区内の農地・樹林地を保全・活用し、拠点となる公園などの整備を行うとともに、河川や街路樹などの軸により、水と緑の回廊を形成します。

保全・活用方針	主な水と緑の拠点（平成17年度末）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区の南西部に広がる市街化調整区域の農地を保全活用します。</li> <li>・農地の活用にあたっては、公園と連携した事業展開を工夫し、農体験の場としての活用など交流の場を創出します。</li> <li>・和泉川沿いにまとまった樹林地（斜面緑地）は、多様な緑地保全施策により保全します。</li> <li>・公園整備や公共施設の緑化等により、緑の拠点を整備します。</li> <li>・街路樹の整備を進め、緑の拠点をネットワークします。</li> </ul>	<p>&lt;農地&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・並木谷農業専用地区（35.0ha）</li> <li>・中田農業専用地区（40.0ha）</li> <li>・農用地区域（下瀬谷12.8ha、和泉9.7ha）</li> </ul> <p>&lt;公園等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・瀬谷貉窪公園（3.8ha）</li> <li>・中田中央公園（2.9ha）</li> <li>・いずみ台公園（1.8ha）</li> <li>・地藏原の水辺</li> </ul>

■ 図 上飯田・和泉・中田周辺地区



※返還施設跡地：「米軍施設返還跡地利用指針」の対象施設

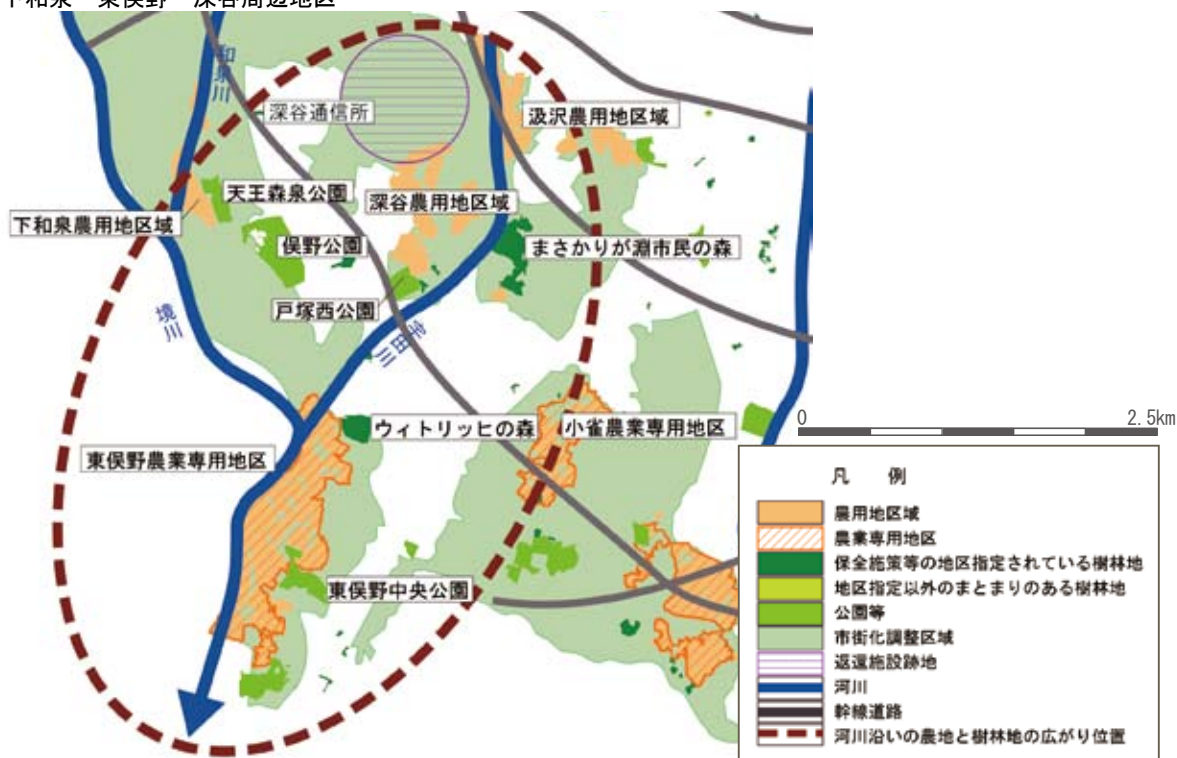


## 下和泉・東俣野・深谷周辺地区

境川と宇田川周辺の農地や樹林地が広がる地区で、境川沿いは、水田と河岸段丘の連続した緑が特徴的な景観を呈しています。これらの樹林地や農地を一体的に保全・活用するとともに、拠点となる公園の整備や、幹線道路の緑化により、水と緑の回廊を形成します。

保全・活用方針	主な水と緑の拠点（平成17年度末）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区の北部、南部に広がる市街化調整区域の農地を保全活用します。</li> <li>・農地の活用にあたっては、公園と連携した事業展開を工夫し、農体験の場としての活用など交流の場を創出します。</li> <li>・境川沿いにまとまった樹林地（斜面緑地）は、多様な緑地保全施策により保全します。</li> <li>・返還後の深谷通信所は、施設の円形形状や全域国有地という条件を活かし、米軍施設返還の象徴的施設として、また、首都圏の環境再生の拠点として、特色あるデザインや、自然・スポーツ・文化など広く利用者をひきつけるテーマを備えた大規模な緑の空間の形成を目指します。</li> <li>・これらの拠点をネットワークするため、環状4号線の緑化や河川沿いの緑化を進め、緑の軸線を形成します。</li> </ul>	<p>&lt;樹林地&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まさかりが淵市民の森（6.3ha）</li> <li>・ウイトリッヒの森（3.2ha）</li> </ul> <p>&lt;農地&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東俣野農業専用地区（65.7ha）</li> <li>・小雀農業専用地区（25.7ha）</li> <li>・農用地区域（下和泉10.9ha、深谷18.1ha、汲沢15.7ha）</li> </ul> <p>&lt;公園等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・俣野公園（13.1ha：計画）</li> <li>・天王森泉公園（3.4ha）</li> <li>・戸塚西公園（3.6ha）</li> <li>・東俣野中央公園（5.0ha）</li> <li>・小雀公園（7.2ha）</li> <li>・小川アメニティ（和泉町0.07km、俣野町0.3km、東俣野町0.08km、小雀町0.5km）</li> <li>・（仮称）県立境川遊水地公園（計画）</li> </ul>

■図 下和泉・東俣野・深谷周辺地区



※返還施設跡地：「米軍施設返還跡地利用指針」の対象施設



### (3) 市街地をのぞむ七つの丘の緑をまもりまします

都心部、都心周辺部との間の丘陵地には公園や樹林地、農地が点在しています。

丘陵の縁には、横浜の地形を象徴する斜面緑地があり、これらが一体となって市街地をのぞむ丘の緑となっています。

この緑は、市民の身近なレクリエーションの場であるとともに、生物の生息環境としても貴重な役割を果たしていることから、樹林地・農地の保全施策や公園整備等による活用を進めます。

#### < 基本方針 >

- ① 景観法と連携した土地利用規制と緑地保存地区の制度拡充・指定拡充など、多様な緑地保全施策により樹林地を保全します。
- ② 農地は生産緑地地区や市民利用型農園として保全・活用します。
- ③ 仏向の丘を市中央部の緑の拠点として重点的に確保し活用します。
- ④ 狩場の丘を緑の普及・啓発や環境活動の拠点「環境活動支援センター」として活用します。
- ⑤ 民有地の緑化を進め、市街地と丘を結ぶプロムナード等を整備します。
- ⑥ 風致地区制度により良好な住環境を維持します。

■表 市街地をのぞむ七つの丘の主な緑の拠点

地区名	主な緑の拠点
三ツ池・獅子ヶ谷の丘	県立三ツ池公園、獅子ヶ谷市民の森、みその公園、獅子ヶ谷・師岡特別緑地保全地区
篠原・岸根の丘	岸根公園、県立篠原園地、神大寺農用地区域
三ツ沢・峰沢の丘	三ツ沢公園、豊顕寺市民の森、峰沢農用地区域
川島・仏向の丘	陣ヶ下溪谷公園、川島町特別緑地保全地区、県立保土ヶ谷公園、(仮称)たちばなの丘公園(計画)
狩場の丘	横浜市こども植物園、環境活動支援センター、横浜英連邦墓地、横浜市児童遊園地
弘明寺・別所の丘	六ツ川中央公園、弘明寺公園
清水ヶ丘	清水ヶ丘公園

■図 市街地をのぞむ七つの丘位置図



#### (4) 海をのぞむ丘の緑をまもり、海と人とのふれあい拠点をつくります

旧海岸線沿いに連なる丘陵地における、横浜独特の崖地形、眺望とともに、海側からのぞむことのできる斜面緑地を樹林地の保全施策などによりまもります。

市民などが憩いながら、港の活動を含む海の景観を眺め、海を身近に感じられる空間として「海と人とのふれあい拠点」を位置づけます。

また、京浜臨海部における緑の拡充に向けた事業者との協働を進めます。

##### <基本方針>

- ① 旧海岸線上の斜面緑地を、風致地区制度の活用や、景観法と連携した土地利用規制と緑地保存地区の制度拡充・指定拡大、公園整備などにより保全します。
- ② 「海と人とのふれあい拠点」では、市民をはじめ訪れた人々が憩い、海を身近に感じられる空間としての公園・緑地を整備するとともに、海からの視点に配慮した景観上の緩衝帯としても活用します。
- ③ 内港地区から山下ふ頭の臨海部では、赤レンガ倉庫や大さん橋など、水際線に連続する緑地の結節点となる「(仮称)象の鼻地区」の再整備などを進めるとともに、山手周辺の洋館など街の歴史的資産とのつながりを活かして、港町の魅力をまもります。
- ④ 横浜ベイサイドマリーナや八景島、海の公園などの拠点では、その特性を活かし、市民が海辺に親しむ場や海洋性レクリエーションの機会を創出します。
- ⑤ 京浜臨海部では、海や河川、運河などの水辺を活用するとともに、事業者との連携による「京浜の森づくり」を進め、豊かな水・緑環境をつくります。

■表 海をのぞむ丘の主な緑の拠点

地区名	主な緑の拠点
子安台	神の木公園、子安台公園
白幡	白幡西緑地
高島台	沢渡中央公園、台町公園
野毛山・掃部山	野毛山公園、掃部山公園
山手の丘	港の見える丘公園、元町公園、山手イタリア山庭園、山手公園、山手見晴らし公園
根岸・本牧	根岸森林公園、根岸なつかし公園、本牧山頂公園、本牧市民公園、三溪園
岡村・久良岐	岡村公園、久良岐公園、森浅間社特別緑地保全地区
杉田	坪呑公園、杉田坪呑緑地
小柴・富岡	富岡総合公園、長浜公園、長浜野口記念公園、称名寺市民の森、柴・長浜特別緑地保全地区、柴シーサイドファーム

■表 海と人とのふれあい拠点

地区名	海と人とのふれあい拠点
末広地区	末広水際線プロムナード
大黒ふ頭先端緑地	大黒ふ頭先端緑地、大黒海づり施設
内港地区～山下ふ頭地区の臨海部	山下公園、臨港パーク、赤レンガパーク、日本丸メモリアルパーク、新港パーク、運河パーク、自動車、大さん橋ふ頭緑地、(仮称) 象の鼻地区 (計画)、(仮称) 山内臨海緑地 (計画)、(仮称) 山下ふ頭緑地 (計画)
横浜港シンボルタワー	横浜港シンボルタワー、本牧海づり施設
堀割川河口周辺	(仮称) 磯子・海に見える公園 (計画)
杉田臨海部	(仮称) 杉田臨海緑地 (計画)
横浜ベイサイドマリーナ地区	横浜ベイサイドマリーナ、(仮称) 白帆緑地 (計画)
海の公園・八景島周辺	海の公園、野島公園、八景島

■図 海をのぞむ丘・海と人とのふれあい拠点位置図





## (5) 都心部の水・緑づくりをすすめます

みなとみらい線の開通や、超高層住宅の建設などにより、都心部の都市構造の変化がみられます。都心部に求められる機能は多様化し、都心における憩い、文化、芸術活動が活発化しており、これらの都心居住、都市活動に対応し、働きやすく、住みやすく、すごしやすい街づくりが求められています。

また、都心部は、機能集積に伴う環境負荷の増大により、ヒートアイランド現象が顕在化するとともに、都市型水害が発生しています。

### < 基本方針 >

- ① 都心部の貴重な空間を立体公園や借地公園などにより効率的に活用し、臨海部の公園・緑化のネットワーク化など、地区の特性を活かした新たな水・緑環境を整備するとともに、既存施設については、市民ニーズに合わせた再整備を行います。
- ② 大規模開発や建築計画にあわせ、親水空間や緑地など、市民に開放された憩いの空間が適切に整備されるよう誘導します。
- ③ 野毛山・掃部山の丘については、その歴史性を踏まえながら、緑を維持、保全します。山手の丘では、山手地区景観風致保全要綱により地域の協力を得ながら開港以来の歴史性を活かした緑の保全と活用を進めます。
- ④ 民間施設については、市街地環境設計制度などを活用して、敷地や建築物の緑化を推進します。
- ⑤ 街路樹等により緑を増やすとともに、風格があり美しい並木として育て、都市の美観と快適性を高めます。
- ⑥ ヒートアイランド現象の緩和や人が快適に街を回遊できるように、陸と海を結ぶ「風と人の道」を設定し、風や人にとって有効な空間を整備・誘導します。特に河川沿いでの緑化を進め涼やかな軸線を形成します。
- ⑦ 市民・事業者・行政の協働により、都心部の特徴を活かした屋上や壁面などの緑化をより一層推進します。

■図 都心部の水・緑づくり対象エリア



## 山手公園 (日本初の洋式公園)

山手本通りの山手カトリック教会の横に入ると、ヒマラヤ杉の古木の茂るなかに落ち着いた雰囲気のコートや西洋館のレストハウスなどがある山手公園にたどり着きます。古木の木立が歴史のある公園をさらに重厚に演出しています。

この公園は、明治3年外国人居留者からの要望で造られた外国人専用の我国初の洋式公園です。当時は、芝生園、野外音楽堂もあってイギリスやフランスの軍楽隊の演奏が行われていたようです。日本の都市公園が誕生したのは、明治6年の太政官布達によるものですが、その3年前には既に存在していたこととなります。

明治9年に日本で最初のローンテニスが行われた日本庭球の発祥地でもあり、平成10年に山荘風の洋館のテニス資料館も建設されました。

昭和2年横浜市に移管され、山手公園として公開した横浜市最古の公園です。

レストハウス (山手 68 番館)



山手公園のパーゴラ



## (6) 農のあるまちづくりをすすめます

市内の郊外部には、市街地に隣接してまとまりのある農地が広がり、農畜産物の生産とともに、谷戸と丘の緑の風景を形成しています。また、農地は、新鮮な農産物の供給とあわせ、農体験や食農教育の場、田園風景の提供、雨水を浸透する機能など、市民生活に潤いをもたらす緑としての役割を果たしています。

これらの農地を保有する農業者の経営安定を図ることを基本に、市民と農業者の双方のニーズに応じた多様な連携を進めるとともに、自然環境の維持や防災・治水などの多様な機能をもつ農地を都市内の貴重な緑として保全するため、農業者や農協、市民と連携しながら「農のあるまちづくり」に取り組みます。

### < 基本方針 >

#### ① 持続可能な都市農業の構築

##### ・市内産農畜産物の生産振興

生産施設整備の支援や栽培技術指導などによって、横浜ブランド農産物の育成・増産を図ります。また、安心な農産物の生産に向けて、環境保全型農業に取り組む農業者の認定・支援を進めるなど、環境にやさしい農業を推進します。

##### ・農業への新規参入等の促進

都市農地再生に向けた遊休農地の実態把握と有効活用を推進します。また、多様な主体が農業へ新規参入できる条件整備を行い、法人などによる新規参入等の推進により都市農業の振興を図ります。

#### ② 市民と農との多様な連携

##### ・市民と農との地産地消の推進

市内産農畜産物を身近で購入できる直売ネットワークを構築・拡充するとともに、地産地消の取組や市内産農畜産物の積極的なPRを行っていきます。

また、「ファーマーズマーケット」の設置誘導や市内産農畜産物の学校給食への供給を推進します。

##### ・環境行動と連携した農体験の場の充実

市民利用型農園の設置により農体験を拡充し、農園における利用者のコミュニティー醸成を促進します。また、市民農園で耕作したい市民による活動団体を支援・仲介し、市民活動による農園開設、運営を促進します。

### ③ 農地の保全と魅力的な農環境の創出

貴重な緑でもある農地を保全するため、農業専用地区等や生産緑地地区の指定を進めます。

また、魅力ある農的環境の創出や市民と農業者との協働による環境活動を育成するため、市民協働による「農のある地域づくり協定事業」や「恵みの里整備事業」を推進するとともに、農の魅力に触れる「アグリ・ツアー」の開催などを支援します。

■図 地区指定された農地と横浜ふるさと村・恵みの里





## 多様なかたちの市民利用型農園

都市生活のかたわら、土や緑に触れて野菜を育て、仲間と汗を流し、家族で旬の味わいを楽しむ・・・そんな潤いのある生活をもたらす「市民利用型農園」の人気は途切れることはありません。

横浜市には今までに、農家の指導を受けて農作業を体験できる「栽培収穫体験ファーム」が79か所、自給用の区画を農家などの開設者から借りて自由に農作業ができる「特区農園」が41か所開設されたのをはじめ、その他に500区画の農園と管理施設、駐車場を備えた「柴シーサイドファーム」や各地で農協が開設する「市民耕作園」など多くの種類の農園が合計135か所、20.7ha設置されています。

中でも「栽培収穫体験ファーム」は、農家が農業経営として開設する農園で、畑の準備から栽培管理、収穫までの栽培指導を開設する農家が行い、利用者はその指示に従って農作業を体験する、いわば農家が先生となった体験農園で、不慣れな人でも立派な野菜が収穫でき好評を得ています。また、「特区農園」は「構造改革特区」制度により横浜市が提案し、全国に先駆けて誕生した、農地所有者等が開設する農園で、今日では法改正により全国に適用されています。

360万人が暮らす横浜では、農園の利用を希望する市民の方々の数は多いため、横浜市ではさらに多数の農園の開設を促進する計画です。また、農作業する区画だけでなく、家族や仲間と過ごすようなスペースなど、充実した機能を備えた農園づくりを検討していく予定です。

また、次世代を担う子どもたちが自然や農業への理解を深め、緑を大切にする環境行動へ繋げるため、児童・生徒などが水田や畑で作物の栽培や収穫物の調理加工の指導を受けながら体験を通じ、自然、農業の関係を学ぶ環境学習農園の設置をすすめます。

生活と時間にゆとりのある中高年の方々、子どもたちが土や作物とふれる機会をつくりたい子育て中の方々、そして自分の手で食べものを育てたい方々、“農”のあるライフスタイルを横浜で実践してみませんか？

500区画の農園がある柴シーサイドファーム



家族で楽しむ野菜づくり(柴シーサイドファーム)



農家からプロの技を学べる栽培収穫体験ファーム



## 横浜の都市農業と地産地消

横浜の農地面積は、3,370ha と神奈川県内で一番の面積を誇り、この農地を活用して盛んに農作物の生産が行われています。特に、コマツナは収穫量及び栽培面積も平成 15・16 年度で全国の市区町村中、第一位と熱心に生産が行われています。経営内容も多様で野菜・果樹・花・植木・水稻・畜産に渡りその生産技術は県下でもトップクラスとの評価を得ています。

これまで、市内産の野菜や果物の 30 品目を「横浜ブランド農産物」として認定し、生産振興と P R に取り組んでおり、新鮮で安心な市内産の農畜産物を安定供給するため、生産者への支援を積極的に行っています。

一方、食やライフスタイルに強い関心をお持ちの市民の方も多くなりつつあり、市民や企業の協力を得て効果的に地産地消を進めることが大切なこととなっています。

そのため、地産地消をすすめようと自主的に推進していただく市民の方のパワーアップを図るために研修講座を継続して開催しています。

さらに、市民が身近で生産者の顔が見える農畜産物を購入できるよう、直売所のネットワークを拡充するとともに、地産地消に関する情報提供として、情報紙発行や P R イベントなどの開催も積極的に行い普及拡大に努めています。

これらの取組をすすめることによって、本市の農業生産が盛んになり、農業者が生き生きと営農でき、本市の貴重な緑の構成要素である農地の保全を図ることにつながります。本市の地産地消にご関心をお持ちでしたら、お気軽にお問い合わせいただき、取組にご参加ください。

旬の野菜の収穫（緑区）



採れたて野菜が並ぶ直売所（泉区）



## (7) 市街地の緑の拠点をつくります

市街地の緑の拠点である公園緑地の配置を計画的に進めます。

配置にあたっては、多様な市民の要望に応えるととともに、地域の特性に配慮した整備を進めます。

### < 基本方針 >

- ① 身近な公園の配置については、地域間の格差を解消するため、借地公園制度を活用するなど、小学校区を単位に、1小学校区当たり1か所の近隣公園、2か所の街区公園を配置します。
- ② 多様なスポーツ・レクリエーションの要望に応えるため、各区のスポーツ需要に応じた公園の整備を推進します。
- ③ 学校などの公共施設、市民利用施設、駅前広場など、街のシンボルとなる場の緑化や、緑化地域制度を活用した建築敷地の緑化を推進します。
- ④ 防災公園や広域避難場所となる公園の配置、地域の防災拠点となる学校の緑化、身近な公園の配置を進めます。  
また、土地所有者の協力を得て「防災協力農地」の配置を進めます。
- ⑤ 河川の結節点には、公園などを配置し、河川沿いの散策やサイクリングなどの拠点、親水拠点として活用します。
- ⑥ 古民家、西洋館など地域の歴史的な資産を活用した公園の整備など、地域のシンボリックな歴史・文化を育む緑の拠点を配置します。
- ⑦ 幹線道路や地区内道路において街路樹などの道路緑化を進めます。

### 3 流域ごとの水・緑環境をつくり・高める

主に2つの視点による流域ごとの推進計画を展開します。

- ・流域内の源・上流域から下流域まで、市街地の特性にあわせた施策を展開します。
- ・横浜の特徴である流域特性(8流域)を活かした水と緑の回廊形成を進めます。

#### (1) 市内を流れる河川流域

- ・鶴見川流域\*
- ・入江川・滝の川流域
- ・帷子川流域
- ・大岡川流域
- ・宮川・侍従川流域
- ・柏尾川流域\*
- ・境川流域\*
- ・直接海にそそぐ小流域の集まり

※鶴見川、境川、柏尾川の各流域については周辺都市と連続しているため、国、県、他都市と連携した広域的な対応を進める必要があります。

■図 横浜を流れる河川の流域位置図



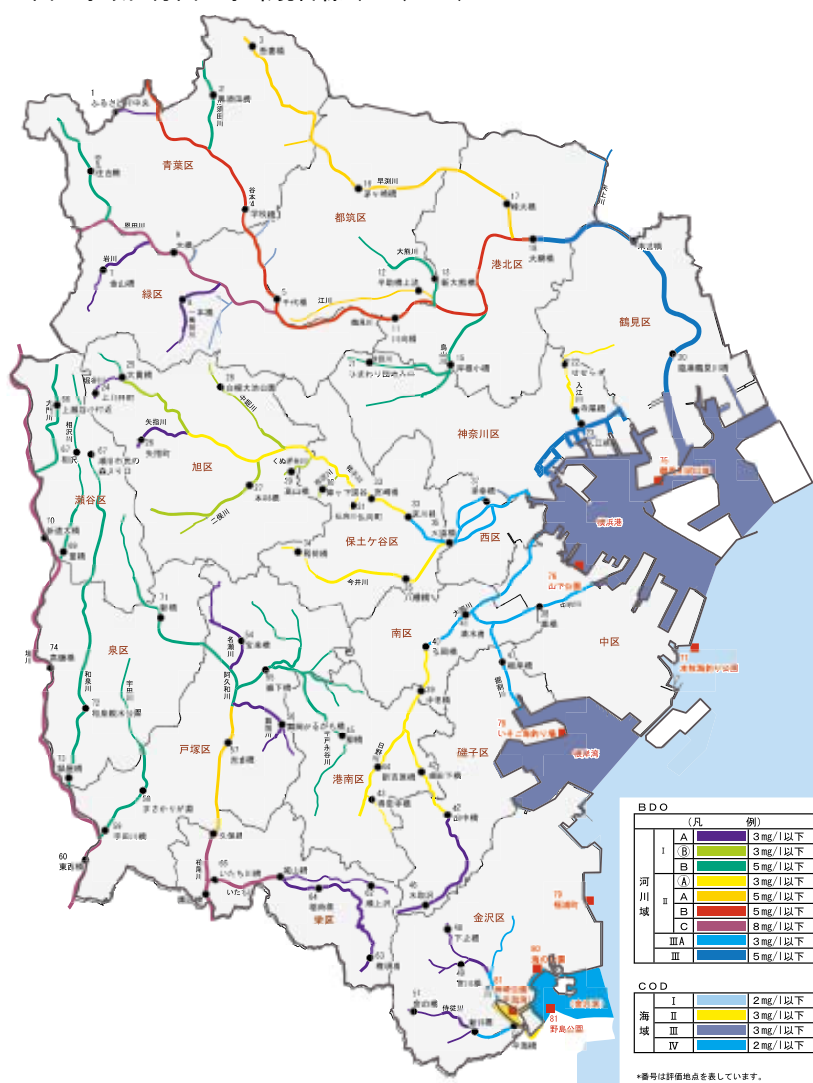


## (2) 水環境の管理

横浜市の河川や海域の水質は、昭和30年代の高度経済成長時代以降汚濁が進行しましたが、近年の工場・事業場に対する排水規制や下水道の普及によって全般的に改善されてきています。しかし、生活排水による中小河川の汚濁や東京湾の富栄養化は依然として続いており、一部に水質の環境基準を達成していない水域もあります。また、化学物質などによる新たな汚染も懸念されています。水辺の状況としては、都市化に伴い平常時の河川水量の減少、河川、海域ともに市民が水辺に近づきにくい構造となり、ホタルやトンボなどの生物生息環境もせめられてきました。近年、潤いや安らぎのある快適な環境への市民ニーズは一段と高まっており、これに応えるためには、治水機能にも配慮しつつ、河川や海域の水質とともに、水量や、水辺および周辺環境を含む「水環境」の保全・創造が必要となってきています。

横浜市では、水域の状況に応じ、市内の河川や海域を一定の区間・区域に区分し、それぞれに達成目標、全水域一律の達成目標等を設定しており、良好な水・緑環境を確保するためには、これらに基づいた水環境の管理が必要となります。

■図 水域区分図と水環境目標 (BOD、COD)



### (3) 流域ごとの推進計画の内容

各流域の特性や「源・上流域」、「中流域」、「下流域」の水・緑環境に応じて、水と緑の拠点などの「点」が河川や街路樹などの「線」でつながれ、流域全体を覆う水と緑の回廊形成により「面」へと発展するよう、流域ごとの推進計画を示します。

#### ① 流域における水・緑環境の現況把握

各流域の特徴にあわせた推進計画を示すため、水・緑環境や源・上流、中流、下流域ごとの現況を整理するとともに、「量」、「質」、「魅力」の流域指標から水・緑環境を評価します。これらを踏まえて各流域における施策の方針を明確にします。

##### ア 流域における水と緑の量

- ・水と緑の量 : 水緑率
- ・水循環の状況 : 雨水の地下浸透量、河川を流れる水量・流速

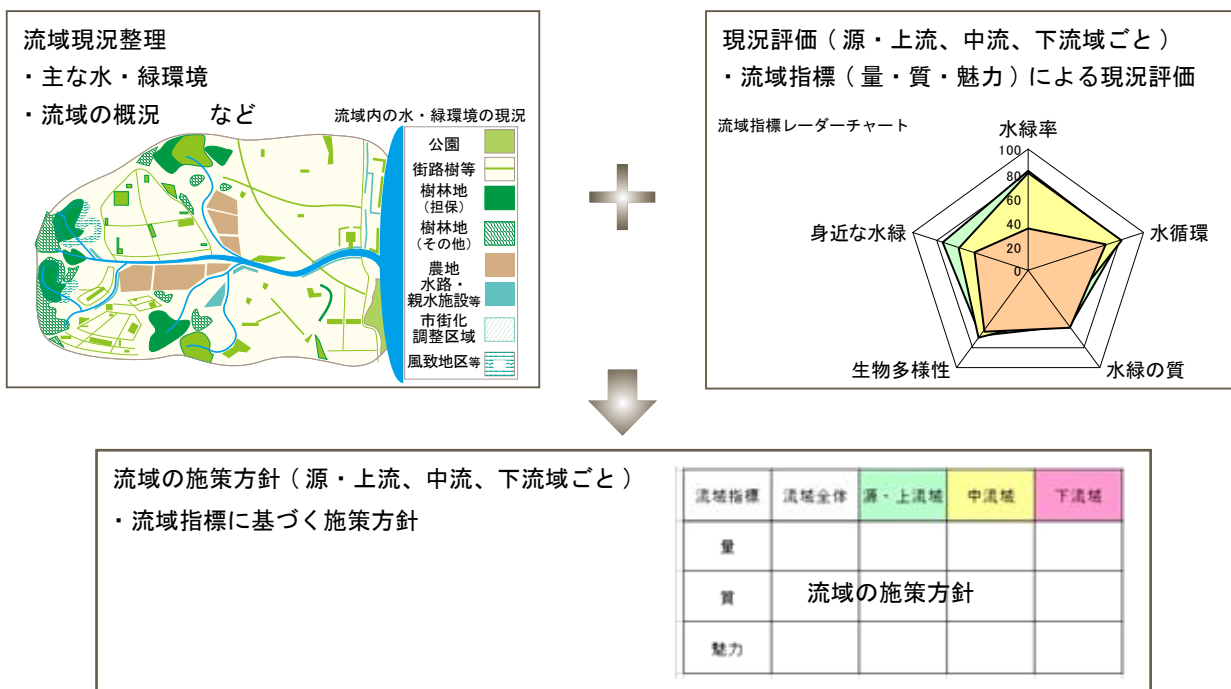
##### イ 流域における水と緑の質

- ・水と緑の質 : 担保された緑、水質目標達成度合い、水生生物目標種の生息状況
- ・生物多様性 : 動植物の生物多様性などの度合い
- ・景観 : 水・緑環境の景観の特徴

##### ウ 流域における水と緑の魅力

- ・身近な水と緑 : 水と緑の回廊形成の状況、市民に身近な農体験の場、市民が利用できる樹林地・公園の充実度、身近な公園の整備状況

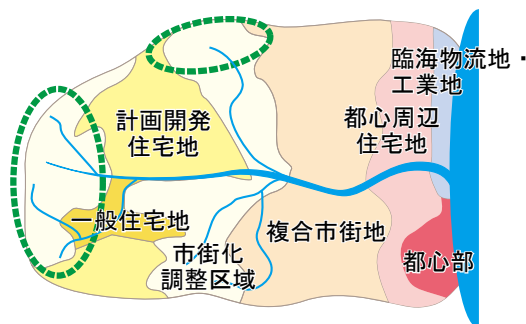
■図 流域ごとの現況整理から施策方針


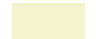








② 流域内の市街地類型に対応した施策方針

市街化の状況や地形条件、自然条件から分類した市街地類型・環境分類に対応させて、流域における面的な施策の方針を示します。

■図 流域における市街地類型図



流域	市街地類型	Eco-Topo 環境分類※	地域の特徴
源・上流域	郊外部		
	 緑の七大拠点	樹林地（常緑・落葉広葉、針葉、竹林） 草地（草地、エコトーン） 水辺 耕作地（畑・果樹園、水田）	郊外に位置し、河川や支川の水源である、まとまった樹林地や農地
	 計画開発住宅地	市街地 緑の多い住宅地 耕作地（畑・果樹園、水田）	土地区画整理などにより計画的に開発され、周辺には市街化調整区域が広がる住宅地
中流域	 一般住宅地	市街地 緑の多い住宅地 耕作地（畑・果樹園、水田）	比較的早期に市街化した住宅地で農地や小規模な樹林地が残り、道路などの基盤整備が不十分な地区もある地域
	 内陸物流地・工業地	市街地	幹線道路沿線やインターチェンジ周辺の物流施設の集積地や鶴見川や柏尾川沿いに点在する工業集積地
下流域	都心周辺部		
	 都心周辺住宅地	市街地 緑の多い住宅地	都心周辺の台地上の住宅地で、一部は風致地区に指定されている地域
	 複合市街地	市街地 緑の多い住宅地	都心周辺の平坦部や郊外の駅周辺の既存市街地で、住宅や商店が混在した密度の高い市街地
	都心部		
	 都心部	市街地	横浜駅周辺から関内・関外地区に至る都心部や新横浜都心地域
臨海部			
 臨海物流地・工業地	市街地	鶴見区から金沢区に至る大規模な港湾物流地・工業地	

※ Eco-Topo 環境分類とは、特に生物生息の視点より地域の自然特性を把握するため、生態系の形成基盤である生物生息空間を、主に植生に着目して分類したものです。

※ エコトーンとは、2種類以上の生態系の境界で、全く異なる環境が移行する場所をさします。例えば陸域と水域の境界。

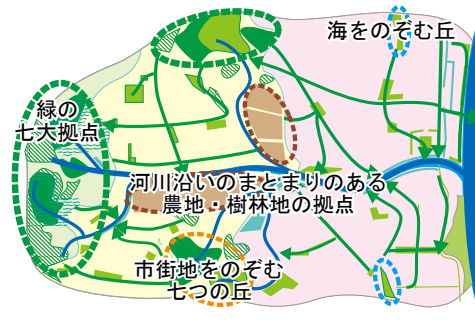




### ③ 流域における水と緑の回廊形成

緑の七大拠点や市街地をのぞむ丘、流域内に位置づけられている「拠点」と河川の「軸」、拠点と拠点や、拠点と河川の軸を結ぶ「水と緑の回廊軸」を位置づけた、流域内の将来像となる「水と緑の回廊像」を示します。

■図 流域における水と緑の回廊像



■表 水と緑の回廊を形成する要素

分類	水と緑の回廊形成の要素
「水と緑の拠点」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑の七大拠点</li> <li>・ 河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点</li> <li>・ 市街地をのぞむ丘の拠点</li> <li>・ 海をのぞむ丘の拠点</li> <li>・ 海と人とのふれあい拠点</li> <li>・ 流域内の水と緑の拠点</li> </ul> (横浜市都市計画マスタープラン各区プランより)
「河川の軸」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流域内の大きな回廊の軸線となる河川</li> </ul>
「水と緑の軸」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ せせらぎや水路など</li> <li>・ 都市計画道路の街路樹など</li> <li>・ 流域内を回遊できるよう位置づけられた散策路など</li> </ul> (横浜市都市計画マスタープラン各区プランより)

■図 全市における水と緑の回廊像



4-3

#### (4) 流域ごとの推進計画

---

- ① 鶴見川流域
- ② 入江川・滝の川流域
- ③ 帷子川流域
- ④ 大岡川流域
- ⑤ 宮川・侍従川流域
- ⑥ 柏尾川流域
- ⑦ 境川流域
- ⑧ 直接海にそそぐ小流域の集まり



① 鶴見川（つるみがわ）流域

[流域案内図]

鶴見川流域

- 流域
- 河川
- 市街化調整区域
- 緑の七大拠点
- 河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点

[主な水・緑環境]

< 河川 >  
 鶴見川、梅田川、大熊川、鳥山川、早淵川、砂田川、恩田川、鴨居川、矢上川（以上1級河川）  
 黒須田川、奈良川、岩川、布川（以上準用河川）

< 水の拠点 >  
 都筑、港北、北部第一、北部第二水再生センター、北部汚泥資源化センター

< 緑の拠点 >  
 こどもの国周辺、三保・新治（緑の七大拠点）  
 都田・鴨居東本郷・菅田羽沢周辺（河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点）  
 獅子ヶ谷市民の森、小机城址市民の森、熊野神社市民の森、綱島市民の森、新治市民の森、三保市民の森、鴨居原市民の森、住吉源流の森、新横浜公園、四季の森公園、都筑中央公園、三ツ池公園、岸根公園、寺家ふるさと村、寺家農業専用地区、折本農業専用地区、鴨居東本郷農業専用地区、菅田羽沢農業専用地区 など

[流域メモ]

鶴見川流域の環境課題の解決に向けて、国、神奈川県、周辺自治体（東京都、横浜市、川崎市、町田市）など流域の関連機関や市民が連携して「鶴見川流域水マスタープラン」が進められています。

[流域の概況]

源・上流域	源・上流域では緑の七大拠点をはじめ、多くの緑地や農地が存在しています。とくに支川の源流部には良好な谷戸や里山が残っています。また、市民の森、ふれあいの樹林等では、愛護会等の市民団体が精力的に活動しており、貴重な水と緑を守り育てるための原動力となっています。計画開発住宅地である港北ニュータウンでは、都筑中央公園を中心として緑地と市街地の一体的なまちづくりが行われています。
中流域	一般住宅地や内陸物流地・工業地を主体に市街化が進んでいる中流域では、河川幅も広く高水敷もあることから、開放的な水辺空間を楽しむことができます。この流域には新横浜都心もあり、高密度な市街地が展開し、幹線道路や鉄道も並走しています。また、水と緑の拠点としては、農地やまとまりのある樹林地が川沿いに広がっており、横浜らしい景観を残しています。
下流域	下流域では旧市街地の密集した複合市街地、河口付近に展開する臨海物流地・工業地など、高密度な市街地が形成され、水・緑環境の孤立化が進んでいます。かつて多く見られた台地や丘陵地は、ほとんどが市街地と化し、地形も大幅に変化しました。また、以前は漁業や舟運が盛んだった河口付近もその様相は一変し、埋立地に大規模な工場群が立ち並んでいます。

[流域指標などによる現況評価]

※このレーダーチャートは現在評価可能な項目で表したものです。

		流域全体	源・上流域	中流域	下流域
量	水緑率	源・上、中流域が全体を押上げています。 水緑率(%) = 36	緑の七大拠点を中心に極めて良好な状況にある。 水緑率(%) = 40	緑の多い住宅地や緑地が多く良好である。 水緑率(%) = 40	高密度な市街地であり水・緑環境が少ない状況である。 水緑率(%) = 22
	水循環	流域全体において良好な状態が保たれている。 評価 A	樹林地等の存在により極めて良好な状況にある。 評価 A	緑の多い住宅地や緑地が多く極めて良好である。 評価 A	旧市街地を中心に良好である。 評価 B
質	水と緑の質	全体的に水質は良好だが、緑地担保量が少ない。 評価 B	水質は良質であるものの緑地担保量が少ない。 評価 C	水も緑も良質である。 評価 B	緑地担保量が高い。 評価 B
	生物多様性	源・上、中流域は樹林地、下流域は公園等により良好。 評価 B	樹林地を中心に良好な生物多様性が確保されている。 評価 B	樹林地などによって良好な生物多様性が確保されている。 評価 B	生物多様性が確保されている公園等がある。 評価 B
魅力	身近な水と緑	源・上、中流域は良好、下流域は身近な水と緑が乏しい。 評価 B	身近に豊かな水・緑環境があり良好である。 評価 B	身近に豊かな水・緑環境があり良好である。 評価 B	高密度な市街地であり身近な水・緑環境に乏しい。 評価 D
	景観	源・上、中流域は比較的良好な景観が残っている。	源流域の緑と里山や谷戸の景観が残されている。	川沿いに広がる田園風景が残されている。	水・緑環境に乏しい景観である。
現状評価 (レーダーチャート)					
流域写真					
流域特性		源・上流域及び中流域では、水・緑環境のバランスが良く、またレーダーチャート形状も類似しています。一方、下流域は、高密度な市街地が発達しているため、源・上流、中流域とは異なる水・緑環境の特性を有しています。			

評価区分：<A>極めて良好、<B>良好、<C>普通、<D>一部改善の必要あり、<E>改善の必要あり

[流域の施策方針]

		流域全体	源・上流域	中流域	下流域
量	水緑率	源・上、中流域においては水緑率を維持しつつ、浸透域を保全するとともに、下流域の緑化を推進します。	緑の七大拠点などの樹林地・農地を保全するとともに、雨水の浸透域を保全します。	河川沿いのまとまりのある樹林地・農地の拠点を保全するとともに、市街地における緑化を推進します。	街路樹などの公共空間の緑化を推進するとともに、事業者などとの連携による緑化を推進します。
	水循環	源・上、中流域では谷戸や里山の景観を保全するとともに、下流域では緑化による景観の向上や、発生源対策による水質向上を図ります。	樹林地・農地の保全と合わせて、緑地の担保量の向上や里山や谷戸の景観保全を進めます。	緑地担保量の向上により、樹林地・農地を保全するとともに、生物生息環境に配慮した緑化を推進します。	発生源対策などによる水質の向上や、市街地の緑化などにより景観の向上を図ります。
質	水と緑の質	源・上、中流域では谷戸や里山の景観を保全するとともに、下流域では緑化による景観の向上や、発生源対策による水質向上を図ります。	樹林地・農地の保全と合わせて、緑地の担保量の向上や里山や谷戸の景観保全を進めます。	緑地担保量の向上により、樹林地・農地を保全するとともに、生物生息環境に配慮した緑化を推進します。	発生源対策などによる水質の向上や、市街地の緑化などにより景観の向上を図ります。
	生物多様性	源・上、中流域は樹林地、下流域は公園等により良好。 評価 B	樹林地を中心に良好な生物多様性が確保されている。 評価 B	樹林地などによって良好な生物多様性が確保されている。 評価 B	生物多様性が確保されている公園等がある。 評価 B
魅力	身近な水と緑	源・上、中流域は良好、下流域は身近な水と緑が乏しい。 評価 B	身近に豊かな水・緑環境があり良好である。 評価 B	身近に豊かな水・緑環境があり良好である。 評価 B	高密度な市街地であり身近な水・緑環境に乏しい。 評価 D
	景観	源・上、中流域は比較的良好な景観が残っている。	源流域の緑と里山や谷戸の景観が残されている。	川沿いに広がる田園風景が残されている。	水・緑環境に乏しい景観である。
流域写真					
流域特性		源・上流域及び中流域では、水・緑環境のバランスが良く、またレーダーチャート形状も類似しています。一方、下流域は、高密度な市街地が発達しているため、源・上流、中流域とは異なる水・緑環境の特性を有しています。			



[鶴見川流域における水・緑環境の現況]

寺家ふるさと村 (青葉区)



鴨池公園 (都筑区)



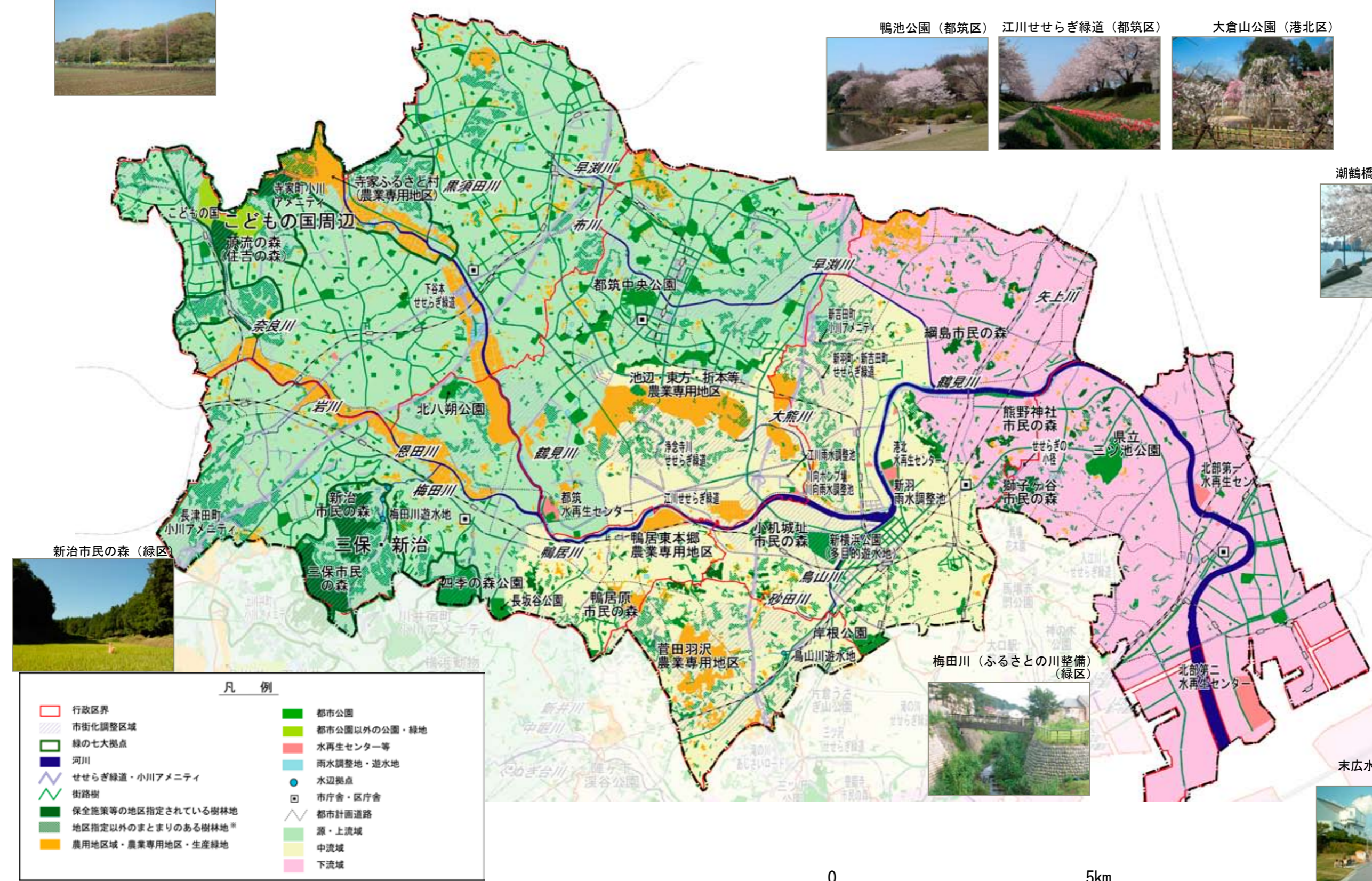
江川せせらぎ緑道 (都筑区)



大倉山公園 (港北区)



潮鶴橋水際緑道 (鶴見区)



新治市民の森 (緑区)



末広水際線プロムナード (鶴見区)



凡例

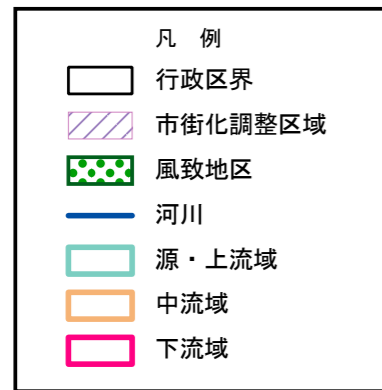
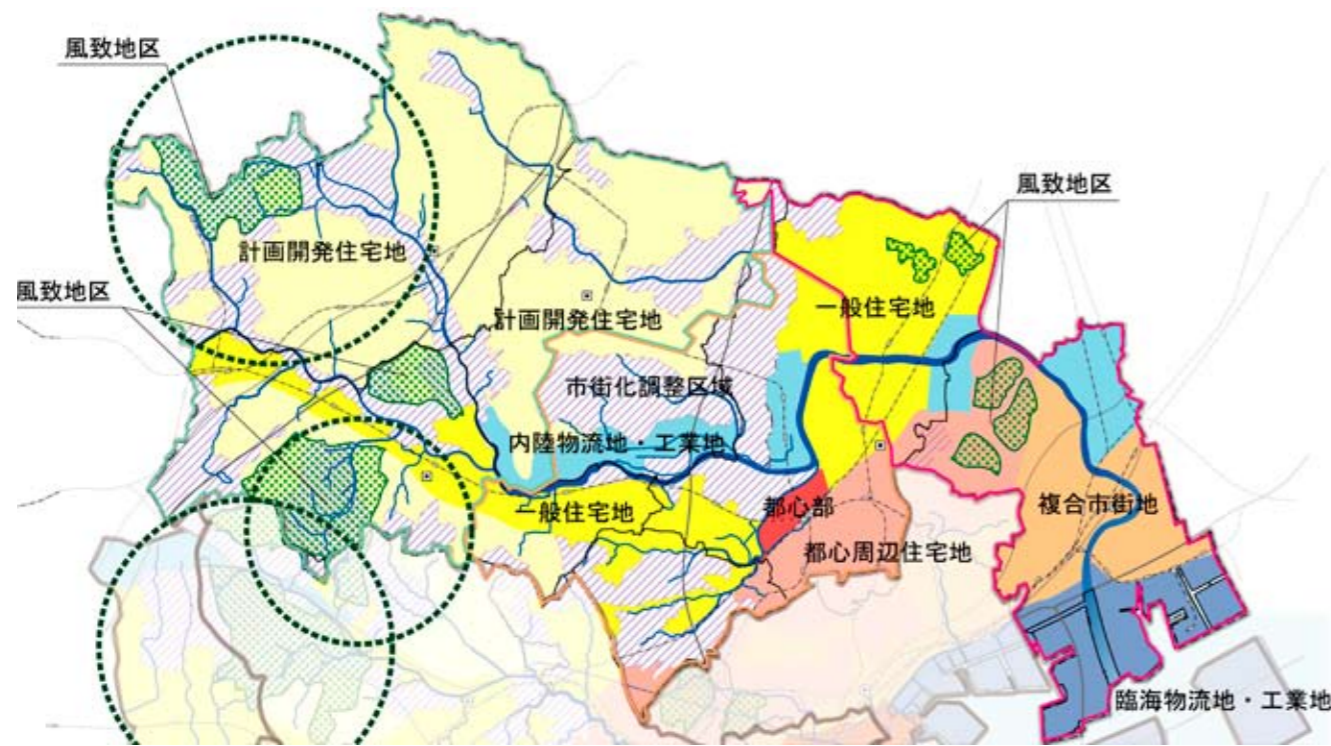
- 行政区界
- 市街化調整区域
- 緑の七大拠点
- 河川
- せせらぎ緑道・小川アメニティ
- 街路樹
- 保全施策等の地区指定されている樹林地
- 地区指定以外のまとまりのある樹林地\*
- 農用地区域・農業専用地区・生産緑地
- 都市公園
- 都市公園以外の公園・緑地
- 水再生センター等
- 雨水調整地・遊水地
- 水辺拠点
- 市庁舎・区庁舎
- 都市計画道路
- 源・上流域
- 中流域
- 下流域

※平成 15 年度「緑地資源の総点検にかかる調査」対象樹林地

0 5km



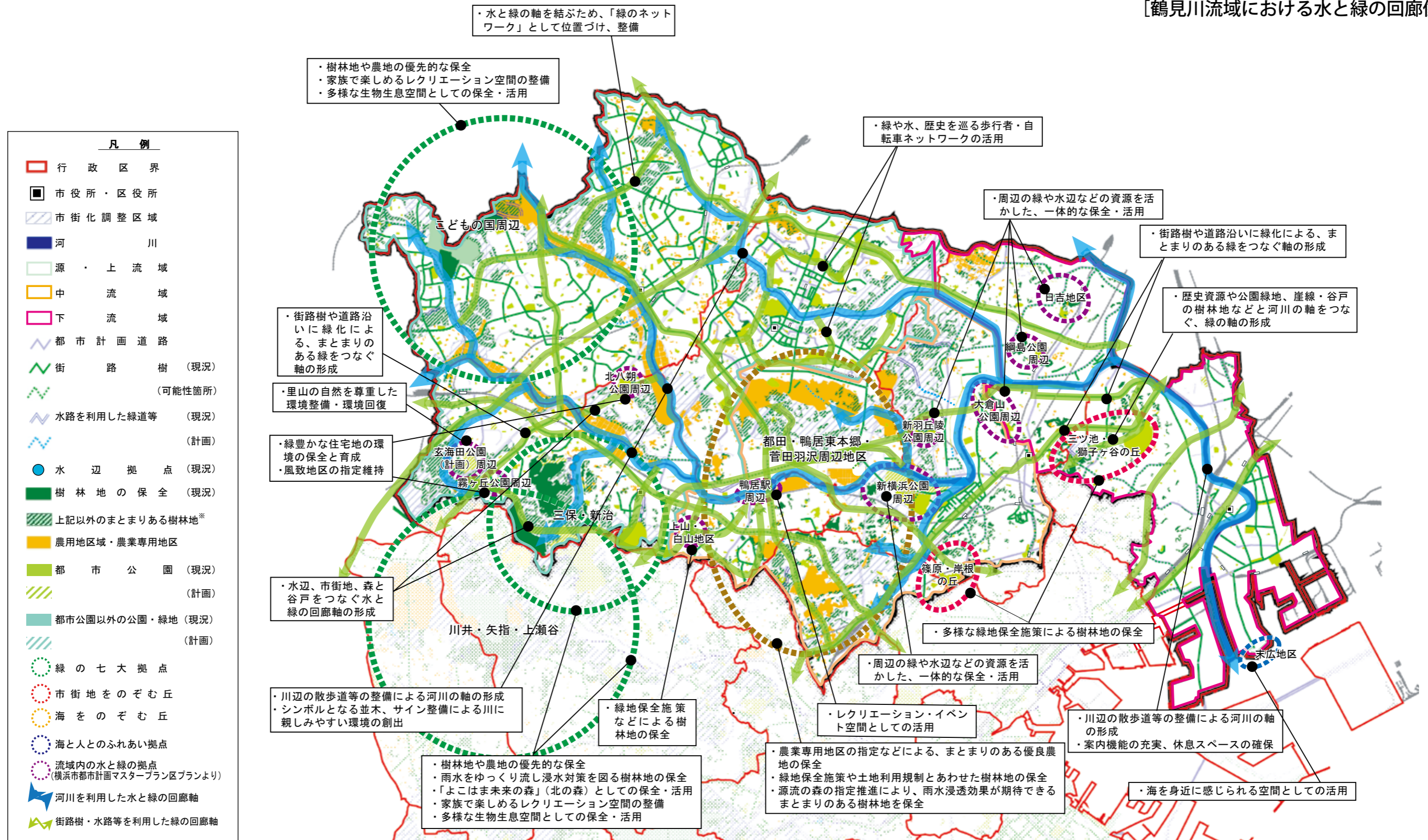
【鶴見川流域における市街地類型と施策方針】



流域	市街地類型	ECO-Topo 環境分類	地域の特性	流域内の市街地類型に対応した施策方針		
				水・緑環境の量に関するもの	水・緑環境の質に関するもの	水・緑環境の魅力に関するもの
源・上流域	緑の七大拠点	樹林地(常緑・落葉広葉、針葉、竹林) 草地(草地、エコトーン) 水辺 耕作地(畑・果樹園、水田)	郊外に位置し、河川の水源であるまとまった樹林地や農地	・緑の七大拠点のまとまりある樹林地の保全 ・水源の保全 ・農地保全の推進	・風致地区の樹林地の保全 ・生物多様性の保全再生に配慮した水・緑環境の整備	・大規模な公園の整備 ・環境行動と連携した農体験の場の拡充 ・魅力ある農的環境の創出 ・水辺の保全・創造 ・環境活動の拠点づくり ・多様な主体による環境活動への支援
	計画開発住宅地	市街地 緑の多い住宅地 耕作地(畑・果樹園、水田)	土地区画整理などにより計画的に開発され、周辺には市街化調整区域が広がる住宅地	・郊外部のまとまりある樹林地の保全・活用 ・農地保全の推進 ・浸透域の保全 ・流域での雨水貯留・浸透	・市街地の樹林地の保全・活用 ・風致地区の樹林地の保全 ・水質向上のための発生源対策 ・水域浄化・浚渫・清掃 ・生物多様性の保全再生に配慮した水・緑環境の整備	・環境行動と連携した農体験の場の拡充 ・魅力ある農的環境の創出 ・水辺の保全・創造 ・多様な主体による環境活動への支援
中流域	一般住宅地	市街地 緑の多い住宅地 耕作地(畑・果樹園、水田)	比較的早期に市街化した住宅地で、農地や小規模な樹林地が残り、道路などの基盤整備が不十分な地区もある地域	・郊外部のまとまりある樹林地の保全・活用 ・農地保全の推進 ・公共空間の緑化 ・緑化制度の運用 ・浸透域の保全 ・流域での雨水貯留・浸透	・市街地の樹林地の保全・活用 ・風致地区の樹林地の保全 ・水質向上のための発生源対策 ・水域浄化・浚渫・清掃 ・生物多様性の保全再生に配慮した水・緑環境の整備	・環境行動と連携した農体験の場の拡充 ・魅力ある農的環境の創出 ・身近な公園の整備 ・地域の緑化推進 ・水辺の保全・創造 ・多様な主体による環境活動への支援
	内陸物流地・工業地	市街地	幹線道路沿線やインターチェンジ周辺の物流施設の集積地	・公共空間の緑化 ・緑化制度の運用	・水質向上のための発生源対策 ・水域浄化・浚渫・清掃	・身近な公園の整備 ・地域の緑化推進 ・水辺の保全・創造 ・多様な主体による環境活動への支援
下流域	都心周辺住宅地	市街地 緑の多い住宅地	都心周辺の台地上の住宅地で一部は風致地区に指定されている地域	・公共空間の緑化 ・緑化制度の運用 ・流域での雨水貯留・浸透	・市街地の樹林地の保全・活用 ・風致地区の樹林地の保全 ・水質向上のための発生源対策 ・水域浄化・浚渫・清掃	・身近な公園の整備 ・地域の緑化推進 ・水辺の保全・創造 ・多様な主体による環境活動への支援
	複合市街地	市街地	都心周辺の平坦部や郊外の駅周辺の既存市街地で、住宅や商店が混在した密度の高い市街地	・公共空間の緑化 ・緑化制度の運用 ・流域での雨水貯留	・水質向上のための発生源対策 ・水域浄化・浚渫・清掃	・身近な公園の整備 ・地域の緑化推進 ・水辺の保全・創造 ・多様な主体による環境活動への支援
	都心部	市街地	新横浜都心部	・公共空間の緑化 ・緑化制度の運用 ・流域での雨水貯留	・水質向上のための発生源対策 ・水域浄化・浚渫・清掃	・都心部の公園の魅力アップ ・地域の緑化推進 ・水辺の保全・創造 ・多様な主体による環境活動への支援
臨海部	臨海物流地・工業地	市街地	鶴見区から金沢区に至る大規模な港湾物流地・工業地	・公共空間の緑化 ・緑化制度の運用	・水質向上のための発生源対策 ・水域浄化・浚渫・清掃	・地域の緑化推進 ・水辺の保全・創造 ・多様な主体による環境活動への支援



【鶴見川流域における水と緑の回廊像】



※平成15年度「緑地資源の総点検にかかる調査」対象樹林地

0 5km



② 入江川・滝の川（いりえがわ・たきのがわ）流域

[流域案内図]

入江川・滝の川流域

- 流域
- 河川
- 市街化調整区域
- 緑の七大拠点
- 河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点

[主な水・緑環境]

< 河川 >  
入江川、滝の川、入江川派川（運河）

< 水の拠点 >  
神奈川水再生センター

< 緑の拠点 >  
豊頭寺市民の森、三ツ沢公園、片倉うさぎ山公園、神の木公園、馬場花木園、馬場赤門公園 など

[流域メモ]

江戸時代、東海道五十三次のひとつ神奈川宿として賑わい、神奈川浦と称された河口付近では、幕府に献上する鯛の生けすが設けられるなど、漁業の盛んな町でした。

[流域の概況]

中流域	<p>中流域では、かつて多く見られた丘陵のほとんどが市街化され、住宅などが密集して建ち並んでいます。もともとこの周辺は旧市街地が発達しており、後に小規模開発等により都心周辺住宅地が入り込んで複雑な市街を形成しています。そのため、台地や斜面上に残されたわずかな緑地は、ほとんどが孤立した状況にあります。</p> <p>一方で、大学や小中学校、社寺、墓地などの広い面積を持つ施設も多く存在し、これらの場所が貴重な緑の拠点となるとともに、人工のせせらぎが整備されている場所もあります。</p>
下流域	<p>下流域は、京浜臨海部の一角を形成する恵比須町、守屋町などの埋立地が中心となっています。ここでは、高密度の複合市街地や都心部、臨海物流地・工業地が広がり、国道及び首都高、鉄道などの幹線も縦走しており、生産、物流、事業の中心的役割を担っています。このような環境下にあるため水と緑の拠点が不足していますが、近年では敷地内緑地をビオトープ化するなど、事業者における環境への取組が行われています。</p>

[流域指標などによる現況評価]

※このレーダーチャートは現在評価可能な項目で表したものです。

		流域全体	中流域	下流域
量	水緑率	全体的に水・緑環境が少ない状況にある。 水緑率(%) = 19	水・緑環境が小規模で少ない。 水緑率(%) = 24	水・緑環境が極めて少ない状況にある。 水緑率(%) = 13
	水循環	入江川・滝の川における水量が豊かである。 評価 B	住宅地が主体であるが良好である。 評価 B	学校や公園等、貴重な緑が水循環を支えている。 評価 B
質	水と緑の質	緑地担保性が高く、水質等も良好である。 評価 B	緑地担保性が高く、水質も良好である。 評価 B	緑地は孤立しているものの担保性は高い。 評価 A
	生物多様性	水・緑環境は少ないが質が高く生物多様性が確保されている。 評価 B	少ない樹林地でも生物多様性が概ね確保されている。 評価 B	学校や公園等、貴重な水・緑環境が生物多様性を支えている。 評価 C
魅力	身近な水と緑	水・緑環境が少なく孤立性が高いため身近とはいえない。 評価 D	水・緑環境が少なくつながりに乏しい。 評価 D	水・緑環境が少なくつながりに乏しい。 評価 D
	景観	まとまった水と緑の景観に乏しい。	密集した住宅街がほとんどを占める。	運河沿いの住宅地と物流地・工業地における特徴的な景観。
現状評価 (レーダーチャート)				
流域写真				
流域特性		流域全般が都市型の土地利用に特化しており、水・緑環境が少なく、つながりに乏しいため市民が水と緑を身近に感じられる環境とはいえません。一方で、この流域における貴重な水・緑環境は、担保性が高く、良質に保たれています。		

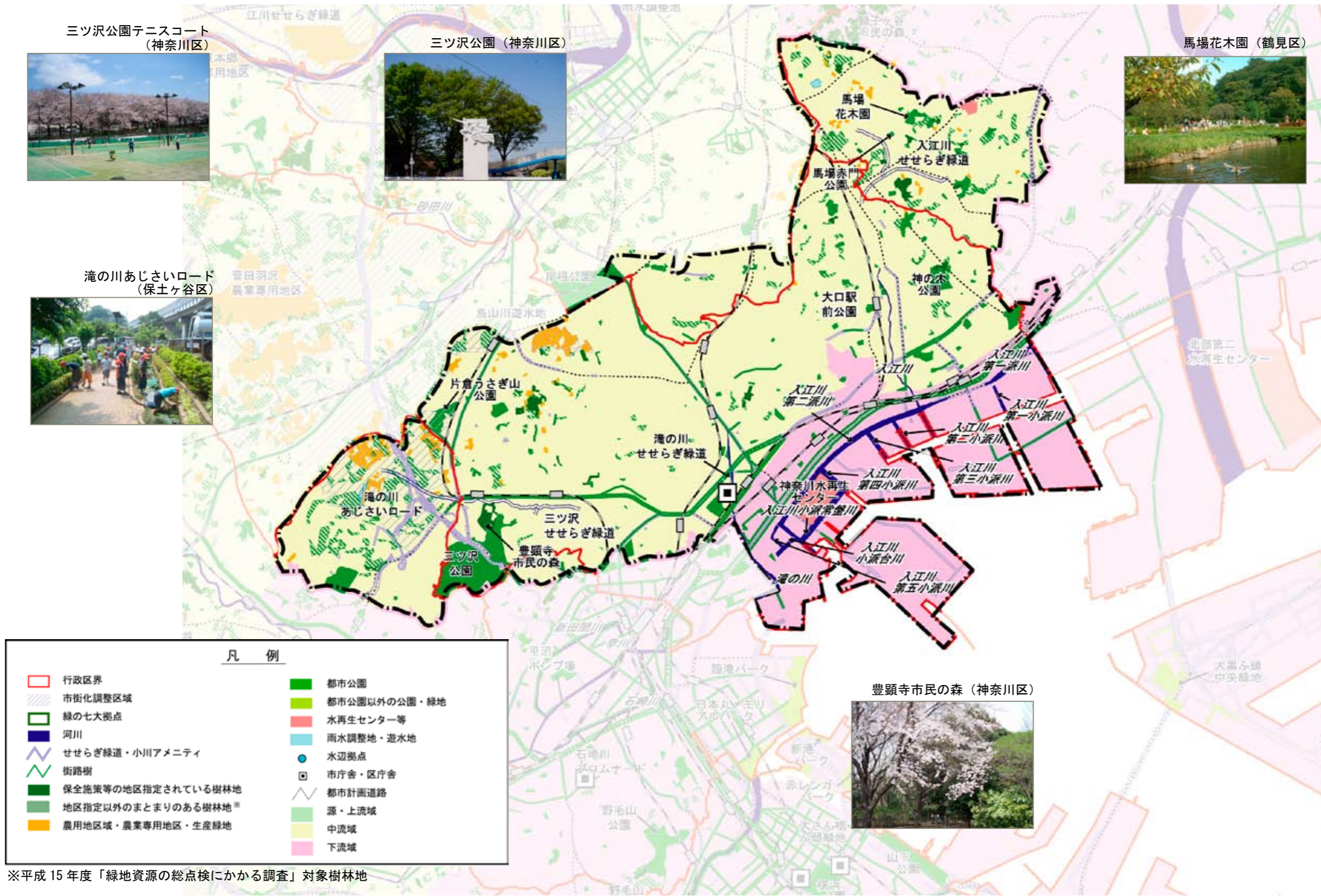
評価区分：<A>極めて良好、<B>良好、<C>普通、<D>一部改善の必要あり、<E>改善の必要あり

[流域の施策方針]

		流域全体	中流域	下流域
量		住宅や事業所、工場等、市民や事業者との連携により緑化を推進し、流域全体の水・緑環境の向上を図ります。	貴重な樹林地や農地を保全し、公共施設等の緑化を推進します。	街路樹や河川沿いの緑化など公共空間のみならず、事業所や工場等の緑化を事業者等との連携により進めます。
質		発生源対策などによる水質の向上や緑化などによる市街地の景観の向上を図ります。	樹林地や農地の保全、公共空間の緑化により、市街地の景観を向上させます。	発生源対策などによる水質の向上や水辺の緑化などによる景観の向上を図ります。
魅力		地域住民や事業者との連携や公共空間の緑化などにより水と緑の回廊を形成します。	身近な公園の整備や水・緑環境を活用した水と緑の回廊形成を進めます。	水辺へのアクセスや回遊性を向上させるなどにより、水と緑の回廊を形成します。

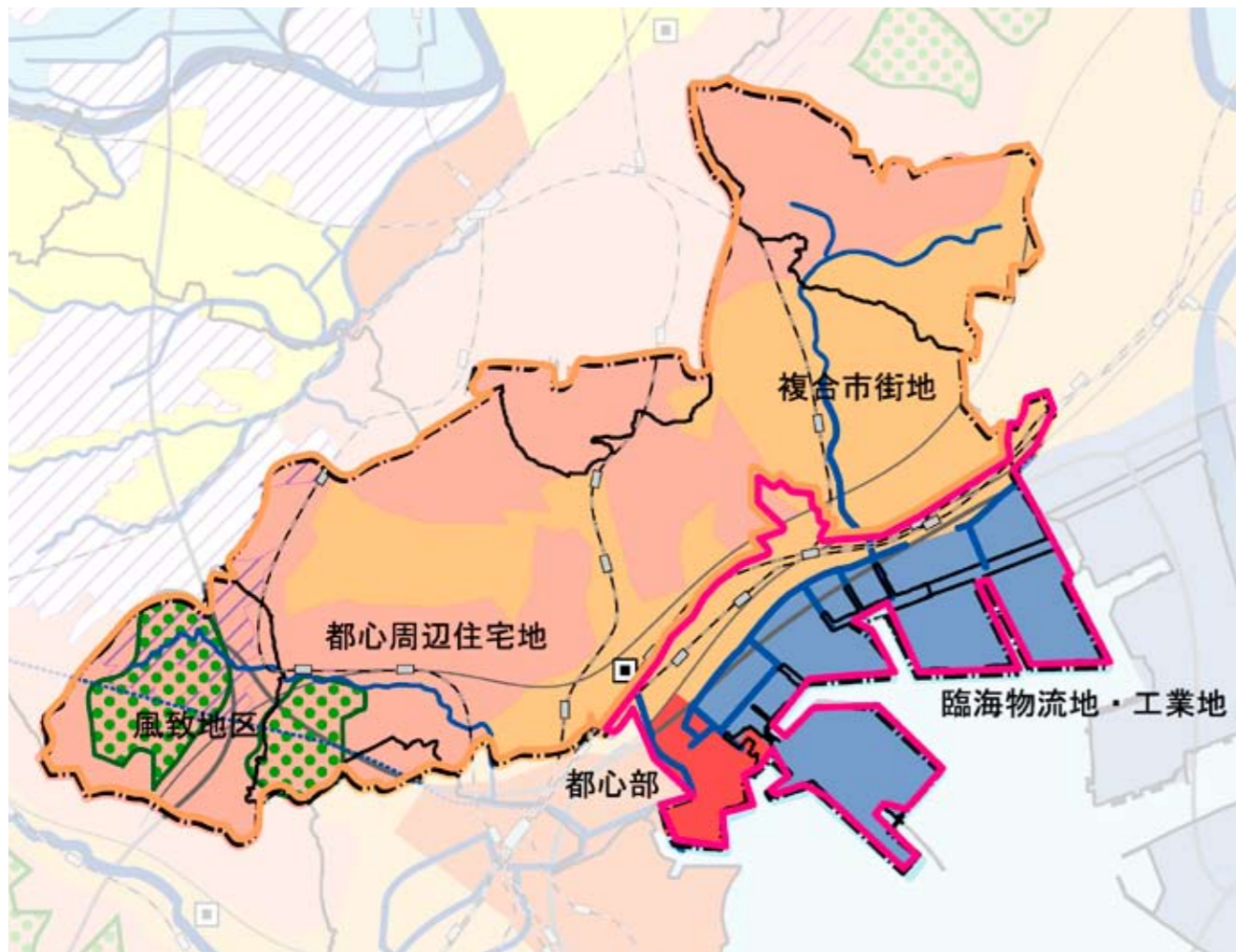


[入江川・滝の川流域における水・緑環境の現況]





[入江川・滝の川流域における市街地類型と施策方針]



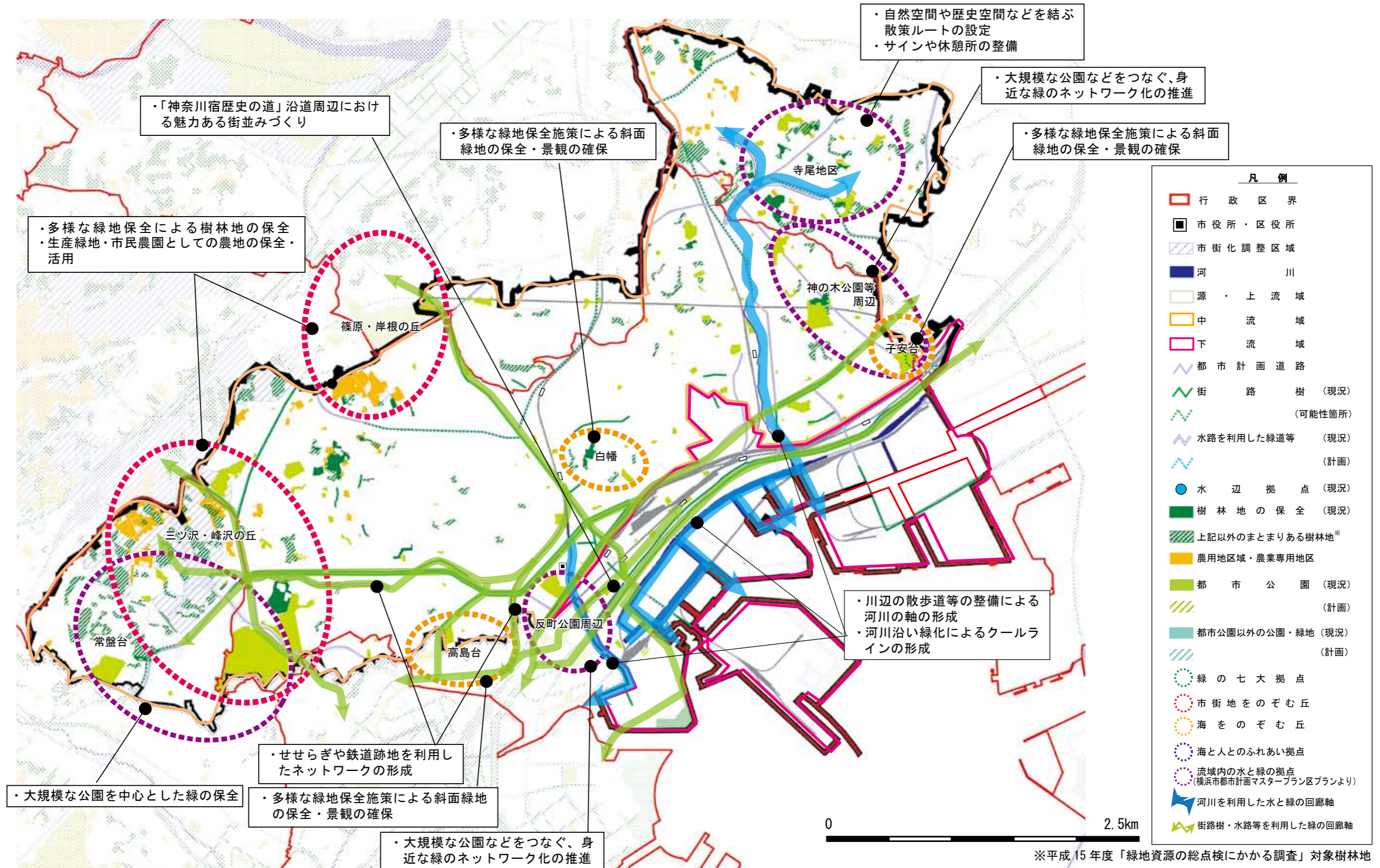
0 2.5km

凡例	
	行政区界
	市街化調整区域
	風致地区
	河川
	源・上流域
	中流域
	下流域

流域	市街地類型	ECO-Topo 環境分類	地域の特性	流域内の市街地類型に対応した施策方針		
				水・緑環境の量に関するもの	水・緑環境の質に関するもの	水・緑環境の魅力に関するもの
中流域	都心周辺住宅地	市街地 緑の多い住宅地	都心周辺の台地上の住宅地で一部は風致地区に指定されている地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共空間の緑化</li> <li>緑化制度の運用</li> <li>流域での雨水貯留・浸透</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地の樹林地の保全・活用</li> <li>風致地区の樹林地の保全</li> <li>水質向上のための発生源対策</li> <li>水域浄化・浚渫・清掃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身近な公園の整備</li> <li>地域の緑化推進</li> <li>水辺の保全・創造</li> <li>多様な主体による環境活動への支援</li> </ul>
	複合市街地	市街地	都心周辺の平坦部や郊外の駅周辺の既成市街地で、住宅や商店が混在した密度の高い市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共空間の緑化</li> <li>緑化制度の運用</li> <li>流域での雨水貯留</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質向上のための発生源対策</li> <li>水域浄化・浚渫・清掃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身近な公園の整備</li> <li>地域の緑化推進</li> <li>水辺の保全・創造</li> <li>多様な主体による環境活動への支援</li> </ul>
下流域	都心部	市街地	横浜駅周辺から関内・関外地区に至る都心部	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共空間の緑化</li> <li>緑化制度の運用</li> <li>流域での雨水貯留</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質向上のための発生源対策</li> <li>水域浄化・浚渫・清掃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都心部の公園の魅力アップ</li> <li>地域の緑化推進</li> <li>水辺の保全・創造</li> <li>多様な主体による環境活動への支援</li> </ul>
	臨海部	市街地	鶴見区から金沢区に至る大規模な港湾物流地・工業地	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共空間の緑化</li> <li>緑化制度の運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質向上のための発生源対策</li> <li>水域浄化・浚渫・清掃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の緑化推進</li> <li>水辺の保全・創造</li> <li>多様な主体による環境活動への支援</li> </ul>



[入江川・滝の川流域における水と緑の回廊像]





③ 帷子川（かたびらがわ）流域

[流域案内図]

帷子川流域

[主な水・緑環境]

< 河川 >  
 帷子川、新田間川、幸川、石崎川、中堀川、今井川（以上2級河川）、矢指川、新井川、くぬぎ台川（以上準用河川）など

< 緑の拠点 >  
 三保・新治、川井・矢指・上瀬谷、大池・今井・名瀬（緑の七大拠点）、追分市民の森、矢指市民の森、堂谷源流の森、横浜動物の森公園、こども自然公園、今川公園、陣ヶ下溪谷公園、保土ヶ谷公園、横浜市児童遊園地、環境活動支援センター など

[流域メモ]

「帷子川」の名の由来は、その昔、北側の河口部沿岸がなだらかな地形で、平地のように見えたことから「片平（かたひら）」の名が起り、「帷子」になったといわれています。

■ 流域  
 ■ 河川  
 ■ 市街化調整区域  
 ○ 緑の七大拠点  
 ○ 河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点

[流域の概況]

源・上流域	源・上流域は、緑の七大拠点である「三保・新治」、「川井・矢指・上瀬谷」、「大池・今井・名瀬」に位置付けられており、現在でも多くの樹林地や農地が残っています。その一方で、拠点周辺では大規模な宅地開発に伴って緑地の孤立化が進行しています。帷子川沿いには国道16号及び保土ヶ谷バイパス、相鉄線などが並走しており、これらの沿線及び駅を中心とした郊外型の開発による街づくりが行われ、二俣川周辺地区のような商業地のほか、農地や住宅地など、多様な都市環境を呈しています。
中流域	中流域には、「川島・仏向」にまとまりのある樹林地が残されていますが、一般的に都市化が著しく進んでいます。この周辺には起伏に富んだ複雑な丘陵地が存在し、かつては谷戸や溪谷が見られました。しかし、大規模団地をはじめとした住宅地開発により、その景観や土地利用が大きく変化しました。あわせて流域の保水・遊水機能の低下による中流・下流域での浸水被害が頻発したため、帷子川分水路や今井川地下調整池が建設されました。また、溪谷地形を活用した陣ヶ下溪谷公園の整備も行われました。
下流域	下流域は商業地や中・高層住宅を主体とする都市化が顕著なエリアです。特に帷子川河口部は、古くから新田開発による埋立が行われ、現在では横浜駅周辺地区を中心に、横浜市を代表する一大商業地区となっています。そのため、自然の緑地が乏しい状況です。その一方で、ポートサイド地区など、新たなまちづくりが進められており、水・緑環境や市民の環境活動などへの関わり方も源・上流、中流域とは異なっています。

[流域指標などによる現況評価]

※このレーダーチャートは現在評価可能な項目で表したものです。

		流域全体	源・上流域	中流域	下流域
量	水緑率	源・上流、中流域が全体を押し上げている。 水緑率(%) = 36	緑の七大拠点を中心に極めて良好な状況にある。 水緑率(%) = 41	まとまりのある樹林地など良好な状況にある。 水緑率(%) = 40	土地利用特性から水・緑環境が少ない状況である。 水緑率(%) = 16
	水循環	源・上流、中流域は良好であるが、下流域は普通である。 評価 B	樹林地・農地の存在により良好な状況にある。 評価 B	住宅地が主体であるが良好である。 評価 A	都市化により自然の水循環に乏しい。 評価 B
質	水と緑の質	全体的に水質は良好だが、緑地担保量が少ない。 評価 C	水質は良質だが緑地担保量が少ない。 評価 C	水質は良質だが緑地担保量が少ない。 評価 C	水質は良好であるが、担保できる緑地の量が少ない。 評価 C
	生物多様性	流域全体を通じて生物多様性は確保されている。 評価 B	樹林地を中心に良好な生物多様性が確保されている。 評価 B	樹林地などによって良好な生物多様性が確保されている。 評価 B	学校等貴重な水と緑により生物多様性が確保されている。 評価 B
魅力	身近な水と緑	流域間で異なる特徴の水と緑の形態は異なるがおおむね良好。 評価 B	身近に豊かな水・緑環境があり良好である。 評価 B	まとまりのある公園等があり良好である。 評価 B	河川や街路樹のつながりが身近な水と緑を支えている。 評価 C
	景観	流域間で異なる特徴の水と緑の景観が形成されている。	源流の緑や自然な河川による水と緑の豊かな景観。	支川源流の緑や住宅地のバランスの取れた景観。	市街地に調和して貴重な水と緑の景観が点在している。
現状評価 (レーダーチャート)					
流域写真					
流域特性		源・上流及び中流域は、水と緑の量は充実しているものの、まとまりのある樹林地の担保などによる、水と緑の質の向上が望まれる状況です。一方、下流域では、都市化により緑の量が少いため、街並みと調和した緑化など、身近な緑の拡充が重要です。			

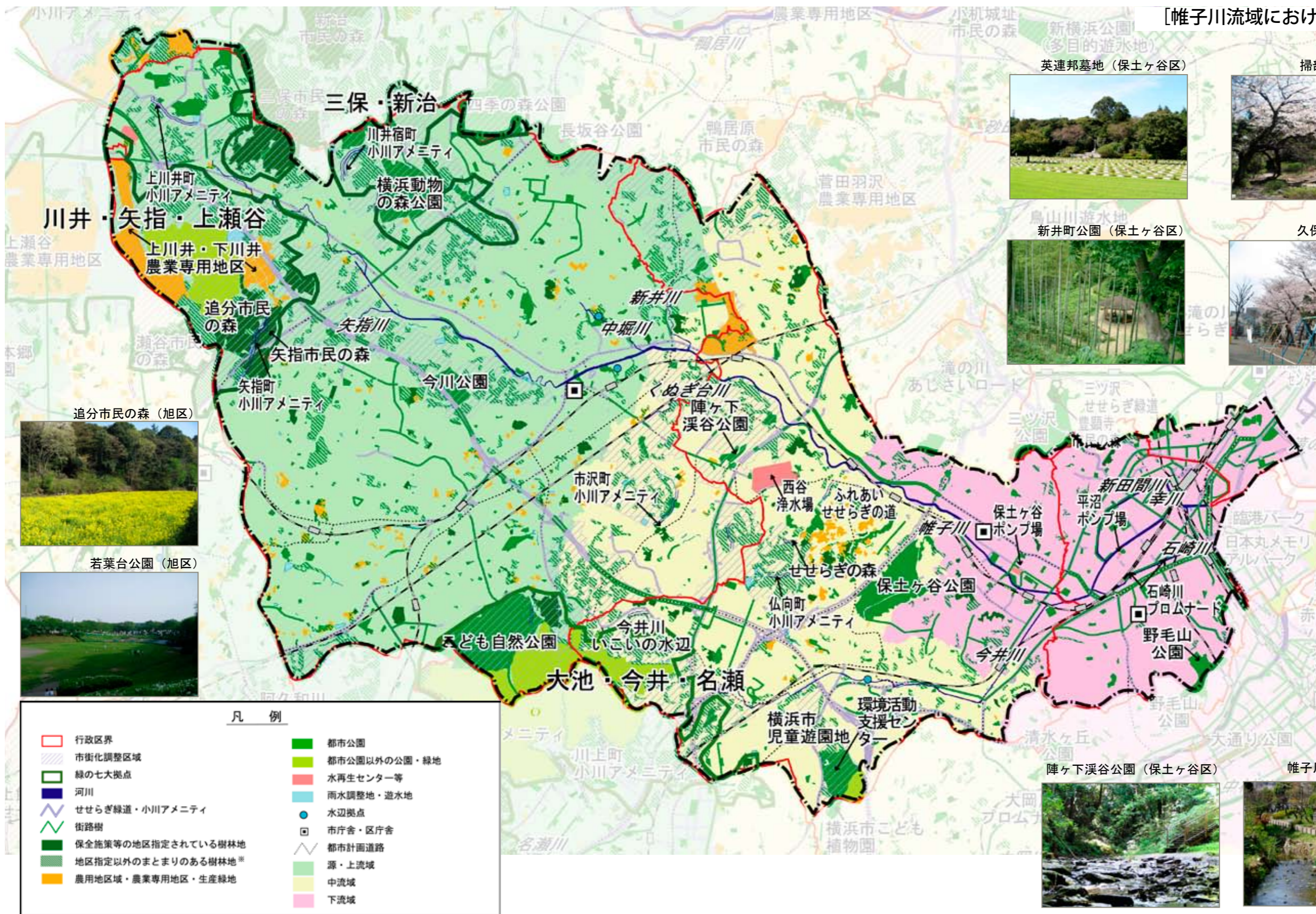
評価区分：<A>極めて良好、<B>良好、<C>普通、<D>一部改善の必要あり、<E>改善の必要あり

[流域の施策方針]

		流域全体	源・上流域	中流域	下流域
量		源・上流、中流域では現在の水緑率を維持し、下流域では緑化による緑の量の向上を進めます。	緑の七大拠点などの樹林地・農地を保全するとともに、雨水の浸透域を保全します。	まとまりのある樹林地・農地の保全や、街路樹、河川沿いなど公共空間の緑化を進めます。	街路樹や河川沿いなどの公共空間の緑化、多様な緑地保全施策による斜面緑地の保全のほか、屋上・壁面緑化等を進めます。
質		源・上流、中流域では緑地担保量の向上を進め、下流域では緑化などによる景観の向上を図ります。	樹林地や農地の保全による源流の景観や、緑のまとまりを確保します。	川沿いにある連続した斜面緑地の保全などにより緑地担保量の向上を図ります。	発生源対策などによる水質の向上や市街地の緑化などによる景観の向上を図ります。
魅力		身近な公園を充実させるとともに、源・上流、中流域における水と緑の回廊形成を進めます。	身近な公園の充実や、散策路などの充実による水と緑の回廊形成を進めます。	身近な公園の充実や、河川沿いの散策路などの充実による水と緑の回廊形成を進めます。	様々な制度を活用し、身近な公園の整備を推進します。



〔帷子川流域における水・緑環境の現況〕



追分市民の森 (旭区)



若葉台公園 (旭区)



英連邦墓地 (保土ヶ谷区)



掃部山公園 (西区)



新井町公園 (保土ヶ谷区)



久保町公園 (西区)



陣ヶ下溪谷公園 (保土ヶ谷区)



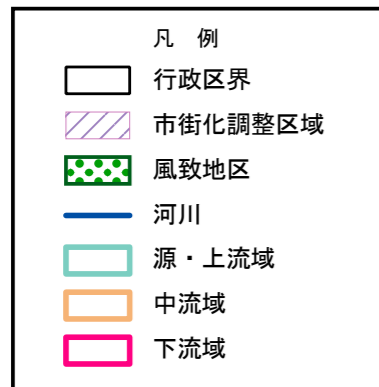
帷子川親水緑道 (旭区)

0 2.5km

※平成 15 年度「緑地資源の総点検にかかる調査」対象樹林地



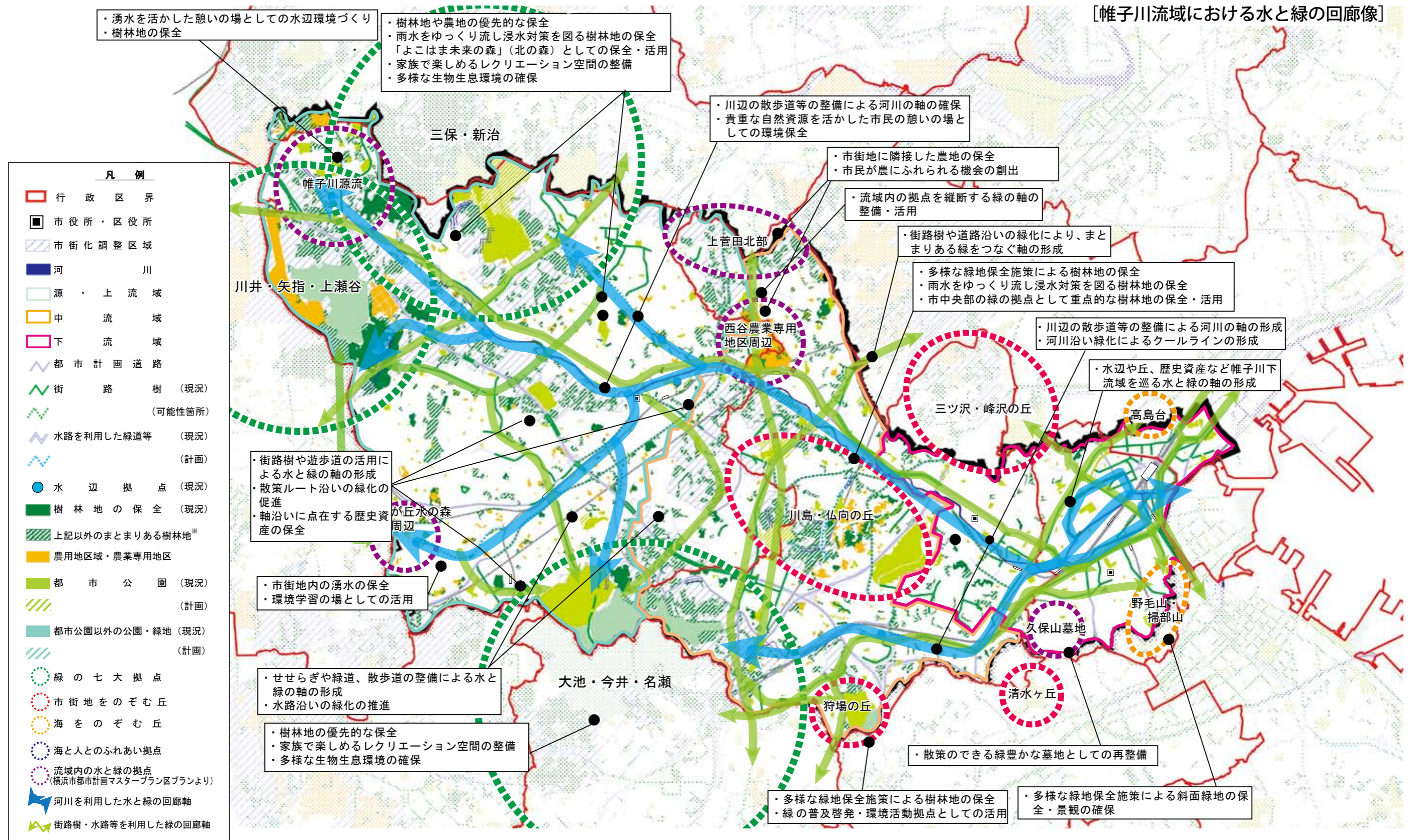
[帷子川流域における市街地類型と施策方針]



流域	市街地類型	ECO-Topo 環境分類	地域の特性	流域内の市街地類型に対応した施策方針		
				水・緑環境の量に関するもの	水・緑環境の質に関するもの	水・緑環境の魅力に関するもの
源・上流域	緑の七大拠点	樹林地(常緑・落葉広葉、針葉、竹林) 草地(草地、エコトーン) 水辺 耕作地(畑・果樹園、水田)	郊外に位置し、河川の水源地であるまとまった樹林地や農地	・緑の七大拠点のまとまりある樹林地の保全 ・水源の保全 ・農地保全の推進	・風致地区の樹林地の保全 ・生物多様性の保全 ・再生に配慮した水・緑環境の整備	・大規模な公園の整備 ・環境行動と連携した農体験の場の拡充 ・魅力ある農的環境の創出 ・水辺の保全・創造 ・環境活動の拠点づくり ・多様な主体による環境活動への支援
	計画開発住宅地	市街地 緑の多い住宅地 耕作地(畑・果樹園、水田)	土地区画整理などにより計画的に開発され、周辺には市街化調整区域が広がる住宅地	・郊外部のまとまりある樹林地の保全・活用 ・農地保全の推進 ・浸透域の保全 ・流域での雨水貯留・浸透	・市街地の樹林地の保全・活用 ・風致地区の樹林地の保全 ・水質向上のための発生源対策 ・水域浄化・浚渫・清掃 ・生物多様性の保全 ・再生に配慮した水・緑環境の整備	・環境行動と連携した農体験の場の拡充 ・魅力ある農的環境の創出 ・水辺の保全・創造 ・多様な主体による環境活動への支援
	内陸物流地・工業地	市街地	幹線道路沿線やインターチェンジ周辺の物流施設の集積地	・公共空間の緑化 ・緑化制度の運用	・水質向上のための発生源対策 ・水域浄化・浚渫・清掃	・地域の緑化推進 ・水辺の保全・創造 ・多様な主体による環境活動への支援
中流域	一般住宅地	市街地 緑の多い住宅地 耕作地(畑・果樹園、水田)	比較的早期に市街化した住宅地で、農地や小規模な樹林地が残り、道路などの基盤整備が不十分な地区もある地域	・郊外部のまとまりある樹林地の保全・活用 ・農地保全の推進 ・公共空間の緑化 ・緑化制度の運用 ・浸透域の保全 ・流域での雨水貯留・浸透	・市街地の樹林地の保全・活用 ・風致地区の樹林地の保全 ・水質向上のための発生源対策 ・水域浄化・浚渫・清掃 ・生物多様性の保全 ・再生に配慮した水・緑環境の整備	・環境行動と連携した農体験の場の拡充 ・魅力ある農的環境の創出 ・身近な公園の整備 ・地域の緑化推進 ・水辺の保全・創造 ・多様な主体による環境活動への支援
	都心周辺住宅地	市街地 緑の多い住宅地	都心周辺の台地上の住宅地で一部は風致地区に指定されている地域	・公共空間の緑化 ・緑化制度の運用 ・流域での雨水貯留・浸透	・市街地の樹林地の保全・活用 ・風致地区の樹林地の保全 ・水質向上のための発生源対策 ・水域浄化・浚渫・清掃	・身近な公園の整備 ・地域の緑化推進 ・水辺の保全・創造 ・多様な主体による環境活動への支援
下流域	複合市街地	市街地	都心周辺の平坦部や郊外の駅周辺の既成市街地で、住宅や商店が混在した密度の高い市街地	・公共空間の緑化 ・緑化制度の運用 ・流域での雨水貯留	・水質向上のための発生源対策 ・水域浄化・浚渫・清掃	・身近な公園の整備 ・地域の緑化推進 ・水辺の保全・創造 ・多様な主体による環境活動への支援
	都心部	市街地	横浜駅周辺から関内・関外地区に至る都心部	・公共空間の緑化 ・緑化制度の運用 ・流域での雨水貯留	・水質向上のための発生源対策 ・水域浄化・浚渫・清掃	・都心部の公園の魅力アップ ・地域の緑化推進 ・水辺の保全・創造 ・多様な主体による環境活動への支援



[帷子川流域における水と緑の回廊像]



※平成15年度「緑地資源の総点検にかかる調査」対象樹林地

0 2.5km



④ 大岡川（おおおかがわ）流域

[流域案内図]

大岡川流域

- 流域
- 河川
- 市街化調整区域
- 緑の七大拠点
- 河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点

[主な水・緑環境]

< 河川 >  
大岡川、中村川、堀川、堀割川、日野川（以上2級河川）

< 緑の拠点 >  
円海山周辺（緑の七大拠点）、水取沢市民の森、峯市民の森、山下公園、横浜公園、大通り公園、野毛山公園、横浜市こども植物園、清水ヶ丘公園、弘明寺公園、日野中央公園、港南台中央公園、港南台さえずりの丘公園、洋光台南公園、臨港パーク、赤レンガパーク、日野公園墓地、水取沢農業専用地区 など

[流域メモ]

桜並木で有名な大岡川は、上大岡から弘明寺地区周辺にかけて軒を連ねていた捺染工場が、昭和40年代頃まで大岡川の流れを利用してスカーフ等を染めていました。

[流域指標などによる現況評価]

※このレーダーチャートは現在評価可能な項目で表したものです。

		流域全体	源・上流域	中流域	下流域
量	水緑率	源・上流域は良好、中流・下流域は低い状況である。 水緑率(%) = 25	緑の七大拠点を中心に良好な状況にある。 水緑率(%) = 38	土地利用の特性から水・緑環境が少ない状況である。 水緑率(%) = 19	土地利用特性から水・緑環境が少ない状況である。 水緑率(%) = 19
	水循環	源・上流域を中心に良好な水循環が保たれている。	樹林地を中心に良好な水循環が保たれている。	住宅地が主体であるが良好である。	都市が発達しているため自然の水循環に乏しい。
質	水と緑の質	水質は良好であるが、緑地担保量の流域間の差が大きい。	水質は良好であるものの緑地担保量が比較的小さい。	水質は良好であるものの緑地担保量が小さい。	緑地担保性が極めて高い。
	生物多様性	市街地内の緑が生物多様性を支えている。	樹林地を中心に良好な生物多様性が確保されている。	緑の多い住宅地などが良好な生物多様性を支えている。	市街地の貴重な水・緑環境が生物多様性を支えている。
魅力	身近な水と緑	流域間で身近な水と緑の形態が異なる。	身近に豊富な水・緑環境があり良好である。	身近な水・緑環境が比較的小さい。	水辺や街路樹のつながりが身近な水と緑を支えている。
	景観	横浜を代表する都心部と水と緑の景観を有する。	丘の上の樹林地と計画的に開発された街並みのある景観。	丘の上まで続く住宅地や、河川沿いの桜並木の景観が特徴。	みなと横浜を象徴する景観を有している。
現状評価 (レーダーチャート)					
流域写真					
流域特性		レーダーチャートを比較すると、源・上流、中流、下流域の水・緑環境は、基本的に異なるものであるといえます。下流域の水と緑の質が抜き出ていますが、これは下流域の緑地担保性の高さによるものです。			

評価区分：<A>極めて良好、<B>良好、<C>普通、<D>一部改善の必要あり、<E>改善の必要あり



[流域の施策方針]

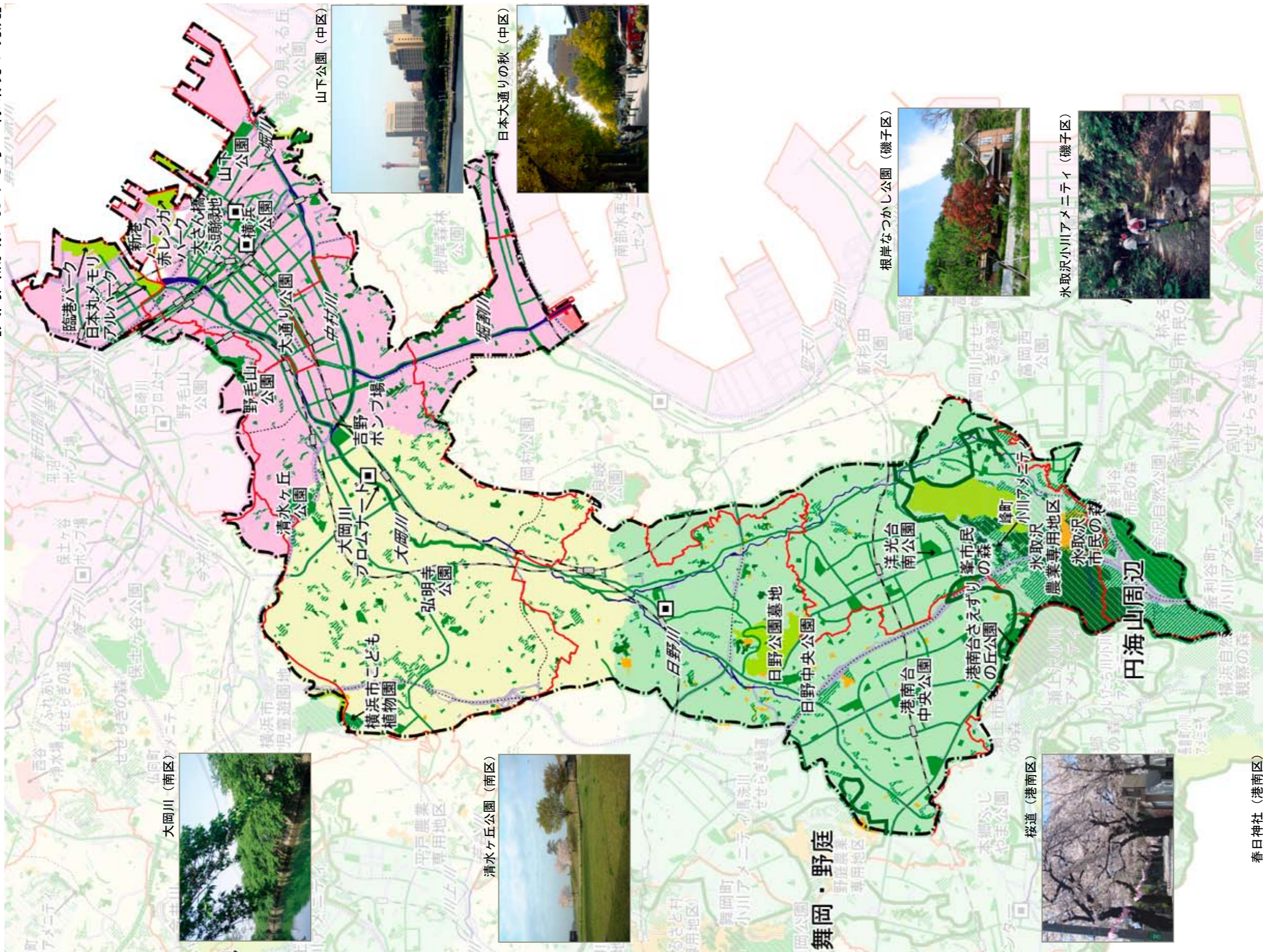
		流域全体	源・上流域	中流域	下流域
量		源・上流域ではまとまりある緑の保全、中流・下流域では緑化を推進します。	緑の七大拠点などの樹林地を保全するとともに、雨水の浸透域を保全します。	街路樹や河川沿いなどの公共空間の緑化や市街地における緑化を推進します。	街路樹や河川などの公共空間の緑化やビル等の屋上・壁面緑化を推進します。
質		生物多様性に配慮したまとまりのある樹林地を保全し、特徴ある景観や水質を維持します。	生物多様性に配慮しつつ、まとまりのある緑地の保全、水質の維持を進めます。	緑地担保量の向上とともに、河川沿いの並木の景観を保全します。	みなと横浜を象徴する景観の保全や、水質の維持・向上を図ります。
魅力		源・上流域のまとまりある緑、中流・下流域の水辺や横浜を象徴する緑を楽しむことのできる場づくり、水と緑の回廊形成を進めます。	まとまりのある樹林地などにおける環境学習拠点、環境活動の場づくり、農地を活用した市民と農とのふれあいの創出を進めます。	身近な公園整備や街路樹・河川を軸とした水と緑の回廊形成を進めます。	水辺へのアクセスや横浜を象徴する公園・緑地への回遊性を向上させることなどにより、水と緑の回廊を形成します。

[流域の概況]

源・上流域	源・上流域には円海山周辺の緑の七大拠点を中心とした、水取沢市民の森などの緑豊かな地域が展開しています。また、円海山周辺に連なる丘陵地などには、大規模な宅地開発による計画開発住宅地が広がっています。円海山をはじめ市民の森では多くのボランティアや市民団体が、森の保全や維持管理等を目的として活発な活動を行っており、大岡川の源流を魅力ある地域に育てています。
中流域	商業・業務地である上大岡地区を中心に丘陵地へ向かって住宅地が広がっています。南区の丘陵地などに広がる集合住宅地は、相当の年数を経た場所が多く、現在では緑の多い住宅地といえる状態になっています。しかし、中流域全体としては、身近な緑が少なく、それぞれが孤立した状態になっています。
下流域	下流域は、黄金町からみなとみらい21地区などの都心部が大部分を占めています。水・緑環境としては、野毛山公園や横浜公園、港を身近に感じられる山下公園や臨港パークなど横浜を象徴する公園や緑地が整備されているとともに、大岡川沿いには桜並木などがあります。



〔大岡川流域における水・緑環境の現況〕



凡例

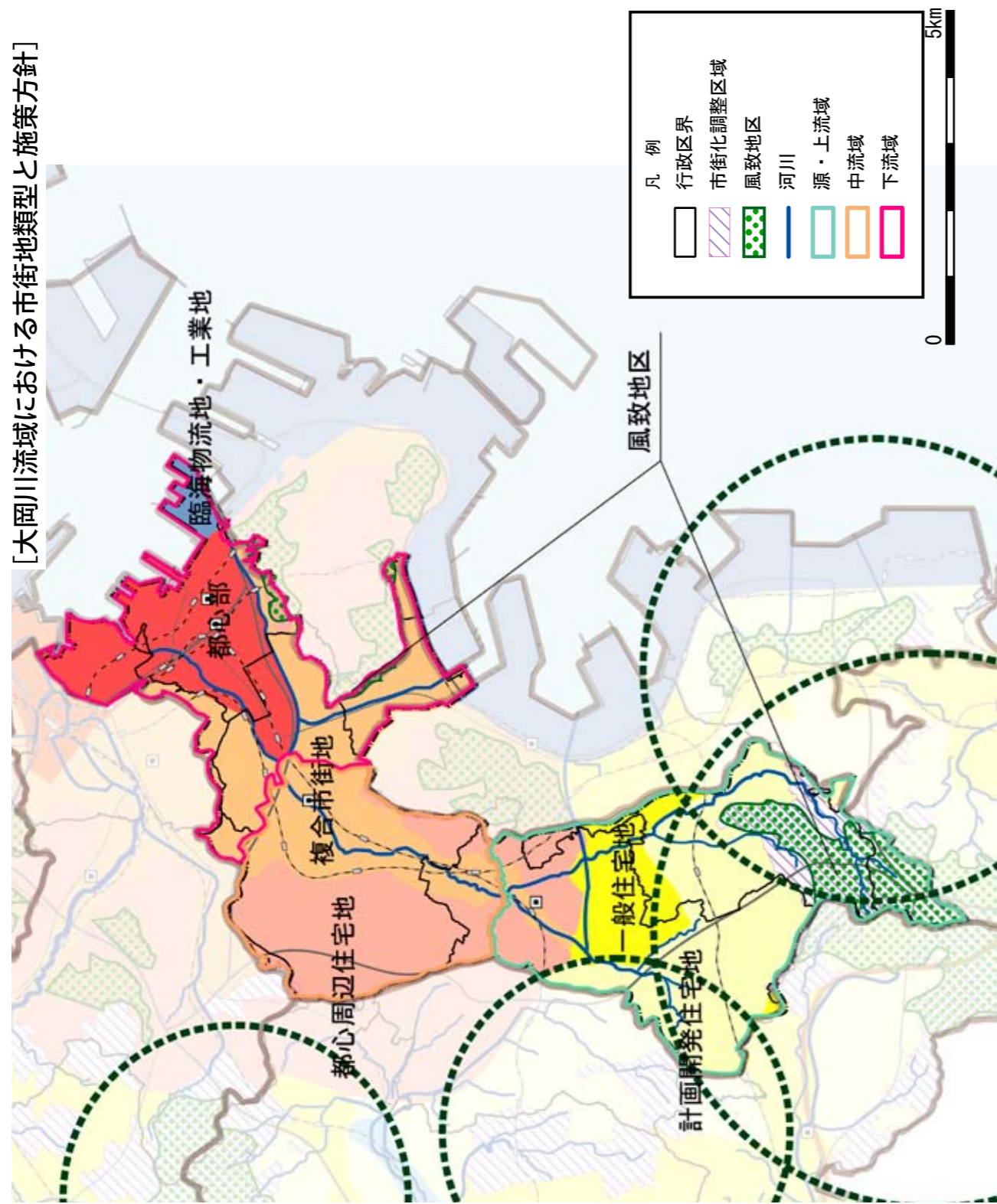
行政境界	都市公園
市街化調整区域	都市公園以外の公園・緑地
緑の七大会点	水再生センター等
河川	雨水調整池・遊水池
せせらぎ緑道・小川アメニティ	水辺拠点
街路樹	市庁舎・区庁舎
保全地等指定されている緑林地	都市計画道路
地区指定以外のまとまりのある緑林地	源・上流域
農用地区域・農業専用地区・生産緑地	中流域
	下流域

※平成15年度「緑地資源の総点検にかかる調査」対象樹林地



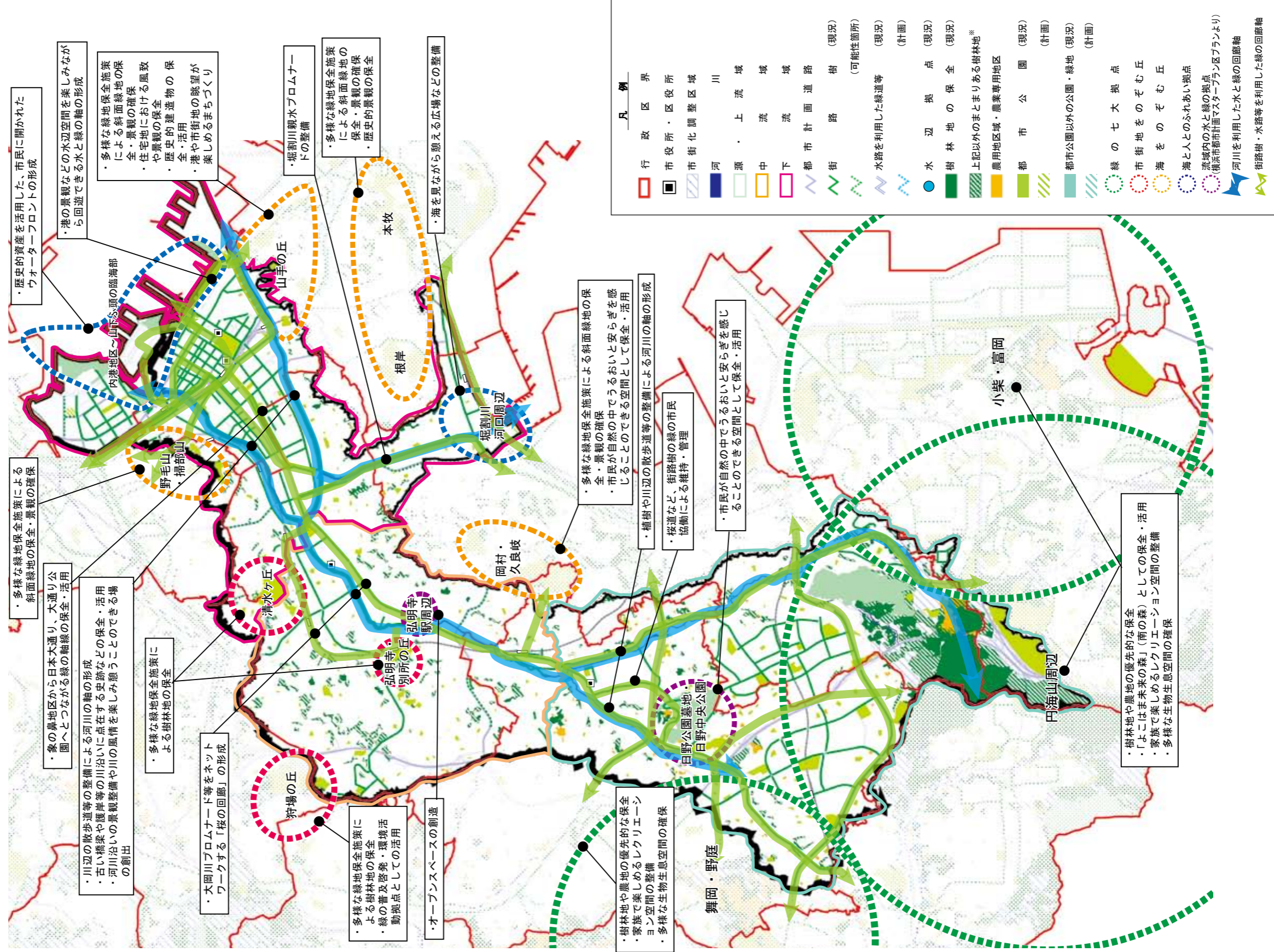


[大岡川流域における市街地類型と施策方針]



流域	市街地類型	Eco-Topo 環境分類	地域の特性	流域内の市街地類型に対応した施策方針	
				水・緑環境の量に 関するもの	水・緑環境の質に 関するもの
源・上流域	緑の 七大地点	樹林地 (常緑・落葉広葉、 針葉、竹林) 草地 (草地、エコトーン) 水辺 耕作地 (畑・果樹園、 水田)	郊外に位置し、河川の水 源であるまとまった樹 林地や農地	緑の七大地点のまとも ある樹林地の保全 水源の保全 農地保全の推進	大規模な公園の整備 環境行動と連携した農体験 の場の拡充 魅力ある農的環境の創出 水辺の保全・創造 環境活動の拠点づくり 多様な主体による環境活動 への支援
	計画開発 住宅地	市街地 緑の多い住宅地 耕作地 (畑・果樹園、 水田)	土地区画整理などによ り計画的に開発され、周 辺には市街地調整区域 が広がる住宅地	郊外部のまとまりある樹 林地の保全・活用 農地保全の推進 浸透域の保全 流域での雨水貯留・浸透	環境行動と連携した農体験 の場の拡充 魅力ある農的環境の創出 水辺の保全・創造 多様な主体による環境活動 への支援
中流域	一般住宅地	市街地 緑の多い住宅地 耕作地 (畑・果樹園、 水田)	比較的早期に市街化し た住宅地で、農地や小規 模な樹林地が残存、道路 などの基礎整備が不十 分な地区もある地域	郊外部のまとまりある樹 林地の保全・活用 農地保全の推進 公共空間の緑化 緑化制度の運用 浸透域の保全 流域での雨水貯留・浸透	環境行動と連携した農体験 の場の拡充 魅力ある農的環境の創出 水辺の保全・創造 多様な主体による環境活動 への支援
	都市周辺 住宅地	市街地 緑の多い住宅地	都市周辺の台地上の住 宅地で一部は風致地区 に指定されている地域	公共空間の緑化 緑化制度の運用 流域での雨水貯留・浸透	身近な公園の整備 地域の緑化推進 水辺の保全・創造 多様な主体による環境活動 への支援
下流域	複合市街地	市街地	都市周辺の平坦部や郊 外の駅周辺の既成市街 地で、住宅や商店が混在 した密度の高い市街地	水質向上のための発生源対 策 水質浄化・浸透・清掃	身近な公園の整備 地域の緑化推進 水辺の保全・創造 多様な主体による環境活動 への支援
	都市部	市街地	横浜駅周辺から関内・関 外地区に至る都市部	水質向上のための発生源対 策 水質浄化・浸透・清掃	都市部の公園の魅力アップ 地域の緑化推進 水辺の保全・創造 多様な主体による環境活動 への支援
臨海部	臨海物流地 ・工業地	市街地	鶴見区から金沢区に 至る大規模な港湾物流 地・工業地	水質向上のための発生源対 策 水質浄化・浸透・清掃	地域の緑化推進 水辺の保全・創造 多様な主体による環境活動 への支援





0 2.5km



⑤ 宮川・侍従川（みやがわ・じじゅうがわ）流域

[流域案内図]

宮川・侍従川流域

- 流域
- 河川
- 市街化調整区域
- 緑の七大拠点
- 河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点

[主な水・緑環境]

< 河川 >  
宮川、侍従川（以上2級河川）

< 水の拠点 >  
平潟湾

< 緑の拠点 >  
円海山周辺（緑の七大拠点）、釜利谷市民の森、関ヶ谷市民の森、称名寺市民の森、金沢自然公園、海の公園、野島公園 など

[流域メモ]

宮川・侍従川は、朝比奈峠から三浦半島へと連なる緑の七大拠点の円海山周辺を源流とし、市街地を経て平潟湾へ注ぎます。野島公園には横浜市で唯一の自然海岸が残っており、海を身近に感じることができます。

[流域指標などによる現況評価]

※このレーダーチャートは現在評価可能な項目で表したものです。

		流域全体	源・上流域	下流域
量	水緑率	流域全体において良好な状況にある。 水緑率(%) = 38	緑の七大拠点を中心に極めて良好な状況にある。 水緑率(%) = 43	市街化が著しく水・緑環境が少ない状況にある。 水緑率(%) = 26
	水循環	流域全体において良好な水循環が保たれている。 評価 A	樹林地の存在により良好な状況にある。 評価 B	公園・緑地等により良好な水循環が確保されている。 評価 A
質	水と緑の質	全体的に水質は良好だが、緑地担保量が比較的少ない。 評価 B	水質は良好であるものの緑地担保量が比較的少ない。 評価 B	水質は良好であるものの緑地担保量が比較的少ない。 評価 B
	生物多様性	主に源・上流域で生物多様性が確保されている。 評価 B	樹林地を中心に良好な生物多様性が確保されている。 評価 B	公園・緑地等が生物多様性を支えている。 評価 C
魅力	身近な水と緑	流域間で形態は異なるが身近な水と緑が確保されている。 評価 A	身近に豊かな水・緑環境があり極めて良好である。 評価 A	身近な公園や街路樹などのつながりが良好に確保されている。 評価 A
景観		海・街・丘がまとまった特徴ある景観を有する。	丘の上の大規模な樹林地のある景観。	歴史や海のある景観と住宅地の景観が混在している。
現状評価 (レーダーチャート)				
流域写真				
流域特性		源・上流及び下流域におけるレーダーチャート形状から、流域間の環境は基本的に異なるものであるといえます。源・上流域では樹林地を中心としてまとまった緑があるのに対し、下流域では発達した住宅地内における身近な公園や街路樹、河川や沿岸の存在が、水・緑環境の対象となっています。		

評価区分：<A>極めて良好、<B>良好、<C>普通、<D>一部改善の必要あり、<E>改善の必要あり

[流域の施策方針]

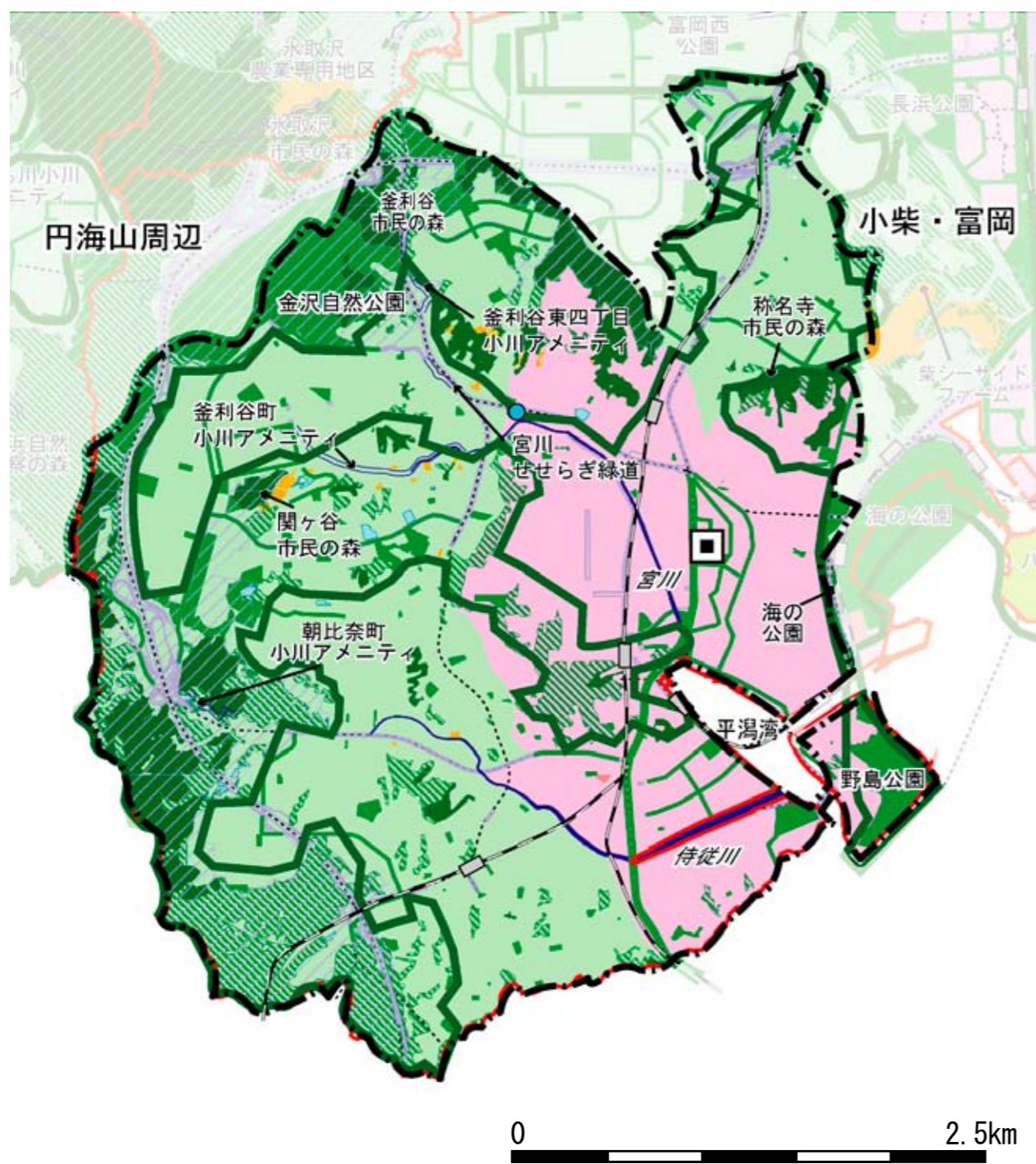
		流域全体	源・上流域	下流域
量		源・上流域ではまとまりある緑の保全、下流域では緑化を推進します。	緑の拠点となっているまとまりのある樹林地の保全を進めます。	街路樹整備や河川沿いの緑化などを中心に、市街地の緑化を推進します。
質		生物多様性に配慮したまとまりのある樹林地を保全し、特徴ある景観や水質を維持します。	歴史的資産や生物多様性に配慮しつつ、まとまりのある緑地の保全、水質の維持を進めます。	歴史的資産や水辺の景観を保全するとともに、水質の維持・向上を図ります。
魅力		源・上流域では豊かな緑、下流域では歴史と水辺を楽しむことのできる場づくり、水と緑の回廊形成を進めます。	まとまりのある樹林地などにおいて環境学習拠点、環境活動の場づくりを進めます。	街路樹や河川沿いの散歩道の整備などにより、歴史や水辺をつなぐ水と緑の回廊を形成します。

[流域の概況]

源・上流域	宮川・侍従川の源・上流域は、緑の七大拠点である円海山周辺とその東に計画開発住宅地が広がっているという土地利用状況となっています。近年では横浜横須賀道路の沿線、IC周辺から下流へ至る道路沿いなど市街化が著しく進行しており、まとまりのある緑が少しずつ分断されつつあります。円海山周辺の地形は沿岸部の平地から急に立ち上がってくる丘陵となっており、丘に位置する計画開発住宅地や金沢自然公園からは海への景観を望むことができます。また、朝比奈切通しといった歴史的資産も残っています。
下流域	宮川・侍従川の下流域は、そのほとんどが一般住宅地で占められています。一方で金沢文庫や称名寺周辺など、古くからの歴史的資産や、かつては干潟が広がっていた平潟湾もあります。流域内の緑の拠点はごく一部に限られますが、河川沿いの水辺の散歩道など、魅力的な空間も確保されています。



[宮川・侍従川流域における水・緑環境の現況]



金沢自然公園遠景（金沢区）



称名寺市民の森（金沢区）



金沢市小川アメニティ（金沢区）



西柴サクラ並木（金沢区）



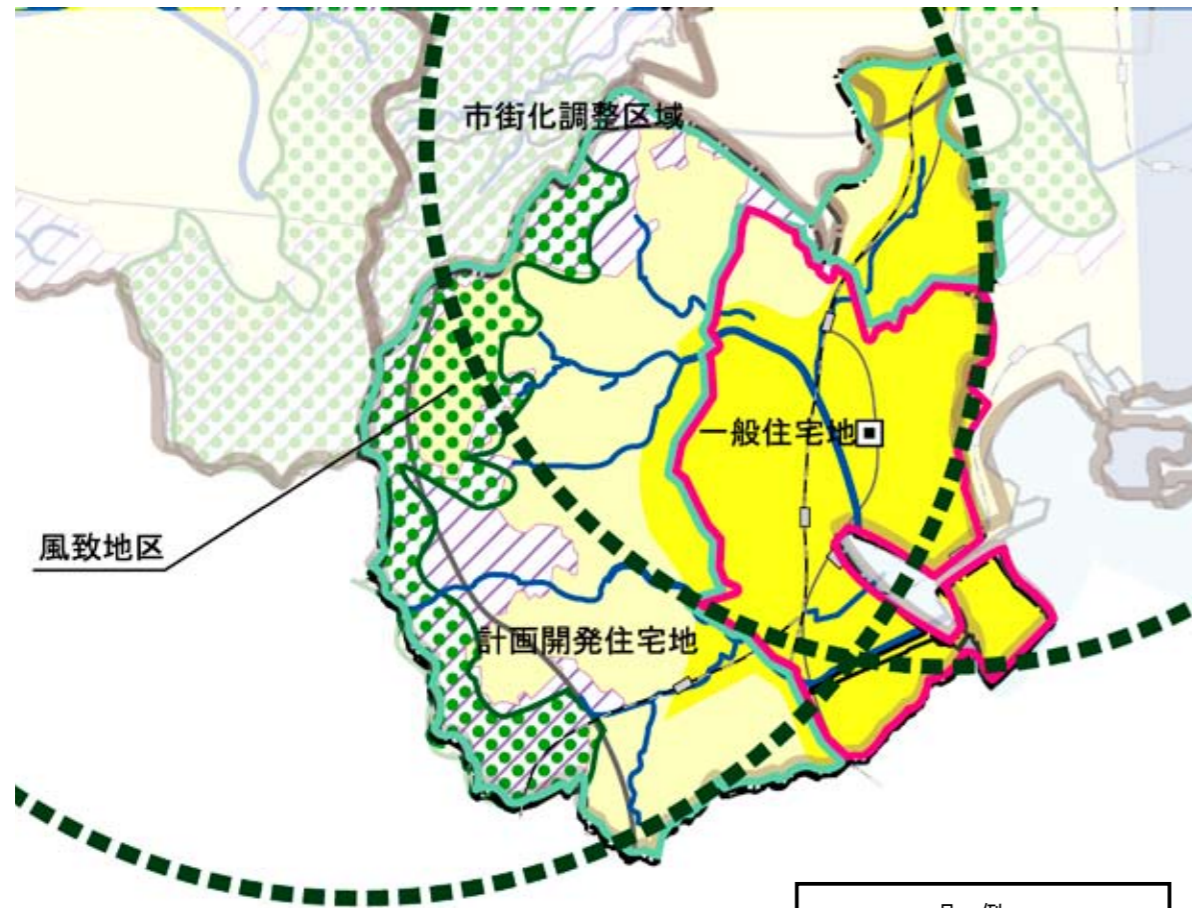
野島海岸（金沢区）



※平成 15 年度「緑地資源の総点検にかかる調査」対象樹林地



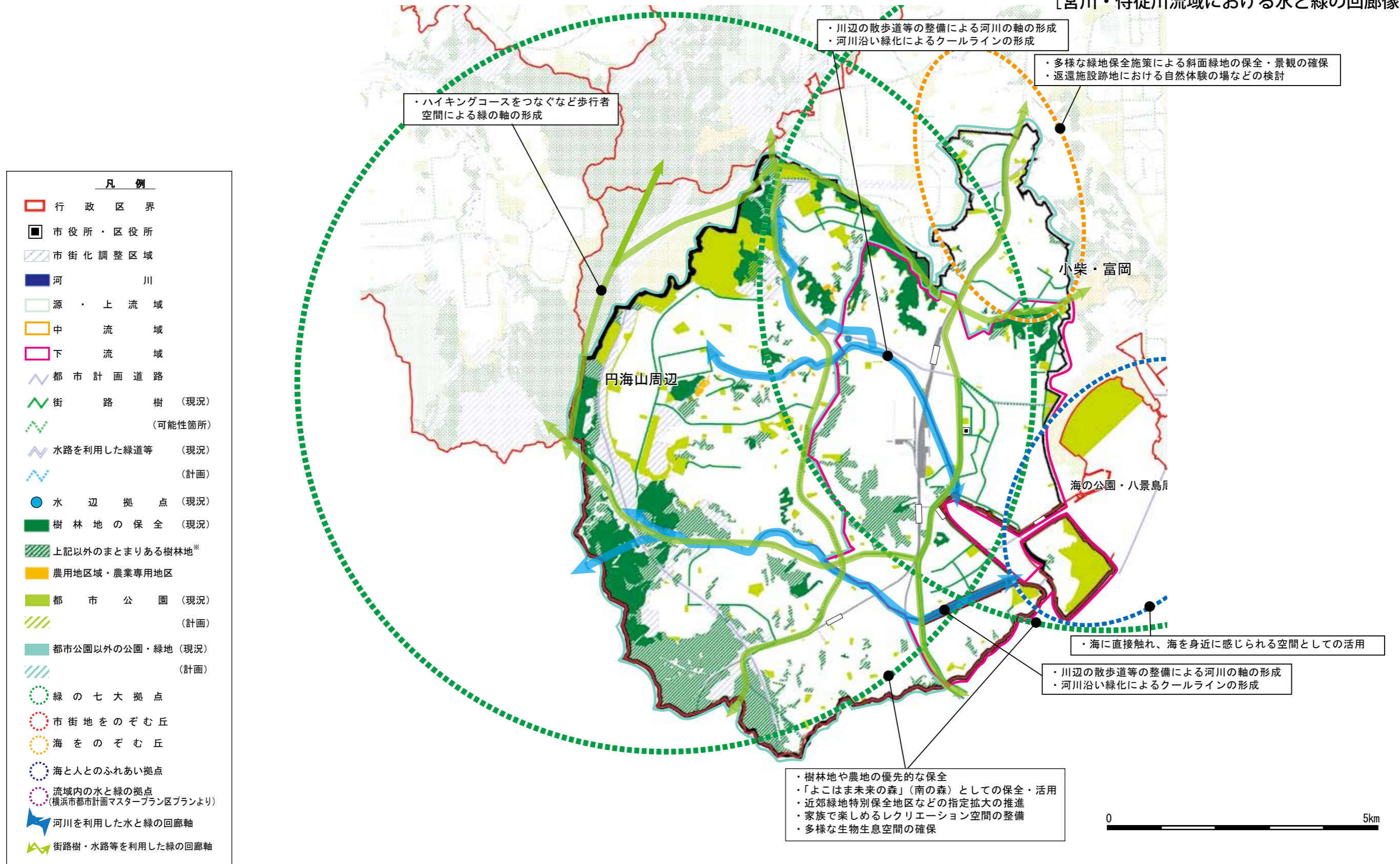
[宮川・侍従川流域における市街地類型と施策方針]



流域	市街地類型	ECO-Topo 環境分類	地域の特性	流域内の市街地類型に対応した施策方針		
				水・緑環境の量に関するもの	水・緑環境の質に関するもの	水・緑環境の魅力に関するもの
源・上流域	 緑の七大拠点	樹林地（常緑・落葉広葉、針葉、竹林） 草地（草地、エコトーン） 水辺 耕作地（畑・果樹園、水田）	郊外に位置し、河川の水源であるまとまった樹林地や農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑の七大拠点のまとまりある樹林地の保全</li> <li>水源の保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>風致地区の樹林地の保全</li> <li>生物多様性の保全</li> <li>再生に配慮した水・緑環境の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な公園の整備</li> <li>水辺の保全・創造</li> <li>環境活動の拠点づくり</li> <li>多様な主体による環境活動への支援</li> </ul>
	 計画開発住宅地	市街地 緑の多い住宅地 耕作地（畑・果樹園、水田）	土地区画整理などにより計画的に開発され、周辺には市街化調整区域が広がる住宅地	<ul style="list-style-type: none"> <li>郊外部のまとまりある樹林地の保全・活用</li> <li>浸透域の保全</li> <li>流域での雨水貯留</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地の樹林地の保全・活用</li> <li>風致地区の樹林地の保全</li> <li>水質向上のための発生源対策</li> <li>水域浄化・浚渫・清掃</li> <li>生物多様性の保全</li> <li>再生に配慮した水・緑環境の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水辺の保全・創造</li> <li>多様な主体による環境活動への支援</li> </ul>
	 一般住宅地	市街地 緑の多い住宅地	比較的早期に市街化した住宅地で、農地や小規模な樹林地が残し、道路などの基盤整備が不十分な地区がある地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>郊外部のまとまりある樹林地の保全・活用</li> <li>公共空間の緑化</li> <li>緑化制度の運用</li> <li>浸透域の保全</li> <li>流域での雨水貯留・浸透</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地の樹林地の保全・活用</li> <li>風致地区の樹林地の保全</li> <li>水質向上のための発生源対策</li> <li>水域浄化・浚渫・清掃</li> <li>生物多様性の保全</li> <li>再生に配慮した水・緑環境の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の緑化推進</li> <li>水辺の保全・創造</li> <li>多様な主体による環境活動への支援</li> </ul>



[宮川・侍従川流域における水と緑の回廊像]



※平成15年度「緑地資源の総点検にかかる調査」対象樹林地



⑥ 柏尾川（かしおがわ）流域

[流域案内図]

柏尾川流域

- 流域
- 河川
- 市街化調整区域
- 緑の七大拠点
- 河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点

[主な水・緑環境]

< 河川 >  
 柏尾川、阿久和川、名瀬川、舞岡川、いたち川、平戸永谷川（以上2級河川）、川上川、芹谷川（以上準用河川）

< 水の拠点 >  
 栄第一水再生センター、栄第二水再生センター

< 緑の拠点 >  
 大池・今井・名瀬、円海山周辺、舞岡・野庭（緑の七大拠点）、瀬上市民の森、上郷市民の森、荒井沢市民の森、飯島市民の森、下永谷市民の森、横浜自然観察の森、舞岡公園、小雀公園、戸塚公園、金井公園、本郷ふじやま公園、舞岡ふるさと村、野庭農業専用地区、田谷長尾台農業専用地区、小雀農業専用地区、舞岡農業専用地区 など

[流域メモ]

柏尾川沿いに残る桜並木は、江戸時代に植樹が始まり、大正・昭和初期には見事な桜並木をみることができました。戦後の急速な都市化の波に押されそのほとんどは失われてしまいましたが、今でもその風情を感じられる場所が残っています。

[流域指標などによる現況評価]

※このレーダーチャートは現在評価可能な項目で表したものです。

		流域全体	源・上流域	中流域
量	水緑率	流域全体において極めて良好な状況にある。 水緑率(%) = 37	緑の七大拠点を中心に極めて良好な状況にある。 水緑率(%) = 43	緑の多い住宅地や樹林地等が多く良好である。 水緑率(%) = 31
	水循環	流域全体において良好な水循環が保たれている。 評価 A	樹林地を中心に良好な水循環が保たれている。 評価 A	住宅地が主体であるが良好である。 評価 B
質	水と緑の質	全体的に水質は良好だが、緑地担保量が少ない。 評価 C	水や緑とも、平均して良好といえる。 評価 B	水質は良質だが緑地担保量が少ない。 評価 C
	生物多様性	全体的に良好な生物多様性が確保されている。 評価 B	樹林地を中心に良好な生物多様性が確保されている。 評価 B	緑の多い住宅地などが良好な生物多様性を支えている。 評価 B
魅力	身近な水と緑	全体的に豊かな水・緑環境だが、つながりに乏しい。 評価 B	身近に豊かな水・緑環境があり良好である。 評価 B	まとまりのある緑地はあるが、つながりに乏しい。 評価 C
	景観	源・上流域の緑や川沿いの桜並木などの多彩な景観。	大規模な樹林地・農地による緑豊かな景観。	農地や住宅地、工業地など多彩な景観。
現状評価 (レーダーチャート)				
流域写真				
流域特性		源・上流域、中流域ともにレーダーチャート形状が類似しています。全体的に水と緑の量は豊富ですが孤立化も進行しており、緑の七大拠点を中心に都市公園や農地等の拠点の確保とともに、街路、河川を活用した回廊形成が必要です。		

評価区分：<A>極めて良好、<B>良好、<C>普通、<D>一部改善の必要あり、<E>改善の必要あり

[流域の施策方針]

		流域全体	源・上流域	中流域
量		現在の水緑率や自然な水循環を維持します。	緑の七大拠点をはじめ、まとまりのある樹林地や農地の保全を進めます。	孤立した樹林地、農地を保全するとともに、自然な水循環の形成を図ります。
質		生物多様性に配慮した大規模な樹林地・農地の保全と斜面緑地の担保を進めます。	生物多様性に配慮しつつ、大規模な緑地の保全、水質の維持を進めます。	樹林地・農地の保全と合わせて、小規模な斜面緑地等の緑を担保します。
魅力		交流の場・農体験の場として農地の活用を図るとともに、河川環境整備や街路樹整備による水と緑の回廊を形成します。	農体験の場など、農地を活用した魅力づくりや河川・街路樹を軸とした水と緑の回廊形成を図ります。	市民の森等を活用したレクリエーション空間、農体験の場づくりを図り、身近な水と緑の回廊形成を図ります。

[流域の概況]

源・上流域	柏尾川支流の名瀬川源流には、「大池・今井・名瀬」、また平戸永谷川・舞岡川の源流には「舞岡・野庭」、さらに、いたち川源流には「円海山周辺」の緑の七大拠点が展開しています。これらの源流域では里山や谷戸と合わせて水田や畑を見ることが出来ます。また、豊富な緑と湧水を背景に豊かな自然環境を形成しています。各支川では、工夫をこらした親水拠点が多く整備されており、魅力ある水環境が身近に存在しています。
中流域	中流域では、戸塚駅周辺などに見られる密集した一般住宅地、内陸物流地・工業地などの土地利用が進んでいます。そのため、農業専用地区や小規模な樹林地、斜面緑地等が多く残っているものの、周辺を住宅地に囲まれており、そのほとんどは孤立しています。一方で、地域に身近な緑の拠点として活用されている都市公園なども整備されています。



〔柏尾川流域における水・緑環境の現況〕

柏尾川と桜 (戸塚区)



舞岡公園古民家 (戸塚区)



千秀公園 (栄区)



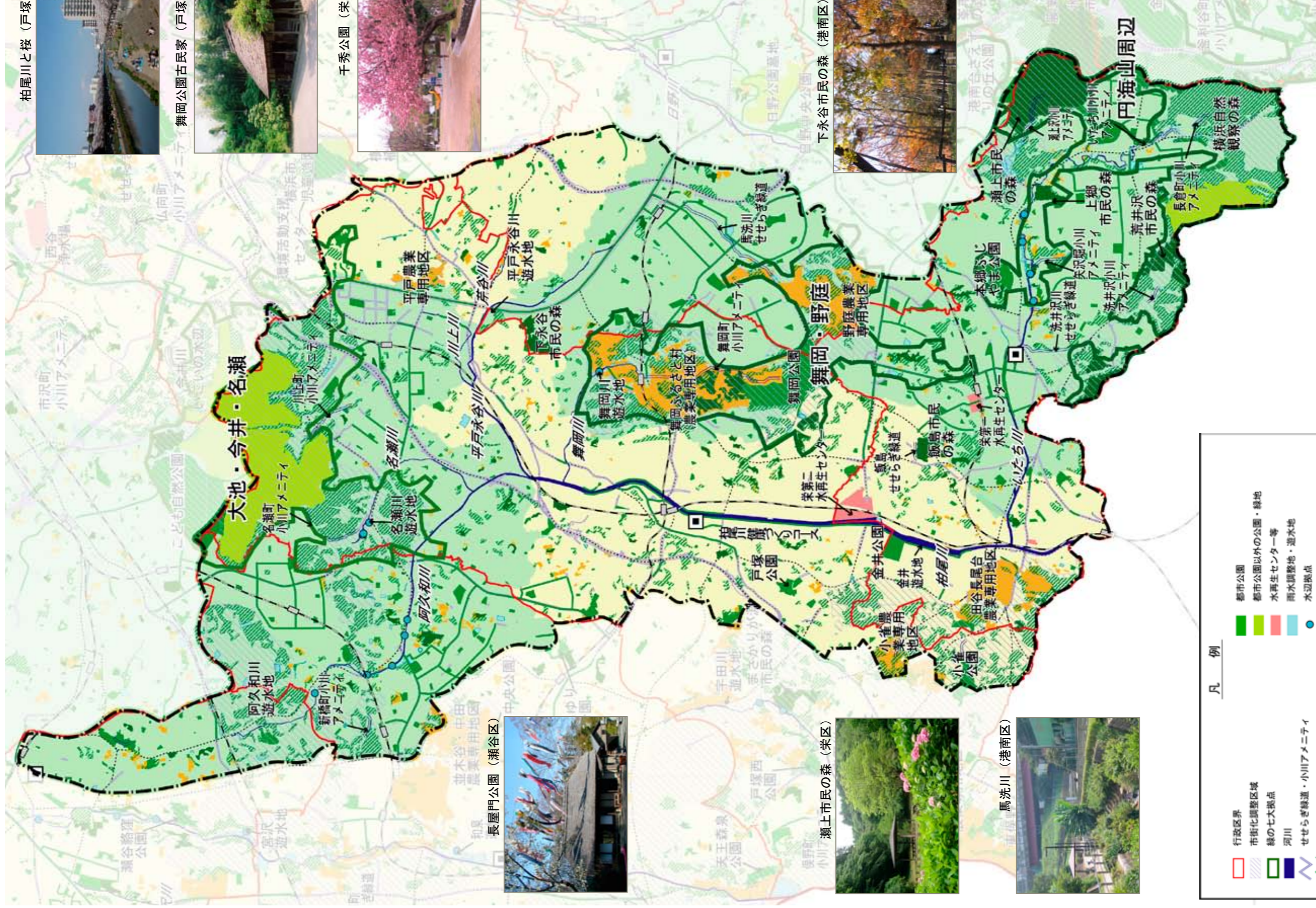
長屋門公園 (瀬谷区)



瀬上市民の森 (栄区)



馬洗川 (港南区)



凡例

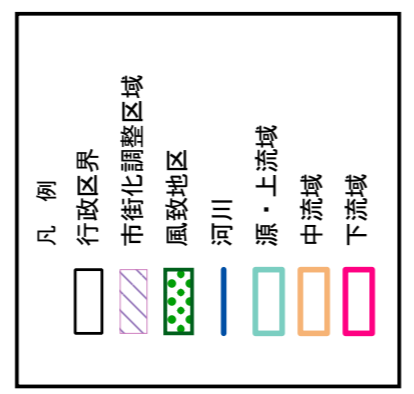
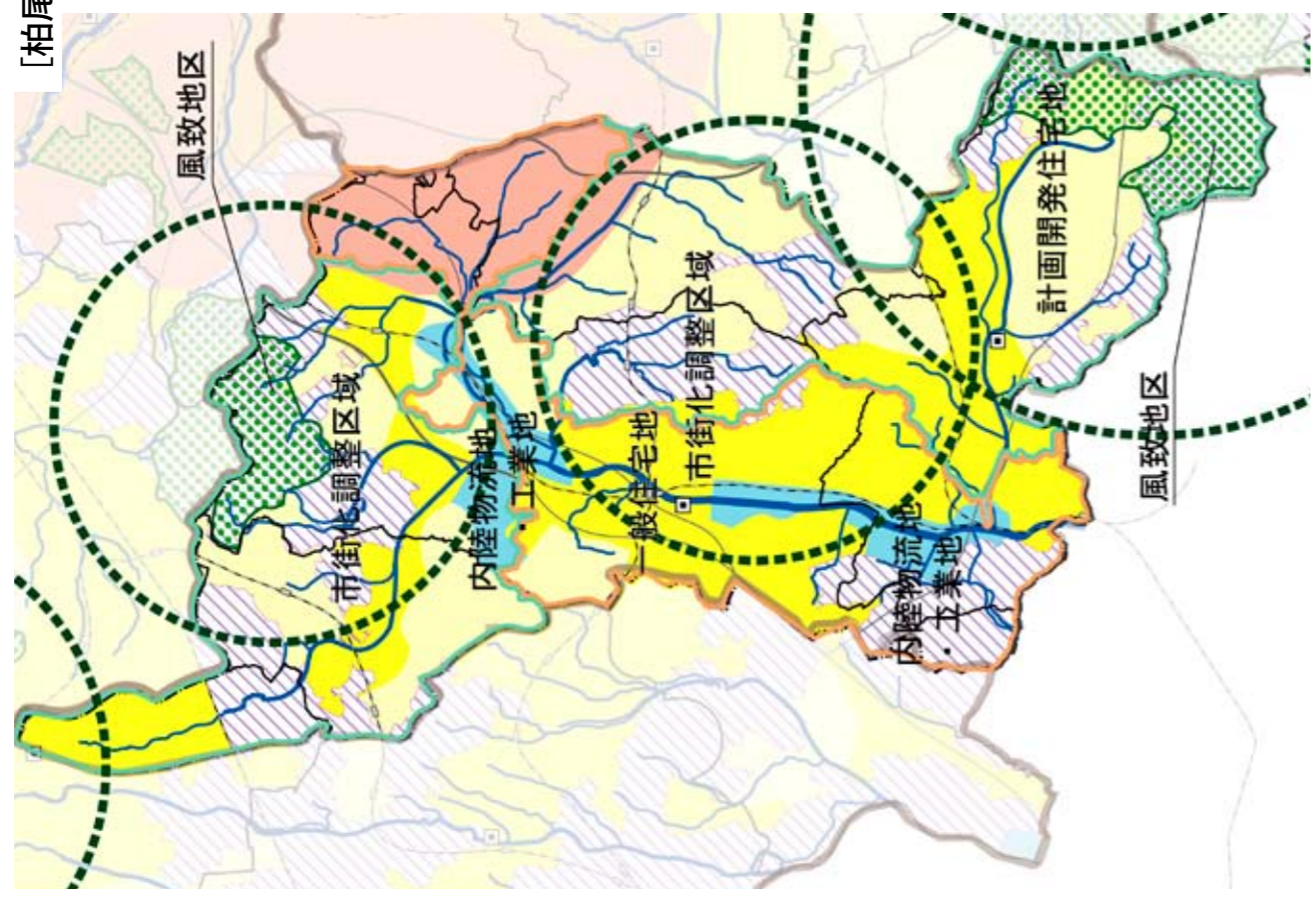
- 行政境界
- 市街化調整区域
- 緑の七犬拠点
- 河川
- せせらぎ緑道・小川アメニティ
- 街路樹
- 保全施策等の地区指定されている樹林地
- 地区指定以外のまとまりのある樹林地\*
- 農用地区域・農業専用地区・生産緑地
- 都市公園
- 都市公園以外の公園・緑地
- 水再生センター等
- 雨水調整地・遊水地
- 水辺拠点
- 市庁舎・区庁舎
- 都市計画道路
- 源・上流域
- 中流域
- 下流域

0 2.5km

※平成15年度「緑地資源の総点検にかかる調査」対象樹林地

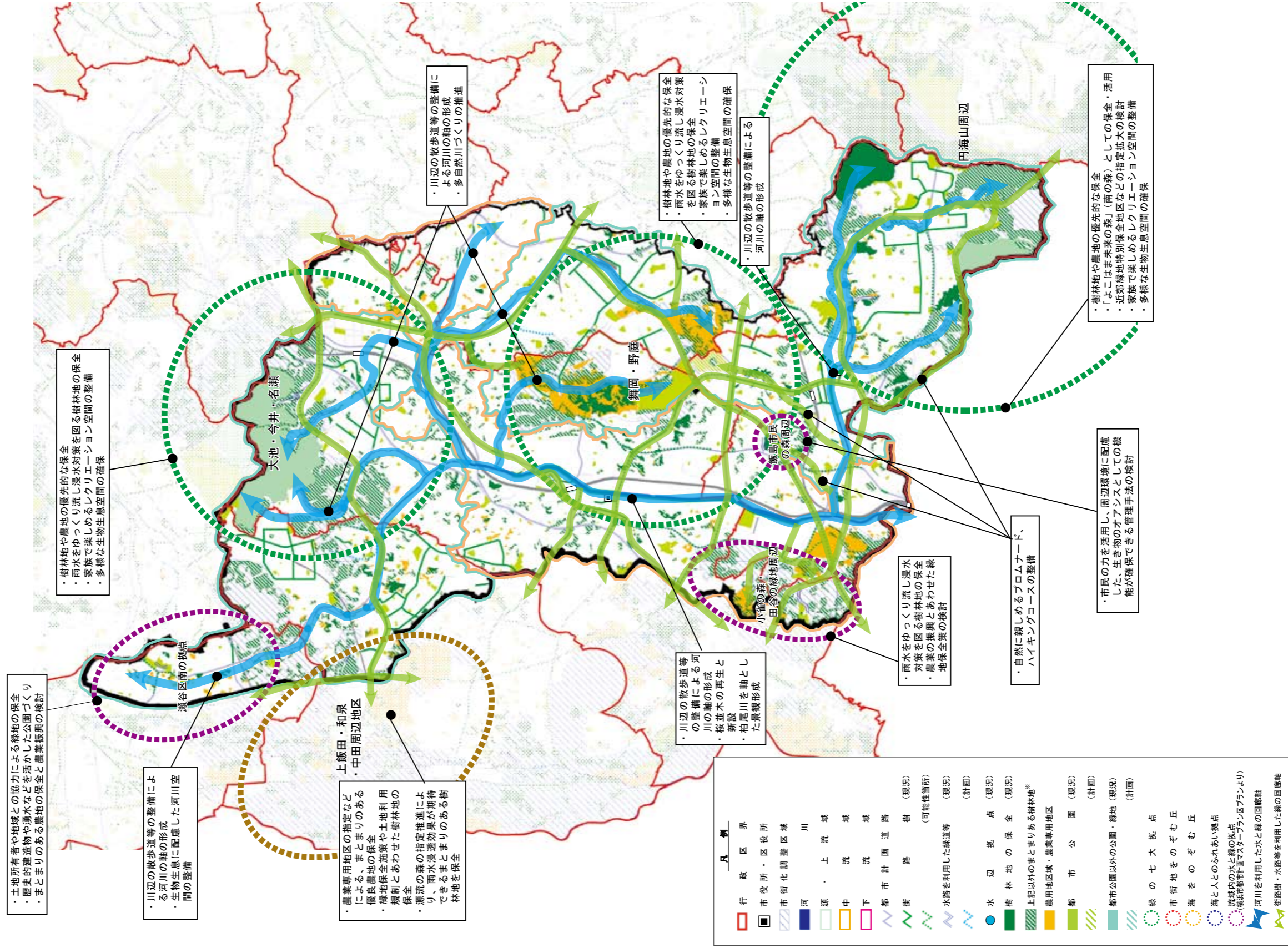


〔柏尾流域における市街地類型と施策方針〕



流域	市街地類型	EG0-Topo 環境分類	地域の特性	流域内の市街地類型に対応した施策方針		
				水・緑環境の量に 関するもの	水・緑環境の質に 関するもの	水・緑環境の魅力に 関するもの
源・上流域	緑の 七大拠点	樹林地 (常緑・落葉広葉、 針葉、竹林) 草地 (草地、エコトーン) 水辺 耕作地 (畑・果樹園、 水田)	郊外に位置し、河川の水 源であるまとまった樹 林地や農地	緑の七大拠点のまとめ りある樹林地の保全 ・水源の保全 ・農地保全の推進	風致地区の樹林地の保全 ・生物多様性の保全再生に配 慮した水・緑環境の整備	大規模な公園の整備 ・環境行動と連携した農体験 の場の拡充 ・魅力ある農的環境の創出 ・水辺の保全・創造 ・環境活動の拠点づくり ・多様な主体による環境活動 への支援
	計画開発 住宅地	市街地 緑の多い住宅地 耕作地 (畑・果樹園、 水田)	土地区画整理などに 計画的に開発され、周 辺には市街地調整区域 が広がる住宅地	郊外部のまとまりある樹 林地の保全・活用 ・農地保全の推進 ・浸透域の保全 ・流域での雨水貯留・浸透	市街地の樹林地の保全・活 用 ・風致地区の樹林地の保全 ・水質向上のための発生源対 策 ・水域浄化・浚渫・清掃 ・生物多様性の保全再生に配 慮した水・緑環境の整備	環境行動と連携した農体験 の場の拡充 ・魅力ある農的環境の創出 ・水辺の保全・創造 ・多様な主体による環境活動 への支援
	一般住宅地	市街地 緑の多い住宅地 耕作地 (畑・果樹園、 水田)	比較的早期に市街化し た住宅地が残り、道路 模などの基礎整備が不十 分な地区もある地域	郊外部のまとまりある樹 林地の保全・活用 ・農地保全の推進 ・公共空間の運用 ・緑化制度の保全 ・浸透域での雨水貯留・浸透	市街地の樹林地の保全・活 用 ・水質向上のための発生源対 策 ・水域浄化・浚渫・清掃 ・生物多様性の保全再生に配 慮した水・緑環境の整備	環境行動と連携した農体験 の場の拡充 ・魅力ある農的環境の創出 ・身近な公園の整備 ・地域の緑化推進 ・水辺の保全・創造 ・多様な主体による環境活動 への支援
中流域	内陸物流地 ・工業地	市街地	幹線道路沿線やインタ ーチェンジ周辺の物流 施設の集積地	公共空間の緑化 ・緑化制度の運用	水質向上のための発生源 対策 ・水域浄化・浚渫・清掃	身近な公園の整備 ・地域の緑化推進 ・水辺の保全・創造 ・多様な主体による環境活 動への支援
	都心 周辺部 住宅地	市街地 緑の多い住宅地	都心周辺の台地上の住 宅地で一部は風致地区 に指定されている地域	公共空間の緑化 ・緑化制度の運用 ・流域での雨水貯留・浸透	市街地の樹林地の保全・活 用 ・水質向上のための発生源対 策 ・水域浄化・浚渫・清掃	身近な公園の整備 ・地域の緑化推進 ・水辺の保全・創造 ・多様な主体による環境活動 への支援





※平成15年度「緑地資源の総点検にかかる調査」対象樹林地

0 2.5km



⑦ 境川（さかいがわ）流域

[流域案内図]

境川流域

- 流域
- 河川
- 市街化調整区域
- 緑の七大拠点
- 河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点

[主な水・緑環境]

< 河川 >  
境川、和泉川、宇田川（以上2級河川）、相沢川（準用河川）

< 水の拠点 >  
西部水再生センター

< 緑の拠点 >  
川井・矢指・上瀬谷（緑の七大拠点）、上飯田・和泉・中田周辺、下和泉・東俣野・深谷周辺（河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点）、瀬谷市民の森、まさかりが淵市民の森、ウトリッヒの森、瀬谷本郷公園、瀬谷貉窪公園、中田中央公園、しらゆり公園、天王森泉公園、戸塚西公園、東俣野中央公園、上瀬谷農業専用地区、並木谷農業専用地区、中田農業専用地区、東俣野農業専用地区 など

[流域メモ]

境川は東京都町田市の大池沢を源流とし、東の多摩丘陵と西の相模野台地に挟まれて流れ、江ノ島付近で相模湾に注ぎます。境川という名称は、文禄三年（1594年）にこの川を相模国と武蔵国の境界としたことに由来します。

[流域指標などによる現況評価]

※このレーダーチャートは現在評価可能な項目で表したものです。

		流域全体	源・上流域	中流域
量	水緑率	流域全体において良好な状況にある。 水緑率(%) = 46	緑の七大拠点を中心に極めて良好な状況にある。 水緑率(%) = 50	まとまりのある樹林地や農地など良好な状況にある。 水緑率(%) = 42
	水循環	流域全体において良好な水循環が保たれている。 評価 B	樹林地・農地の存在により良好な水循環が保たれている。 評価 A	農地面積等が多く良好な水循環が保たれている。 評価 B
質	水と緑の質	全体的に水質は良好だが、緑地担保量が少ない。 評価 C	水質は良質であるものの緑地の担保量が少ない。 評価 C	水質は良質であるものの緑地の担保量が少ない。 評価 C
	生物多様性	流域間での格差が少なく生物多様性は確保されている。 評価 B	樹林地を中心に良好な生物多様性が確保されている。 評価 B	緑の多い住宅地などが良好な生物多様性を支えている。 評価 B
魅力	身近な水と緑	全体的に豊かな水・緑環境だがつながりにとぼしい。 評価 C	身近に豊かな水・緑環境があり良好である。 評価 B	まとまりのある緑地はあるがつながりにとぼしい。 評価 C
	景観	川沿いを中心として緑豊かな広がりある景観。	源流域の緑や農地の広がりがあ	河岸段丘の緑と川沿いの農地にの広がりのある景観。
現状評価 (レーダーチャート)				
流域写真				
流域特性		源・上流及び中流域におけるレーダーチャート形状が類似しています。全体的に水と緑の量は豊富ですが、局地的に大規模な樹林地や農地があり、一方、公園等の担保性のある身近な緑については少ない状況です。		

評価区分：<A>極めて良好、<B>良好、<C>普通、<D>一部改善の必要あり、<E>改善の必要あり

[流域の施策方針]

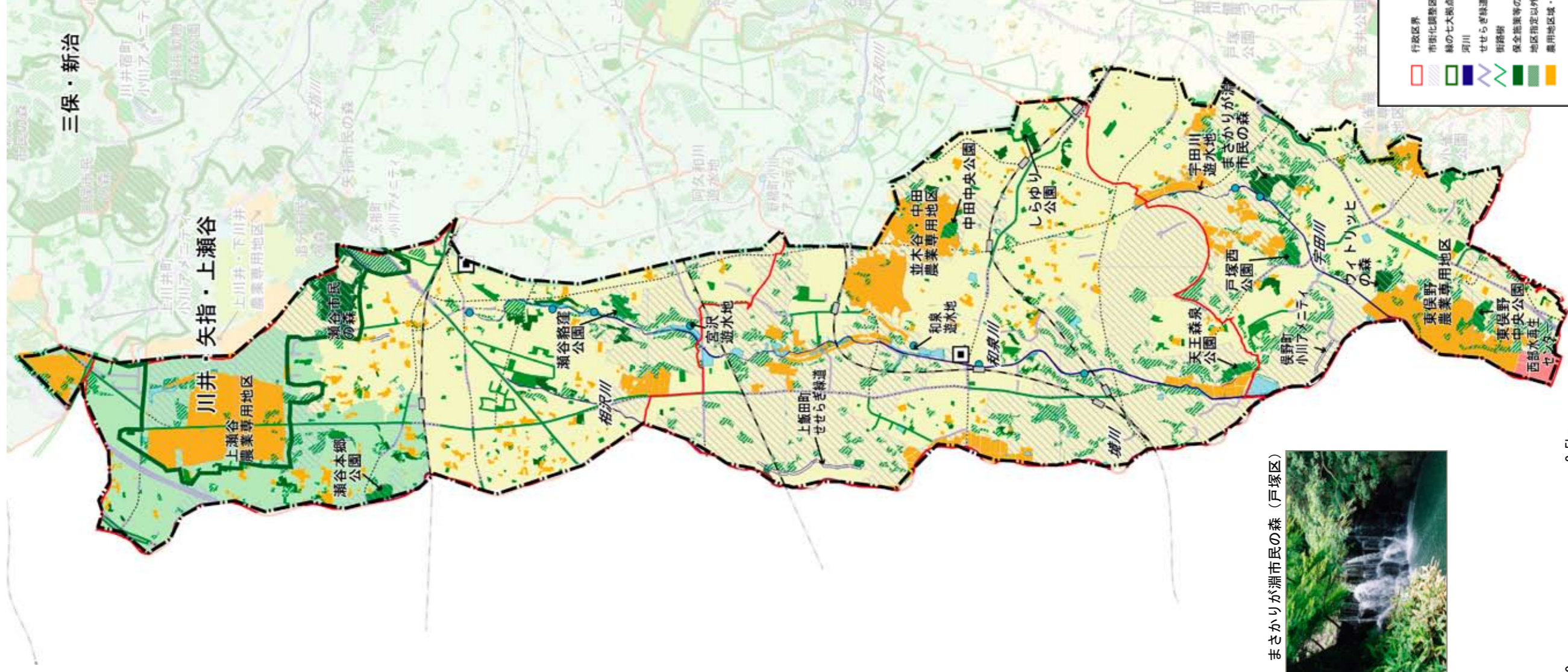
		流域全体	源・上流域	中流域
量		現在の水緑率を維持するとともに、流域の保水・遊水機能をさらに高めていきます。	緑の拠点となっている樹林地や農地の保全を進めます。	まとまりのある樹林地や河川沿いの農地を保全するとともに、自然な水循環の形成を図ります。
質		河川沿いに広がる景観をまもるため、樹林地や農地の保全を進めます。	生物多様性に配慮しつつ、大規模な緑地の保全、水質の維持を進めます。	河川沿いに広がる景観をまもるため、河岸段丘の樹林地や農地の保全を進めます。
魅力		交流の場・農体験の場として農地の活用を図るとともに、河川環境整備や街路樹整備による水と緑の回廊を形成します。	多くの人々が農と緑を楽しむ空間づくりを進めます。	広く利用者を引きつける緑の空間の形成や、河川環境整備・街路樹整備などによる水と緑の回廊形成を進めます。

[流域の概況]

源・上流域	源・上流域では、境川沿いや台地上に農地や樹林地が多く残っています。国道16号線及び246号線周辺には内陸物流地・工業地もありますが、全般的には一般住宅地が大半を占めています。瀬谷市民の森をはじめとする樹林地や農地により、身近に水と緑を感じることができる地区です。境川沿いの農地は、以前はほとんどが水田でしたが、その面積も近年では急速に少なくなりつつあります。
中流域	中流域には、境川へ注ぎ込む支川の源流があり、瀬谷区南部や泉区の台地を中心に豊かな緑と大規模な農地が展開しています。このような源流域の多くは、かつてはほとんどが樹林地や農地でしたが、現在では計画的に住宅地が開発され、ベッドタウン的な郊外型住宅地の景観が目立ってきています。境川沿いには河岸段丘が残り、段丘下には広大な農地が展開し、周辺には古い住宅地や農家が軒を連ねます。段丘上の台地には従来からの一般住宅地も発達しており、新旧混在した多様な都市の景観を形成しています。



[境川流域における水・緑環境の現況]



まさかりが淵市民の森 (戸塚区)



※平成 15 年度「緑地資源の総点検にかかる調査」対象樹林地

宮沢ふれあい樹林 (瀬谷区)



東山ふれあい樹林 (瀬谷区)



ニツ橋の水辺 (瀬谷区)



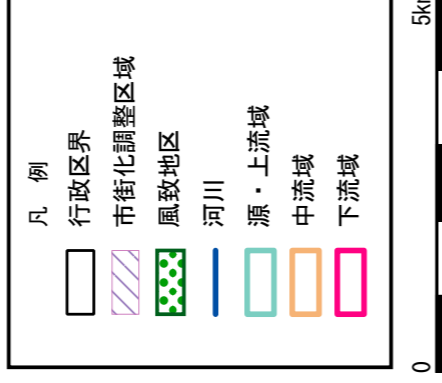
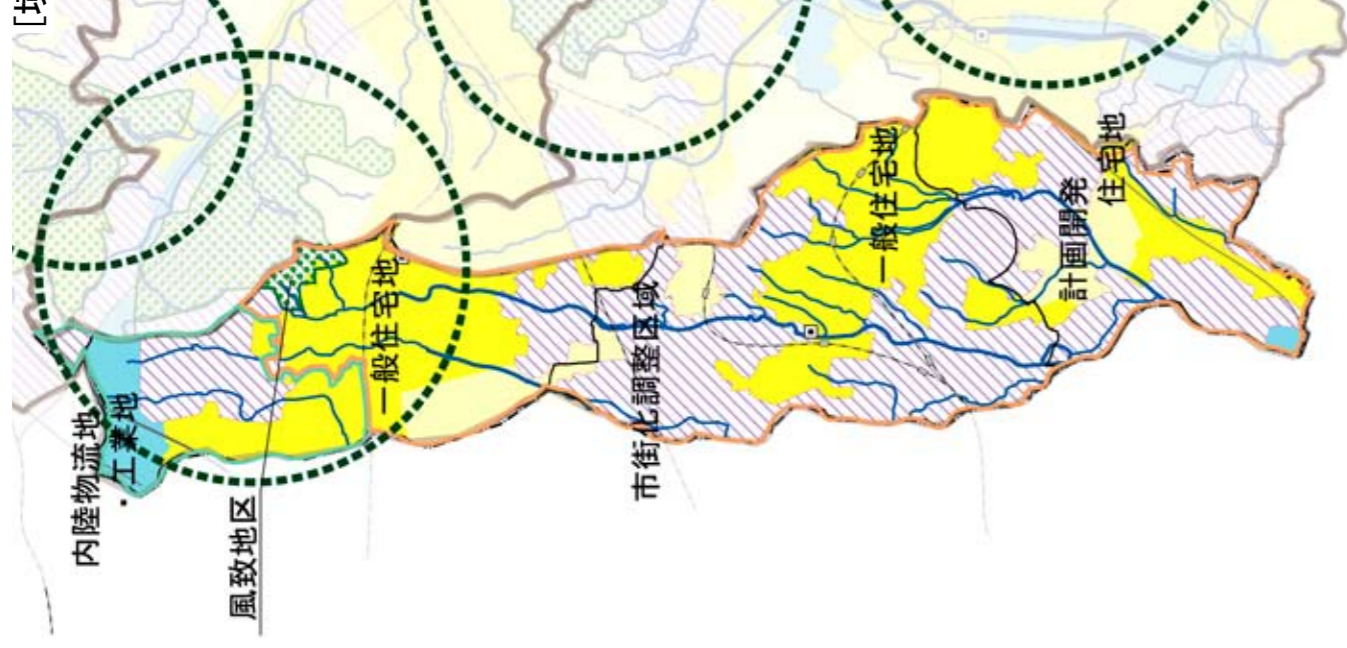
関ヶ原の水辺 (瀬谷区)



俣野の水田 (戸塚区)

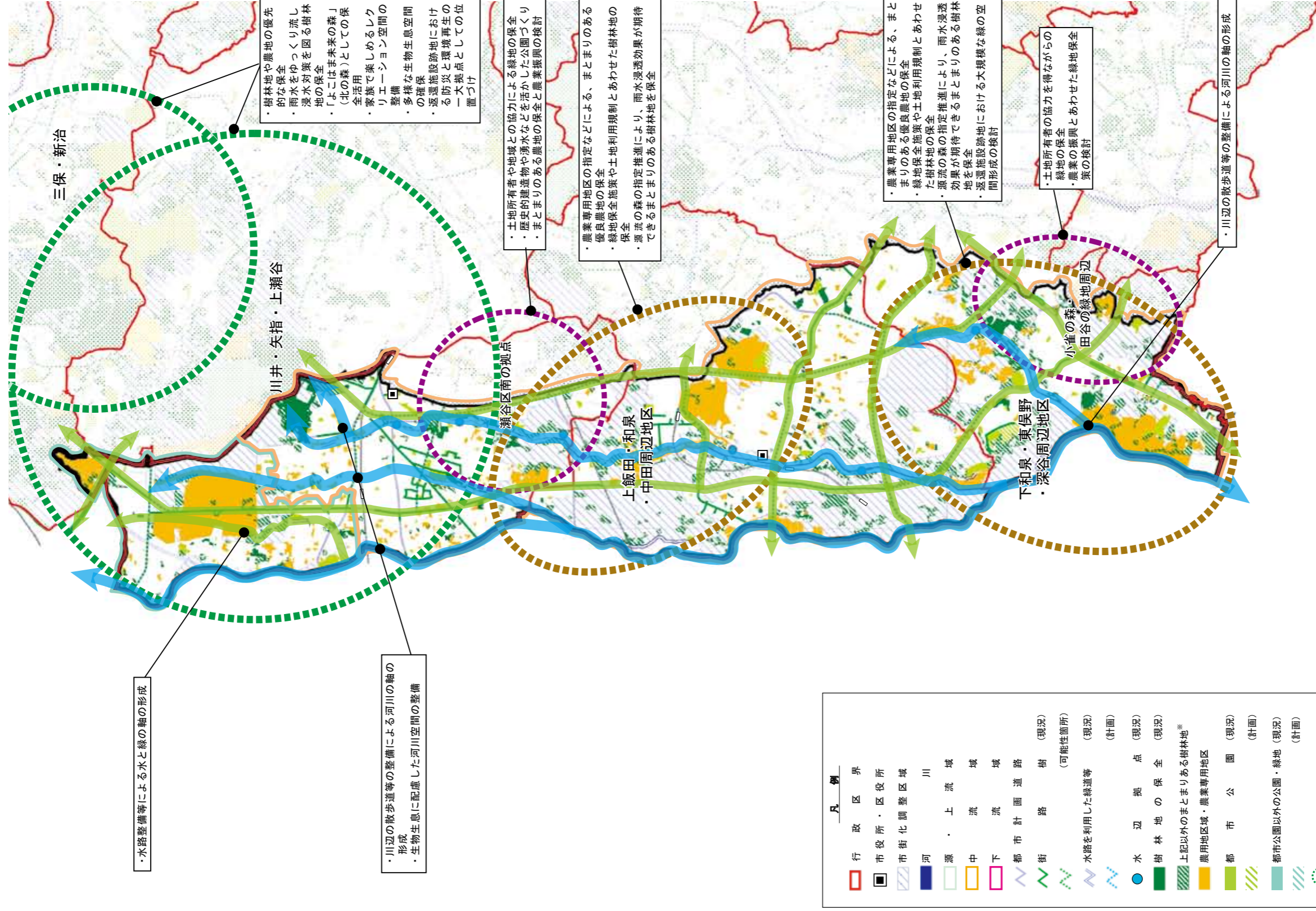






流域	市街地類型	ECO-Topo 環境分類	地域の特性	流域内の市街地類型に対応した施策方針	
				水・緑環境の量に 関するもの	水・緑環境の質に 関するもの
源・上流域	緑の 七大拠点	樹林地 (常緑・落葉広葉、 針葉、竹林) 草地 (草地、エコトーン) 水辺 耕作地 (畑・果樹園、 水田)	郊外に位置し、河川の水 源であるまとまった樹 林地や農地	緑の 七大拠点のまとまり ある樹林地の保全 ・水源の保全 ・農地保全の推進	水・緑環境の魅力に 関するもの ・大規模な公園の整備 ・環境行動と連携した農体験 の場の拡充 ・魅力ある農的環境の創出 ・水辺の保全・創造 ・環境活動の拠点づくり ・多様な主体による環境活動 への支援
	計画開発 住宅地	市街地 緑の多い住宅地 耕作地 (畑・果樹園、 水田)	土地区画整理などによ り計画的に開発され、周 辺には市街化調整区域 が広がる住宅地	郊外部のまとまりある樹 林地の保全・活用 ・農地保全の推進 ・浸透域の保全 ・流域での雨水貯留・浸透	環境行動と連携した農体験 の場の拡充 ・魅力ある農的環境の創出 ・水辺の保全・創造 ・多様な主体による環境活動 への支援
中流域	一般住宅地	市街地 緑の多い住宅地 耕作地 (畑・果樹園、 水田)	比較的早期に市街化し た住宅地で、農地や小規 模な樹林地が残り、道路 などの基盤整備が不十 分な地区もある地域	市街地の樹林地の保全・活 用 ・風致地区の樹林地の保全 ・水質向上のための発生源対 策 ・水辺浄化・浚渫・清掃 ・生物多様性の保全再生に配 慮した水・緑環境の整備	環境行動と連携した農体験 の場の拡充 ・魅力ある農的環境の創出 ・身近な公園の整備 ・地域の緑化推進 ・水辺の保全・創造 ・多様な主体による環境活動 への支援
	内陸物流地 ・工業地	市街地	幹線道路沿線やインタ ーチェンジ周辺の物流 施設が集積地	水質向上のための発生源 対策 ・水辺浄化・浚渫・清掃 ・生物多様な主体による環境活 動への支援	身近な公園の整備 ・地域の緑化推進 ・水辺の保全・創造 ・多様な主体による環境活 動への支援





※平成 15 年度「緑地資源の総点検にかかる調査」対象樹林地



⑧ 直接海にそそぐ小流域の集まり

[流域案内図]

直接海にそそぐ小流域の集まり

- 流域
- 河川
- 市街化調整区域
- 緑の七大拠点
- 河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点

[主な水・緑環境]

< 水路 >  
長浜水路、富岡川、南台川、杉田川、聖天川

< 海浜等 >  
海の公園

< 水の拠点 >  
中部、南部、金沢水再生センター、 南部汚泥資源化センター、八景島

< 緑の拠点 >  
小柴・富岡（緑の七大拠点）、港の見える丘公園、海の公園、長浜公園、富岡総合公園、金沢海辺の散歩道、根岸森林公園、三溪園、本牧市民公園、久良岐公園、岡村公園、横浜港シンボルタワー、大黒ふ頭先端緑地、柴シーサイドファーム

[流域メモ]

物流の拠点として知られる大黒ふ頭や本牧ふ頭、また工業の拠点である新磯子や根岸周辺など、埋立地や旧市街地を中心に、港町横浜をイメージさせる風景が広がっています。

[流域指標などによる現況評価]

※このレーダーチャートは現在評価可能な項目で表したものです。

		流域全体	源・上流域	中流域	下流域
量	水緑率	源・上流域は良好、中・下流域は低い状況である。 水緑率(%) = 26	緑の七大拠点を中心に良好な状況にある。 水緑率(%) = 39	塊としては一定規模あるものの孤立性が高い。 水緑率(%) = 22	土地利用特性から水・緑環境が少ない状況である。 水緑率(%) = 15
	水循環	源・上流、中流域が全体を押し上げている。 評価 A	流域面積に比して緑地面積が大きく浸透性が良い。 評価 A	住宅地が主体であるが良好である。 評価 A	大規模な工場群と埋立地盤のため良好とはいえない。 評価 B
質	水と緑の質	まとまりのある緑地の担保性が低い。 評価 B	水も緑も良質ではあるものの担保性が低い。 評価 C	水・緑環境は少ないが担保性が高い。 評価 A	水・緑環境は少ないが担保性が比較的高い。 評価 B
	生物多様性	市街地内の緑が生物多様性を支えている。 評価 B	樹林地及び緑の多い住宅地が支えている。 評価 B	まとまりのある緑地と緑の多い住宅地が支えている。 評価 B	工場内緑地やグリーンベルトの貢献が大きい。 評価 C
魅力	身近な水と緑	中流、下流域は身近な水・緑環境が少ない。 評価 B	身近に豊かな水・緑環境があり良好である。 評価 A	公園・緑地はあるものつながらりとほしい。 評価 C	公園・緑地はあるものつながらりとほしい。 評価 C
	景観	それぞれの流域における景観が非常に個性的。	緑の拠点と閑静な住宅地のバランスが良好。	歴史ある街並み風情が残っている。	大規模な物流地・工業地が広がっている。
現状評価 (レーダーチャート)					
流域写真					
流域特性	中流域及び下流域のチャート形状が似ていることから、土地利用形態は異なるが、水と緑に関する特性としては同様の傾向を示しています。一方、源・上流域においては緑の七大拠点の存在により、豊かで身近な水と緑に囲まれた住環境が展開していますが、下流域の水・緑環境は低い状況です。				

評価区分：＜A＞極めて良好、＜B＞良好、＜C＞普通、＜D＞一部改善の必要あり、＜E＞改善の必要あり



[流域の施策方針]

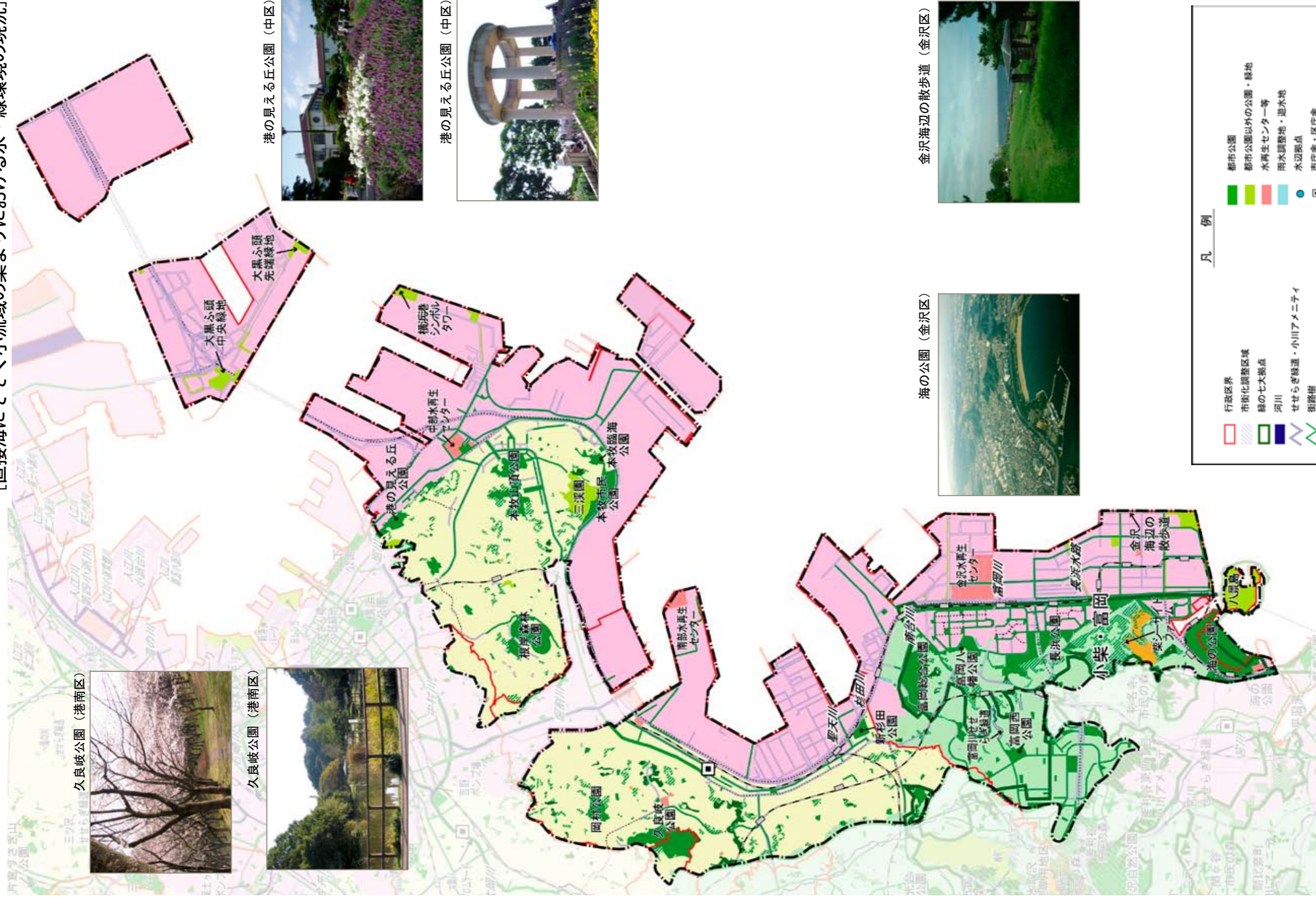
		流域全体	源・上流域	中流域	下流域
量		源・上流域については緑の保全を中心に、中・下流域は、旧海岸線の斜面緑地保全や水と緑の回廊形成を進めます。	緑の七大拠点の保全、周辺住宅地における緑化を推進するとともに、水路や街路樹を軸とした回廊形成を図ります。	まとまりのある緑地や旧海岸線の斜面緑地を保全するとともに、街路樹や道路沿いの緑化を進めます。	工場内緑化、工業団地内街路の緑化等、市民・事業者との協働による水・緑環境の向上を図ります。
質		緑地の担保率向上による質の維持と合わせて、横浜らしい斜面緑地の保全を進めるとともに、生物多様性に配慮した、水・緑環境を創造します。	小柴・富岡では、生態系に配慮した保全施策や旧海岸線の特徴を活かした質の向上を図ります。また、緑地の担保率を高めます。	旧海岸線の斜面緑地の保全を図ります。また、歴史ある街並みの保全に向けて、風致地区の保全施策を進めます。	水路・海域の水質向上に向けた発生源対策を進めるとともに、事業者との協働により生物多様性にも配慮した水と緑の回廊形成を進めます。
魅力		源・上流域のまとまった緑や旧海岸線の斜面緑地など、横浜らしい景観を保全するとともに、海辺を最大限に活用した魅力アップを図ります。	大規模な公園の拡充などによる緑の拠点、海が望める眺望を活かした回廊の形成を目指します。	身近な公園整備や歴史ある水と緑の空間を保全するとともに、海に近いという地域特性を活かした魅力づくりを進めます。	水路・海辺を活用した魅力向上と緑あふれる回廊形成を目指します。また、海洋性レクリエーション活動や環境学習などの拠点づくりを進めます。

[流域の概況]

源・上流域	源・上流域では、緑の七大拠点の1つである「小柴・富岡」の一部や、海へと連なる傾斜地を大規模に開発した能見台や富岡町などの計画開発住宅地が展開しています。また、富岡八幡宮近くの富岡八幡公園は、旧海岸線でもあり海水浴発祥地としても知られています。この付近には沿岸部にかつて多くみられた松林が再生されるなど、海と陸の接点であった豊かな海岸線や海浜林としての名残がみられます。
中流域	中流域では、横浜の特徴である崖地が多く見られ、磯子、岡村、久良岐、根岸などの丘陵地が点在しています。また、旧市街地や下町ならではの賑わいや、山手異人館など異国情緒のある街並みのほか、三溪園や根岸森林公園など、横浜らしい歴史と風情のある魅力的な資産が多く残されています。また、これらは重要な水と緑の拠点としての役割も担っています。
下流域	下流域は、北部の扇島や大黒ふ頭、中央部には本牧ふ頭から鳳町、さらには南部の新磯子から幸浦、福浦まで、物流と工業が集積する埋立地となっています。また、杉田臨海部や横浜ベイサイドマリナーナ地区、海の公園、八景島など、海と身近に接することの出来る新たな沿岸部の環境スポットなどが増えつつあります。



[直接海にそそぐ小流域の集まりにおける水・緑環境の現況]

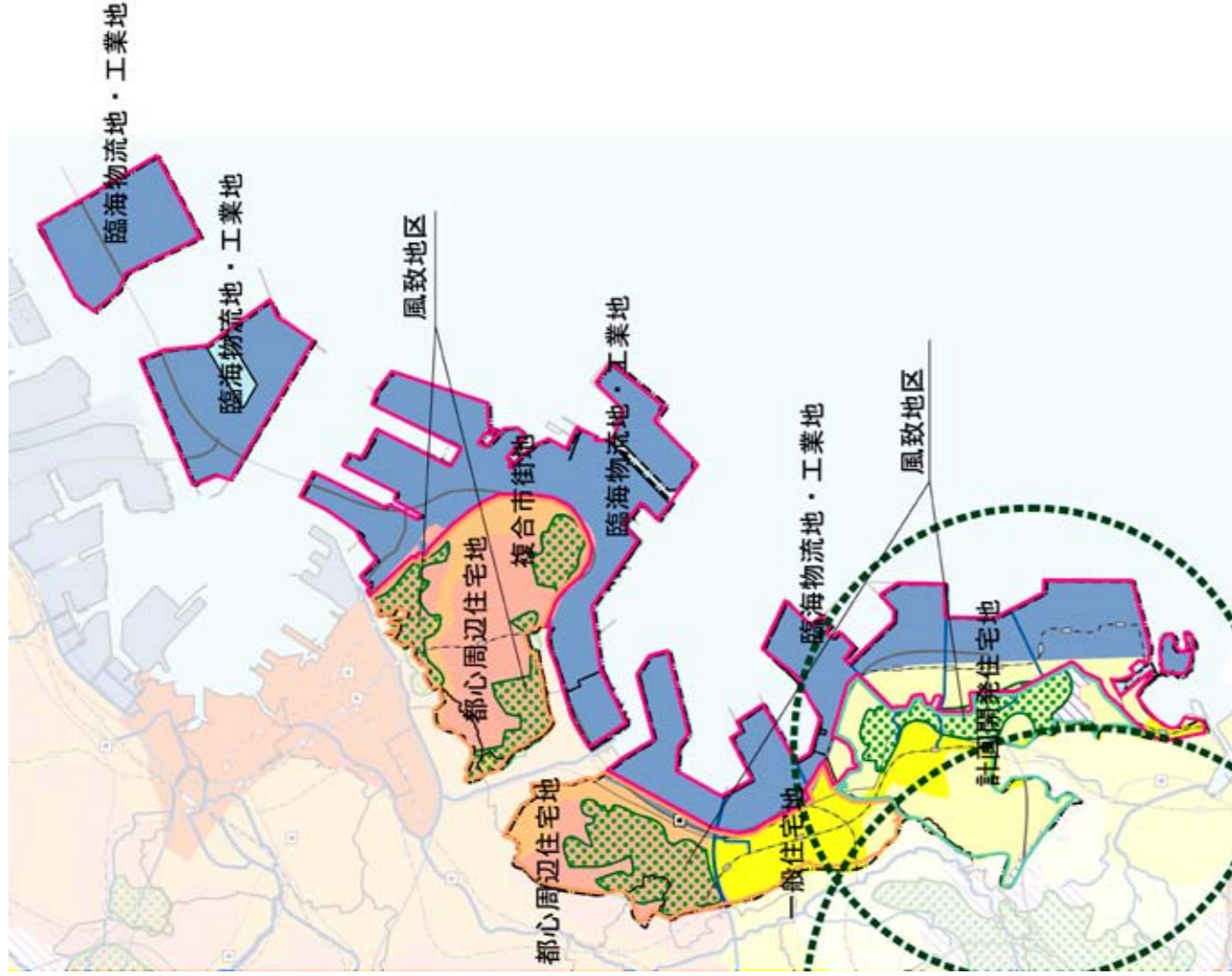


凡 例			
	行政区界		都市公園
	市街化調整区域		都市公園以外の公園・緑地
	緑の七次拠点		水再生センター等
	河川		雨水調整地・遊水地
	せせらぎ緑道・小川アメニティ		水辺拠点
	街路樹		市庁舎・区庁舎
	保全施策等の地区指定されている樹林地		都市計画道路
	地区指定以外のもままりのある樹林地*		源・上流域
	農用地区域・農業専用地区・生産緑地		中流域
			下流域

※平成 15 年度「緑地資源の総点検にかかる調査」対象樹林地

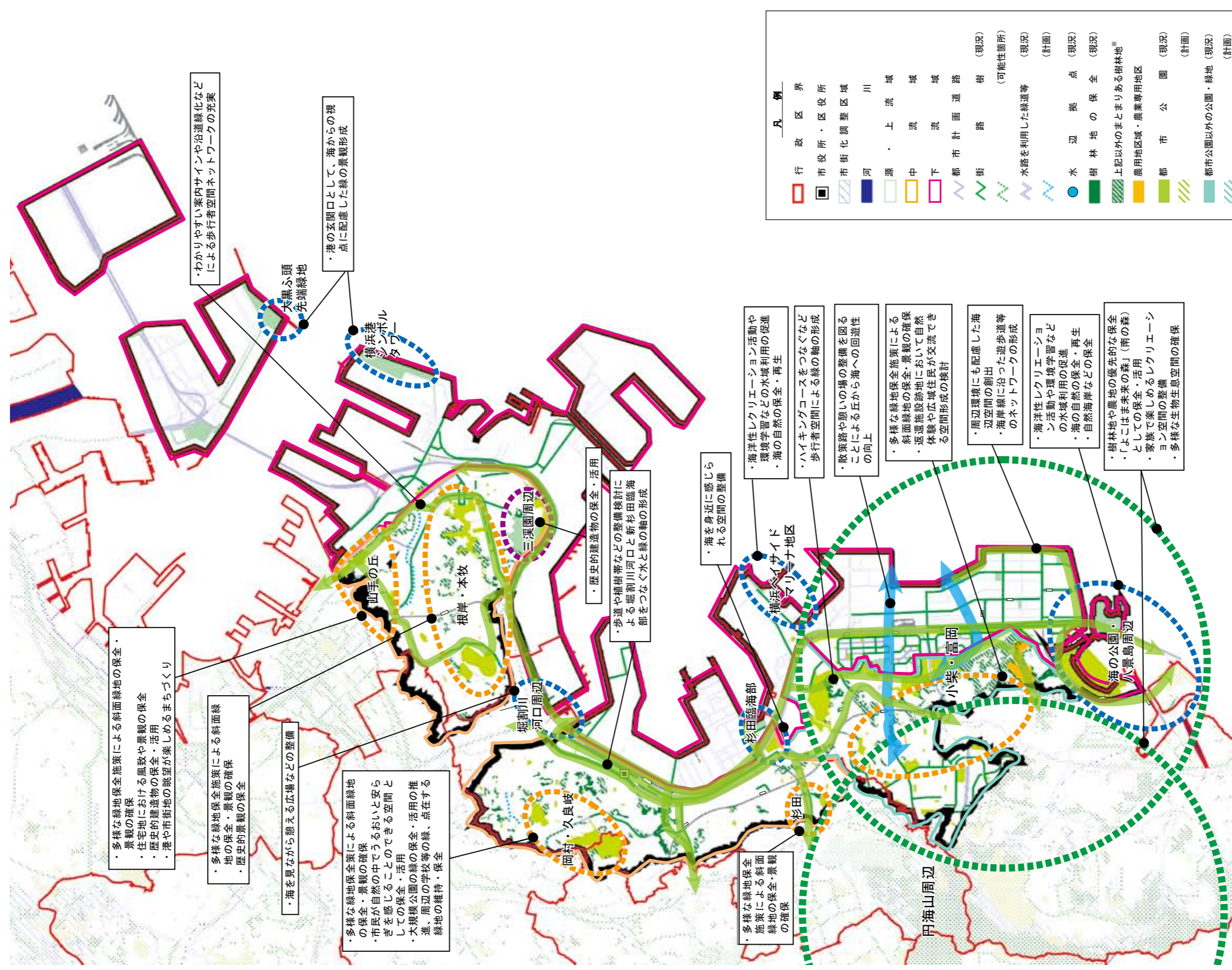


[直接海にそそぐ小流域の集まりにおける市街地類型と施策方針]



流域	市街地類型	ECO-Topo 環境分類	地域の特性	水・緑環境の量に 関するもの	水・緑環境の質に 関するもの	水・緑環境の魅力に 関するもの
源・上流域	緑の 七大拠点	樹林地 (常緑・落葉広葉、 針葉、竹林) 草地 (草地、エコトーン) 水辺 耕作地 (畑・果樹園、 水田)	郊外に位置し、河川の水 源であるまとまった樹 林地や農地	・緑の七大拠点のまとまり ある樹林地の保全 ・水源の保全 ・農地保全の推進	・風致地区の樹林地の保全 ・生物多様性の保全再生に配 慮した水・緑環境の整備	・大規模な公園の整備 ・環境行動と連携した農体験 の場の拡充 ・魅力ある農的環境の創出 ・水辺の保全・創造 ・環境活動の拠点づくり ・多様な主体による環境活動 への支援
	郊外部 計画開発 住宅地	市街地 緑の多い住宅地 耕作地 (畑・果樹園、 水田)	土地区画整理などにより 計画的に開発され、周 辺には市街地調整区域 が広がる住宅地	・郊外部のまとまりある樹 林地の保全・活用 ・農地保全の推進 ・公共空間の緑化 ・浸透域の保全	・市街地の樹林地の保全・活 用 ・水質向上のための発生源対 策 ・水域浄化・浚渫・清掃 ・生物多様性の保全再生に配 慮した水・緑環境の整備	・環境行動と連携した農体験 の場の拡充 ・魅力ある農的環境の創出 ・水辺の保全・創造 ・多様な主体による環境活動 への支援
	一般住宅地	市街地 緑の多い住宅地 耕作地 (畑・果樹園、 水田)	比較的早期に市街化し た住宅地で、農地や小規 模な樹林地が残り、道路 などの基盤整備が不十 分な地区もある地域	・郊外部のまとまりある樹 林地の保全・活用 ・農地保全の推進 ・公共空間の緑化 ・浸透域の保全 ・流域での雨水貯留・浸透	・市街地の樹林地の保全・活 用 ・水質向上のための発生源対 策 ・水域浄化・浚渫・清掃 ・生物多様性の保全再生に配 慮した水・緑環境の整備	・環境行動と連携した農体験 の場の拡充 ・魅力ある農的環境の創出 ・身近な公園の整備 ・地域の緑化推進 ・水辺の保全・創造 ・多様な主体による環境活動 への支援
中流域	都心周辺 住宅地	市街地 緑の多い住宅地	都心周辺の台地上の住 宅地で一部は風致地区 に指定されている地域	・公共空間の緑化 ・緑化制度の運用 ・流域での雨水貯留・浸透	・市街地の樹林地の保全・活 用 ・風致地区の樹林地の保全 ・水質向上のための発生源対 策 ・水域浄化・浚渫・清掃	・身近な公園の整備 ・地域の緑化推進 ・水辺の保全・創造 ・多様な主体による環境活動 への支援
	都心 周辺部	市街地	都心周辺の平坦部や郊 外の駅周辺の既存市街 地で、住宅や商店が混在 した密度の高い市街地	・公共空間の緑化 ・緑化制度の運用 ・流域での雨水貯留	・水質向上のための発生源対 策 ・水域浄化・浚渫・清掃	・身近な公園の整備 ・地域の緑化推進 ・水辺の保全・創造 ・多様な主体による環境活動 への支援
下流域	市街地	市街地	鶴見区から金沢区に至 る大規模な港湾物流 地・工業地	・公共空間の緑化 ・緑化制度の運用	・水質向上のための発生源対 策 ・水域浄化・浚渫・清掃	・地域の緑化推進 ・水辺の保全・創造 ・多様な主体による環境活動 への支援
	臨海部	臨海物流地 ・工業地	市街地	・公共空間の緑化 ・緑化制度の運用	・水質向上のための発生源対 策 ・水域浄化・浚渫・清掃	・地域の緑化推進 ・水辺の保全・創造 ・多様な主体による環境活動 への支援





※平成15年度「緑地資源の総点検にかかる調査」対象樹林地

5km

0

## 第5章 推進施策

### 1 施策の実施にあたって

#### [各施策の連携・総合化による、迅速で効率的な事業推進]

- ・ 地区の特性に応じた緑豊かなまちづくりの推進を目的とした緑化重点地区を指定し、緑の保全と創造に関する事業を重点的かつ複数組み合わせることで実施します。
- ・ 緑の七大拠点などのまとまった緑の拠点の保全・活用では、樹林地、農地、公園、河川などの多様な事業を柔軟に組み合わせることにより、効果的な事業の実施を行います。

#### [水・緑環境を市民が楽しむ視点、利用者サービス向上の視点での計画・事業の連携]

- ・ 緑の七大拠点や大規模な公園、緑地には、それぞれ特徴のある魅力的な水と緑があり、それらを活かして、市民が一日や半日単位で楽しむことができるよう、アクセスを含めた必要なサービスを提供する計画を各施策の連携により進めていきます。

#### [区との連携を図り、市民参加による事業検討・実施を進め、市民協働による管理運営を推進]

- ・ 各整備事業の実施にあたっては、区との連携により、計画段階から市民参加を進め、市民への説明を行うとともに、市民意見を取り入れた事業の推進を図ります。
- ・ ワークショップ方式などの市民参加の方式も取り入れ、整備後の管理運営に積極的に市民が関われる方向を目指します。

#### [コスト縮減、財源の確保、既存ストックの活用などの工夫]

- ・ 整備手法、内容の検討では、コスト縮減、ライフサイクルコストの視点から検討を行うことにより、管理経費の負担を抑えるようにします。
- ・ 事業者や市民からの支援が得やすいように、既存ストックの活用をはじめとする施設整備手法の工夫や制度の整備などを進めます。

#### [効率的な管理運営の視点からの事業の展開]

- ・ 事業の検討に際しては、多様な主体の管理運営の検討を行うこととし、効率的、効果的な事業の展開を図ります。
- ・ 特に、サービス提供の向上やコストの縮減を目的とした「指定管理者制度」など、民間事業者のノウハウを活かした事業の展開を図ります。



## 2 推進施策

### 推進施策の体系



## (1) 樹林地の保全・活用

～ 山林所有者が持続的に保有できるしくみをつくり、土地利用規制とあわせた緑地指定の拡大を進めます～

### ① 施策の考え方

#### ア 保全・活用方針

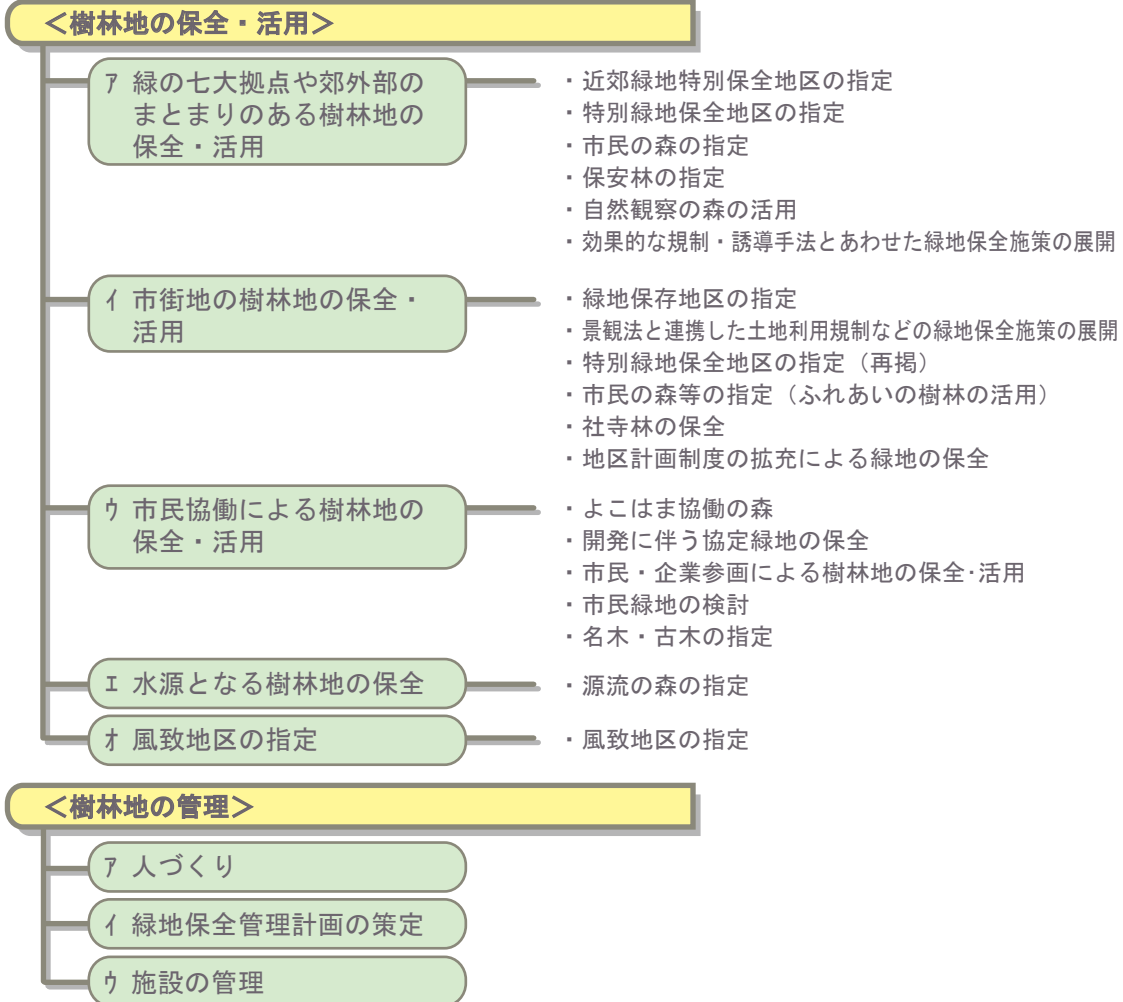
- (ア) 緑の七大拠点や郊外部のまとまりのある樹林地、河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点を、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、市民の森、源流の森、公園などとして保全・活用を進めます。
- (イ) 市街化調整区域の樹林地を、効果的な規制・誘導手法とあわせた緑地保全施策などにより、保全を進めます。
- (ウ) 市街地をのぞむ七つの丘や海をのぞむ丘などの、市街地の斜面緑地などは、景観法と連携した土地利用規制や緑地保存地区の制度拡充・指定拡大、よこはま協働の森基金の活用などにより、保全を進めます。
- (エ) 市街地の市民が利用できる樹林地は、市民の森、公園などとして保全・活用を進めます。
- (オ) 樹林地での開発計画に際しては、条例や基準等に基づき、緑地の保存等に関する協定を締結し、開発区域内の緑地保全を進めます。
- (カ) 地区計画の制度拡充により緑地の保全を進めます。
- (キ) 市民や事業者の環境保全活動や社会貢献活動などによる樹林地の保全・活用制度の創設の検討を進めます。
- (ク) 市民利用が可能な樹林地は、ハイキングや野外レクリエーションの場として利用するとともに、自然観察や環境学習、育成管理を行うボランティア活動の場として活用を進めます。
- (ケ) 樹林地の所有者が持続的に樹林地を保有できるよう、都市緑地法に基づく新たな制度などにより樹林地の所有者を支援していくとともに、維持管理の負担を軽減するしくみづくりを進めます。
- (コ) 民有樹林地の現況調査(平成15年度「緑地資源の総点検にかかる調査」)で規模や景観などが高評価な貴重な樹林地を、優先的に保全します。

#### イ 管理方針

- (ア) 市民に公開する樹林地は、安全で快適に利用できるよう施設の管理を行うとともに、隣接居住者の安全に配慮した管理を行います。また樹林地所有者や市民による愛護会を設け、草刈りや清掃などの管理を行います。
- (イ) 市民ボランティアによる樹林地の育成を行います。
- (ウ) ゴミの投棄や動植物の採取などが行われないように、市民のマナーの向上を図ります。
- (エ) 生物多様性に配慮した樹林地の管理を行います。



施策の体系



② 施策の内容(施策体系の個別項目の解説)

< 樹林地の保全・活用 >

ア 緑の七大拠点や郊外部のまとまりのある樹林地の保全・活用	
施策(制度名)	内容(指定方針)
☆ 近郊緑地特別保全地区	円海山北鎌倉近郊緑地保全区域のうち円海山近郊緑地特別保全地区を指定拡大します。瀬上、永取沢市民の森を中心とした既指定の100haに加え、指定区域を拡大します。また、こどもの国周辺、三保・新治の一部で指定に向けた検討を行います。
☆ 特別緑地保全地区	風致、景観が優れ、地域の生活環境を保全する樹林地や文化財などと一体となった緑地を指定します。
☆ 市民の森	概ね2ha以上の樹林地を中心として、散策や自然観察などの利用が可能なものを指定します。
保安林	水源の涵養、土砂の流出及び崩壊の防備、公衆の保健などの機能を高度に発揮し、暮らしを守るための重要な役割を果たしている森林を、国又は県が指定します。
自然観察の森	人と生きものがふれあいながら、自然の仕組みを学べる拠点として活用します。
★ 効果的な規制・誘導手法とあわせた緑地保全施策の展開	市街化調整区域などの拠点となる貴重な緑を保全するため、土地利用規制と併せた緑地保全施策を検討します。
イ 市街地の樹林地の保全・活用	
施策(制度名)	内容(指定方針)
☆ 緑地保存地区	市街化区域内の良好な都市環境を保全するため、0.05ha以上の樹林地を指定します。
★ 景観法と連携した土地利用規制などの緑地保全施策の展開	市街化区域の斜面緑地の保全を進めるため、景観法と連携した土地利用規制などによる緑地保全施策を検討します。
☆ 特別緑地保全地区	[再掲]
☆ 市民の森等 (ふれあいの樹林地の活用)	概ね2ha以上の樹林地を中心として、散策や自然観察などの利用が可能なものを市民の森に指定します。また地域のふれあいの場となる樹林地等を活用します。
社寺林	境内地に残る樹林地の保全施策を検討します。
地区計画制度の拡充による緑地の保全	良好な居住環境を確保するために必要な樹林地等を地区計画に位置づけることができるよう、条例を改正します。
ウ 市民協働による樹林地の保全・活用	
施策(制度名)	内容(指定方針)
☆ よこはま協働の森	概ね0.1haから0.5haの樹林地について、「よこはま協働の森基金」と地域住民が集めた資金とをあわせて、樹林地を取得します。
開発に伴う協定緑地	開発地に残る樹林地を協定の締結により保全します。
市民・企業参画による樹林地の保全・活用	市民や企業の参画による新たな森づくりの仕組みを検討します。
市民緑地	都市緑地法に基づく市民緑地制度の検討を行います。
名木・古木	古くから町の象徴として親しまれている古木や故事来歴のある樹木の保存を進めます。
エ 水源となる樹林地の保全	
施策(制度名)	内容(指定方針)
☆ 源流の森	樹林地のもつ保水、治水機能の保全と河川の水量を確保するために、概ね0.5ha以上の源流域の樹林地を指定します。
オ 風致地区の指定	
施策(制度名)	内容(指定方針)
風致地区	樹林地、丘陵地、水辺地などの良好な景観を保持している区域や文化財、社寺のある区域の風致を維持するため指定します。

< 樹林地の管理 >

ア 人づくり	
☆ 市民による樹林地の管理を推進するため、森づくりボランティア団体や市民の森愛護会等の活動を支援します。また適正な緑地の保全管理に向けて、森の手入れや安全管理に関する里山スキルアップ研修の開催、アドバイザーの派遣などを行います。	
イ 緑地保全管理計画の策定	
☆ 森の将来像を定め、計画的な保全管理を努められるよう愛護会や森づくりボランティア団体と協働で、緑地保全管理計画を策定します。	
ウ 施設の管理	
市民が安心して自然に親しむために、また、日常管理作業に携わる愛護会や森づくりボランティア団体が安全に作業ができるように、園路等の施設の維持管理や樹林地の適正な管理を計画的に進めます。また、防犯や防災上の観点からも、道路や住居に隣接する外周の草刈りや間伐、枝払いを実施します。	

★は新規施策、☆は拡充施策



## 樹林地をまもる取組

横浜市は、樹林地をまもりたいと願う土地所有者の皆さまへの支援を行なっています。

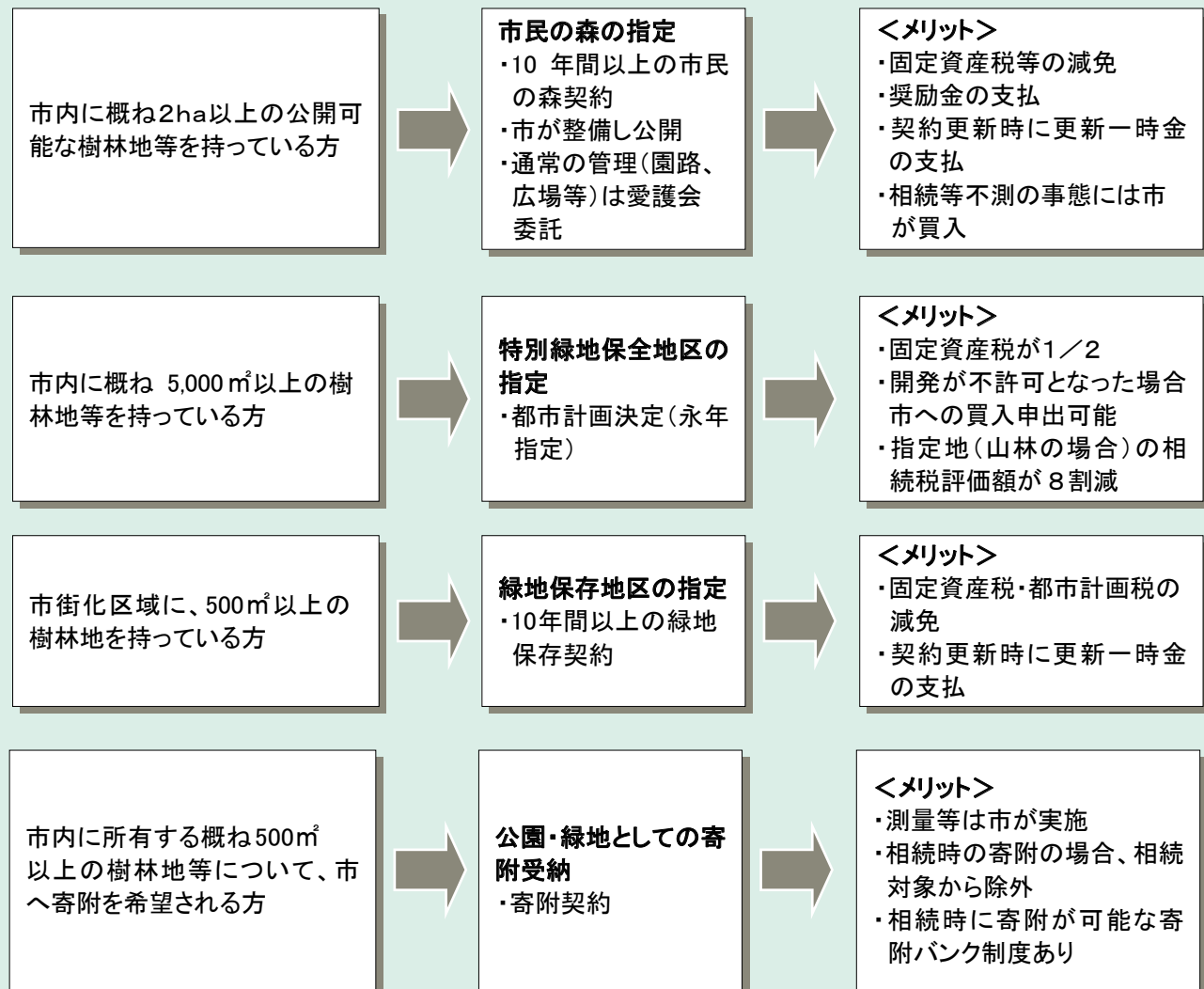
樹林地を所有している土地所有者の皆さまは、大都市横浜の中で、継続して保有することが難しくなっています。「保有するのに管理費や税金がかかる」、「相続時には多額の税金が予想されて困っている」、「管理ができなくなった」など、保有する悩みが多く聞かれます。

そこで、横浜市では樹林地をまもりたいと願う土地所有者に対し、様々な制度で支援をしています。樹林地の位置する場所や、市民利用の可否、面積などにより様々な施策があり、指定することにより様々な支援が受けられますので、環境創造局用地調整課にお気軽にご相談ください。

南本宿市民の森



### 【主な緑地保全制度】



※ 緑地保存地区については、議会の議決後、平成19年度より運用予定です

### ③ 緑地の保全に関する事項

#### ア 円海山近郊緑地特別保全地区（首都圏近郊緑地保全法第4条第2項に関する近郊緑地保全計画の内容）

##### （ア）指定の方針

緑の七大拠点のひとつである円海山周辺地区は、良好な自然環境を保全するため、昭和44年に首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域(755ha)に指定されています。そのうち、特に枢要な地区を近郊緑地特別緑地保全地区(100ha)として指定していますが、指定地区に連なる良好な自然環境を有する地区について、指定拡大を進めます。

##### （イ）保全の方針

市内に残る優良な大規模な樹林地であり、河川の源流域として複数の川が入り組んでおり、多様な動植物が生息する優れた自然環境を有しています。この環境を保全・活用し、市民の憩いやレクリエーション、自然観察や環境学習の場として利用を進めるとともに、樹林地の育成管理を行なうボランティア活動の場として保全していきます。

##### （ウ）施設の整備（主に市民利用が可能な地区）

- a 市民の森、観察の森などとして公開するために必要な園路や広場、休憩施設、案内板などのレクリエーション施設を整備します。
- b 自然環境教育や環境学習を進めるための自然観察施設を整備します。
- c 樹林地の育成・管理を進めるための施設を整備します。
- d 多様な動植物が生育できる自然環境を保全する施設を整備します。
- e 景観や環境を保持するための植樹を行ないます。
- f 土砂崩壊防止施設や排水施設など、防災・安全施設を整備します。
- g 防火施設を整備します。

##### （エ）土地の買入れ

土地所有者からの買入申出に基づき、計画的に買入れます。

##### （オ）買入れた土地の管理

- a 市民利用が可能な地区は市民の森、観察の森などとして市民利用を進めます。
- b 多様な動植物の生息環境を確保するために、植生に応じた樹林地等の育成・管理を進めます。
- c ボランティアによる樹林地等の育成・管理を進めます。
- d 住宅地に隣接した樹林地の下草刈りや越境した枝の整枝など、市民生活に著しく影響を及ぼす樹木などの処理を行ないます。
- e 土砂の流出や崩壊、火災など災害の発生を防ぐため、防災・安全対策を進めます。
- f ゴミの不法投棄の防止対策や利用マナーの普及啓発を進めます。

#### イ 特別緑地保全地区（都市緑地法第4条第2頁3号口に関する事項）

##### （ア）指定の方針

緑の七大拠点、市街地をのぞむ七つの丘や斜面地などに位置し、植生や自然環境、



景観などが優れている樹林地や、河川の源流域に位置し多様な動植物の生息地ともなっている樹林地を指定していきます。

#### (イ) 保全の方針

植生や自然環境、景観などに優れ、多様な動植物の生息地ともなっている良好な環境を活用し、ハイキングなどの野外レクリエーションの場として市民利用を進めるとともに、自然観察や環境学習、樹林地の育成・管理を行うボランティア活動の場として活用します。

#### (ウ) 施設の整備(主に市民利用が可能な地区)

- a 市民の森などとして公開するために必要なレクリエーション施設を整備するとともに、自然保護教育や環境学習を進めるための自然観察施設を整備します。
- b 樹林地の育成・管理を進めるための施設や動植物の生息環境など自然環境を保全する施設を整備します。
- c 利用者や隣接地の安全を図るために、土砂崩壊防止施設や排水施設、防火施設を整備します。

#### (I) 土地の買入れ

土地所有者からの買入申出に基づき、計画的に買入れます。

#### (オ) 買入れた土地の管理

- a 市民利用が可能な地区は、市民の森などとして活用を進めます。
- b 多様な動植物の生息環境を保全するとともに、植生に応じた樹林地等の育成・管理を進めます。
- c ボランティアによる樹林地等の育成・管理を進めます。
- d 住宅地に隣接する樹林地の下草刈りや越境した枝の整枝など、市民生活に著しく影響を及ぼす樹木などの処理を行います。
- e 土砂の流出や崩壊、火災など災害の発生を防ぐため、防災・安全対策を進めます。
- f ゴミの不法投棄の防止対策や利用マナーの普及啓発を進めます。

### ④ 風致地区に関する事項

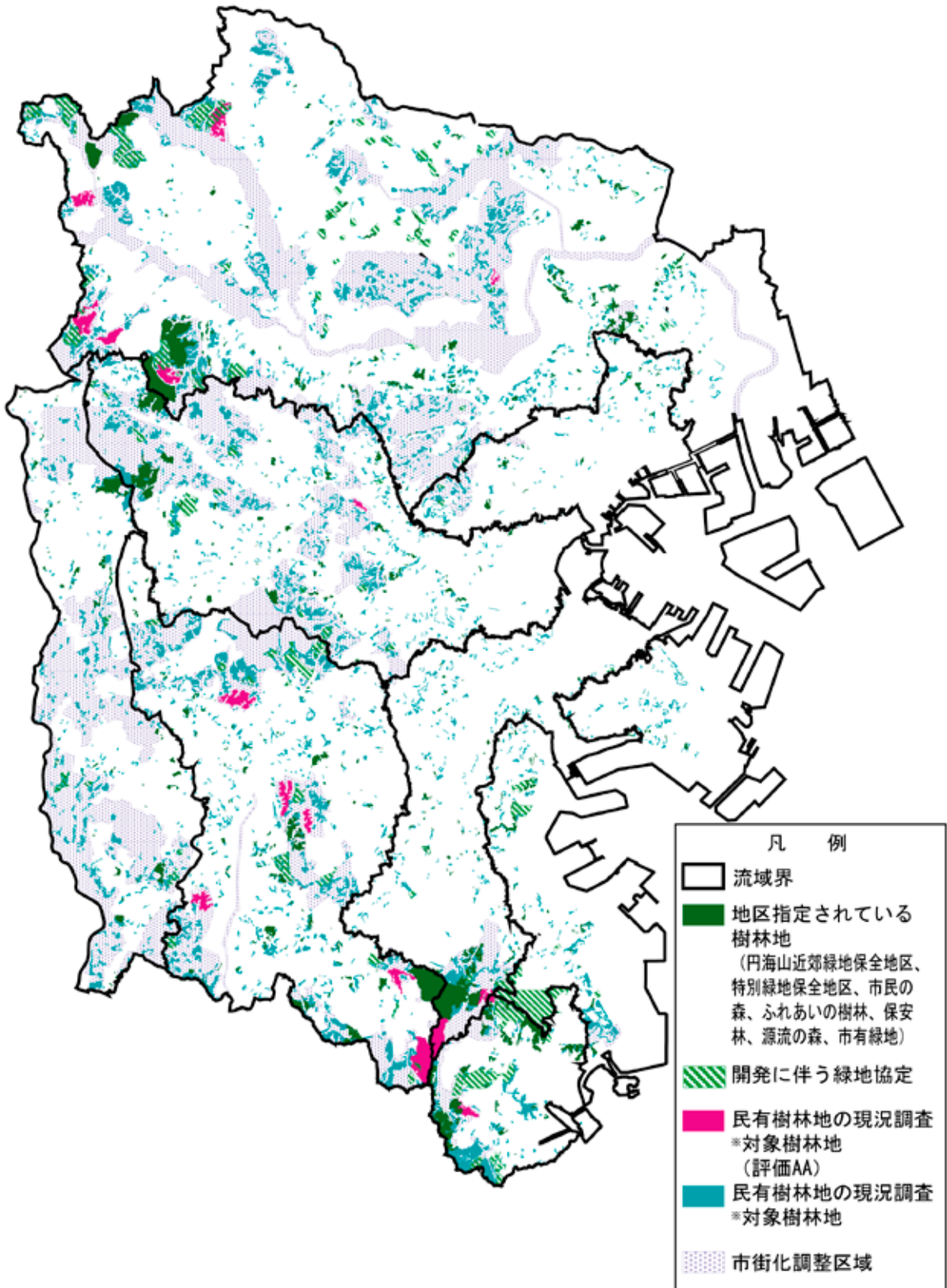
#### (ア) 指定の方針

緑豊かな生活環境が形成されることをめざし、都市の風致を維持するため、良好な自然景観、歴史的景観を保持している地域や、文化財、社寺等のある区域、良好な住環境を維持している地域などを、都市計画法に基づいて指定します。

#### (イ) 保全の方針

- a 良好な樹林地は特別緑地保全地区などにより保全します。
- b 横浜市風致地区条例により適正な建築行為や宅地造成などを誘導します。
- c 山手地区では景観風致保全要綱により建築行為などについて指導を行い、異国情緒が色濃く残された良好な景観を維持し、横浜らしい眺望を確保します。
- d 風致地区内で開発された住宅地などでは、まちづくり協定、地区計画、建築協定なども活用して良好な環境づくりを進めるとともに、緑地協定により緑の確保を図ります。

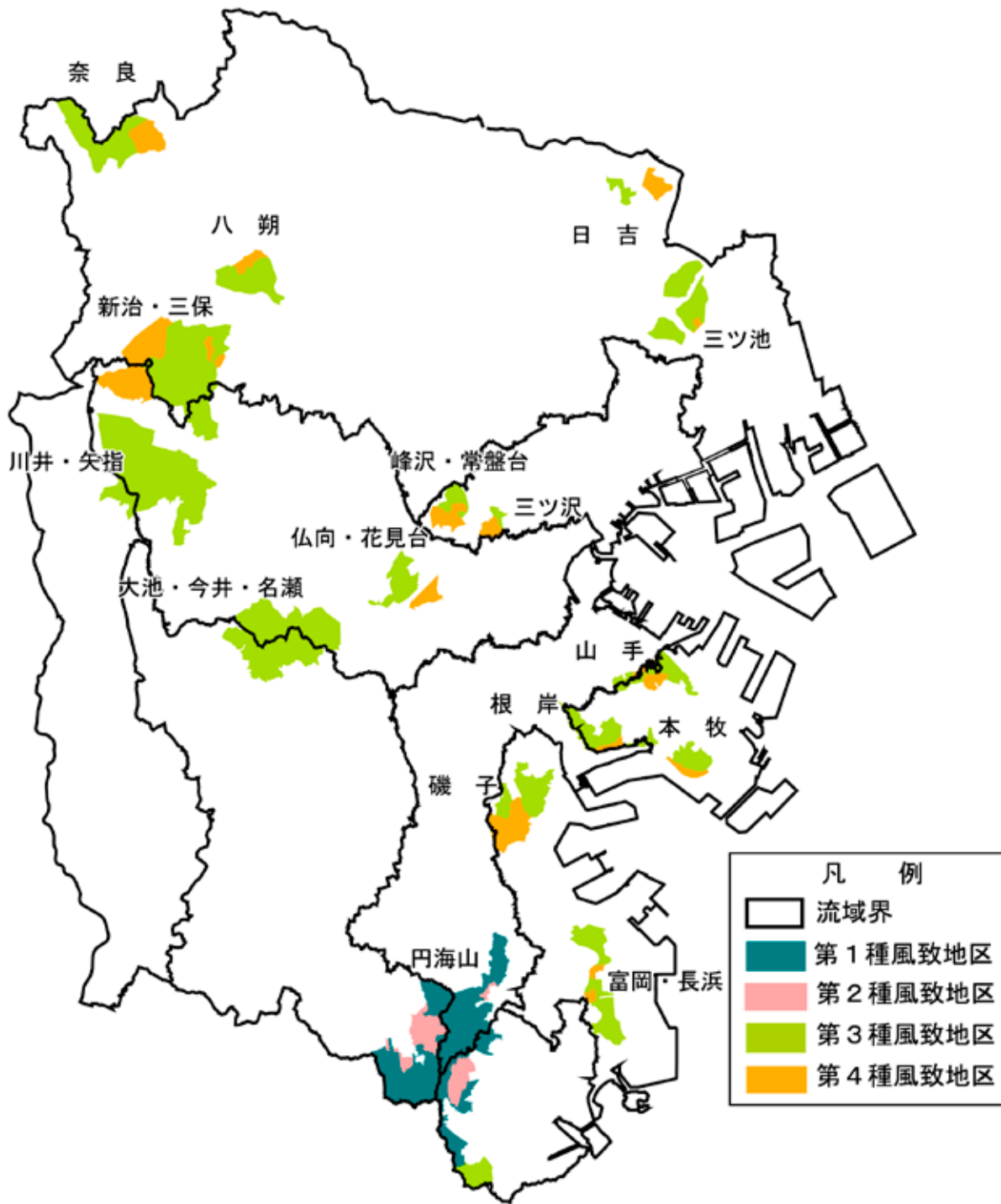
■図 樹林地現況



※ 平成 15 年度「緑地資源の総点検にかかる調査」



■図 風致地区現況



種 別	区 域
第1種風致地区	円海山風致地区の一部
第2種風致地区	円海山風致地区の一部
第3種風致地区	山手風致地区の一部、本牧風致地区の一部、根岸風致地区の一部、磯子風致地区の一部、峰沢・常盤台風致地区の一部、三ツ沢風致地区の一部、三ツ池風致地区、日吉風致地区の一部、富岡・長浜風致地区の一部、円海山風致地区の一部、大池・今井・名瀬風致地区、仏向・花見台風致地区の一部、川井・矢指風致地区、新治・三保風致地区の一部、八朔風致地区の一部、奈良風致地区の一部
第4種風致地区	山手風致地区の一部、本牧風致地区の一部、根岸風致地区の一部、磯子風致地区の一部、峰沢・常盤台風致地区の一部、三ツ沢風致地区の一部、日吉風致地区の一部、富岡・長浜風致地区の一部、仏向・花見台風致地区の一部、新治・三保風致地区の一部、八朔風致地区の一部、奈良風致地区の一部

## (2) 農地の保全・活用

～ 市民生活に身近な農環境を保全するとともに、市民利用型農園の設置を促進します～

### ① 施策の考え方

#### ア 保全・活用方針

- (ア) 都市農業の拠点として市街化調整区域の優良な農地を農用地区域、農業専用地区等として指定します。
- (イ) 市街化区域の農地は、貴重なオープンスペースや災害時の避難場所、また将来の公共施設予定地等としての生産緑地地区の指定や、市民農園等としての活用を進めます。
- (ウ) 地域の特産物の生産や市民の憩いと農体験の拠点として恵みの里や横浜ふるさと村の整備を進めます。
- (エ) 市民が気軽に農業を体験でき楽しめる場として、機能を拡充した農園や児童生徒の環境学習の場としての農園など多様な市民利用型農園の設置をすすめます。
- (オ) 有機質資源のリサイクルなどによる環境保全型農業を推進し、市内産農畜産物の流通や生産振興の支援やPRを行うとともに、将来の農業を支える人づくりなど営農環境の充実を図ります。
- (カ) 遊休農地については、農地の流動化を進めるとともに、市民利用型農園などによる有効利用を促進します。
- (キ) 現行の土地税制に対応した、農地を持ち続けるための新たな保全策を検討します。



施策の体系

<持続可能な都市農業の構築>

ア 市民と農との地産地消の推進

- ・市内産農畜産物を身近で購入できるしくみづくり
- ・地産地消の普及啓発の推進

イ 市内産農畜産物の生産振興

- ・横浜ブランド農産物の生産振興
- ・環境保全型農業の推進

ウ 担い手の育成や農業への新規参入等の推進

- ・認定農業者・女性農業者の支援
- ・横浜チャレンジファーマーの支援
- ・都市農地の再生と活用
- ・法人など多様な担い手の新規参入の支援
- ・団塊世代の農家子弟の帰農支援

<魅力ある農的環境の創出>

ア 魅力ある農的環境の創出

- ・農のある地域づくり協定の推進
- ・横浜ふるさと村の設置、恵みの里の整備
- ・農業の魅力に触れる活動の支援

イ 農地保全の推進

- ・農業専用地区等の指定と農業生産基盤の整備
- ・生産緑地地区の指定
- ・防災協力農地の確保
- ・新たな保全策の検討

<市民と農との多様な連携>

ア 市民と農との地産地消の推進（再掲）

- ・市内産農畜産物を身近で購入できるしくみづくり（再掲）
- ・地産地消の普及啓発の推進（再掲）

イ 環境行動と連携した農体験の場の拡充

- ・多様な機能を備えた農園の開設
- ・市民活動団体による農園開設運営の促進
- ・環境学習農園の設置

② 施策の内容(施策体系の個別項目の解説)

< 持続可能な都市農業の構築 >

ア 市民と農との地産地消の推進	
施策	内容
☆ 市内産農畜産物を身近で購入できるしくみづくり	直売ネットワークを構築・拡充するとともに、ファーマーズマーケットの設置を誘導します。
☆ 地産地消の普及啓発の推進	地産地消に取り組む人材を育成し、市内産農畜産物の消費拡大を図る普及啓発を行い、市民・事業者による地産地消活動の推進と、市内産農畜産物を全小学校の学校給食へ供給します。
イ 市内産農畜産物の生産振興	
施策	内容
☆ 横浜ブランド農産物の生産振興	生産施設の整備支援や、省力化機械の導入支援などによる横浜ブランド農産物の生産振興を推進します。
☆ 環境保全型農業の推進	栽培技術指導、土壌等の分析・診断、特別栽培農産物の認証と生産支援、栽培管理記帳の普及拡大を図ります。
ウ 担い手の育成や農業への新規参入等の推進	
施策	内容
認定農業者・女性農業者の支援	意欲のある農業経営者を「認定農業者」として経営改善を支援します。また、農業経営や地域活動に積極的に関わっている女性農業者を「よこはま・ゆめ・ファーマー」として認定し支援します。
横浜チャレンジファーマーの支援	農業以外から農業を職業として希望する市民の就農を支援します。
★ 都市農地の再生と活用	遊休農地の実態把握と、有効活用策を検討します。
★ 法人など多様な担い手の新規参入の支援	多様な主体による農業への新規参入ができる条件整備を行い、法人などの新規参入等の推進により都市農業を推進します。
★ 団塊世代の農家子弟の帰農支援	農家子弟による退職前後の帰農を支援し、農作業受委託活動を誘導するなど地域農業の維持活性化を図ります。

< 魅力ある農的環境の創出 >

ア 魅力ある農的環境の創出	
施策	内容
☆ 農のある地域づくり協定の推進	市街化調整区域の農業地域の環境や景観を、農家と地域住民との協働により保全・活用する『農のある地域づくり協定事業』を推進します。
横浜ふるさと村の設置、恵みの里の整備	『横浜ふるさと村』を設置し、農村風景や自然環境・農村文化などに親しめる場として運営します。また、農の魅力を提供し、地域農業の振興を図る『恵みの里』を指定し整備します。
★ 農業の魅力に触れる活動の支援	農村景観・環境など地域の農業の魅力に触れる『アグリ・ツアー』の開催を支援し、市民と農業者の協働による環境活動を育成し、農的環境を維持・創出します。
イ 農地保全の推進	
施策	内容
☆ 農業専用地区等の指定と農業生産基盤の整備	農業振興地域内のまとまりのある優良な農地を中心に『農業専用地区』等として指定し、農地や農業用施設の総合的な整備や農地保全を推進します。
生産緑地地区の指定	市街化区域内の一団の農地で、都市環境の保全に相当の効用があり、将来の公園など公共施設等の敷地として適しているものなどを『生産緑地地区』として指定します。
防災協力農地の確保	大災害時の避難場所や復興時の仮設住宅用地等として、土地所有者の申出により登録します。
★ 新たな保全策の検討	現行の土地税制に対応した、農地を持ち続けるための新たな保全策を検討します。

< 市民と農との多様な連携 >

ア 市民と農との地産地消の推進(再掲)	
☆ 市内産農畜産物を身近で購入できるしくみづくり	[再掲]
☆ 地産地消の普及啓発の推進	[再掲]
イ 環境行動と連携した農体験の場の拡充	
施策	内容
☆ 多様な機能を備えた農園の開設	利用者が一日来園して楽しめる多様な機能を備えた農園の設置と、「特区農園」や「栽培収穫体験ファーム」など、多様な市民利用型農園を開設します。
★ 市民活動団体による農園開設運営の促進	市民農園で耕作したい市民による活動団体を支援・仲介し、市民活動による農園開設運営を促進します。
★ 環境学習農園の設置	児童・生徒から学生までを対象として、農家開設の体験学習農園での環境教育を推進するため、農園の設置・運営を支援します。

★は新規施策、☆は拡充施策





### (3) 公園の整備・管理運営・経営

～身近な公園やスポーツ需要に対応した公園の計画的な確保と、公園の特色を活かす管理運営を推進します～

#### ① 施策の考え方

##### ア 配置方針

- (ア) 緑の七大拠点に、特別緑地保全地区などと一体となった広域公園、都市林などを配置します。拠点ごとに、動物・植物・農・遊びなどのテーマを持つ横浜のシンボルとなる公園を配置します。
- (イ) 市街地をのぞむ丘に、防災性にも配慮した草花・花木が鑑賞できる広場やレクリエーション施設などを備えた公園を配置します。
- (ウ) 市民のスポーツやレクリエーションニーズに応えるため、運動公園、総合公園などを配置します。
- (エ) 区民まつりなどのイベントができる公園を配置します。また市民の日常的なレクリエーションの場を確保し、快適な住環境を実現するために、身近な公園を配置します。
- (オ) 歴史性をいかした公園や風致公園、農体験の拠点となる公園を配置します。
- (カ) 公園の配置にあたっては、市民利用施設や学校、福祉施設との併設を進め利用を増進します。また、広域避難場所、一時避難場所、避難路、緩衝帯、救援物資供給拠点などの機能をあわせ持つよう配慮し、地域の防災性の向上を図ります。
- (キ) 河川沿いの散策やサイクリングなどの拠点、親水拠点として活用するため、水や緑が交差連結する結節点に公園を配置します。
- (ク) 都市公園法の新たな制度（立体都市公園・借地公園）を活用した公園の整備を進めます。
- (ケ) 他の公共用地、福祉施設、既存施設との複合利用による整備を進めます。

##### イ 管理方針

管理主体の創意工夫や、公園の特色などに配慮した多様性のある管理運営への転換を目指します。

また、市民の積極的な参加を図るために、愛護会などの支援を拡充するとともに、柔軟な運営が図られるよう制度の見直しを進めます。



施策の体系

<公園の整備>

- ア 身近な公園の整備（街区公園、近隣公園の整備）
- イ スポーツのできる公園の整備
- ウ 大規模な公園の整備
- エ 都心部の公園の魅力アップ
- オ 特色ある公園の整備
- カ 土地の立体利用、借地による公園整備
- キ 返還施設跡地の公園化検討
- ク 特定施設との一体整備公園
- ケ 開発行為などによる公園の整備

<公園の管理運営>

- ア 安全に安心して利用できる公園管理
- イ 公園の特性に応じた管理運営
- ウ 環境にやさしい公園管理
- エ 効率的な公園管理
- オ 市民協働による管理運営

<公園の経営>

- ア 公園利用の活性化
- イ パークマネジメント
- ウ 新たな管理手法の創出と活用

② 施策の内容（施策体系の個別項目の解説）

< 公園の整備 >

ア 身近な公園の整備	☆ 利用圏を考慮して、身近な公園の計画的な整備を推進します。（概ね小学校区に近隣公園1箇所、街区公園2箇所を配置します）
イ スポーツのできる公園の整備	☆ 市民のスポーツ需要に応えるため、身近な公園におけるスポーツ施設の充実や、公式大会に対応できるスポーツ施設を有する公園の整備を推進します。
ウ 大規模な公園の整備	多様なレクリエーション活動を楽しめる自然を活かした大規模な公園の整備を推進します。
エ 都心部の公園の魅力アップ	都心部の公園の新設整備や再整備等により、魅力の向上を図ります。
オ 特色ある公園の整備	風致公園や歴史を活かした公園、自然体験・農体験の拠点となる公園等の整備を推進します。
カ 土地の立体利用、借地による公園の整備	★ 土地の有効活用と都市公園の整備を効率的に進めるため、都市公園法にもとづく立体都市公園・借地公園の制度を活用し整備を推進します。
キ 返還施設跡地の公園化検討	★ 市内のまとまったオープンスペースである返還施設跡地を良好な緑地として活用する方策を検討します。
ク 特定施設との一体整備公園	★ 墓地や福祉施設など、市街化調整区域内の緑地減少の原因となっているものを対象に、一体的かつ計画的に誘導を図る公園を整備します。
ケ 開発行為などによる公園の整備	住宅地造成や土地区画整理などの面的基盤整備事業に伴い、開発規模に応じた公園を整備します。

< 公園の管理運営 >

ア 安全に安心して利用できる公園管理	地域に身近な公園として、子どもから高齢者まで、誰もが安全で快適に利用するための維持管理を実施します。
イ 公園の特性に応じた管理運営	都心部の観光公園や市内に点在する大規模な公園、特殊公園などについて、公園の特性に応じた個性ある維持管理と運営を実施します。
ウ 環境にやさしい公園管理	雨水の浸透や落ち葉、剪定枝の堆肥化など、リサイクルシステムを活用した環境にやさしい公園管理を実施します。
エ 効率的な公園管理	公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る「指定管理者制度」の導入を推進します。
オ 市民協働による管理運営	身近な公園や公園の多目的広場などの管理運営は、日常利用する地域で結成された公園愛護会や管理運営委員会により、主体的かつ自発的に行われています。活動を促すきっかけづくりなどのコーディネーターや支援を実施します。

< 公園の経営 >

ア 公園利用の活性化	★ 指定管理者の積極的な自主事業の実施と、柔軟な管理運営を図ります。地域住民による自主的な管理運営や公園の積極的な活用が図られるよう、行為許可等の利用基準を見直し、手続を簡素化します。
イ パークマネジメント	★ 公園利用者の満足度を高め、市民生活の豊かさに資するため、多角的な視点による事業を実施するとともに、結果を評価して継続的に改善を行っていきます。
ウ 新たな管理手法の創出と活用	★ 多様なニーズに柔軟に対応するとともに、公園の潜在的な魅力を発掘、活用するため、公園の持つ資源や特性にあった管理方法を検討・創出し、公園の整備や管理に活用します。

★は新規施策、☆は拡充施策



③ 公園種別ごとの整備方針

種 別	整 備 方 針
住区基幹公園 (身近な公園)	市民のニーズや地域の特性に配慮しながら、身近な街区、近隣、地区公園などを配置します。
街区公園	誘致距離250mの範囲内（ゆっくり歩いて行ける範囲）にボール遊びなどができる広場や遊具などを備えた面積0.1ha以上で0.25haを標準とする公園を配置します。
街角公園	遊具や植栽などを備えた面積0.1ha未満の公園を0.1ha以上の街区公園と区別し開発提供などにより配置します。
近隣公園	誘致距離500mの範囲内に少年サッカーや少年野球が楽しめる広場や野原などを備えた面積2haを標準とする公園を配置します。
地区公園	誘致距離1kmの範囲内に身近な住民のスポーツ・イベント利用や、自然、歴史などの地域特性に即した面積4haを標準とする公園を配置します。
都市基幹公園	市民のスポーツやレクリエーションニーズに応える運動公園や総合公園を配置します。
運動公園	競技が可能な運動施設を備えた面積15ha～75haを標準とする公園を配置します。
総合公園	休養や散策など多様な施設を備えた面積10ha～30haを標準とする公園を配置します。
広域公園	多様なレクリエーション活動を楽しめる自然的環境を活かした面積30ha以上を標準とする大規模公園を配置します。
特殊公園	歴史性を活かした公園や風致公園、市民の農体験に資する公園を配置します。
歴史公園	史跡や歴史的建造物を保存活用した公園を配置します。
風致公園	良好な風致や特徴的な景観を有する公園を配置します。
農業公園	恵みの里などの拠点に配置します。
緩衝緑地	工業地域との緩衝や防災のための緑地を配置します。
都市林	動植物の生息地となるまとまった樹林地の保全のために配置し、必要に応じて自然観察、散策などの施設を整備します。
広場公園	にぎわいの創出や市民の休息、鑑賞に資するために、市街地の駅周辺に配置します。
都市緑地	都市における良好な自然環境や景観の保全を目的に設置します。
緑道	市街地における良好な居住環境を確保し、災害時の避難路ともなる歩行者路を設置します。

## 公園への指定管理者制度導入の取組

市や県などの地方公共団体が公の施設の管理を外部に委託する場合、これまで公共性確保の観点から、相手先は公共的団体等に限定されていました(管理委託制度)。しかし、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するためには、民間の事業者の能力やノウハウを活用することが有効と考えられ、平成15年6月の地方自治法改正により、管理委託制度に替わり指定管理者制度が創設されました。これにより、公の施設の管理は民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることが可能となりました。

本市の公園についても、野球場・庭球場などの有料施設がある公園や公園プール、弓道場、山手西洋館などに指定管理者制度を導入することとしました。平成16年7月には、岡野公園など3か所を指定管理者による管理に切り替え、その後、管理委託により管理していた公園及び直営管理から転換を行う公園並びに新設の公園について順次指定管理者による管理に移行しています。

また、地元の管理運営委員会が管理委託により管理していた文化体験施設(古民家等)・自然体験施設についても同制度を導入し、平成18年4月から各管理運営委員会が指定管理者に移行し、管理を行っています。

指定管理者制度を導入することによって、その公園、施設の特性や現況に応じた管理計画が作成され、指定管理者がそれぞれ効率的で創意工夫に富んだ取組を行うことにより、管理経費の削減や利用者サービスの向上が図られるなどの効果が現れています。

一方、導入後は、指定管理者の業務が適正かつ確実に行われ、提供されるサービスの質が十分に保たれるよう担保する仕組みが重要です。市としては、日常の連絡・調整や定期的な報告書、現地調査などにより業務実施状況を確認し、必要な指導を行っています。また、年度ごとに事業評価を実施し、その結果を公表しています。

今後も、指定管理者の業務の適正な履行を確保するとともに、指定管理者の意欲を高め、管理能力の向上にもつながるように、業務の点検・指導、事業評価などの仕組みを充実させ、より利用しやすく、魅力ある公園づくりに努めていきます。

新横浜公園(日産スタジアムほか)

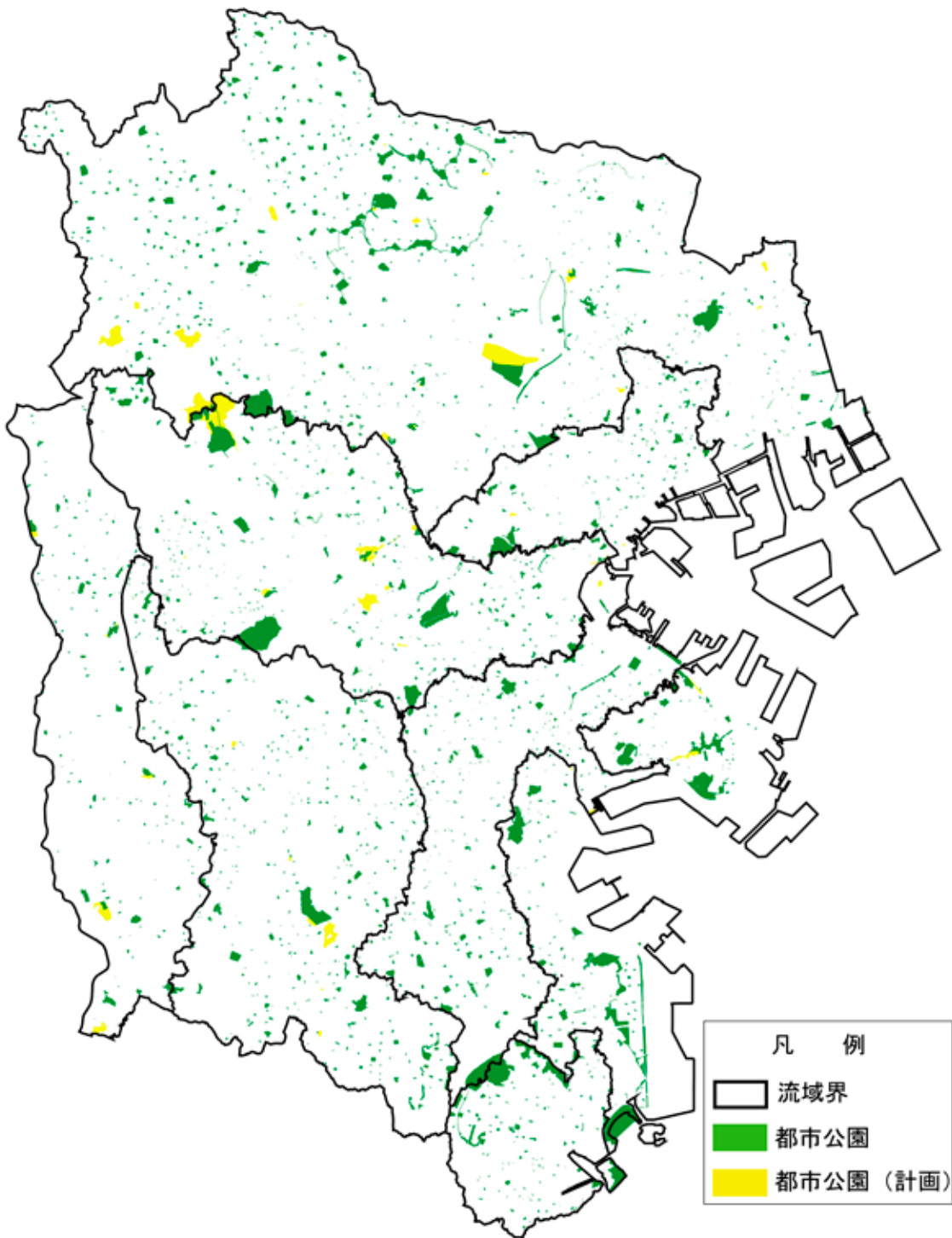


神の木公園(七夕まつり)

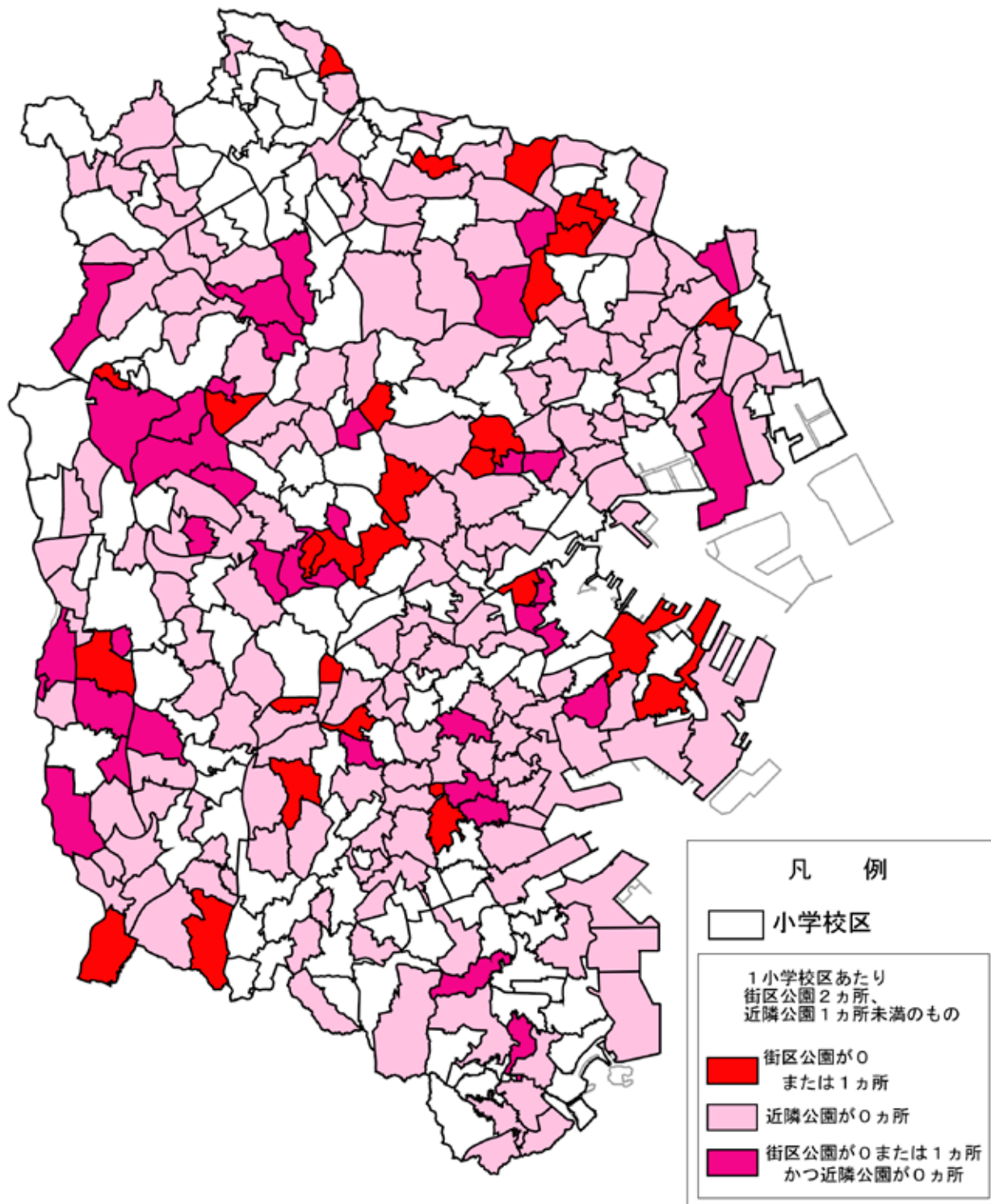




■図 都市公園の配置状況



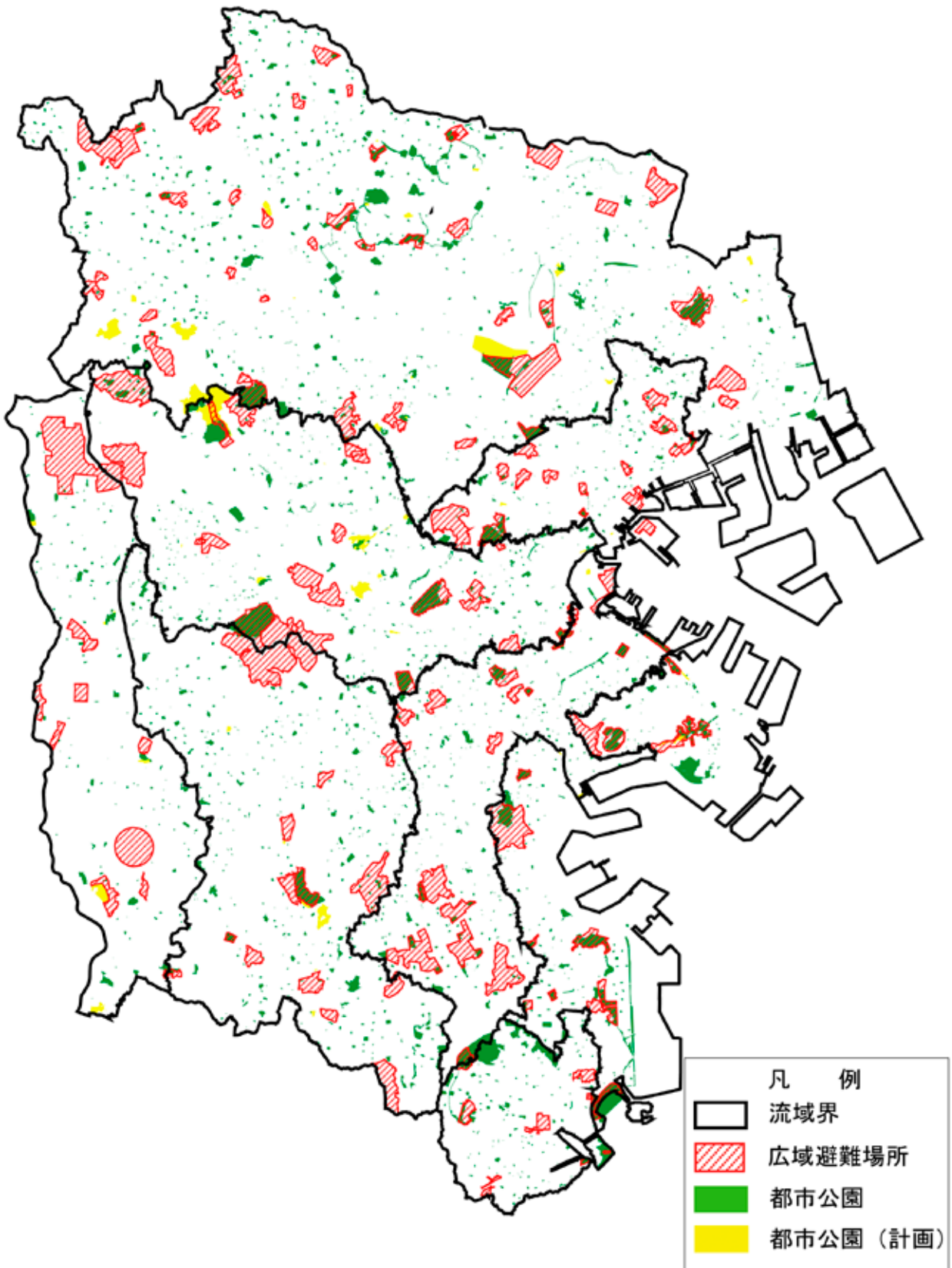
■図 身近な公園（街区公園・近隣公園）の整備推進図



※但し、地区、運動、総合公園等の配置は考慮していません



■図 広域避難場所と公園



## (4) 緑化の推進

～ 緑豊かなまちづくりに向けた市民運動の展開と、市街地の緑化を推進する制度を拡充します～

### ① 施策の考え方

都市横浜の魅力を構成し、都市防災やヒートアイランド現象の緩和に効果のある緑を創造し、緑豊かな生活環境の実現を目指して、普及・啓発、助成、顕彰、各種制度等の様々な手法により、市民・事業者と協働しながら、緑化を推進します。

- (ア) 公共建築物については、「緑の環境をつくり育てる条例」の基準以上の緑化に努めるとともに、公園、河川、道路、駅前広場等の公共空間については、地域の特性を活かした緑化を図り、公共施設の緑化を推進します。
- (イ) 民有地緑化の原資となる「よこはま緑の街づくり基金」の造成や、緑化の普及・啓発、助成、顕彰事業を実施するとともに、地域で取り組む緑化活動を支援し、民有地緑化を推進します。
- (ウ) 緑を創造する仕組として、法・条例・その他制度を運用するとともに、市域全域を「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」（緑化重点地区）に指定し、緑化地域や地区計画における緑化などの新しい制度を導入し、緑化を推進します。
- (エ) 屋上や壁面緑化等の特殊緑化技術や、ヒートアイランド現象の緩和効果、また、緑あるライフスタイル及び企業活動、緑化制度等に関する調査・研究を進めます。



施策の体系

<公共施設の緑化推進>

ア 公共建築物の緑化

イ 公共空間の緑化

- ・公園の緑化
- ・河川・水路の緑化
- ・道路の緑化
- ・駅前広場の緑化
- ・花やぐ横浜事業
- ・開港150周年の森
- ・海の森づくり事業

<民有地の緑化推進>

ア よこはま緑の街づくり  
基金

イ 普及・啓発事業

ウ 助成事業

エ 顕彰事業

オ 地域の緑化推進

- ・基金PRと募金活動
- ・150万本植樹行動
- ・緑化イベントの開催
- ・市の花・市民の木、区の花・区の木
- ・人生記念樹
- ・緑の相談所の運営
- ・緑の街づくりリーダーの育成
- ・横浜市こども植物園
- ・花と緑のみどころ事業
- ・建築物緑化認定証の交付
- ・地域緑化推進事業
- ・京浜の森づくり事業
- ・団体育成事業
- ・花やぐまち事業

<緑化制度の活用>

ア 法による緑化推進

イ 条例による緑化推進

ウ その他制度による緑化  
推進

- ・都市緑地法(緑化地域等)
- ・工場立地法
- ・景観法
- ・緑の環境をつくり育てる条例
- ・横浜市開発事業の調整等に関する条例
- ・横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例
- ・横浜市風致地区条例
- ・市街地環境設計制度

<緑化技術・制度の調査・研究>

ア 調査・研究

## ② 施策の内容（施策体系の個別項目の解説）

### < 公共施設の緑化推進 >

<b>ア 公共建築物の緑化</b> 公共建築物の建築の際に、緑の環境をつくり育てる条例の基準以上の緑化を行うとともに、既存建築物についても、同条例の基準以上の緑化に努め、全ての公共建築物において、緑化認定証の取得を目指します。 また、ヒートアイランド現象の緩和に効果が見込まれる、屋上・壁面緑化などにも取り組みます。	
<b>イ 公共空間の緑化</b> 公園・河川・道路・駅前広場等の公共空間において、地域の特性を活かしながら施設の魅力向上に資する緑化を推進します。	
施策	内容
公園の緑化	緑の拠点として、四季を感じ、地域のシンボルとなり、防災にも資する緑化を進めます。
河川・水路の緑化	河川・水路の水の軸が、水と緑の軸となるよう、河川沿いに緑化を進めます。
道路の緑化	道路の環境改善や、視線誘導のほか、街の美しい景観となる緑の軸を形成し、生物が通る道ともなる街路樹等の緑化を進めます。また、道路の法面は多様な手法により緑化を進めるとともに、周辺の緑との連続性に配慮します。
駅前広場の緑化	来街者を迎え、地域の顔となる緑化を進めます。
花やぐ横浜事業	区役所や駅前周辺を花で飾り、地域の魅力を向上させます。
★開港150周年の森	市民参加により植樹し、開港150周年を記念した森を整備します。
海の森づくり事業	海の公園の水域において、海のゆりかごとも言われるアマモ場の再生を行います。

### < 民有地の緑化推進 >

<b>ア よこはま緑の街づくり基金</b> 民有地の緑化を市民の手により進めるため、市民、企業、団体等からの寄付金を積み立て、その利息により、市民の緑化活動を支援します。	
施策	内容
基金PRと募金活動	緑化に対する関心を高めるため、各種イベントなどにおいて緑化の普及・啓発を図るとともに、基金事業のPRや募金活動を行います。
<b>イ 普及・啓発事業</b> 暮らしの中や街の中に緑を取り入れていく生活スタイルや、市民、企業、団体の環境行動の普及・啓発を行います。	
施策	内容
★150万本植樹行動	平成21年度までの150万本の植樹行動を通して、緑化の普及・啓発を推進します。
緑化イベントの開催	よこはま花と緑のスプリングフェアや、区や地域のイベントでの緑の普及・啓発を推進します。また、全国レベルの緑化等イベント誘致を検討します。
市の花・市民の木、区の花・区の木	市の花バラ・市民の木を、花と緑あふれる横浜を創造するシンボルとするとともに、各区のシンボルとして区の木・区の花の指定を進め、これらを積極的に取り入れた特徴ある緑化を推進します。
人生記念樹	出生、小学校入学、成人、結婚、金婚等の際に記念樹となる樹木の配布を行います。
緑の相談所の運営	花や緑の相談を受ける緑の相談所を運営すると共に、園芸講座などを開催し、普及・啓発を行います。
緑の街づくりリーダーの育成	地域の緑化活動や花や緑の指導ボランティアなど、リーダーとなる人材の育成や支援を行います。
横浜市こども植物園	みどりんぐスクールや園芸講座など緑の普及・啓発や緑をつくり育てるリーダーを育成します。
<b>ウ 助成事業</b> 民有地の緑化を推進するため、屋上・壁面緑化や生垣緑化、記念植樹、緑地協定区域の管理、地域で取り組む緑化、企業が行う京浜の森づくりの協働緑化などに助成を行います。	

★は新規施策、☆は拡充施策



<b>エ 顕彰事業</b> 個人・地域で行った優良な緑化や、基準以上の緑化を行った建物に対して顕彰や認定を行います。	
施策	内容
花と緑のみどころ事業	市民が個人や団体で管理する、無料で公開できる優良な花と緑の見所を広く市民に紹介します。
★建築物緑化認定証の交付	建築物を建築する際に、法や条例等による基準以上の緑化を行った建築物に、緑化認定証の交付を行います。
<b>オ 地域の緑化推進</b> 市民、企業、団体等との協働による地域ぐるみの緑化活動を、地域の特性に合わせて推進し、緑豊かな街づくりを実現します。	
施策	内容
★地域緑化推進事業	市民、企業、団体との協働による地域ぐるみの緑化活動を、地域の特性に合わせて推進し、緑豊かな街づくりを展開します。
京浜の森づくり事業	京浜地区において、公共空間・民有地、それぞれの緑化を、企業、市民、行政の協働によって展開し、未来に引き継ぐ京浜の森づくりを推進します。
団体育成事業	緑の街づくりを進めるための地域の核となって活動している「よこはま緑の推進団体」の活動を支援します。
花やぐまち事業	自治会、企業、学校等にプランターを貸し出し、緑化活動のきっかけづくりを進めます。

< 緑化制度の活用 >

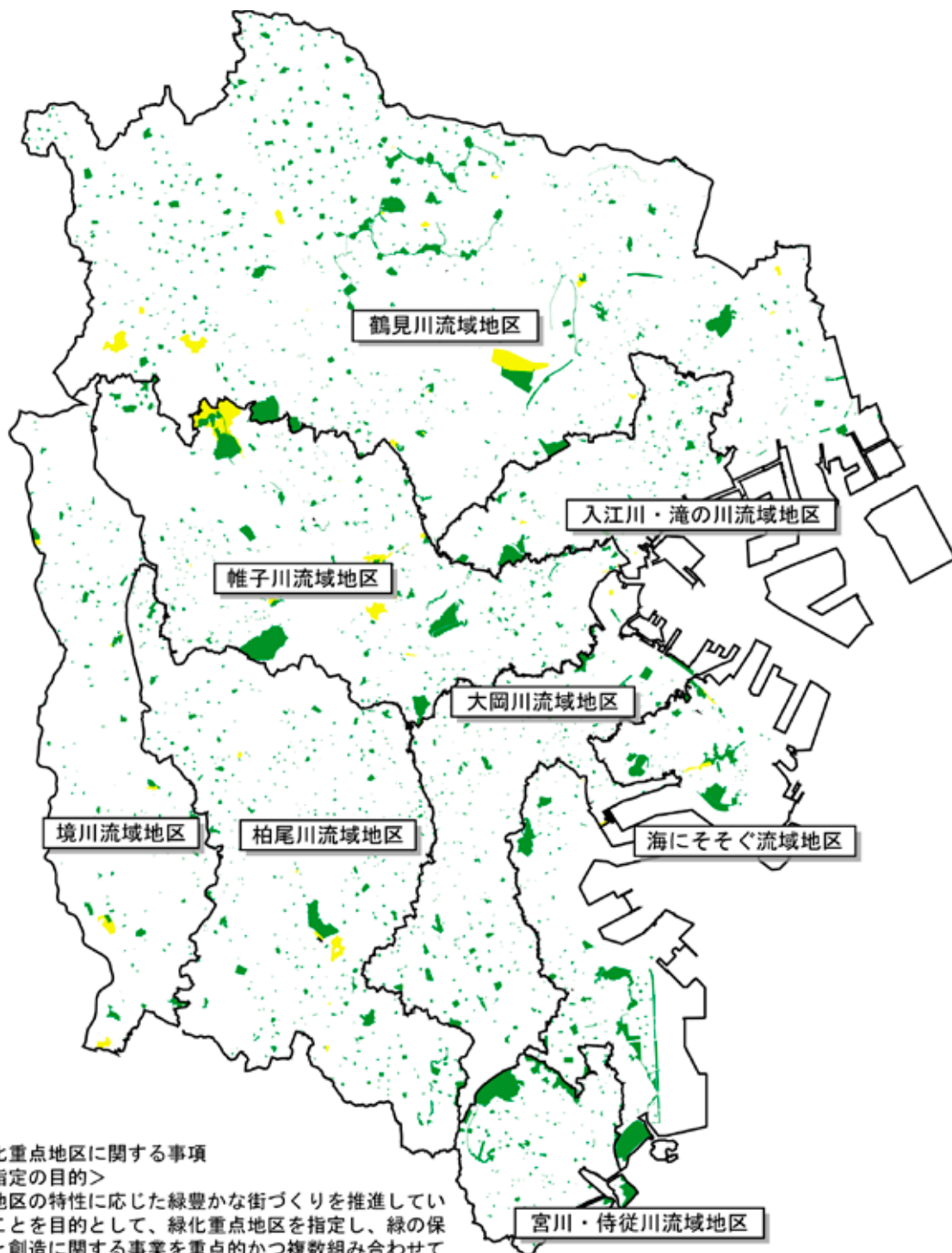
<b>ア 法による緑化推進</b> 法制度を活用し緑化を推進します。	
施策	内容
★都市緑地法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑化重点地区の指定</li> <li>・ 緑化地域の指定</li> <li>・ 緑地協定制度の推進</li> <li>・ 地区計画等の区域内における緑化率規制</li> <li>・ 緑化施設整備計画認定制度の運用</li> </ul>	市域全域を「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」(緑化重点地区)に指定するとともに、特に、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している、市民生活に身近な市街地などにおいて、緑の積極的な創出を図るため、一定敷地規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける「緑化地域」の指定を行います。 また、土地所有者の合意により緑化に関する協定を締結する「緑地協定制度」を推進するとともに、地区計画においても、緑化率規制を定めることができるよう条例を改正します。 さらに、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができる「緑化施設整備計画認定制度」を運用します。
工場立地法	一定規模以上の工場の緑化を推進します。
景観法	景観法を活用した、緑化制度について検討します。
<b>イ 条例による緑化推進</b> 本市独自の条例により緑化を推進します。	
施策	内容
緑の環境をつくり育てる条例	公共施設の緑化、工場の緑化、地域の緑化を推進するとともに、建築物の建築を行う際に緑化を推進します。
横浜市開発事業の調整等に関する条例	開発事業を行う際に緑化を推進します。
横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例	斜面地における地下室建築物の建築を行う際に緑化を推進します。
横浜市風致地区条例	風致地区の緑化を推進します。
<b>ウ その他制度による緑化推進</b> 多様な制度により緑化を推進します。	
施策	内容
市街地環境設計制度	市街地環境設計制度を活用して、敷地や建築物の緑化を推進します。

< 緑化技術・制度の調査・研究 >

<b>ア 調査・研究</b> ★屋上や壁面緑化等の特殊緑化や、緑化によるヒートアイランド現象緩和の効果、緑あるライフスタイル及び企業活動、緑化制度等に関する調査・研究を進めます。	
--	--

★は新規施策、☆は拡充施策

■図 緑化重点地区位置図



緑化重点地区に関する事項

<指定の目的>




地区の特性に応じた緑豊かな街づくりを推進していくことを目的として、緑化重点地区を指定し、緑の保全と創造に関する事業を重点的かつ複数組み合わせることで実施します。

<指定の考え方>

市域全域を対象とし、以下のような考え方により、公園の整備や樹林地保全、緑化の推進など緑のまちづくりを重点的に進めます。

〔水と緑の回廊形成を図るべき地区（8地区）〕

水と緑の回廊形成を図るため、河川を軸に、谷戸や川沿いの樹林地、農地などの緑の資源を保全するとともに、緑化や公園整備などにより、川と緑をつなげることで、生き物の道、風の道などを形成すべき地区

凡 例	
	緑化重点地区界
	都市公園
	都市公園（計画）



## 横浜の街路樹

横浜市内には、現在約 1,500 路線の道路に 9 万本を超える街路樹があります。

植えられている樹の種類は 100 種類を超えていますが、一番植えられているのはイチョウ (16,435 本)、次いでユリノキ (9,949 本)、サクラ (9,590 本) となっています。(平成 18 年 3 月 31 日現在) 街路樹には様々な役割があり、主に次のようなことに役立っています。

- ・木陰をつくって夏の暑い日差しをさえぎります。葉の蒸散作用によっても気温が涼しくなります。  
「近代街路樹発祥之地」記念碑
- ・街並みに彩りを添え、街の統一感をもたらします。
- ・季節の移り変わりを感じさせます。
- ・騒音をやわらげます。
- ・植物の呼吸や、大気汚染物質の葉への吸着によって空気を浄化します。
- ・ヘッドライトを遮光したり歩行者の乱横断を防止するなど、交通安全の助けになります。
- ・地震や災害時に火事の延焼や家屋の倒壊を防ぐなど、防災の助けになります。



ところで横浜は、日本の近代街路樹の発祥地となっています。中区の馬車道に柳と松の街路樹が植えられたのは慶応 3 年 (1867 年)。

これを記念して馬車道広場に「近代街路樹発祥之地」の記念碑が建てられています。

ユリノキの街路樹 (青葉区)



サクラ (ソメイヨシノ) の街路樹 (青葉区)



## (5) 水循環の再生

～きれいで豊かな流れを回復し、鮎が遡上しホタルの舞う環境づくりを進めます～

### ① 施策の考え方

#### ア 河川水量の確保（晴天時）

- (ア) 水源の保全対策として、緑の七大拠点や河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点などにおいて、樹林地や農地の保全、公園の整備、貴重な湧水の保全を進め、自然系水循環の回復を図ります。
- (イ) 雨水の浸透に適する区域については、雨水浸透施設を設置し、地下水の涵養を高めることで、晴天時の河川流量を増やします。また、雨水浸透ますなどは市民との協働により、透水性舗装等については他の事業とも連携した施策を展開します。
- (ウ) 潤いのある水辺づくりに向けて、貴重な湧水の活用を図るとともに、費用対効果を踏まえて下水処理水の有効利用による水源の創出を図ります。

#### イ 適切な雨水排水の確保（雨天時）

- (ア) 安全・安心な都市づくりに向けて、台風や集中豪雨などによる浸水被害を軽減するため、河川の護岸整備や既存水路等を活用した雨水排水施設の整備を進めます。
- (イ) 適切な雨水流下能力を確保するため、河川・水路などの浚渫等、維持管理を行います。
- (ウ) 市民による雨天時の自助防災支援や減災対策など自助・共助を推進します。

#### ウ 雨水をゆっくり流す流域対策（雨天時）

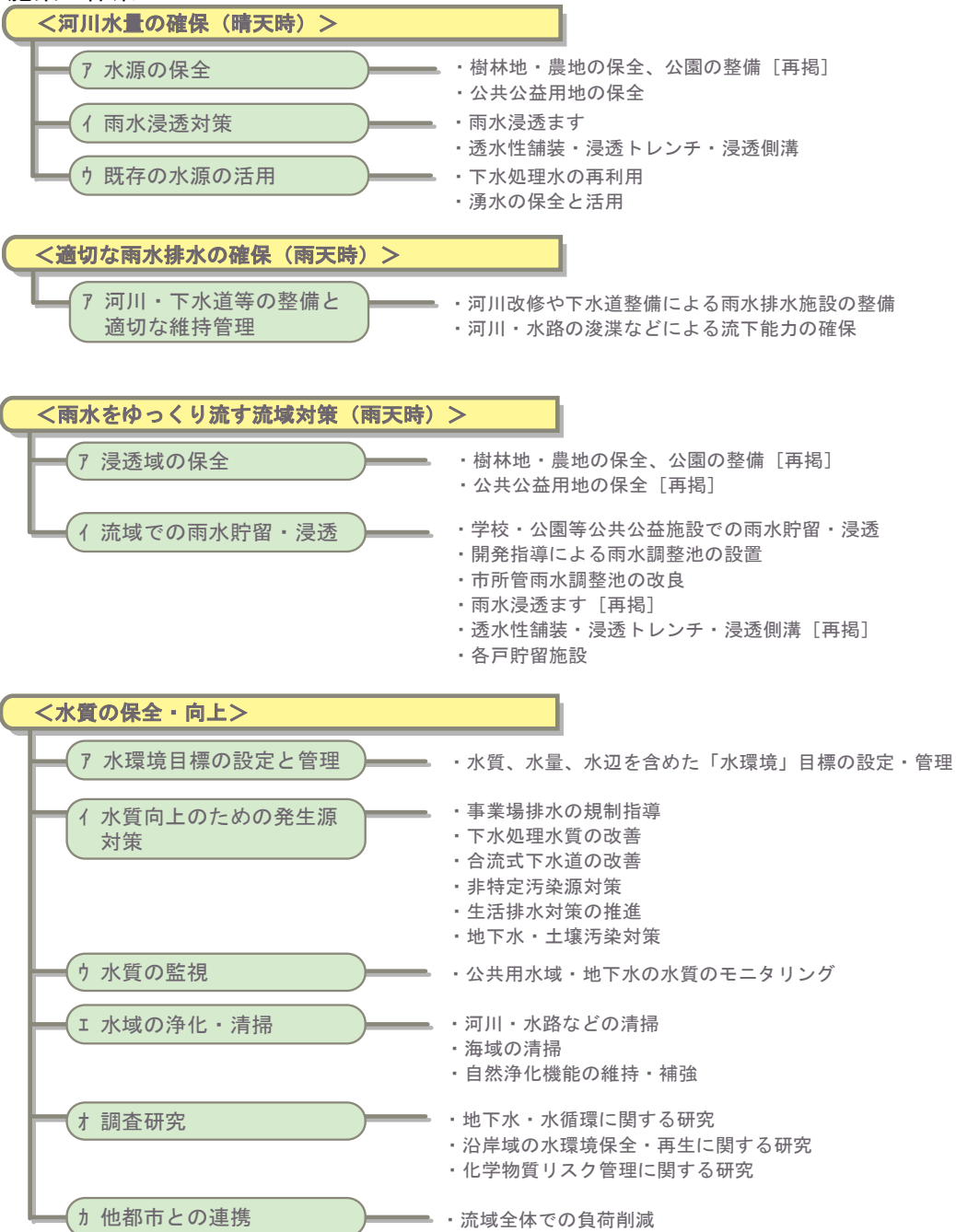
- (ア) 平常時の河川水量の確保のほか、都市化による雨水流出量の増大を抑制するため、樹林地・農地など雨水が浸透しやすい自然面の保全に取り組みます。
- (イ) 人工的に雨水の貯留・浸透を促進するため、公共公益施設での貯留・浸透施設の設置や雨水調整池の設置・改良などを進めるとともに、雨水浸透ますや各戸貯留施設の設置を促進します。

#### エ 水質の保全・向上

- (ア) 河川や海域の水質・水量とともに、水辺の保全・創造を含む「水環境」の目標を設定、管理し、潤いのある魅力的な環境を目指します。
- (イ) 河川やそれらが流入する海域など、公共用水域の水質向上に向けた取組として、事業場排水の規制指導や非特定汚染源対策、生活排水対策などの発生源対策を進めます。また、下水処理の高度化などによる窒素・リンの除去をはじめとする放流水質の改善、合流式下水道の雨天時越流水対策などを進めます。

- (ウ) 水質改善の取組効果などの状況を、河川やこれらが流れ込む海域の水質監視により確認し、今後の規制指導や施策展開に反映します。
- (I) 河川や海域の水質をさらに向上していくため、定期的に清掃などを行います。
- (オ) 未規制物質など新たな化学物質や水域における水質浄化等の調査研究を行います。
- (カ) 他都市とつながっている河川や海域の水質改善について広域的な連携を図ります。

施策の体系





② 施策の内容(施策体系の個別項目の解説)

< 河川水量の確保(晴天時)>

ア 水源の保全	
施策	内容
☆ 樹林地・農地の保全、公園の整備	[再掲]
公共公益用地の保全	学校等の公共、公益施設、公園敷地内において、可能な限り雨水の浸透域を保全します。
イ 雨水浸透対策	
施策	内容
☆ 雨水浸透ます	各家庭の屋根や道路に降った雨水を集めて地面にしみ込ませる雨水ますを設置します。
透水性舗装	道路に降った雨水を直接舗装に透水させる舗装を整備します。
浸透トレンチ	建物周りや植栽地に降った雨水を集めて地面にしみ込ませる管渠を設置します。
浸透側溝	公園や道路に降った雨水を集めて地面にしみ込ませる側溝(U字溝)を設置します。
ウ 既存の水源の活用	
施策	内容
下水処理水の再利用	現在、せせらぎ用水として供給したり、水再生センター内の雑用水、冷暖房用熱源として利用しているほか、雑用水やトイレ洗浄水などとして販売しています。今後も都市の貴重な水資源として、利用拡大を図ります。
湧水の保全と活用	湧水を保全し、水路への導水を図ります。合流式下水道の区域で、合流管に流入している湧水などの清浄な水を分離して川への導水を図る、開渠の側溝などを検討します。

< 適切な雨水排水の確保(雨天時)>

ア 河川・下水道等の整備と適切な維持管理	
施策	内容
☆ 河川改修や下水道整備	計画基準降雨に対応した河川の護岸改修や下水道雨水排水施設の整備
河川・水路などの浚渫	河川・水路の流下能力確保のため、浚渫など適切な管理を行います。

< 雨水をゆっくり流す流域対策(雨天時)>

ア 浸透域の保全	
施策	内容
樹林地・農地の保全、公園の整備	[再掲]
公共公益用地の保全	[再掲]
イ 流域での雨水貯留・浸透	
施策	内容
☆ 学校・公園等公共公益施設での雨水貯留・浸透	流域内の学校・公園等の公共公益施設のオープンスペースを活用して、雨水貯留浸透施設を設置します。
開発指導による雨水調整池の設置	開発行為等土地形状の変更に伴い、雨水流出量が増加して河川が溢水しないよう、『開発事業の調整等に関する条例』や『特定都市河川浸水被害対策法』に基づき、開発者に対する雨水調整池等の雨水流出抑制施設の設置を指導します。
市所管雨水調整池の改良	市が管理する雨水調整池の嵩上げを行い調節容量を増加させる改良を進めます。
雨水浸透ます	[再掲]
透水性舗装	[再掲]
浸透トレンチ	[再掲]
浸透側溝	[再掲]
各戸貯留施設	屋根に降った雨水を各家庭等で貯める貯留施設の設置を進めます。

★は新規施策、☆は拡充施策

< 水質の保全・向上 >

<b>ア 水環境目標の設定と管理</b>	
施策	内容
水環境目標の設定と管理	水質、水量、水生生物種や水辺の保全・創造を含めた「水環境目標」を設定し、管理します。
<b>イ 水質向上のための発生源対策</b>	
施策	内容
事業場排水の規制指導	水質汚濁防止法、下水道法や市条例に基づく工場・事業場の排水に関する規制・指導を実施するとともに、東京湾水質総量規制あるいは環境保全協定による事業所指導を実施します。
下水処理水質の改善	水処理設備の更新に合わせて、海域の富栄養化の原因となる下水中の窒素、りんを削減するための高度処理を導入します。
合流式下水道の改善 (雨天時の公共用水域汚濁負荷削減)	降雨初期の汚濁した雨水を一時的に貯留する雨水滞水池の整備、沈砂池の改良、管きよの更新に合わせた雨水吐室の改良等によって雨天時に雨水吐室から放流される未処理放流水質の向上を図ります。(BOD負荷の総量を分流式下水道並みに削減します。)
非特定汚染源対策	樹林地・農地や道路・市街地から流出する排出水の汚濁負荷を低減する対策として、側溝残存負荷の低減のために雨水側溝等を清掃します。また、建設工事排水への指導を行います。
生活排水対策の推進	市環境保全条例に基づく対策や、し尿浄化槽対策などを行うとともに、市民へ環境保全に関する普及啓発を実施します。
地下水・土壌汚染対策	事業者に対して有害物質の地下浸透防止のための指導や、ゴルフ場で使用する農業による汚染防止、また、本市による土壌汚染を監視します。
<b>ウ 水質の監視</b>	
施策	内容
公共用水域・地下水の水質のモニタリング	法令による測定計画に基づく水質監視のほか、評価地点調査、水域における生物相調査を実施します。
<b>エ 水域の浄化・清掃</b>	
施策	内容
河川・水路などの清掃	河川・水路などにおいて清掃を実施します。
海域の清掃	横浜港内等において海域の清掃を実施します。
自然浄化機能の維持・補強	多自然川づくりにより本来河川の持つ水質浄化機能を期待します。(低水路整備等)
<b>オ 調査研究</b>	
施策	内容
地下水・水循環に関する研究	地下水位等の常時監視を行うとともに、健全な水循環の再生に関する調査研究を実施します。
沿岸域の水環境保全・再生に関する研究	横浜沿岸域における赤潮及び貧酸素水塊の発生状況やその発生機構、並びに水生生物による水質浄化機能に関する調査研究を実施します。
化学物質リスク管理に関する研究	環境リスクが高く、環境実態が不明な化学物質について、水域等における環境実態調査を実施します。
<b>カ 他都市との連携</b>	
施策	内容
流域全体での負荷削減	鶴見川・境川流域など、他都市を含む浸水対策や東京湾全体などの水質改善に向けた広域連携を推進します。

★は新規施策、☆は拡充施策

# 市民協働による水循環の再生（雨水浸透ますの取組）

## 【概要】

横浜市西部に位置する二級河川和泉川は、流域の都市化に伴い、大雨時には一気に川の水が増水し、渇水期には川の水が涸れてしまうこともあります。そこで、地下水量を豊かにし、晴天時の河川流量を増やすため、屋根に降った雨水を地面にしみ込ませる雨水浸透ますの設置促進に宮沢・南瀬谷地区の市民の皆様と取り組んでいます。

## 【これまでの活動】

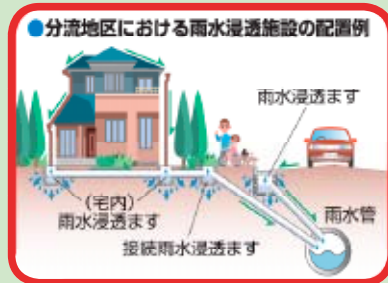
平成16年4月から準備会を重ね、同年10月に和泉川（宮沢・南瀬谷地区）水循環再生実行委員会（行政＋地元代表者40名）を設置。地元自治会・町内会や水辺や森の愛護会、環境活動団体等の市民と協働で、雨水浸透ますの普及啓発（イベント・勉強会等）、設置促進を行い、平成16、17年の2カ年で約600個の雨水浸透ますを設置することができました。また、試験的に各戸貯留タンクも設置しました。

平成17年9月には、自然の豊かさに触れながら、水循環への関心を高めてもらうこと、水循環を再生していくために、市民と行政が共に取り組む方法のひとつとして、雨水浸透ますがあることを知ってもらうため「和泉川水辺めぐり」が行われました。大勢の参加者は、二つ橋の水辺から宮沢遊水地（約3km）まで、各水辺で活動されている方々の説明を聴いたり、湧水ポイント、実際の雨水浸透ますを見学しながら和やかに歩きました。

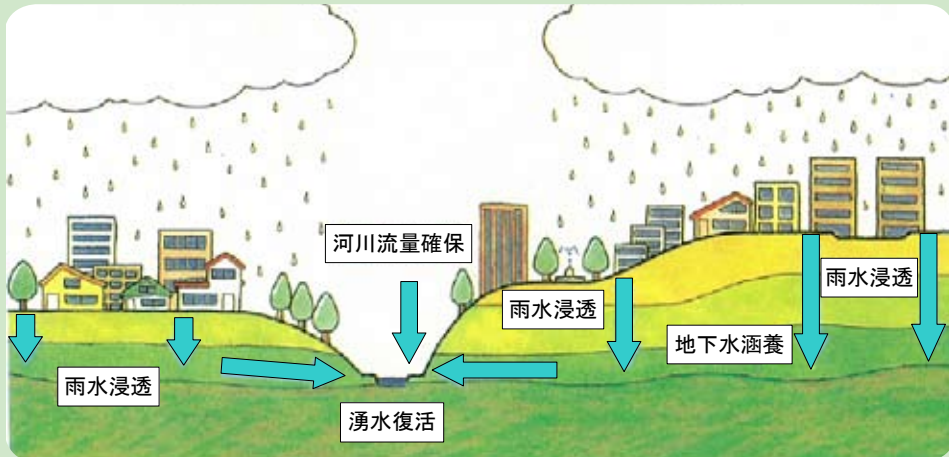
## 【雨水浸透ますとは】

屋根に降った雨水を集めて地面にしみ込ませる施設です。

雨水浸透ますを取り付けると雨水が地面にしみ込む量が増えるため、大雨の時に川に流れ込む量が減り、洪水を防ぐ効果があります。また、地下水が増え、湧き水や川の水量が豊富になるなど水循環の再生に役立ちます。



雨水浸透施設の整備で都市の水循環の再生を



和泉川東山の水辺（晴天時）



和泉川東山の水辺（雨天時）



実行委員会の様子



水循環再生・雨水浸透ます普及イベント（福祉バザーにて）



水辺めぐり

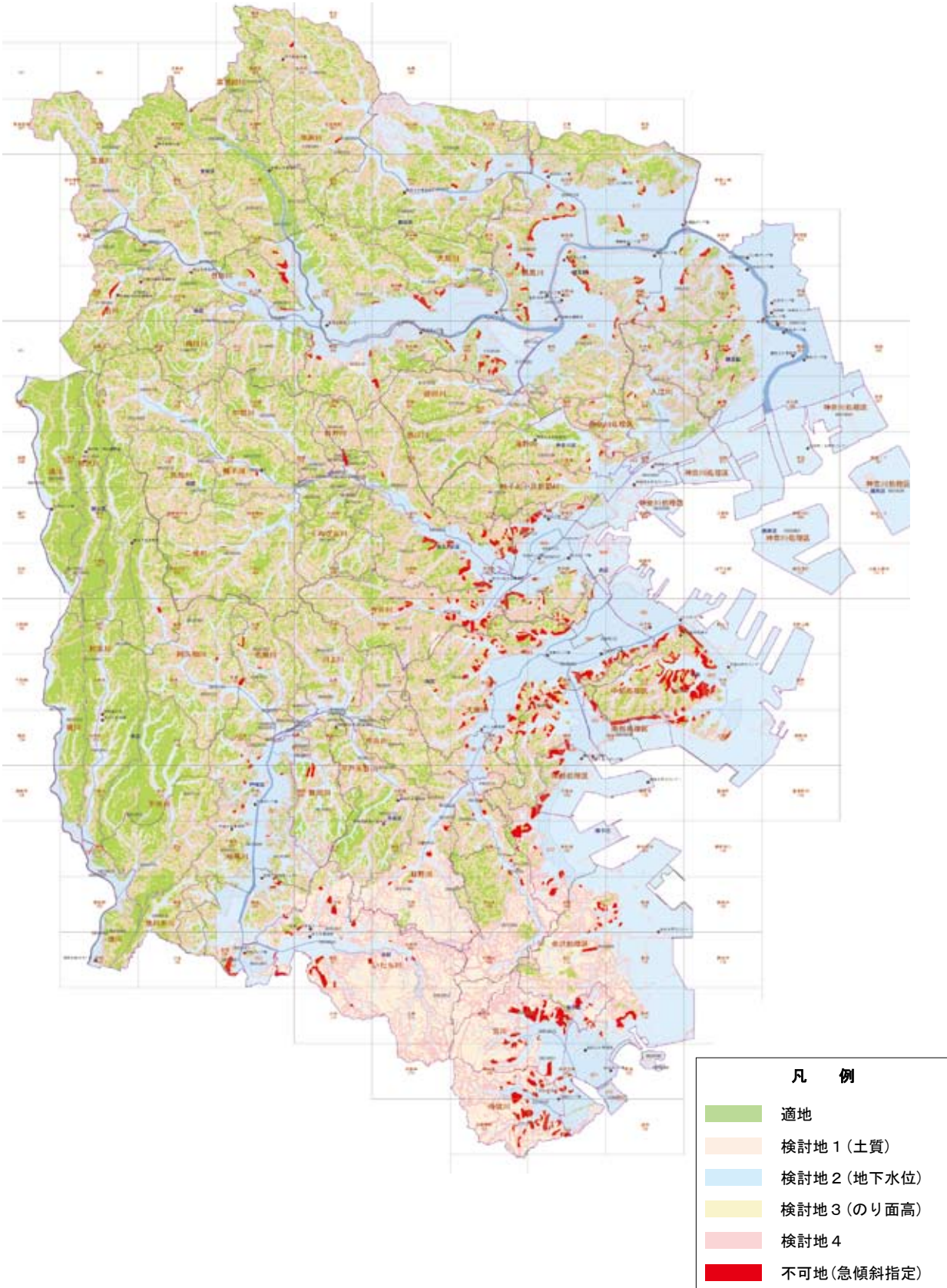


雨水浸透ますの見学

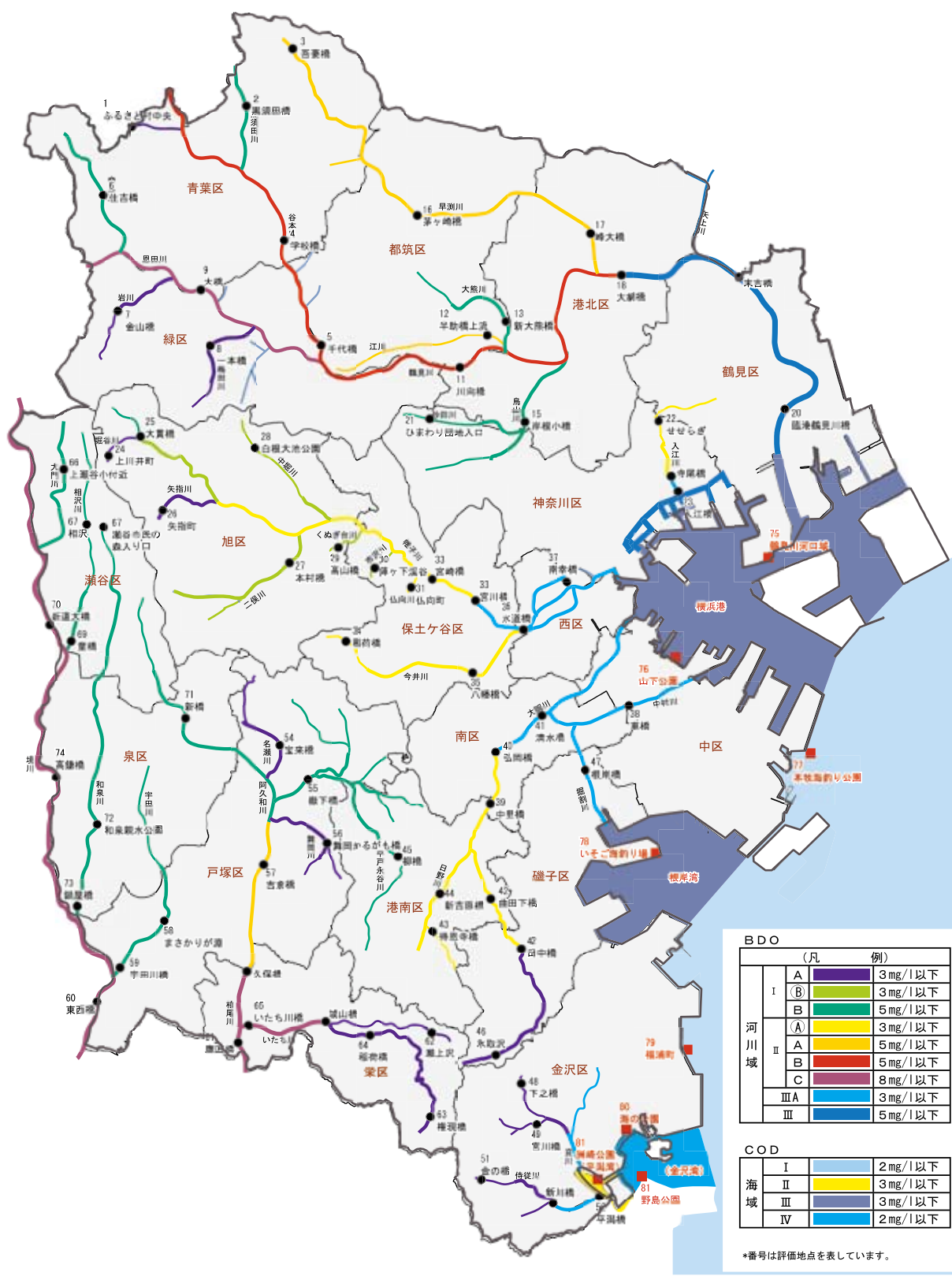




■図 浸透施設設置判断図



■図 BOD(COD) 達成目標マップ



■表 横浜市の水域区分一覧表

(河川域)

区分	水系	水域
I A	鶴見川	寺家川
		岩川
		梅田川 ・ 台村川
	帷子川	堀谷戸川
		矢指川
	大岡川	大岡川 (田中橋より上流)
	宮川	宮川 (左支川合流点より上流)
	侍従川	侍従川 (新川橋より上流)
	柏尾川	名瀬川
		舞岡川
いたち川 (城山橋より上流)		
I B	帷子川	帷子川 (矢指川合流点より上流)
		二俣川
		中堀川
		市沢川
		くぬぎ台川
I B	鶴見川	奈良川
		黒須田川
		大熊川
		鳥山川
	柏尾川	阿久和川
		平戸永谷川
	境川	大門川
		相沢川
		和泉川
		宇田川

\* I B・ II A・ III Aは平成13年度より適用

区分	水系	水域
II A	入江川	入江川 (寺尾橋より上流)
	帷子川	帷子川 (矢指合流点より宮川橋まで)
		今井川
大岡川	大岡川 (田中橋から弘岡橋まで)	
	日野川	
II A	鶴見川	江川
	早淵川	
柏尾川	柏尾川 (平戸永谷合流点より久保橋まで)	
II B	鶴見川	鶴見川 (市境より大網橋まで)
II C	鶴見川	恩田川 (市境より下流、鶴見川本川合流点まで)
	柏尾川	柏尾川 (久保橋から市境まで)
		いたち川 (城山橋より下流)
境川	境川 (市域全川)	
III A	入江川	入江川 (寺尾橋より下流)
	帷子川	帷子川 (宮川橋より下流)
	大岡川	大岡川 (弘岡橋より下流)
	宮川	宮川 (左支川合流点より下流)
侍従川	侍従川 (新川橋より下流)	
III	鶴見川	鶴見川 (大網橋より下流)

(海域)













区分	水域
I	金沢湾
II	平潟湾
III	鶴見川河口先海域
	横浜港 (内湾)
III	根岸湾
	上記の海域の外海で横浜市に関連する海域



■図 横浜市における水域区分ごとの達成目標及び補助目標・河川域

水域 分布	目標イメージ	達成目標			補助目標				
		BOD	生物指標による感覚的 な水質階級	ふん便性 大腸菌群数	水深*1	流速*1	床床状況と 美観	周辺環境	
I	A  豊かな緑に囲まれた 自然のせせらぎ	3mg/l 以下	「源流・上流域」の “大変きれい” 	1,000個 /100ml 以下	5~15 (10) cm <sup>2</sup>		自然河床の 保全 ・ ゴミの ないこと	自然環境の保全を重視 し、自然生態系の保全 を図るとともに、澄ん だせせらぎの復元に努 める。	
	B  角どりが楽しめる のどかな小川	3mg/l 以下					10~25 (15) cm <sup>2</sup>	自然河床の 復元 ・ ゴミの ないこと	河川の自然環境の復元 や周辺農地等も含めた 生物生息環境の復元に 努めるとともに親水性 に配慮する。
	B  角どりが楽しめる のどかな小川	5mg/l 以下	「源流・上流域」の “きれい” 						
II	A  水遊びが楽しめる ゆんだ流れ	3mg/l 以下	「中流～下流域」の “大変きれい” 	-	10~30 (20) cm <sup>2</sup>	30 cm/s 程度	ゴミの ないこと	親水性の向上を図るこ とができる拠点を設置 する等、市民にとって の身近な憩いの場と して、うるおいのある水 辺空間の整備に努める とともに、生物生息環 境にも可能な限り配慮 する。	
	A  水遊びが楽しめる ゆんだ流れ	5mg/l 以下	「中流～下流域」の “きれい” 						
	B  多様な利用ができる 豊かな流れ	5mg/l 以下						30~50 (40) cm <sup>2</sup>	川幅や周辺空間に余裕 のあるこの水域におい ては、豊かな流れと河 川敷や沿川遊歩道を生 かした水遊び、自然観 察等、多様なレクリエ ーション利用が可能な 水辺空間の整備に努め る。
C  散歩が楽しめ、ゆるやかな流れに うるおいを感じる川	8mg/l 以下	「中流～下流域」の “やや汚れている” 	-		河川としては中規模に あたるこの水域におい ては、うるおいのある 水の存在を感じられる よう、遊歩道の整備に 努める。				
III A  ボート遊びができる憩いの場 がけのある流れ	3mg/l 以下	「感潮域」の “きれい” 	-	-	ヘドロの 堆積が ないこと	運河も含めたこの水域 においては、緑化を中 心にした修景性を重視 し、町の中でのうるお いのある水辺空間の整 備に努める。			
III  ボート遊びができる憩いの場 がけのある流れ	5mg/l 以下								

■ 図 横浜市における水域区分ごとの達成目標及び補助目標・海域

水域分布	目標イメージ	達成目標			補助目標		
		BOD	生物指標による感覚的な水質階級	窒素・リン	ふん便性大腸菌群数	底質状況と美観	周辺環境
I		2mg/l 以下	「内湾」の「きれい」 「干潟」の「きれい」  シロギス  クサフブ	T-N 0.3mg/l 以下 T-P 0.03mg/l 以下	100個/100ml 以下	ゴミが散乱していないこと	砂浜の保全、後背緑地の保全・復元等の生態系の保全を重視し同時に海浜レクリエーション等の親水性にも配慮する。
II		3mg/l 以下	「干潟」の「きれい」 「内湾」の「きれい」  ヒリンゴ  ミミズハゼ	T-N 0.6mg/l 以下 T-P 0.05mg/l 以下	-		底質の改善等、閉鎖性海域の環境の改善や干潟の保全に努め、プロムナードや親水公園の整備等、親水機能の改善に配慮する。
III			3mg/l 以下	「岸壁」の「きれい」 「内湾」の「きれい」  ヨロイドンチャク  クサフブ	T-N 1.0mg/l 以下 T-P 0.09mg/l 以下	-	ヘドロが堆積していないこと
IV		2mg/l 以下		「岸壁」の「きれい」 「内湾」の「きれい」  シロギス  マアジ	T-N 0.3mg/l 以下 T-P 0.03mg/l 以下	-	ゴミが浮いていないこと

(注) 水域区分の対応は、以下のとおり

河川域	海域
I 「源流～上流域」	I 「砂浜域」
II 「中流～下流域」	II 「干潟域」
III 「感潮域」	III 「港湾域」
	IV 「その他の沿岸域」

\*1 水深・流速の補助目標値は、「晴天時の平均的な値」とする。

\*2 水深の補助値欄の( )内の数値は、代表的な値である。

\* 平成12年10月31日類型指定の変更で入江川、帷子川、大岡川、宮川、侍従川は、E類型からB類型になったため、水域区分に新たにIⓐ、IIⓐ、III Aを設定した。なお、新水域区分は平成13年度から適用。

河川域の源流・上流域における生物指標(河川域ⅠA・ⅠB・ⅠC)					
指標種		大変きれい	きれい	やや汚れている	汚れている
魚類	シマドジョウ、ホトケドジョウ、ギパチ、アブラハヤ	■			
	ドジョウ、メダカ	■			
	モツゴ、フナ類	■			
底動生物	ヌカエビ、サワガニ、フタスジモンカゲロウ、シロタニガワカゲロウ、オナシカワゲラ科、ヤマトフタツメカワゲラ、カワトンボ、オニヤンマ、ヘビトンボ、カクツツトビゲラ科	■			
	カワニナ、ヤマトクロスジヘビトンボ、シロハラコカゲロウ、ウルマーシマトビゲラ	■			
	ミズムシ、アメリカザリガニ、サホコカゲロウ、コガタシマトビゲラ属	■			
	イトミミズ科、セスジユスリカ	■			
藻類	タンスイベニマダラ、カワモツク類、コバンケイソウ、イタケイソウ	■			
	チャツツケイソウ、ハリケイソウ(A)	■			
	マガリケイソウ、ナガケイソウ	■			
	ハリケイソウ(B)	■			
水草	オランダガラシ	■			
	エビモ、オオカナダモ	■			
	アイノコイトモ、コカナダモ	■			
細菌類	ミズワタ	■			

表の — 線は生物のすんでいる範囲をあらわしたものです

河川域の中流・下流域における生物指標(河川域ⅡA・ⅡB・ⅡC)					
指標種		大変きれい	きれい	やや汚れている	汚れている
魚類	シマドジョウ、アブラハヤ	■			
	ドジョウ、メダカ、ウグイ、アユ	■			
	モツゴ、フナ類、オイカワ、カマツカ	■			
底動生物	ヌカエビ、オニヤンマ、ヤマトフタツメカワゲラ、ヘビトンボ、シロタニガワカゲロウ、ヒゲナガガガンボ属	■			
	ナミウズムシ、カワニナ、シロハラコカゲロウ、ウルマーシマトビゲラ	■			
	シマイシビル、サカマキガイ、ミズムシ、アメリカザリガニ、サホコカゲロウ、コガタシマトビゲラ属	■			
	イトミミズ科、セスジユスリカ	■			
藻類	コバンケイソウ、イタケイソウ	■			
	チャツツケイソウ、ハリケイソウ(A)	■			
	マガリケイソウ、ナガケイソウ	■			
	ハリケイソウ(B)	■			
水草	オランダガラシ	■			
	エビモ、オオカナダモ	■			
	アイノコイトモ、コカナダモ	■			
細菌類	ミズワタ	■			

表の — 線は生物のすんでいる範囲をあらわしたものです



河川域の感潮域・海域の干潟における生物指標(河川域ⅢA・Ⅲ、海域Ⅰ・Ⅱ)

指標種		きれい	やや汚れている	汚れている	非常に汚れている
魚類	ビリンゴ、ミミズハゼ、クサフグ	■			
	シマイサキ、ヒメハゼ	■			
	チチブ、ボラ、マハゼ	■			
	アベハゼ	■			
海岸動物	オサガニ、マテガイ、バカガイ	■			
	ニホンスナモグリ、シオフキガイ	■			
	アサリ、ケフサイソガニ	■			
	ミズヒキゴカイ、ハナオカカギゴカイ	■			
藻類	オオオコノリ	■			
	アナアオサ、ハネモ	■			

表の ■ 線は生物のすんでいる範囲をあらわしたものです

海域の岸壁における生物指標(海域Ⅲ・Ⅳ)

指標種		きれい	やや汚れている	汚れている	非常に汚れている
魚類	クサフグ、ウミタナゴ	■			
	ヒイラギ、キュウセン、ナベカ、シマハゼ、アイナメ	■			
	ボラ	■			
海岸動物	ヨロイソギンチャク、カメノテ	■			
	ダイダイソカイメン、ヒザラガイ	■			
	イソガニ、コウロエンカワヒバリガイ、ムラサキガイ	■			
	ケフサイソガニ、フジツボ類、タマキビガイ、マガキ	■			
藻類	マクサ	■			
	ワカメ、ベニスナゴ	■			
	ムカデノリ	■			

表の ■ 線は生物のすんでいる範囲をあらわしたものです

海域の内湾における生物指標(海域Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ)

指標種		きれい	やや汚れている	汚れている	非常に汚れている
魚類	シロギス、マアジ	■			
	ススキ、クロダイ、ネズミゴチ、マコガレイ、カワハギ	■			
	マハゼ、ハタタテヌメリ	■			
海岸動物・底生動物	パラブリオノスピオ	■			
	ミズヒキゴカイ、ハナオカカギゴカイ、ブリオノスピオ・キリフェラ	■			
プランクトン	ユーカンピア・ゾオディアクス、メソディニウム・ルブルム	■			
	プロロケントルム・トリエステリウム、ヘテロシグマ・アカシオ	■			
	スケレトナマ・コスタツム	■			

表の ■ 線は生物のすんでいる範囲をあらわしたものです

■表 全水域における一律達成目標

項 目		目標値※1
健康項目	カドミニウム	0.01 以下
	全シアン	検出されないこと
	鉛	0.01 以下
	六価クロム	0.05 以下
	砒素	0.01 以下
	総水銀	0.0005 以下
	アルキル水銀	検出されないこと
	PCB	検出されないこと
	ジクロロメタン	0.02 以下
	四塩化炭素	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
	チウラム	0.006 以下
	シマジン	0.003 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下
	ベンゼン	0.01 以下
	セレン	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
	ふっ素 [河川域]	0.8 以下
[海域]	1.5 以下	
ほう素(海域については適用しない)	1 以下	
ダイオキシン類 [水質]	1pg-TEQ/l 以下	
生活環境項目	水素イオン濃度(pH) [河川域]	6.5以上 8.5以下
	[海域]	7.8以上 8.3以下
	浮遊物質濃度(SS)	25 以下
	溶存酸素量(DO) [河川域]	5 以上
	[海域]	7.5 以上
	n-ヘキサン抽出物質含有量※2	検出されないこと
全亜鉛	[河川域]	0.03 以下
	[海域]	0.02 以下
その他項目	クロム含有量	0.2 以下
	溶解性鉄含有量	1.0 以下
	溶解性マンガン含有量	1.0 以下
	銅含有量	0.3 以下
	ニッケル含有量	0.1 以下
	フェノール類含有量	0.5 以下
	陰イオン界面活性剤	0.5 以下

(注) ※1: 健康項目に係る目標値は、年間平均値  
(全シアンのみ最高値)

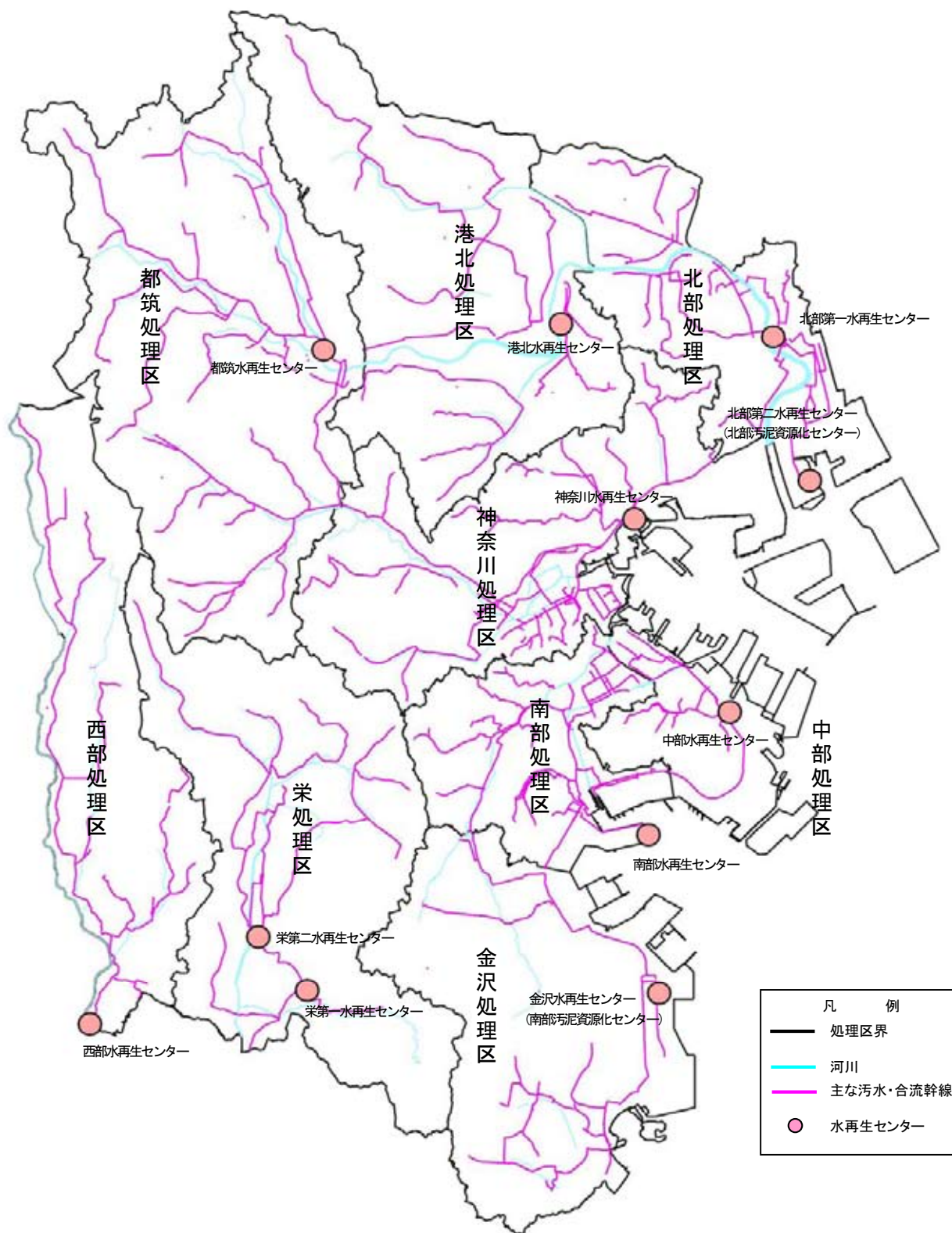
※2: 海域のみにおける目標

単位: mg/l (pHを除く)





■図 公共下水道計画（污水）



5-2



## (6) 水辺の保全・創造・管理

～暮らしに身近な水辺環境を創出し、水辺を身近に感じられる環境づくりを進めます～

### ① 施策の考え方

#### ア 水辺の保全・創造

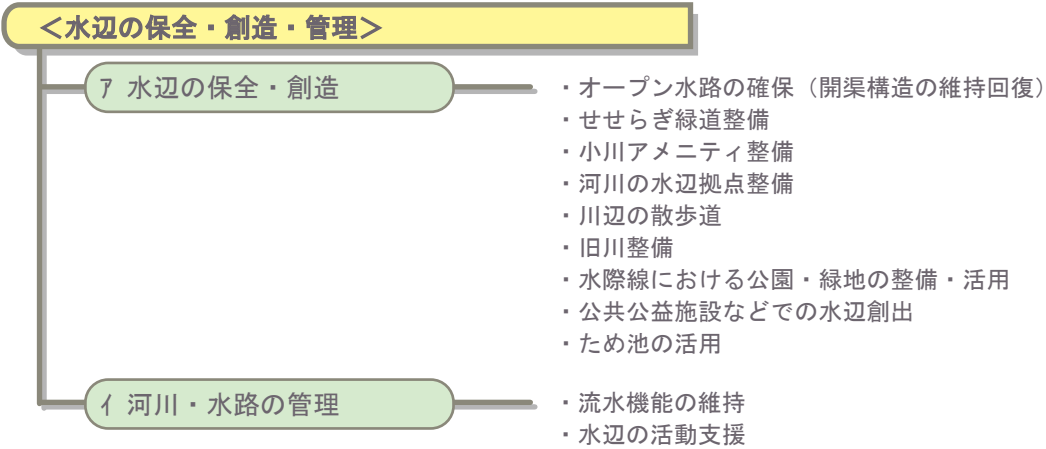
- (ア) 水路・河川を活用した暮らしに身近な「せせらぎ」など、憩いと安らぎのある、市民が親しめる水辺の創出を進めます。水源の確保にあたっては、湧水や下水処理の高度化による再生水などを有効に活用します。
- (イ) 河川・水路沿いの緑化や歩行空間・サイクリングロードの整備など、魅力ある水辺のネットワークを創出するとともに、護岸緑化などによる自然景観の確保や、涼やかな軸線を形成します。
- (ウ) 水再生センターなどの公共公益施設を活用した親水拠点の整備と合わせて、生物や水と親しむ場づくりを進めるほか、環境教育の場としても活用します。
- (エ) 水や緑が交差連結する結節点において公園等と連携した整備を行います。
- (オ) 河川・水路整備において、治水対策や安全対策を十分に踏まえた上で、高齢者から子供まで、市民が水に近づきやすい整備を進めます。
- (カ) 景観にも配慮した河川環境整備と市民協働による美しい水辺を保全します。
- (キ) 海の景観を眺め、海を身近に感じられる空間の整備を進めます。
- (ク) 市民の利用施設(公共交通機関等)や公園などと一体的な整備を進め、利用しやすい水辺空間を創造します。
- (ケ) 学校、公園、歴史的建造物、土木遺産など、周辺環境との調和を図った水辺の整備を進め、地域の魅力づくりに努めます。
- (コ) 生物生息環境にも配慮した連続性のある水辺づくりを進めます。

#### イ 河川・水路の管理

- (ア) 良好な水辺環境の維持保全と合わせて、流水機能の適切な維持管理を進めます。
- (イ) 水辺愛護会など、市民協働による水辺の清掃・活動を通じて、清らかな水に対する愛護意識を育むとともに、次世代に繋げていきます。



施策の体系



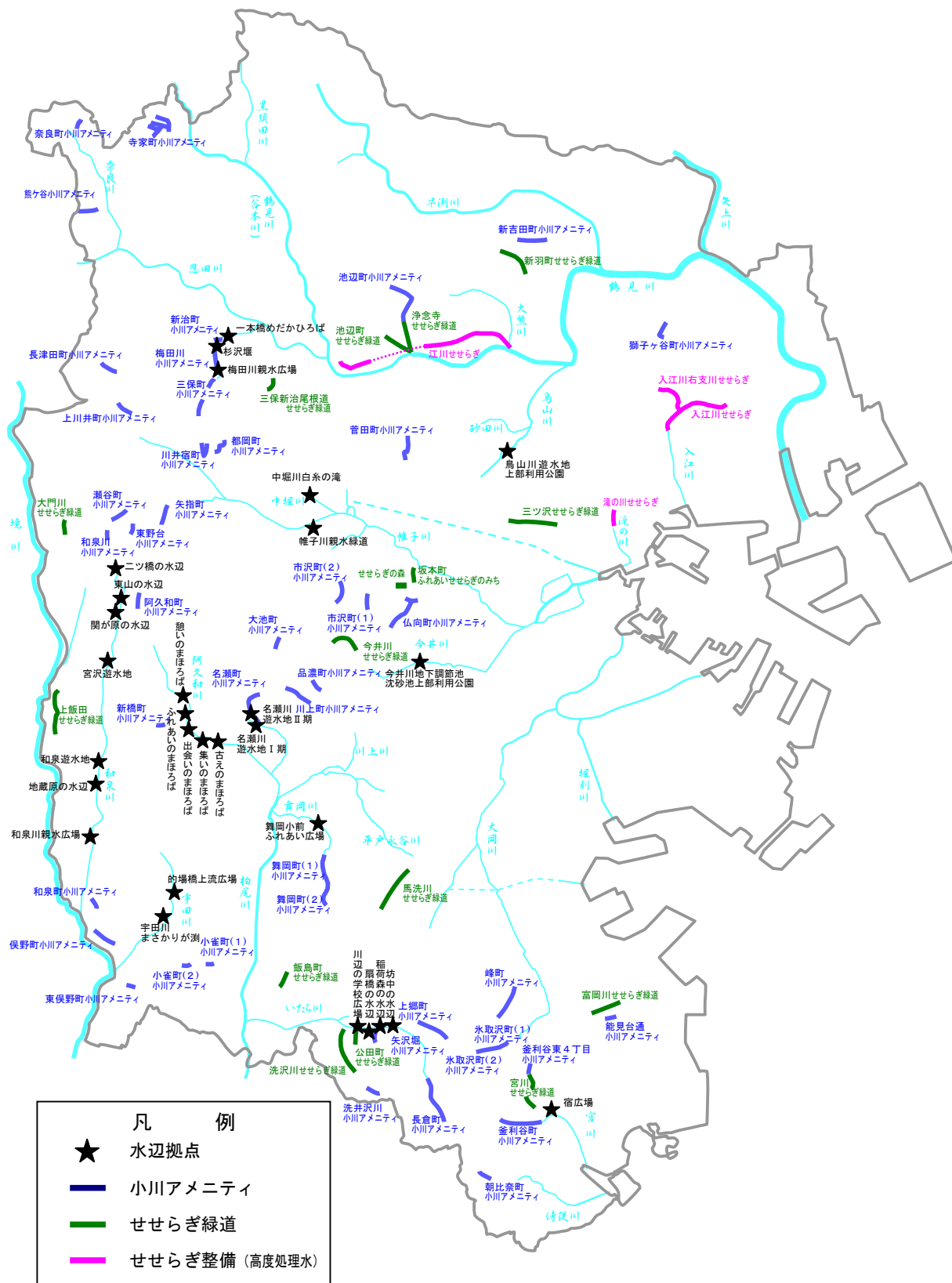
② 施策の内容 (施策体系の個別項目の解説)

< 水辺の保全・創造・管理 >

ア 水辺の保全・創造	
施策	内容
オープン水路 (開渠構造の維持回復)	雨水幹線や水路整備においては、可能な限り開渠構造として、市民に身近な水辺空間を創出します。
☆ せせらぎ緑道整備	湧水などの水源確保が可能な水路跡地等を活用して、身近なせせらぎをつくります。また費用対効果を踏まえて再生水による水辺の創出も検討します。
小川アメニティ整備	現流域の既存水路を活かしながら親水水路を整備します。
☆ 河川の水辺拠点整備	周辺景観や地域と調和し、市民が親しめるように護岸や河道の形態を工夫した水辺と、河川沿いの一定の空地に親水性及び生態系に配慮した水辺などを創出します。
☆ 川辺の散歩道	河川管理用通路は川に沿った道として、多くの市民に利用されています。そこで、河川管理用通路に植栽等を整備し、散歩できる川辺の散歩道を整備します。
☆ 旧川整備	河川改修に伴い発生する旧河川敷を利用した散歩道や水辺空間の整備を進めます。
☆ 水際線における公園・緑地の整備・活用	「海と人とのふれあい拠点」において、市民などが海を身近に感じられる空間として水際沿いに公園や緑地を整備するとともに、海からの視点に配慮した景観上の緩衝帯としても活用します。
公共公益施設などでの水辺創出	水再生センターなどの公共施設において、生物に触れたり水に親しむ場となる水辺を創出していきます。
ため池の活用	市所管のため池の改良工事とあわせ、水面のある池を活かし、周辺環境とも整合を図り、うるおいのある水辺空間として整備します。
イ 河川・水路の管理	
施策	内容
流水機能の維持	流水機能を損なわないよう、施設を適正に維持・管理します。
水辺の活動支援	地域の水辺環境を良好に保ち、市民が快適に水辺とふれあい親しむことができるように、美化活動等を自発的に行う、水辺愛護会等の団体育成及び支援を進めます。

★は新規施策、☆は拡充施策

■図 水辺及び河川・水路などの環境整備図(H17年度末)



## 自然豊かな「ふるさとの川」、 こんな川がまちの中に流れています！

### 和泉川「ふるさとの川整備事業」

和泉川は瀬谷市民の森付近を源流に瀬谷区・泉区を南下し、戸塚区で境川に合流する流路延長 11.5km の二級河川です。

和泉川では、瀬谷区内約 2.8km の区間を「ふるさとの川整備事業」として位置づけ、周囲の景観やまちづくりと一体となった川づくりを行い、良好な水辺空間の形成を図っています。

整備前の和泉川は人が寄りつけない、写真のようなただの排水路でしたが、今では多くの市民が散策し、くつろぎ、子供たちが川の中で遊ぶ市民のいこいの場となっています。



平成 18 年 6 月には、このような川づくりが認められて、和泉川沿いにある「東山の水辺」と「関ヶ原の水辺」の 2 つの水辺が土木学会の「土木学会景観・デザイン委員会デザイン賞」\*の最優秀賞を受賞しました。また、12 月には平成 18 年度関東管内補助河川の「関東のいい川づくり」ベスト 10\*の選考会において、和泉川が第一位に選ばれました。

瀬谷区内には、平成 18 年 3 月に完成した「宮沢遊水地」と「寺ノ脇の水辺」、「東山の水辺」、「関ヶ原の水辺」、「ニツ橋の水辺」、の 5 つの水辺があります。休みの日などぜひ散策し、ふるさとの川を親しんでください。

東山の水辺



関ヶ原の水辺



※ 土木学会デザイン賞とは：道路・河川・橋梁等の公共空間や構造物を対象に、周囲との景観的・空間的関連の持たせ方や、機能的要請を美的にどう解決したかという観点から優れた作品を公募し、表彰しているものです。

※ 「関東のいい川づくり」ベスト 10 とは：国土交通省関東地方整備局管内の 1 都 8 県から、応募されたものを各都県が相互に評価することにより、選定したものです。



## (7) 身近な生物生息環境の創出

～いきものにやさしい水・緑環境を創出し、生物多様性の保全と再生にむけた環境づくりを進めます～

### ① 施策の考え方

市民に親しまれてきた地域に固有の生物種を「横浜ふるさと生物」として位置づけ、その保全と再生を目指します。このため、いきものにやさしい水・緑環境を創出し、生物多様性の保全と再生に向けた環境づくりを進めます。

#### ア 生物多様性保全再生指針の策定

横浜における生物多様性保全再生のための基本的な考え方を示す指針を策定します。

#### イ 生物多様性の保全再生に配慮した水・緑環境の整備

身近な生物生息環境の創出のため、地域資源を活かし、生物多様性に配慮した水・緑環境の整備を市民とともに連携して実現していきます。

#### ウ 生物多様性保全再生のための生物種管理

市内に生息する貴重な生物種(レッドデータ種)の生息環境の保全再生を進めます。また、地域の健全な生態系を保全する視点から外来生物等への対策を進めます。

#### エ 生物多様性の保全再生に向けた調査研究の推進

市内の生物の生息状況や分布状況に関する調査を計画的に実施するとともに、生物多様性の保全再生に関する調査研究を進めます。

### 施策の体系

#### <身近な生物生息環境の創出>

##### ア 生物多様性保全再生指針の策定

- ・ 生物多様性保全再生指針の策定
- ・ 生物生息空間の整備・維持管理に関するガイドライン・マニュアル等の整備

##### イ 生物多様性の保全再生に配慮した水・緑環境の整備

- ・ 生物多様性に配慮した水・緑環境の整備
- ・ 生物多様性に配慮した管理

##### ウ 生物多様性保全再生のための生物種管理

- ・ 横浜のレッドデータ種の保全再生
- ・ 外来生物対策等の推進

##### エ 生物多様性の保全再生に向けた調査研究の推進

- ・ 生物相・生態系モニタリング調査
- ・ 生物多様性・生態系に関する評価手法の検討
- ・ 生物多様性に関する調査研究

② 施策の内容 ( 施策体系の個別項目の解説 )

< 身近な生物生息環境の創出 >

ア 生物多様性保全再生指針の策定	
施策	内容
★ 生物多様性保全再生指針の策定	横浜における生物多様性の保全・再生に関する取組の基礎となる基本的な考え方を整理した指針を策定します。
★ 生物生息空間の整備・維持管理に関するガイドライン・マニュアル等の整備	指針で示す生物多様性保全再生の考え方を実現するために、生物生息空間の効果的な整備手法や維持管理手法に関するガイドライン及びマニュアル等を整備します。
イ 生物多様性の保全再生に配慮した水・緑環境の整備	
施策	内容
生物多様性に配慮した水・緑環境の整備	河川、調整池、また樹林地や公園、緑地等の整備においては、既存の生物生息環境の保全や復元の可能性について考慮し、生息環境に配慮した整備を実施します。道路計画においては、景観や生態系に配慮した計画を進めるとともに、街路樹や植樹帯は生きものの移動経路としての役割にも配慮し、道路を新設する場合は、生きものの横断施設の設置や代償緑化など多様な手法による生物生息環境の保全・復元の検討を進めます。
生物多様性に配慮した管理	河川や調整池、また樹林地や公園、緑地等において、生物多様性の保全再生に配慮した手法により、市民協働による管理を検討します。
ウ 生物多様性保全再生のための生物種管理	
施策	内容
★ 横浜のレッドデータ種の保全再生	市内にある全国的なレッドデータ種や横浜独自のレッドデータ種をリストアップし、その生息環境の保全と再生を目指します。
外来生物対策等の推進	地域の健全な生態系を保全し、また、鳥獣被害の防止を図る観点から、外来生物等への対策を進めます。
エ 生物多様性の保全再生に向けた調査研究の推進	
施策	内容
★ 生物相・生態系モニタリング調査	市内の水生生物や動植物の生息状況や分布状況に関するモニタリング調査を計画的に実施し、環境評価の指標として活用します。併せて、市民との協働による調査の取組を進めます。
★ 生物多様性・生態系に関する評価手法の検討	生物相・生態系調査結果を基に生物多様性或健全な生態系を評価する手法を検討し、わかりやすい環境評価の指標として導入します。
生物多様性に関する調査研究	生物生息環境の保全・再生に向け、効果的な整備事業や維持管理手法のあり方に関する検討や事業効果の検証を行うなど、生物多様性に関する調査研究を進めます。

★は新規施策、☆は拡充施策

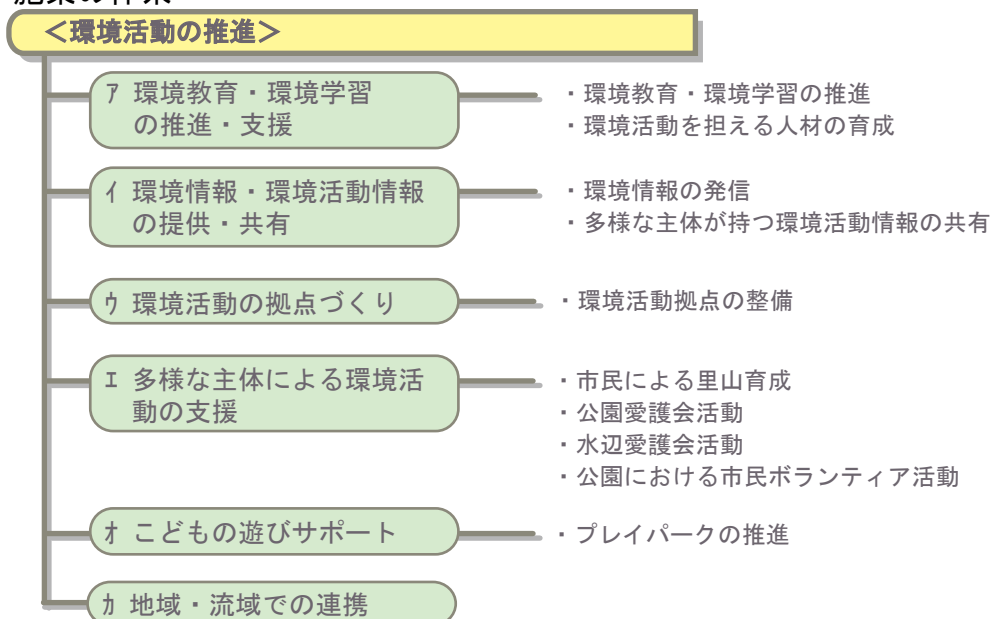
## (8) 環境活動の推進

～ 持続可能な社会の実現に向けた人づくり、関心から行動・協働への施策を推進します～

### ① 施策の考え方

- ・ 持続可能な社会の実現に向けた人づくり、関心から行動・協働への施策を推進します。
- ・ 環境教育や環境学習の支援、環境情報・環境活動情報の提供と共有、環境活動の拠点づくりなどを推進します。
- ・ 多様な主体による環境活動との連携による、地域や流域全体の水・緑環境の向上を目指します。

### 施策の体系





## ② 施策の内容(施策体系の個別項目の解説)

## &lt; 環境活動の推進 &gt;

<p><b>環境教育・環境学習の推進・支援</b> 環境学習を通じ、市民、地域、学校、市民活動団体、事業者など一人ひとりの身近な水・緑環境への「関心」を高め、具体的な「行動」に結びつけるための気づきを促し、「協働」による取組を推進します。</p>	
<b>施策</b>	<b>内容</b>
環境教育・環境学習の推進	学校や地域における「出前講座」や本市施設での講座など、職員や市民など多様な主体による環境教育・環境学習を推進します。
環境活動を担える人材の育成	環境行動・環境活動を活性化させるために、活動に参加する人、とりまとめる人、結びつける人、わかりやすく伝える人など、様々な人材を役割にあわせて効果的に育成します。
<p><b>環境情報・環境活動情報の提供・共有</b> 横浜の水と緑の現状を理解し、関心を深めるために、水と緑に関する環境や活動情報の提供を積極的に行います。</p>	
<b>施策</b>	<b>内容</b>
環境情報の発信	水・緑・生き物などに関する環境データを身近にわかりやすく提供するために、ホームページ等を活用して情報発信します。
多様な主体が持つ環境活動情報の共有	多様な主体が協働して環境活動に取り組むため、ポータルサイトでの情報交換サービスを実施します。
<p><b>環境活動の拠点づくり</b> 水と緑の活動場所や保有施設を環境活動に取り組む市民が活用できるよう提供することで、活動の活発化を図ります。</p>	
<b>施策</b>	<b>内容</b>
環境活動拠点の整備	市民が環境への関心を高め、環境活動をより活発に行えるようにするため、拠点となる施設を整備します。
<p><b>多様な主体による環境活動の支援</b> 市民一人ひとりが主体的な環境行動を実践するため、環境活動に参加しやすい、しくみづくりの検討や活動への支援を推進します。(樹林地、農地、公園、緑化、水辺環境、生物生息環境の各施策内に掲載)</p>	
<b>施策</b>	<b>内容</b>
市民による里山育成	樹林地の管理を行っている「森づくりボランティア団体」や「市民の森愛護会」などの市民活動団体の育成・支援をします。森の手入れや安全管理に関する里山スキルアップ研修の開催、アドバイザーの派遣などを行います。
公園愛護会活動	技術支援講座などの研修の実施や区と連携したコーディネートを通じて実情に即した支援を行います。
水辺愛護会活動	河川・水路等地域の水辺を維持する地域活動である「水辺愛護会」の活動支援講座や交流会を実施します。
公園における市民ボランティア活動	公園の市民による自主的な活動を支援します。 (芝生の維持、梅林の育成、花壇づくり、バラの育成など)
<b>こどもの遊びサポート</b>	
<b>施策</b>	<b>内容</b>
プレイパークの推進	公園や緑地に市民との協働によるプレイパークの開催を推進します。開催団体の活動支援を区や関係局と連携して進めます。
<p><b>地域・流域での連携</b> 身近な生活圈や流域での水と緑の様々なフィールドでの活動の連携を進めることで、市民とともに</p>	

### 3 横浜みどりアップ計画【リーディングプロジェクト】

#### [目的]

市民生活に身近な場所に豊かな水と緑が散在している横浜らしい水・緑環境を再生するという、長期的視野に立ち、緑豊かなまち横浜を次世代に継承するため、横浜市域の緑の総量である緑被率を平成 22(2010) 年度時点で 31%以上(水緑率 35%以上)に維持・向上します。

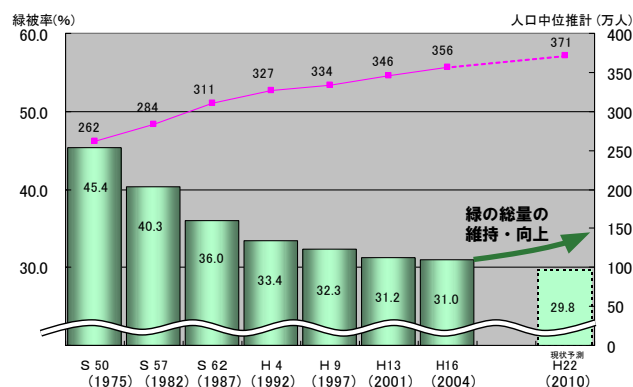
#### [位置付け]

横浜市水と緑の基本計画における、緑の総量の維持・向上を図るため、平成 18(2006) 年度から 5 か年間、重点的に取組を進める計画です。

#### [内容]

以下の「樹林地を守る」・「農地を守る」・「緑をつくる」の 3 つの分野の新規事業および拡充した既存事業で構成します。

■図 横浜市の人口と緑被率の推移と予測



#### 【樹林地を守ります】

事業名	内容	平成 22 年度の
		事業目標
市民の森の指定拡大	市内の緑地を保全するため、所有者の協力を得ながら、散策路などをつくり、市民が憩う場として公開します。	53ha
水源の森の制度拡充と指定拡大	総合的な浸水対策から保全が必要となる水源の森について、源流の森として制度を拡充し、指定を拡大します。	制度拡充 10ha
緑地保存地区の制度拡充と指定拡大	市街化区域の貴重な緑地を保全するために、所有者の協力を得ながら指定する緑地保存地区について、制度を拡充し、指定を拡大します。	制度拡充 12ha
市民との協働による樹林地の保全	日常管理作業に携わる愛護会や森づくりボランティア団体が安全に作業できるように、樹林地の適正な管理を計画的に進めます。	推進

近郊緑地保全区域の指定拡大	近郊緑地保全区域の指定拡大を行います。	50ha
近郊緑地特別保全地区の指定拡大	円海山周辺の豊かな緑を守るため、「近郊緑地特別保全地区」として指定します。	120ha
特別緑地保全地区の指定拡充	良好な自然環境を形成している緑地について、特別緑地保全地区に指定していきます。	123ha
地区計画における緑地保全 (地区計画緑地保全条例の制定)	良好な居住環境を確保するために必要な樹林地等を地区計画に位置づけることができるよう、条例を改正します。	条例改正
土地利用規制とあわせた拠点となる緑地の保全	効果的な規制・誘導手法とあわせて市街化調整区域等の緑地保全を推進します。	制度運用
市街地の斜面緑地の保全	景観法等と連携した土地利用規制とあわせて、市街化区域の斜面緑地の保全を推進します。	制度運用
よこはま協働の森基金の拡充	地域住民の発意により、「よこはま協働の森基金」と地域住民が集めた資金とをあわせて、樹林地を取得します。	推進
緑の環境整備のための新たな財源の確保	緑の環境整備に対応するために、新たな財源の確保を検討します。	新たな財源確保

## 【農地を守ります】

事業名	内容	平成 22 年度の 事業目標
市民と農との地産地消の推進	市内産の農畜産物の地産地消を市民・農業者とともに進めることによって、農を活かした風土を育むとともに、地域農業の活性化を図り農地を保全します。	直売ネットワーク参加農家数 330 戸 全小学校への供給
市内産農産物の生産振興	横浜ブランド農産物の育成・増産をはかるとともに、環境保全型農業に取り組む農業者の認定・支援を進めます。	認定者数 154 人
農体験の場の拡充	農体験に対する市民の多様なニーズに対応しながら、農地の保全を図るため、さまざまな機能や形態を持つ市民利用型農園の拡充を図ります。	7.6ha
アグリ・ツアーの開催	地域の農地や農産物、農村環境など、農の魅力に触れるワークショップの開催を支援し、市民と農業者との協働による環境活動の育成を進めます。	6 回
農のある地域づくり協定事業	市街化調整区域内等の農地において、農業者と地域住民との話し合いにより、地域農業の継続に関する協働の取組を協定としてまとめ、地域と調和した農環境の保全を図ります。	6 件
農業専用地区等の拡大指定・整備	まとまりのある農地を農業専用地区に指定し、農地の保全と整備を進めるとともに、市民との協働や農地の多面的機能の発揮を促進します。 また、制度の拡充を行います。	100ha
農業への新規参入等の促進	多様な主体が農業への新規参入できる条件整備を行い、法人や市民などによる新規参入等を推進します。	17 件
相続税猶予制度の国家要望	農地の相続税の猶予制度の拡充について、国に要望を行っていきます。	推進
宅地化農地の活用	市街化区域内の農地のうち、生産緑地地区以外の、いわゆる宅地化農地において、市民の農体験ができる場づくりを検討します。	制度制定



【緑をつくります】

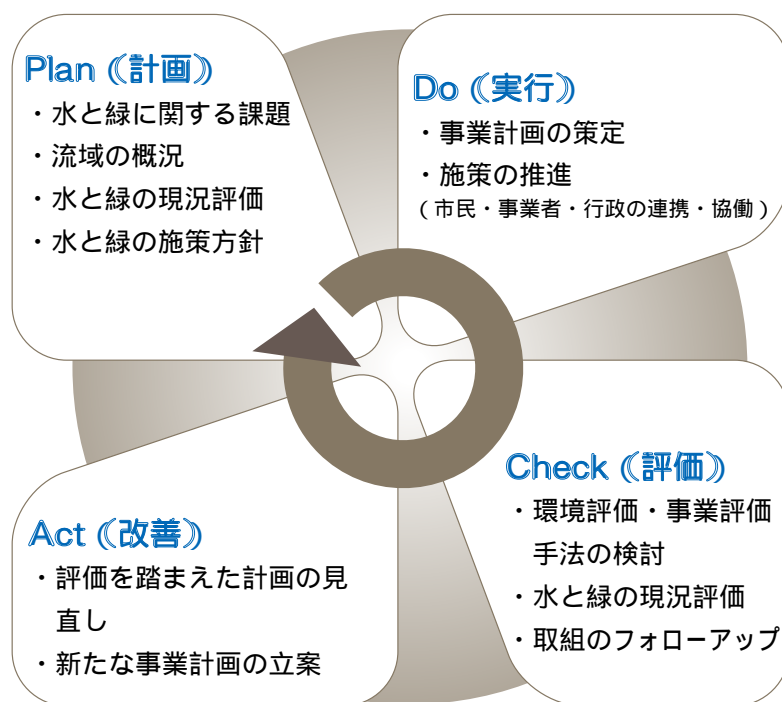
事業名	内容	平成 22 年度の 事業目標
150 万本植樹行動の推進	民有地の緑化推進 民有地における緑化を進めるため、普及・啓発、助成等を充実させます。	150 万本達成
	公共用地の緑化推進 既存の公共施設において、緑化を拡充します。	
	150 周年の森の整備 開港 150 周年を記念した森を市民とともに整備します。	完了
	イベントの誘致 全国「みどりの愛護」のつどいを、2009 年に誘致します。	イベント誘致
地域緑化の推進	市民・事業者等との協働による地域ぐるみの緑化活動を、地域の特性にあわせて推進し、緑豊かな街づくりを展開します。	18 か所
京浜の森づくり事業	京浜地区において、公共空間・民有地、それぞれの緑化を、企業、市民、行政の協働によって展開し、未来に引き継ぐ京浜の森づくりを推進します。	推進
	京浜の森づくり事業の先導的事業として借地公園の整備を進めます。	9.1ha
建築物緑化認定証の交付	建築物を建てる際に、一定率の緑化を行った建築物に認定・顕彰する制度を創設・運用します。	制度制定・運用
地区計画における緑化の拡充	地区計画において、緑化率を定められるよう条例を改正します。	条例改正
緑化地域の指定	建築物を建てる際に、一定率の緑化を義務化する緑化地域を指定します。	指定
公園の整備拡充	身近な公園の拡充整備 1 小学校区に最低 1 か所の近隣公園・2 か所の街区公園があるよう整備します。	不足学区の解消
	スポーツができる公園の拡充整備 各区のスポーツ需要に応じて、スポーツができる公園を拡充整備します。	6ha (1 箇所 1ha 程度を想定)
	やさしさを見つける公園整備 福祉施設など、特定施設と一体化した公園の整備を推進します。	整備推進
水辺環境の整備	せせらぎ緑道や川辺の散歩道、水辺拠点の整備などにより、身近な水辺環境を整備します。	10.2km 6 拠点の整備
(仮称) 杉田臨海緑地の整備	市民が海を身近に感じることでできる憩いの空間として(仮称) 杉田臨海緑地を整備します。	供用
開港 150 周年記念拠点の整備	よこはま動物園ズーラシアの未整備地区を活用し、開港 150 周年記念イベント(ヒルサイドステージ)の会場となる拠点を整備します。	一部供用
新治の森づくり事業	北の森の拠点となる、緑区新治の緑地や農地を一体的に保全し、市民が里山の自然環境を楽しみ、体験、学習、交流する場として整備します。	事業中
返還跡地の活用検討	米軍施設の返還跡地について、地域の状況に応じて農業振興、公園整備等を行います。	活用中



## 第6章 計画の点検と見直し

概ね5年ごとに、水緑率や流域内の水・緑環境の現況を把握して、市民の皆様に情報提供するとともに、施策の進捗などを点検し、必要に応じて計画を見直します。

■図 PDCA サイクルに合わせた施策推進







## 資料編

資料 1 計画策定の経過 .....	214
資料 2 横浜市緑の環境整備審議会委員等名簿 .....	215
資料 3 基本指標「水緑率」について .....	217
資料 4 流域指標の考え方について .....	221
資料 5 緑化重点地区指定の概要 .....	222
資料 6 公園緑地に関する主な制度一覧 .....	228
資料 7 用語集 .....	229

## 資料 1 計画策定の経過

平成 17 年 8 月 ~9 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>水と緑の環境に関するアンケート調査 20 歳以上の市民 3,000 人 (無作為抽出) を対象に実施 (回答 1,114 通)</li> </ul>
11 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市緑の環境整備審議会 (第 37 回) 「水・緑環境のあり方について」審議</li> </ul>
12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市緑の環境整備審議会 (第 38 回) 「計画の基本的な考え方について」審議</li> </ul>
平成 18 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境行動都市横浜シンポジウム楽しみながら守り育てる水と緑」を開催</li> </ul>
4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「水と緑の基本計画 (仮称) の基本的な考え方 (案)」を公表し、市民意見を募集 (意見数 延べ 29 人、90 件)</li> </ul>
6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市緑の環境整備審議会 (第 39 回) 「横浜市水と緑の基本計画の構成について」審議</li> </ul>
7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市緑の環境整備審議会専門部会における検討 (第 1 回)</li> </ul>
8 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市緑の環境整備審議会専門部会における検討 (第 2 回)</li> </ul>
9 月 ~10 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市水と緑の基本計画 (素案) パブリックコメント (市民意見募集) の実施 (意見数 延べ 113 人、340 件)</li> </ul>
11 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市緑の環境整備審議会専門部会における検討 (第 3 回)</li> </ul>
12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市緑の環境整備審議会 (第 40 回) 「横浜市水と緑の基本計画 (原案) について」審議</li> <li>横浜市会環境創造・資源循環委員会に報告 「横浜市水と緑の基本計画 (原案) について」</li> <li>横浜市水と緑の基本計画確定</li> </ul>
平成 19 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市水と緑の基本計画公表</li> </ul>

## 資料2 横浜市緑の環境整備審議会委員等名簿

## 「横浜市緑の環境整備審議会(第10期・第11期)委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏名	補職等
石川 幹子	慶応義塾大学環境情報学部教授 (造園学)
内田 洋子	よこはま・ゆめ・ファーマー代表
内山 陸雄	社会福祉法人 横浜市福祉サービス協会相談役
窪田 陽一	埼玉大学大学院理工学研究科教授(環境制御工学)
後藤 史子	横浜市立小学校長会代表
小堀 洋美	武蔵工業大学環境情報学部教授 (保全生物学)
佐々木 明男	横浜市町内会連合会代表
嶋村 勝夫	横浜市園芸協会会長
志村 善一	横浜市 JA 連絡会議代表(横浜農業協同組合 代表理事組合長)
昌子 住江	関東学院大学工学部教授 (都市計画学)
進士 五十八	東京農業大学地域環境科学部教授 (造園学)
杉崎 節子*	よこはま・ゆめ・ファーマー代表
曾田 欽嗣	社団法人 日本造園修景協会 副会長 (公園緑地政策)
田代 洋一	横浜国立大学大学院国際社会科学部教授 (農業経済学)
長岡 裕	武蔵工業大学工学部教授(水環境工学)
畑井 展子*	横浜市立小学校長会代表
檜垣 宏子	鶴見川を再発見する会代表
藤巻 司郎	社団法人 横浜市造園協会 会長
星野 正宏*	横浜商工会議所 副会頭
松永 正勝	横浜商工会議所 常務理事・事務局長
米川 和子	「中山花いっぱい会」会長

※は第10期(補職は当時のもの)

## 「横浜市緑の環境整備審議会専門部会」委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏名	補職等
石川 幹子	慶応義塾大学環境情報学部教授 (造園学)
進士 五十八	東京農業大学地域環境科学部教授 (造園学)
曾田 欽嗣	社団法人 日本造園修景協会 副会長 (公園緑地政策)
長岡 裕	武蔵工業大学工学部教授(水環境工学)
田代 洋一	横浜国立大学大学院国際社会科学部教授 (農業経済学)



横浜市緑の環境整備審議会幹事名簿(平成17・18年度)

(敬称略)

氏名	補職名
橋本 繁	環境創造局長
牧野 和敏 阪間 育男*	総務部長
渡邊 聡 野村 宜彦*	安全都市環境担当 政策専任部長
石川 智康	総合企画部長
香林 仁司	環境保全部長
内藤 恒平 牧野 和敏*	環境活動推進部長
本山 忠範	農政担当部長
山下 博 室岡 三郎*	環境施設部長
吉田 哲夫 山下 博*	環境整備部長

※は平成17年度(補職は当時のもの)

これからの水と緑のあり方プロジェクト名簿(平成17・18年度)

(敬称略)

<p>環境創造局</p> <p>総合企画部</p> <p>環境政策課：担当課長 橋本 健、緑化推進担当課長 水谷 誠、担当課長 片桐 晃 課長 金子 延康*、担当課長 今関 三貴也*</p> <p>環境保全部</p> <p>規制指導課：担当課長 大場 康久</p> <p>環境活動推進部</p> <p>環境活動事業課：課長 増尾 明、担当課長 熊田 力、担当課長 寺島 正明、担当課長 畠中 潤一郎*</p> <p>環境科学研究所：所長 山口 敬義</p> <p>農地保全課：課長 山田 薫</p> <p>環境施設部</p> <p>水・緑管理課：課長 扇原 博、公園経営担当課長 上原 啓史、担当課長 内藤 恒平*</p> <p>開発調整課：課長 中村 智樹</p> <p>水再生施設管理課：課長 小浜 一好、課長 下村 八郎*</p> <p>水再生施設整備課：課長 石北 正道</p> <p>環境整備部</p> <p>事業調整課：課長 成田 禎、流域担当課長 桐原 隆、地域資源活用担当課長 毛涯 清隆* 流域担当課長 多田 明男*</p> <p>用地調整課：課長 大平 高儀、担当課長 毛涯 清隆、課長 小林 敏行*</p> <p>事務局：環境科学研究所</p> <p>山内 泉、西高 幸作</p> <p>：環境政策課</p> <p>倉知 秀朗、松崎 尚紀、奥野 修平、江成 卓史、中野 恵美子、岩間 隆男、杉本 彰、 関川 朋樹*、福田 勝宏*、伊東 裕*</p>
---

※は平成17年度(補職は当時のもの)

### 資料3 基本指標「水緑率」について

本計画は、水・緑環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、水と緑を一体とした計画としたことから、市民が潤いや安らぎを感じる魅力ある水・緑環境、また雨水浸透、貯留、蒸散など水循環といった視点から、基本指標を「水緑率」として設定し、以下のような考え方で「水緑率」をさらに向上させていくこととしました。

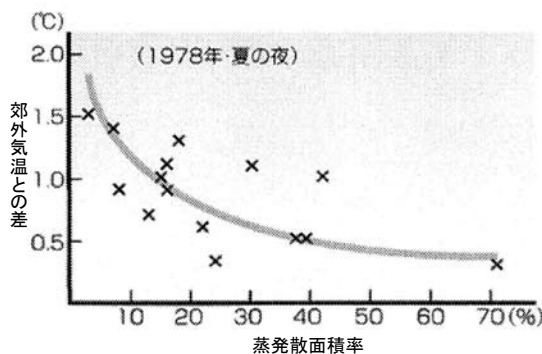
#### (1) 都市にふさわしい水緑率の総量

国土交通省の資料によれば、都市では30%~40%の緑地や水面を確保すると、都市の温度環境は安定すると考えられています。(ヒートアイランド現象の緩和効果)

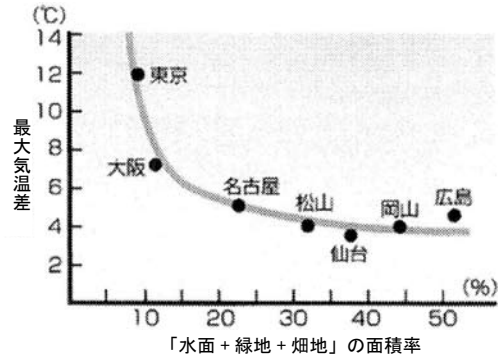
<参考>

都市における緑地、水面等の蒸発散面積と夏期の気温との関係に関する調査事例

■図 広島市における蒸発散面積率と郊外気温との差



■図 主な都市における蒸発散面積率と郊外気温との差



出典：福岡義隆(1983):都市大気の温暖化における水と緑の役割、水利科学 NO.244

#### (2) 横浜市長期ビジョンを踏まえた水・緑環境のあり方

横浜らしい水・緑環境は、横浜が活力に満ち、生活しやすく、就業しやすい魅力ある都市として際立つためにも主要な要素となります。

また、少子高齢化、人口減少社会の到来など、大きな転換期に直面しているなかで、市民が水と緑などにふれあい、楽しみながら、さらに保全活動に関わることを契機に、地域や都市の活力につなげていくことが必要となります。

人口360万人を有する大都市でありながら、市民生活の身近なところに、樹林地や農地、水辺など、横浜らしい魅力ある水・緑環境が散在していることが横浜の水・緑環境の特徴であり、市民・事業者・行政の連携・協働により、水・緑環境の総量を維持・向上させ、平成37年(2025年)には、現状(平成16年(2004年))の水緑率35%(緑被率31%)をさらに向上していく取組を推進していくこととしました。

### (3) 「水緑率」の状況等

#### < 河川流域ごとの状況等 >

「水緑率」は、地域により状況が異なるため、今回の基本計画の特徴でもある、河川流域ごとの源・上流域、中流域、下流域で、新たに「水緑率」を含めた現状分析を行った上で、地域の特性にあわせた施策を展開します。

■表 流域別水緑率(平成16年(2004年)) (単位: %)

流域	全体	源・上流域	中流域	下流域
鶴見川	36	40	40	22
入江川・滝の川	19		24	13
大岡川	25	38	19	19
帷子川	36	41	40	16
宮川・侍従川	38	43		26
柏尾川	37	43	31	
境川	46	50	42	
直接海にそそぐ小流域の集まり	26	39	22	15

#### < 各区ごとの状況等 >

また、各区においても「水緑率」の状況を把握し、地域の特性やニーズを踏まえながら、都市計画マスタープラン各区プランに基づく施策の推進等とあわせ、市民・事業者との協働により「水緑率」を維持し、向上する取組を推進します。

■表 区別水緑率(平成16年(2004年)) (単位%)

区名	緑被率 (樹林地・農地・草地)	緑に囲まれた グラウンド等の 面積率	水面の面積率	水緑率*
鶴見区	14.7	1.7	2.8	19.1
神奈川区	23.5	2.6	2.1	28.2
西区	13.1	3.9	1.8	18.8
中区	15.2	2.5	1.4	19.0
南区	16.0	2.7	0.8	19.5
港南区	23.0	4.4	0.4	27.9
保土ヶ谷区	32.2	3.0	0.6	35.9
旭区	37.1	2.9	0.7	40.6
磯子区	27.8	2.0	0.9	30.7
金沢区	31.8	4.4	2.1	38.3
港北区	27.8	2.5	1.7	32.0
緑区	44.3	2.7	1.0	48.0
青葉区	34.0	3.4	0.7	38.1
都筑区	36.1	4.0	0.6	40.7
戸塚区	39.0	3.2	0.9	43.0
栄区	42.1	2.1	0.8	44.9
泉区	41.1	2.8	1.5	45.5
瀬谷区	35.9	2.2	0.5	38.6
全市	31.0	2.9	1.2	35.1

※ 端数処理により合計と合わない区があります。



< 施策ごとの状況等 >

行政施策として直接的に水・緑環境の担保(確保)を行う各施策毎の状況を見ると、平成16年(2004年)時点で、市域面積の約15%を、行政主体型、協働型の施策により担保(確保)している状況となっています。

区分	施策分野	主な施策	面積 (ha)	市域面積率 (%)
<b>行政主体型</b>			<b>3,341</b>	<b>約8%</b>
* 法律による緑地の指定や公園整備など、行政の主体的な取組により水・緑環境を担保(確保)する施策	樹林地保全施策	特別緑地保全地区等	189	
	公園施策	都市公園、港湾緑地等	2,028	
	緑化施策	街路樹、公共施設緑化等	615	
	水環境施策	河川・水路等の水面、河川環境整備等	509	
<b>協働型</b>			<b>3,233</b>	<b>約7%</b>
* 土地所有者の協力を得て、地区指定や借地等により水・緑環境を担保(確保)する施策	樹林地保全施策	市民の森、源流の森、協働の森等	1,233	
	農地保全施策	農専・農用地、生産緑地地区、市民利用型農園等	1,836	
	公園施策	借地公園、立体都市公園等	42	
	緑化施策	公開空地制度等	97	
	水環境施策	雨水調整池、遊水池等	25	
			<b>合計</b>	<b>約15%</b>

(市域面積：43,498ha)

また、上記の行政主体型、協働型の施策により担保(確保)した水・緑環境以外に、市域面積の約20%が、地区指定等のされていない樹林地や農地、住宅地の緑など、民間主体の水・緑環境により構成されています。

<b>民間主体型</b>		<b>約20%</b>
* 民間主体の水・緑環境	上記以外の民有樹林地 上記以外の農地 住宅地の緑 工場・事業場の緑 民有の水面等	* 水緑率35%から上記の15%を差し引いた面積率

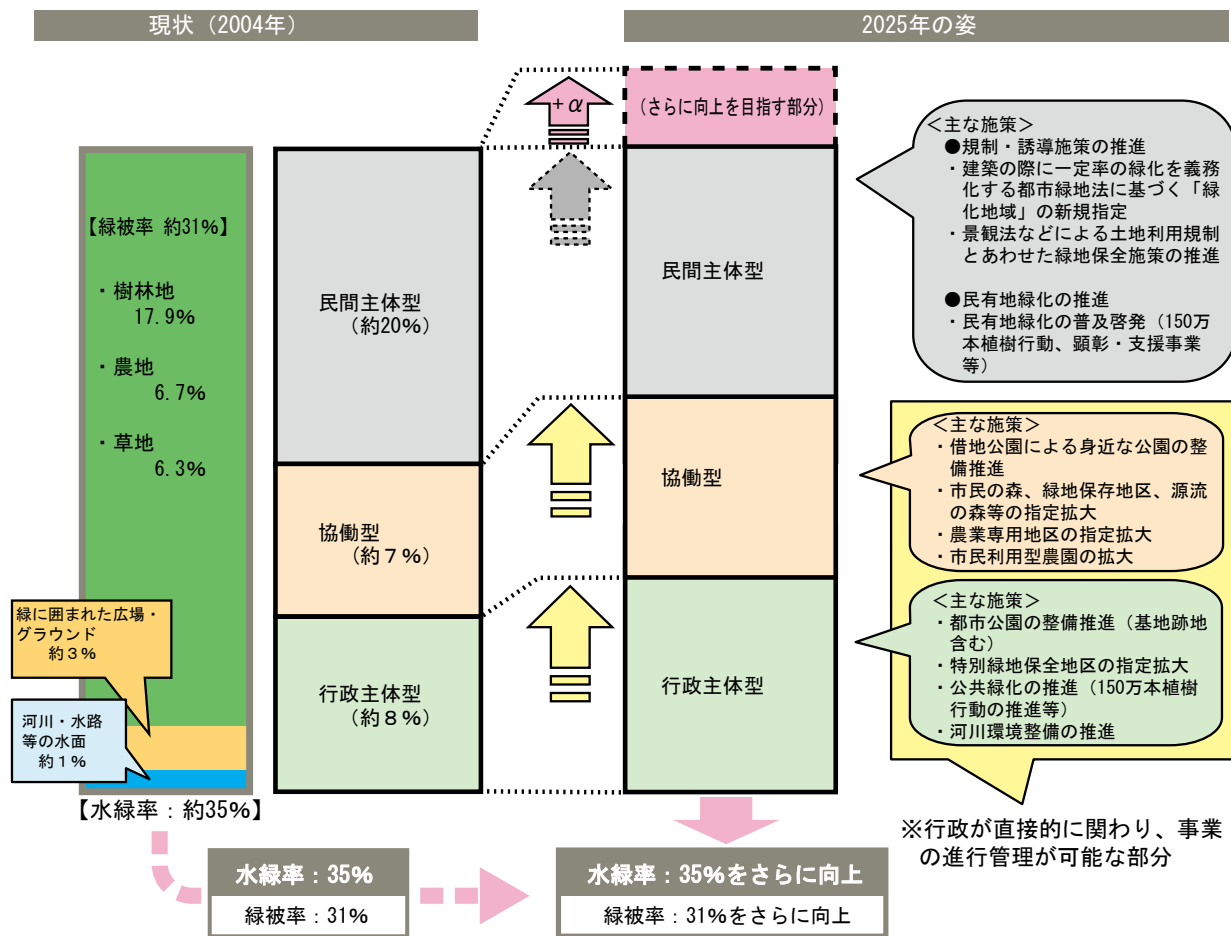
(4) 「水緑率」の目標達成に向けた施策・事業展開の考え方

現状の「水緑率」について、行政主体型と協働型については、特別緑地保全地区や農業専用地区の指定拡大、借地公園制度の活用による公園の整備推進、公共緑化の推進などにより、現状(約15%)をさらに向上させます。

また、民間主体型については、地区指定されていない農地の保全や緑地保全を進めるための規制・誘導施策を推進するとともに、「150万本植樹行動」や「顕彰・支援事業」など民有地緑化を推進すること等により、現状の「水緑率」(約20%)をさらに向上させます。

【図「水緑率」の取組概念図を参照】

■図「水緑率」の取組概念図



### (5) 行政主体型、協働型の施策による事業量の想定

行政主体型、協働型の各施策の2025年水準を、下表のとおり想定しています。

（単位：ha）

区分	樹林地	農地	公園	緑化 その他	水環境	合計	市域面積率
行政主体型	500	—	2,700	700	550	4,450	約10%
	特別緑地保全地区等	—	都市公園、港湾緑地等	街路樹、公共施設緑化、学校の校庭	河川環境整備、河川・水路の水面		
協働型	1,700	2,400	300	100	50	4,550	約10%
	市民の森、源流の森、協働の森	農専・農用地、生産緑地地区、市民利用型農園等	借地公園、立体公園都市等	公開空地等	雨水調整池、遊水池等		
合計	2,200	2,400	3,000	800	600	9,000	約20%

## 資料 4 流域指標の考え方について

本計画では、水環境・緑環境の現状把握や現状評価を行うために流域指標を設定し、各流域単位ごとに評価する試みを行っています。流域指標の設定にあたっては、水・緑環境の「量」「質」「魅力」を表す項目を組み合わせることで、各流域単位ごとにレーダーチャートに表すことにより、それぞれの地域特性を表現できるよう工夫しています。

指標設定の考え方は下記に示すとおりですが、ここでは現在把握している環境データなどを用いて、暫定的に整理し、評価したものであり、今後、指標の評価項目や評価手法については、本計画の進行管理により適した指標となるよう、継続して検討を進めることとします。

分類	評価項目	設定の考え方
量	水緑率	水・緑環境の総量を表す指標であり、本計画の基本指標として設定したものです。従来の緑被率は航空写真を用いて緑の空間の総量を算定したのですが、これに河川など水面の占める面積を加算することで、水と緑の総量を表現するものとなりました。平成16年(2004年)時点では、緑被率約31%、緑に囲まれたグラウンド等の面積率約3%、水の面積率約1%、これを合計して、水緑率約35%となっています。
	水循環	自然の水循環を表す指標として「雨水浸透率」と「河川流量」を考慮しています。雨水浸透率は樹林地や市街地など土地利用状況に基づき、降雨量から表面流出や蒸発散を除いた雨水の浸透率を算出したものであり、地下水の涵養や自然の水循環を表しています。河川流量については河川の流速と水深を用い、自然の水循環が向上することにより、河川の固有水量が確保される効果を評価しようとするものです。
質	水と緑の質	ここでは「緑環境の質」の側面として「緑地担保率」、「水環境の質」として「水質指標」を考慮しています。緑地担保率は、各流域における現存緑地面積に対して、制度上担保されている緑地面積の割合を示すものです。水質指標は、水域区分ごとの達成目標である水質項目(BOD、CODなど)とともに、水域生物相調査に基づく生物指標による水質階級判定結果を用い、評価します。
	生物多様性	自然環境の質の側面として「生き物」の生息状況や分布状況は重要な評価指標となります。ここでは、過去の陸域生物相調査結果を基に、地域ごとに、植物や鳥類、昆虫類等の多様性を評価しています。今後は生物種の多様性ととともに、生態系の健全度合いを評価する手法を検討していきます。
	景観	水・緑環境の視覚的な効果や横浜らしい風景、歴史的建造物などの存在を含め、景観は「環境の質」の評価項目としてとらえることができます。ここでは定量的評価を行っていませんが、今後、定量的な把握の方法や評価手法について検討していきます。
魅力	身近な水と緑	市民が身近に感じられる水と緑を評価しています。内容は、①水と緑のネットワークの軸線から250m以内の地域の面積、②市民利用型農園などの面積、③市民の森など市民が利用できる緑地の面積、④各小学校区に整備する身近な公園の充足率、を用いています。



## 資料 5 緑化重点地区指定の概要

### (1) 鶴見川流域地区（青葉区、緑区、都筑区、旭区、神奈川区、港北区、鶴見区）

#### ① 地区の範囲

鶴見川流域 ※市域部分

#### ② 地区の現況

鶴見川流域には、「緑の七大拠点」である「こどもの国周辺」、「三保・新治」などがあります。

源流部には丘陵地に谷戸が奥深く入り込み、谷戸を取り巻く里山の景観や貴重な生態系が残されています。

鶴見川支流である大熊川流域や烏山川流域などの中流域では、市街化調整区域が広がり横浜らしい景観を残す農地広がっています。一方で、港北ニュータウンをはじめとして、計画的に開発された住宅地も広がっています。

下流域では、幅の広い谷底底地の周囲から三ツ池公園、獅子ヶ谷市民の森、日吉特別緑地保全地区など、市街地における貴重な緑地環境を形成しています。低地部には住商工が混在し、流通施設や農地も含む複合的な土地利用となっており、河川のそばまで都市化されています。

黒須田川周辺



#### 【主な流域資源】

河川	鶴見川、矢上川、早渕川、大熊川、烏山川、黒須田川、恩田川、梅田川、岩川、奈良川
緑の拠点	こどもの国、新横浜公園、岸根公園、新治市民の森、獅子ヶ谷市民の森、寺家ふるさと村など
水再生施設	北部第一水再生センター、北部第二水再生センター、港北水再生センター、都筑水再生センター、北部汚泥資源化センター

#### ③ 緑の街づくりの方針

上流域に広がる「緑の七大拠点」など、まとまりのある緑地を保全し、流域の環境保全機能、保水機能等の維持・向上を図ります。

また、鶴見川をはじめとして流域内に流れる小中河川と川沿いに広がる緑のネットワークを形成するとともに、市街地内に点在する斜面緑地や都市公園、池、せせらぎ、遊水池など、身近な水と緑の環境の維持・創出を進めます。

さらに、緑地保全施策などとあわせて、折本・羽沢・菅田など市街化調整区域に広がる農地を保全し、横浜の特徴でもある都市農業の活性化につなげます。

これらの事業の実施にあたっては、水循環系に係る諸課題を総合的にマネジメントする「鶴見川流域水マスタープラン」（平成16年8月：国、東京都、神奈川県、川崎市、町田市、稲城市、本市の6都市連携で策定）を踏まえた、治水、利水、環境保全における「水循環系の健全化」を目指します。

(2) 入江川・滝の川流域地区 (鶴見区、神奈川区)

入江川河口部

① 地区の範囲

入江川・滝の川流域

② 地区の現況

この流域は、比較的早い時期から市街化が進み、その影響で河川の暗渠化が進んだ都市河川流域です。

入江川・滝の川やそれらに平行した幹線道路や鉄道を中心とした低地と、それらを囲む斜面緑地で構成され、市街地を通り、埋め立て地の運河へと流れ込みます。



【主な流域資源】

河川	入江川、滝の川
緑の拠点	三ツ沢公園、豊顕寺市民の森、峰沢農用地区域 など
水再生施設	神奈川水再生センター

③ 緑の街づくりの方針

市街地に残された斜面緑地を公園整備や緑地保全、景観法の活用などにより緑地景観を保全するとともに、市街地における緑化施策を進めて、緑の拡充を図ります。

さらに、全域が合流式下水道区域であることから、公共用水域の水質改善を図るとともに、臨海部の再編などまちづくりとも連携した水辺の再生や活用を図ります。

(3) 帷子川流域地区 (旭区、保土ヶ谷区、西区)

帷子川中流部

① 地区の範囲

帷子川流域

② 地区の現況

上流域には、市街化調整区域が広がり、その多くが農地となっています。

また、緑の七大拠点である「川井・矢指・上瀬谷」「三保・新治」「大池・今井・名瀬」というまとまった緑や河川沿いの斜面緑地が残されています。

その一方で、大規模宅地開発により地域の保水機能等が低下し、降雨時には大量の雨水が流れ込むことから、治水対策として中流部から帷子川分水路が建設されています。



【主な流域資源】

河川	帷子川、今井川、くぬぎ台川、中堀川、二俣川、矢指川
緑の拠点	横浜動物の森公園、横浜市子ども植物園、三保市民の森、追分市民の森など
水再生施設	なし

③ 緑の街づくりの方針

本流域は、市域で完結する流域であり、下水処理水の流入もないため、自然的水循環再生を推進します。

上流域では、緑の七大拠点の保全を推進し、流域の保水機能の維持・向上を図るとともに、横浜動物の森公園の整備を進めます。また、横浜の原風景でもある里山や、河川沿いに広がる農地の景観を維持するために、樹林地と農地の一体的な保全を図ります。

下流域から河口部の都心市街地では、運河状の水路や市民利用施設、商店街があるため、まちづくりとも連携し、公園整備や緑化推進などにより身近な水・緑環境をつくります。

また、支川や各区で計画する散歩道などを結びつけ、水と緑のネットワークづくりを進めます。

#### (4) 大岡川流域地区(金沢区、磯子区、港南区、南区、中区)

大岡川河口部

##### ① 地区の範囲

大岡川流域

##### ② 地区の現況

大岡川と鎌倉街道を軸に、古くからの都心部から川筋に沿ってさかのぼるように市街地がのびた流域であり、歴史を反映して市民生活と密接な結びつきがある川です。



大岡川の源流部は、「緑の七大拠点」である「円海山周辺」の一部で、緑豊かな氷取沢の森となっており、一帯が「円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域」及び「円海山・北鎌倉近郊緑地特別保全地区」に指定されています。しかし、上流域で行われた大規模宅地開発によって、従来の水路のほとんどが失われ、流域の保水機能が大幅に低下したことから、治水対策として大岡川分水路が建設されています。

中、下流部には密集した既成市街地が広がり、一部は緑が少ない地域となっています。

また、大岡川沿いに桜並木があり、大きな水と緑の軸が形成されていますが、これまでの下水道整備によって水路が暗渠化され、身近な水辺が少ない状況です。

#### 【主な流域資源】

河川	大岡川、中村川、堀割川、日野川
緑の拠点	円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域、弘明寺公園、清水ヶ丘公園、氷取沢市民の森、峯市民の森など
水再生施設	なし

##### ③ 緑の街づくりの方針

上流域で貴重な緑地の保全を図るとともに、市街地での緑の拠点となる公園整備や、公共施設をはじめとした緑化施策を推進します。

本流域は円海山周辺を源流として市域で完結しており、下水処理水の流入もないことから、自然の流れの再生と合わせて合流式下水道の改善を進め、公共用水域の水質改善を進めます。

また、県・市の連携による大岡川河川再生事業など、川を楽しむ取組を進めるとともに、市民の憩いである桜並木と水辺の保全とあわせて、水と緑による市民・まちの活性



化や関わりを回復することや、「まちなかの自然」としての川の自然性向上のほか身近な水辺づくりを進めます。

(5) 宮川・侍従川流域地区(金沢区)

平潟湾

① 地区の範囲

宮川・侍従川流域

② 地区の現況

「緑の七大拠点」である「円海山周辺」の緑地を水源として、平潟湾に注ぐ小河川流域で、山から海までの環境をもつ流域になっています。

上流域は、朝比奈特別緑地保全地区やそれに隣接する金沢動物園など自然と歴史豊かな水・緑環境が広がっています。また、大規模宅地開発により流域の保水機能が低下しているため、低地部では雨水をいかに活用して水環境を回復するかが課題となっています。また、平潟湾は内湾であり水質の改善が課題となっています。



【主な流域資源】

河川	宮川、侍従川
緑の拠点	円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域、金沢動物園、釜利谷市民の森など
水再生施設	なし

③ 緑の街づくりの方針

海に近づけるエリアや、歴史的資産の魅力を活かしながら、水・緑環境の保全・創出を行っていきます。また、流域の拠点となる公園を整備していきます。

宮川と侍従川は、小河川ながら海と山を結ぶ自然の軸として、周辺の緑化や斜面緑地保全を進めることが必要です。この地区に多く立地する大学などの教育機関などでも、環境再生やまちづくりに関わる活動が盛んであり、それらと連携しながら、環境教育活動の場となるよう水・緑環境の保全に努めていきます。

(6) 境川流域地区(瀬谷区、泉区、戸塚区)

境川中流部

① 地区の範囲

境川流域 ※市域部分

② 地区の現況

境川は藤沢市との市境を流れる河川であり、本川に向けて台地を刻む支流がいくつも合流しています。

上流域の一部が「緑の七大拠点」の「川井・矢指・上瀬谷」にあたり、豊かな水・緑環境が残されています。



また、流域内の多くを市街化調整区域が占め、中流部低地の水田、斜面緑地を背にした集落、台地上の畑地、という土地利用が引き継がれ、「上飯田・和泉」などや「下和泉・東俣野」などでは、河川沿いの農地・樹林地が広がっています。

更に、本流域は雨水の浸透しやすい地質で、斜面部からの湧水や横井戸が各所に見られます。

【主な流域資源】

河川	境川、宇田川、和泉川、相沢川
緑の拠点	俣野公園、天王森泉公園、瀬谷市民の森、まさかりが淵市民の森、東俣野農業専用地区、並木谷農業専用地区など
水再生施設	西部水再生センター

③ 緑の街づくりの方針

拠点となる緑地や農地の保全、公園の整備や緑化を推進することにより、流域の水・緑豊かな景観や保水機能等を維持します。

また、境川本川の水質改善や川沿いの道の活用をすすめるとともに、湧水点等の保全や樹林地・農地等の地域資源の活用を進めます。

(7) 柏尾川流域地区（戸塚区、栄区、港南区、泉区、瀬谷区）

① 地区の範囲

柏尾川流域 ※市域部分

② 地区の現況

「緑の七大拠点」である、「大池・今井・名瀬」「舞岡・野庭」「円海山周辺」を水源として、阿久和川や平戸永谷川など多くの小河川が流れ込んで柏尾川流域を形成しています。

上・中流域では大規模宅地開発により多くの住宅地が立ち並んでいます。

低地部は、かつて桜堤や田谷周辺など景勝の地でしたが、その後、内陸工業地帯として大規模な工場、研究所が立地しています。

いたち川（支流）上流部



【主な流域資源】

河川	柏尾川、いたち川、舞岡川、平戸永谷川、阿久和川、名瀬川、川上川
緑の拠点	円海山・北鎌倉近郊緑地特別保全地区、舞岡公園、横浜自然観察の森、舞岡ふるさと村、荒井沢市民の森、上郷市民の森など
水再生施設	栄第一水再生センター、栄第二水再生センター

③ 緑の街づくりの方針

拠点となる緑の保全・活用の推進にあたり市民協働による施策を展開します。また、川沿いは古くからの道筋や集落を引き継いだ歴史資産や斜面緑地が豊かであるため、これらの資源を生かした魅力的な環境を創造します。

また、戸塚駅周辺では再開発が進められているため、まちづくりと合わせた取組を進めます。さらに、公園、開発調整池や河川遊水池などを活用して、流域に広がる水と緑のネットワークづくりに結びつけていきます。

(8) 海にそそぐ流域地区 (磯子区、中区、鶴見区、金沢区)

海の公園付近

① 地区の範囲

他流域に属さない地域

② 地区の現況

本牧から根岸、金沢の海に臨む地区では、旧海岸線に沿って、山手の丘、本牧山頂公園、三溪園、野島公園などのまとまった緑が残されており、「海をのぞむ丘」が形成されています。また、高度経済成長に伴い埋め立てられた海沿いの地域は、産業施設、流通施設が主体となり、周囲には工業団地が広がっています。



平成17年度には米軍施設である小柴貯油施設が返還され、都市の中の貴重な緑の拠点として加わりました。

【主な流域資源】

緑の拠点	港の見える丘公園、本牧山頂公園、三溪園、海の公園、野島公園、称名寺市民の森、旧小柴貯油施設など
水再生施設	南部水再生センター、中部水再生センター、金沢水再生センター、南部汚泥資源化センター

③ 緑の街づくりの方針

海をのぞむ丘の保全と共に、公園整備や緑化の推進により身近な緑を創出します。

また、水際線では市民が近づきやすい水辺づくりを目指し、海辺に人々を導く道筋としての、水路沿いの環境づくりや、河口部・潮入り、汽水域の独特の自然環境を保全回復する取組を進めます。



## 資料6 公園緑地に関する主な制度一覧

制度名	法による制度			
	都市公園(買収)	都市公園(借地)	特別緑地保全地区	近郊緑地特別保全地区
根拠法令	都市公園法	都市公園法	都市緑地法	首都圏近郊緑地保全法
対象	市内全域	市内全域	市内全域	市内全域 (近郊緑地保全区域内)
基準	概ね500㎡以上 (公園整備のニーズや不足状況等に配慮しながら配置)		概ね5,000㎡以上の、一団の 良好な自然環境を形成する緑地	近郊緑地保全区域の緑地で、 樹林地等に類する土地が良好な 自然環境を形成し、相当な規模の 広さを有している土地
設置・ 契約期間	都市計画決定他	土地使用貸借契約 (無償)	都市計画決定 永年指定	
土地所有者 や契約者への優 遇措置等	①代替不動産取得価格からの 被収用不動産価格の控除 ②譲渡所得について5,000万円 控除 ③法人の場合、譲渡益又は 5,000万円の小さい方の損 金算入可	①固定資産税・都市計画税が 非課税 ②相続税は、20年以上の契約 の場合4割評価減	①固定資産税評価額が1/2 ②相続税評価額8割減(山林及び原野) ③相続税の延納利子税の利率を、課税相続財産の価額に占める 不動産等の価額の割合が ・50%以上の場合: 3.6% ・50%未満の場合: 4.2% ④行為の制限を受けることにより、土地の利用に著しい支障をきた す場合、その土地を買入れる旨申し出ることが可能	
管理形態	・横浜市管理 (草刈、除草、清掃等日常の管理は公園愛護会が行う)		・原則所有者による管理 ・ただし、市民の森などとの重複指定の場合、通常の管理は愛護 会へ管理を委託可能	
行為制限	・開発等の行為は禁止		・区域内での開発等の行為は禁止 ・原則として樹林保全上著しい影響を及ぼす行為は禁止	

制度名	横浜市の条例等による制度【※は、制度改正により平成19年4月1日施行予定】				
	市民の森	緑地保存地区※	源流の森※ (旧水源の森)	公園緑地寄附制度※	よこはま 協働の森基金制度
根拠法令	緑の環境を つくり育てる条例	緑の環境を つくり育てる条例	緑の環境を つくり育てる条例	公園緑地の 寄附受納要綱	横浜市 協働の森基金条例
対象	市内全域	市街化区域	市街化調整区域	市内全域	市内全域
基準	概ね2ha以上  公開可能な樹林地を中心とする一定の区域	500㎡以上 一団の樹林地 (山林課税地)	概ね5,000㎡以上 一団の樹林地 (山林課税地)	「指定公園緑地(要綱に 定める特別緑地保全地 区や市民の森等)」及び これに隣接する場合、 面積要件なし それ以外は、概ね500 ㎡以上	概ね1,000~5,000㎡ 一団の樹林地で土地所 有者の承諾が必要 ①境界が確定している もの ②公道に接するか、又 は管理用通路が確保 できるもの ③樹木による日影、倒 伏、落下枝等近隣へ の影響が少ないもの ④土地の安全性が確 保されていて、隣接 地に地滑り、崩落等 の恐れがないもの
設置・ 契約期間	市民の森契約 契約期間10年以上	緑地保存契約 契約期間10年以上	緑地保存契約 契約期間10年以上	寄附契約	よこはま協働の森基金 による取得
土地所有者 や契約者への優 遇措置等	①固定資産税・都市計 画税の減免 ②緑地育成奨励金 (30円/㎡) ③更新時に継続一時金 の交付	① 固定資産税及び都 市計画税の減免(奨 励金措置の場合あり) ② 更新時に継続一時 金の交付(300円/㎡)	① 固定資産税の減免 ② 更新時に継続一時 金の交付(300円/㎡)	①市長表彰制度 希望者には市長表彰 を実施 ②希望者には寄附者の 名前を冠した公園緑 地の命名が可能	市民が募金活動を行い 取得費用の一部(1割 以上)を集め、基金と併 せて用地を取得
管理形態	・原則所有者による管理 ・ただし、散策路や広場 などの通常の管理は 市民の森愛護会へ管理 を委託	・原則所有者による管理	・原則所有者による管理	・横浜市管理	・樹林地の取得や取得 後の管理について、 地域団体と市が協定 を締結 ・地域団体による管理
行為制限	・開発及びその土地の 形質の変更等は禁止 ・所有権移転・権利設 定をする場合には、市 長と協議(協議申出書) が必要	・樹木の伐採(管理行 為を除く)、土地の形 質の変更等禁止	・樹木の伐採(管理行 為を除く)、土地の形 質の変更等禁止	・市所有となるため永年 的に保全	・市所有となるため永年 的に保全

## 資料7用語集

## (あ) 行

- 赤潮**：海域で特定のプランクトンが大量に発生し、海水が変色する現象。海水中の窒素、リン等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられている。東京湾では、春から夏にかけて水温が上昇し日照時間が長くなると植物プランクトンが増殖し、赤潮が発生しやすい。
- アグリ・ツアー**：農をテーマとしたツアー。市民と農業者との協働による環境活動の育成を進めるため、地域の農地や農産物、農村景観など、農の魅力に触れるウォークラリー等を開催する。
- アマモ**：波の穏やかな浅い砂泥の海底に生えるアマモ科の多年草。海草類とは異なり、花を咲かせ実をつける単子葉植物で、見た目は稲によく似ている。草丈は1～2m。アマモの茂る海「アマモ場」は、魚の産卵場や稚魚の保育場になることから「海のゆりかご」と呼ばれ、多くの生き物が隠れ棲む場所となる。また、光合成により二酸化炭素や汚れのもとである窒素・リンを吸収する。
- 一級河川**：国土保全上（治水）または国民経済上（利水）特に重要な水系で、政令で指定したものにしかかわる河川で国土交通大臣が指定したもの。
- 雨水浸透施設**：都市化による雨水流出量の増加に起因する浸水を防止する目的として、雨水の流出を抑制するために雨水を地下に浸透させる施設であり、雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、雨水浸透側溝、透水性舗装などがある。
- 雨水浸透ます**：底部に穴を開け、その周辺に砂利を敷き並べ、雨水を地下に浸透させる雨水ます。
- 雨水浸透率**：土地の雨水浸透能力を表わす指標で、雨水が地盤へ浸透する割合を示すもの。
- 雨水貯留施設**：都市化による雨水流出量の増加に起因する浸水を防止する目的として、雨水の流出を抑制するための貯留施設であり、雨水調整池、雨水貯留管、各戸貯留施設、運動場・広場等の貯留施設などがある。
- 雨水貯留浸透施設**：雨水の流出抑制と地下水の涵養を図るために設置する施設。雨水を一時的に貯留する施設や土壌へ浸透させる施設などがある。
- 海の森づくり**：沿岸部では、魚介類が産卵したり、稚魚の時期をすこす場として重要な藻場が減少・消失しており、この対策としての藻場づくりを指す。本市では金沢湾の環境再生の一環として、市民との協働によるアマモ場の再生を実施している。
- エコトーン**：移行帯や推移帯と訳される。河岸や湖沼の沿岸等、生物の生息環境が連続的に変化する場所を指し、多様な生物の生息場所となっているため重要視されている。
- エコロジカルネットワーク**：分断された生物種の生息・生育空間を相互に連結することにより、生態系の回復や生物多様性の保全を図ること。
- 屋上緑化**：建築物の屋上に植物を植え、緑化すること。ヒートアイランド現象の緩和、建物への日射の遮断（省エネルギー効果）、二酸化炭素や大気汚染物質の吸着機能などの効果がある。

## (か) 行

- 開発調整池**：新たに宅地開発する場合、浸水を防止する目的として設置を指導している、降雨時に雨水を一時貯留するための調整池。
- 開発に伴う協定緑地**：「緑の環境をつくり育てる条例」に基づき、開発事業等に際して締結する「緑地の保全等に関する協定」。「開発事業の調整等に関する条例」に基づき、開発事業に対して、緑化又は既存樹木の保存の協議を行っている。

- 外来生物**：「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の定義によれば、人為により概ね明治元年以降に我国に入ってきた生物で、在来生物を捕食する、在来生物を競合により駆逐する、在来生物との交雑による遺伝的影響が生じるもの等を指す。
- 各戸貯留施設**：都市化による雨水流出量の増加に起因する浸水を防止する目的として、雨水の流出を抑制するための貯留施設で、屋根に降った雨を雨どいから貯留するタンク。
- 風の道**：ヒートアイランド現象に係る対策として、郊外から都市内に吹き込む風の通り道をつくり、都市中心部で暑くなった大気を冷やすことができるという考え方。
- 河川環境整備**：環境に配慮した護岸整備、低水路整備、河川管理用通路を活用した散策路整備、旧川敷を活用した散策路や水辺空間の整備などを行うこと。
- 河川遊水地**：河川に隣接した抵平地に、流下洪水の一部を流入させて一時貯留し、そこから下流のピーク流量を低減させる治水施設。
- 環境学習**：各主体の環境に対する共通の理解を深め、意識を向上させ、問題解決能力を育成し、各主体の取組の基礎と動機を形成することにより、各主体の行動への環境配慮を促進するもの。
- 環境学習農園**：児童・生徒などを対象として環境教育・環境学習を推進するための、農家が開設する体験学習農園。
- 環境基準**：環境基本法に基づき、環境対策の目標として、人の健康を保護し、及び維持されることが望ましい環境上の条件として政府が具体的な数値として定めた基準。
- 環境保全型農業**：堆肥などの利用によって土づくりを行い、化学合成農薬や化学肥料の使用を減らすなど、環境への負荷を抑えた栽培を行う農業のこと。
- 近郊緑地保全区域**：「首都圏近郊緑地保全法」に基づき、大都市圏に存在する良好な緑地を保全するため国土交通大臣により指定される土地の区域。
- 近郊緑地特別保全地区**：近郊緑地保全区域の緑地で、樹林地等に類する土地が良好な自然環境を形成し、相当な規模の広さを有している土地の区域で、都市計画に定める地区。
- 景観法**：都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、その基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律。
- 景観緑三法**：「景観法」の制定と同時に、関連法の整備・改正が行なわれた。「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」、これらを総称して景観緑三法という。
- 下水処理の高度化**：東京湾などでは栄養塩類（窒素やリン）による富栄養化が原因とされる赤潮が発生しており、この栄養塩類の除去を目的として行う高度な下水処理方法。せせらぎ用水など修景用にも利用することが可能。
- 下水道普及率**：行政区域内の総人口に占める下水道処理区域内人口の比率。〔下水道普及率（％）＝（下水道処理区域内人口／行政人口）× 100〕
- 建築協定**：住民全員の合意により、敷地、構造、用途、建物の形態・意匠などを定め地域の環境を保全する制度。
- 源流の森（旧水源の森）**：総合的な治水対策として、樹林地が本来持っている保水機能を活かすため、「緑の環境をつくり育てる条例」に基づき、市街化調整区域内の源流部の樹林地等の保全を図る制度。
- 公園愛護会**：公園の日常管理や除草、花壇づくりなど、公園を地域で主体的に管理・利活用する団体。
- 公園愛護会等コーディネーター**：公園愛護会の活動支援のコーディネートを行うために各土木事務所配置されている職員。



**公共下水道**：主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、水再生センターにつながるもの、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。

**公共用水域**：河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路、その他公共の用に供される水路。

**合流式下水道**：汚水と雨水を同一の管渠で排除して下水処理する方式。

**こどもログハウス**：子どもたちが身近なところで木のぬくもりを感じながら、自由に集い遊ぶことのできる屋内公園施設。市内に18箇所（1区1箇所）ある。

## （さ）行

**再生水**：下水処理の高度化等によって種々の再利用に適するようになった下水。本市では水再生センター内の運転やせせらぎ用水、販売用水として再利用している。

**栽培収穫体験ファーム**：農家が経営する市民利用型農園で、畑の準備から種・苗の準備、栽培指導を開業農家が行い、利用者は指示に従って農作業を体験する農園で、本市独自の制度。

**COD（化学的酸素要求量 Chemical Oxygen Demand）**：有機物による汚れの指標で、有機物を酸化剤で化学的に分解（酸化）するとき消費される酸化剤に対応する酸素の量。有機性汚濁物が多くなると値は高くなる。海域や湖沼における有機物による水質汚濁の指標として用いられている。

**市街化区域**：無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区分。市街地として積極的に開発・整備する区域で、すでに市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を指定。

**市街化調整区域**：無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区分。市街化を抑制すべき区域で、原則的に開発は禁止されている。

**市街地環境設計制度**：「建築基準法」に基づき、敷地内に公共的に役立つ空間や施設を確保した建築物について、高さや容積率を緩和する本市の制度。昭和48年に制定して以来、この制度を活用し数多くの建築物が建てられ、都市環境の向上に貢献している。

**市街地類型**：市街地を土地利用の状況や特徴により分類する区分。

**自然観察の森**：市民が植物や野鳥・昆虫などの小動物の生活を観察し、自然を保護・保全する心とモラルを養うことを目的に設置された施設。自然観察や学習指導、自然環境の調査研究、自然保護活動の育成・指導などを行っている。

**指定管理者制度**：平成15年度の地方自治法の一部改正によってできた新しい制度。従来、「公の施設」の管理は、地方自治法で規定された団体にしか委託できなかったが、法律の改正により、民間企業や各種法人その他の団体を、施設を管理する指定管理者として指定できるようになった。公園についても、平成16年7月より指定管理者制度を導入している。

**市民耕作園**：農地の遊休化を防ぐ農地保全策の一つとして本市が進める農協開設型の市民利用型農園。利用者自らが作目を決められること、継続的に利用ができること、適切な栽培指導が受けられることが特徴。

**市民の森**：「緑の環境をつくり育てる条例」及び「市民の森設置事業実施要綱」に基づき、概ね2ha以上のまとまりのある樹林地などを対象に、土地所有者と原則10年間以上の市民の森契約を結び、広場、散歩道、ベンチなど簡易な施設整備を行い、市民に憩いの場を提供するもの。散策路や広場の草刈り、清掃、パトロールなど通常の管理は、地域の「市民の森愛護会」に委託し、所有者には奨励金を交付している。

- 市民農業大学講座**：農業に関心をもつ市民を対象に、援農や農業ボランティアなどで活動できる人材の育成を図るため、実際の農作業を行いながら、農作物の栽培や農業の基礎知識を学べる講座。
- 市民の森愛護会**：市民の森の清掃・草刈り等の愛護活動を行う団体。土地所有者や市民により構成され、現在26箇所、約850人の会員がいる。
- 市民利用型農園**：農体験に対する市民の多様なニーズに対応しながら、農地の保全を図るため設置をすすめる農園で、本市が進めている「栽培収穫体験ファーム」、「特区農園」、市民農園「柴シーサイドファーム」、「市民耕作園」、「いきいき健康農園」等の総称。
- 市民緑地**：「都市緑地法」に基づき、地域住民の自然とのふれあいの場や生物の生息・生育地となる身近な緑地を契約により確保することを目的とした緑地保全制度の一つ。土地の区域、必要な施設の整備、管理の方法、管理期間、契約に違反した場合の措置等を契約事項として定めることとしている。
- 借地公園制度**：例えば企業の保有する遊休地等を借地方式により、行政が土地を購入することなく、効率的な都市公園の整備促進を行うもの。また、借地契約の終了などの場合には都市公園の区域の廃止を行える。
- 斜面緑地**：市街地の斜面に残された緑地。河川沿いや海岸沿いの斜面緑地は、横浜の景観の特徴となっている。
- 準用河川**：一級河川および二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの。河川法の二級河川に関する一定の規定が準用される。
- 食農教育**：生きることの最も基本的な要素である「食」と、それを支える「農（農業）」について、学び体験すること。食と農とともに、環境問題について考え、身近に感じ、行動することを促すことが重要視される。
- 生活排水**：台所、洗濯、し尿浄化槽、風呂排水など家庭生活上排出される排水。
- 生産緑地地区**：市街化区域内の農地を保全し良好な都市環境の形成を図るため、「生産緑地法」に基づき市が指定する都市計画上の地域地区。500㎡以上の農地が対象で、農地として維持し開発・建築等は制限されるが、土地課税の優遇措置がある。
- 生態系**：食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物と無機的環境の間の相互作用を総合的に捉えた、生物社会のまとまりを示す概念。まとまりの捉え方によって、例えば、ため池を一つの生態系と呼ぶこともでき、また地球全体を一つの生態系と考えることもできる。
- 生物指標**：指標となる生物（魚類、底生動物、水草、藻類、細菌類）の出現状況から河川や海域の水質を評価するもので、本市では3年ごとに調査をして、生物指標による評価を行っている。
- 生物相**：特定の地域に生息・生育する生物の種類組成をいう。
- 生物多様性**：生物の間に見られる変異を総合的に指す言葉で、様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在「生態系の多様性」、様々な生物種が存在する「種の多様性」、種は同じでも持っている遺伝子が異なる「遺伝的多様性」からなる3つのレベルの多様性により捉えられる。
- 総量規制**：一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を割り当てて、この量をもって規制する方法をいう。

#### (た) 行

- 宅地化農地**：市街化区域内にある農地で「生産緑地地区」に指定されていない農地（課税地目、登記地目が田・畑の土地）の通称。

- 多自然川づくり**：河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに多様な河川風景を保全あるいは創出するために、河川の管理を行うこと。
- 地区計画**：細街路や小公園等の小規模な公共施設の配置及び規模とともに、建築物に関する制限を計画事項とする総合的な都市計画制度。
- 地産地消**：地域で作られた旬の農作物を、その地域内で消費する考え方のこと。季節に応じた栽培であり、遠距離の輸送が必要ないことから、エネルギー消費に伴う二酸化炭素排出が少なく、地域の農業の活性化にもつながる。
- 鶴見川流域水マスタープラン**：急速な都市化による洪水災害の危険性の増大、普段の川の水量の減少、水質の悪化、生きものの生息・生育・繁殖環境の悪化など、水循環系の様々な課題が顕著となった鶴見川流域において環境と共存する持続可能な流域とするため、流域の自治体や住民とともに、水循環系に係わる諸課題の取組を推進する、平成16年8月に策定された総合的な指針。
- 低水路整備**：低水路とは複断面の形をした河川で、常に水が流れる部分のことをいう。都市部の中小河川の場合、通常単断面の場合が多く、都市化による晴天時河川流量の減少により水深も浅い。これでは多様な生物が生息しにくいいため、複断面化（低水路整備）することにより、低水路部では水深がある程度確保され、高水敷とあわせて生物生息環境に配慮した河川とすることができる。
- 東京湾水質総量規制**：水質汚濁防止法に基づき、人口、産業が集中し汚濁が著しい広域的な閉鎖性水域について、一律排水基準のみによっては水質環境基準の確保が困難である場合、当該水質に影響を及ぼす汚濁負荷量を全体的に削減しようとする制度。東京湾の水質の改善を図るために、昭和54年から5次にわたり水質総量規制を実施し、汚濁負荷量の削減に取り組んでいる。
- 透水性舗装**：雨水を積極的に地中に浸透させることを目的とした舗装。水をそのまま地下に浸透させるため、設計許容量を超えた豪雨時などに起こる下水や河川の氾濫の防止、植生や地中生態の改善、地下水の涵養等の効果がある。
- 特別緑地保全地区**：「都市緑地法」に基づき、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全し、都市計画に位置づける地域地区。
- 都市農業**：都市内及び都市周辺の農業。都市住民に新鮮で安全な農作物を供給するとともに、水や緑、自然空間の提供等により環境や景観を維持し、ゆとりやうるおいを提供するという貴重な役割を担っている。また、阪神・淡路大震災をきっかけに、その防災機能が再認識されているほか、児童・生徒や都市住民への教育等にも活用されるなど、多様な役割を發揮することが期待されている。

#### (な) 行

- 二級河川**：一級河川として指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものにかかわる河川で都道府県知事が指定したもの。
- 認定農業者**：農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が策定した基本構想の目標に向けて、経営改善計画を作成して市から認定を受けた農家。
- 農のある地域づくり協定**：市街化調整区域の農業地域の環境や景観を、農家と地域住民との協働により保全・活用する協定。
- 農業振興地域**：「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、今後とも農業の振興を図るべき地域として、知事が指定する地域。



**農業専用地区**：まとまりのある優良な農地の確保により、都市農業の確立と都市環境を保全することを目的として、本市の要綱により指定される地区。農業振興地域内で、農業生産性の向上及び地域農業の健全な発展が見込まれる面積 10ha 以上の地区を指定。

**農用地区域**：農業振興地域内の土地で、今後長期間にわたり農業上の利用を図るべき土地の区域。農業振興地域の指定を受けた市町村が作成する「農業振興地域整備計画」で定められる。

## (は) 行

**パークマネジメント**：従来の都市公園の整備や行政主導の管理手法から脱皮し、経営的視点・利用者の視点に立って、より質の高い公園サービスを提供する新しい公園整備・管理運営の考え方。

**はま農の楽**：市民農業大学講座の修了生で組織する農体験リーダーの会「横浜農と緑の会」の通称。この会は、“農のある街”横浜を目指して農地の保全に貢献すること、講座を通して農業への理解を深めた農体験リーダーが、習得した知識と技術そして農に対する意欲で活動を開始することを目的としている。

**BOD (生物化学的酸素要求量 Biochemical Oxygen Demand)**：有機物による汚れの指標で、水中の微生物が有機物を分解するときに消費される酸素の量。有機性汚濁物が多くなると BOD 値は高くなる。河川における有機物による水質汚濁の指標として用いられている。

**ヒートアイランド現象**：都市部の気温が郊外に比べ高くなる現象。等温線を描くと温度の高いところが「島」のように見えることから、ヒートアイランド(熱の島)と呼ばれる。

**ビオトープ (biotope)**：生物を意味する「ビオ」と場所を意味する「トープ」を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。地域計画においては、計画上重要な生物の生息空間の意味で使われる。生態系の保全の観点からは、単体でビオトープを整備(確保)するのではなく、生物の移動が確保できるようなビオトープ・ネットワークの形成が重要とされている。

**非特定汚染源**：排出を特定しにくい汚染発生源。屋根・道路・グランド等に堆積した汚濁、農地・山林・市街地などにおける落ち葉・肥料・農薬などを含み、汚染源が面的に分布し、風雨などによって拡散・流出して負荷の原因となる場合もある。非点汚染源、面汚染源、面源などとも呼ばれる。

**貧酸素水塊**：海洋、湖沼等の閉鎖性水域で、魚介類が生存できないくらいに溶存酸素濃度が低下した水の水塊のこと。

**ファーマーズマーケット**：市内の農業者が生産した新鮮で安心な農畜産物を豊富にそろえ、駐車場を備えた直売施設。

**風致地区**：都市計画で定める地域地区の一つで、都市の風致を維持するために指定するもの。地域制緑地の一つで、都道府県、政令指定都市で定める「風致地区条例」により、建築物の建築、宅地の造成または木竹の伐採などの行為を規制している。

**プレイパーク**：自己責任による「自由な遊び」を実現する、公園・緑地を舞台にした市民活動。「冒険遊び場」とも呼ばれている。プレイパークは、子供の健全な育成のほか、子どもを通じた地域のコミュニケーションや公園の利用の活性化を促す活動としての効果も大きく、趣旨に賛同する個人や団体が広く公平に利用することができる。

**壁面緑化**：建物の壁面を植物で覆うこと。ヒートアイランド現象の緩和、建物への日射の遮断(省エネルギー効果)、二酸化炭素や大気汚染物質の吸着機能などの効果がある。

**保安林**：水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制され、水源かん養保安林、保健保安林など、全部で 17 種類の保安林がある。

**防災協力農地**：大災害時の避難場所や復興時の仮設住宅用地等として、土地所有者の申出により登録する農地。

#### (ま) 行

**まちづくり協定**：一定の地域においてまちづくりに関するルールを定める任意の協定。

**水辺愛護会**：河川や水辺施設的环境を良好に保ち、市民が快適にふれあい、親しむことができるように、自発的・日常的清掃活動を行う地域団体。

**民有樹林地の現況調査**：市内に残る樹林地の特性を把握・評価し、今後の緑地保全施策を展開するための基礎資料とすることを目的として平成15年度・16年度の2箇年で実施した「緑地資源の総点検」にかかる調査。①規模や生物の多様性などの「自然的条件」、②景観面や利用面などの「社会的条件」、③市の施策上の位置づけ等である「計画的条件」のそれぞれの条件についてA、B、Cの3段階で評価した。

**恵みの里**：地域の農産物を生産・販売する農業経営ばかりでなく、多様なタイプの市民利用型農園（観光農園、市民農園等）での農体験や“農”の景観を市民に提供する新しい農業経営の展開と、市民参加の地域づくりをとおして、農地の保全と有効活用を行い、周辺緑地の環境・景観保全とあわせて総合的な農業振興を図る事業。

**モニタリング調査**：監視・追跡のために行う継続的な観測や調査。

**森づくりボランティア**：「人の手を必要としている樹林地」と「樹林地保全に関わりたい市民」を結ぶための「森づくりボランティア団体育成・支援要綱」で支援を進める森づくりのボランティア団体。

#### (や) 行

**谷戸**：丘陵の間の谷状の地形をもつ地域。貴重な源流域となるとともに、水・緑・農地・集落の一体空間として生物が多く生息している。本市は、多摩丘陵の終端部に位置するため谷戸が多い。

**よこはま協働の森基金**：身近な小規模樹林地を、市民と行政との協働により保全するために創設した基金。市民が自主的に集めた資金と、基金からの拠出金とをあわせて、1,000～5,000㎡程度で一団のまとまりのある樹林地を取得する。樹林地の保全を希望する市民が発意を行い、審査委員会による審査の後、市が樹林地を取得する。また、発意した市民は、募金活動等によって取得費用の一部（一割以上）を集め、樹林地の取得後は、地域で管理を行ってもらう。さらに、基金自体への寄附をより広く募るため「協働の森パートナー制度」を実施し、店舗等への募金箱の設置や、提携した飲料自動販売機の売上げの中から寄附をいただく、といった事業者との協働を進めている。

**横浜市環境教育基本方針**：「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」及び「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づく基本方針。「環境行動都市」横浜にふさわしい環境教育のあり方や、様々な主体の協働によって環境教育を進めていくために各主体の役割、必要な取組等を示すものとして平成17年に策定。

**横浜市環境教育アクションプラン**：「横浜市環境教育基本方針」をうけ、平成18年に策定した行動計画。すべての市民に取り組んで欲しい行動を、より具体的な事例紹介を交えながら提案している。

- 横浜チャレンジファーマー**：農家の子弟以外の横浜市民で、農業を職業として希望する方を対象に研修を行い、2年間の研修終了後、認定審査会の審査を経て、横浜チャレンジファーマーの認定証が交付される。横浜チャレンジファーマーに認定されると、農地が借りられるようになり、農地の利用権設定について支援が得られる。
- 横浜ブランド農産物**：「浜なし」などの特産物として親しまれている農産物や、今後特産物となりうる品目を認定した「生産振興品目（野菜 26 品目、果物 4 品目）」。「はま菜ちゃん」は横浜生まれの野菜や果物のシンボルマーク。
- 横浜ふるさと生物**：横浜の原風景を構成する身近な生物のことで、トンボ、セミ、ホタル、ヤマユリ、リンドウ、クヌギ、コナラなどがあげられる。
- 横浜ふるさと村**：良好な田園景観を有する農業地域を対象に、生産施設・研修施設等を整備し、広く市民が、自然・農業・農業文化に親しむ場を提供することにより、農業者との交流を通じて、長年にわたり農業地域の振興と保全を図る地域として設置している。
- よこはま緑の街づくり基金**：民有地の緑化を市民の手によって進めるために、市民、企業、団体などからの寄付金と本市からの補助金を積み立て、その利息によって市民の緑化活動を支援し、促進しようとする基金。
- よこはま・ゆめ・ファーマー**：横浜市では、女性農業者がいきいきと働き暮らせる「“農”のあるまち横浜」を目指すため、農業経営や地域活動などに主体的に関わっている女性を「よこはま・ゆめ・ファーマー」として認定し、積極的に支援を実施している。

#### (5) 行

- 立体都市公園制度**：緑とオープンスペースが少なく都市公園の整備の必要性が高い一方、他の目的による土地利用の必要性も高い市街地の中心等において、土地の有効利用と都市公園の効率的な整備を図るため、他の施設と都市公園との立体的土地利用を可能とする「都市公園法」に基づく制度。
- 緑地協定**：都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ「都市緑地法」に基づく制度。
- 緑化重点地区**：「都市緑地法」に基づき、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定項目として定める「緑化の推進を重点的に図るべき地区」。緑化重点地区では、緑化の方向性や緑化手法など詳しいプランを策定し、緑化重点地区整備事業等により、重点的に緑化を推進する。
- 緑化地域**：緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける「都市緑地法」に基づく制度。「都市計画法」における地域地区として市町村が計画決定を行う。
- 緑地資源の総点検**：市内に残る樹林地の特性を把握・評価し、今後の緑地保全施策を展開するための基礎資料とすることを目的として平成 15 年度・16 年度の 2 箇年で実施した民有樹林地の現況調査。
- 緑地保存地区**：「緑の環境をつくり育てる条例」及び「緑地保存事業実施要綱」に基づき、市街化区域内の概ね 500㎡以上の樹林地を対象に、所有者と 10 年以上の緑地保存契約を結び緑地を保存した地区。
- レッドデータ種**：絶滅及び絶滅のおそれのある生物種の総称で、絶滅種、絶滅危惧種などに分けられる。環境省、神奈川県などが、レッドデータ種の分布や生息状況などの情報をまとめたレッドデータブックを作成している。



横浜市水と緑の基本計画

平成 19 年 1 月発行

編集・発行 横浜市環境創造局総合企画部環境政策課

〒 231-0017 横浜市中区港町 1-1

電 話 045 (671) 2688

F A X 045 (641) 3490

横浜市広報印刷物登録第 180545 号 類別・分類 A-KJ040

製作：株式会社エックス都市研究所 印刷：山陽印刷株式会社